

### 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

#### 第 1 号 (9月 8 日) (月曜日)

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 0
日程第 5 議案第 7 7 号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会 条例の一部改正について	1 1
日程第 6 議案第 7 3 号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定 について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
池上総務企画部長	1 1
日程第 7 発議第 2 号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について	1 3
日程第 8 発議第 3 号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について	1 3
日程第 9 発議第 4 号日置市議会会議規則の一部改正について	1 3
日程第 1 0 発議第 5 号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	1 3
長野議会運営委員長提案理由説明	1 3
日程第 1 1 報告第 3 号平成 1 9 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について	1 4
日程第 1 2 報告第 4 号社団法人日置市農業公社平成 1 9 年度決算及び平成 2 0 年度事業計画の 報告について	1 4
日程第 1 3 報告第 5 号平成 1 9 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 4
日程第 1 4 報告第 6 号平成 1 9 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 4
日程第 1 5 報告第 7 号平成 1 9 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
日程第 1 6 議案第 6 8 号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	1 5
日程第 1 7 議案第 6 9 号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について	1 5
日程第 1 8 議案第 7 0 号鹿児島県市町村土地開発公社の解散について	1 5

宮路市長提案理由説明	16
池上総務企画部長	16
日程第19 議案第71号日置市土地開発公社の設立について	18
日程第20 議案第72号市道の路線の認定について	18
日程第21 議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について	18
宮路市長提案理由説明	18
池上総務企画部長	18
中村産業建設部長	19
田畑純二君	20
田畑純二君	21
中村産業建設部長	21
上園農林水産課長	21
田畑純二君	22
中村産業建設部長	22
梶 康博君	22
宮路市長	23
佐藤彰矩君	23
中村産業建設部長	23
佐藤彰矩君	23
中村産業建設部長	23
休 憩	24
樹土木建設課長	24
中村産業建設部長	24
日程第22 議案第75号日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ いて	24
日程第23 議案第76号日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用 及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	24
宮路市長提案理由説明	24
池上総務企画部長	24
田畑純二君	25
池上総務企画部長	26
日程第24 議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について	26

日程第 2 5 議案第 7 9 号日置市体育施設条例の一部改正について	2 6
宮路市長提案理由説明	2 7
中村産業建設部長	2 7
外園教育次長	2 7
梶 康博君	2 8
外園教育次長	2 8
梶 康博君	2 8
坂口洋之君	2 8
上園農林水産課長	2 8
坂口洋之君	2 9
上園農林水産課長	2 9
坂口ルリ子さん	2 9
上園農林水産課長	2 9
坂口ルリ子さん	2 9
田畑純二君	2 9
外園教育次長	3 0
小園東市来支所長	3 0
外園教育次長	3 0
上園農林水産課長	3 0
日程第 2 6 議案第 8 0 号日置市医師住宅条例の廃止について	3 0
宮路市長提案理由説明	3 0
坂口市民福祉部長	3 0
田畑純二君	3 1
坂口市民福祉部長	3 1
日程第 2 7 議案第 8 1 号平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）	3 2
日程第 2 8 議案第 8 2 号平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 2
日程第 2 9 議案第 8 3 号平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）	3 2
日程第 3 0 議案第 8 4 号平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 2
日程第 3 1 議案第 8 5 号平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 2
日程第 3 2 議案第 8 6 号平成 2 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 2

日程第 3 3	議案第 8 7 号平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……	3 2
日程第 3 4	議案第 8 8 号平成 2 0 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 3 5	議案第 8 9 号平成 2 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 3 6	議案第 9 0 号平成 2 0 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 3 7	議案第 9 1 号平成 2 0 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 3 8	議案第 9 2 号平成 2 0 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 3 9	議案第 9 3 号平成 2 0 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
日程第 4 0	議案第 9 4 号平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) ……	3 2
日程第 4 1	議案第 9 5 号平成 2 0 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……	3 2
	宮路市長提案理由説明 ……	3 2
休 憩	……	3 4
	宮路市長提案理由説明 ……	3 4
	田畑純二君 ……	3 7
	豊辻福祉課長 ……	3 8
	樹土木建設課長 ……	3 8
	山之内教育総務課長 ……	3 9
	坂口ルリ子さん ……	3 9
	宮園市民生活課長 ……	3 9
	上園農林水産課長 ……	3 9
	坂口ルリ子さん ……	3 9
	上園農林水産課長 ……	4 0
	宮園市民生活課長 ……	4 0
	谷口正行君 ……	4 0
	奥藪財政管財課長 ……	4 1
	富迫企画課長 ……	4 1
	上園農林水産課長 ……	4 1
	鉾之原商工観光課長 ……	4 2
	谷口正行君 ……	4 2
	富迫企画課長 ……	4 2

谷口正行君	4 3
富迫企画課長	4 3
西菌典子さん	4 3
奥菌財政管財課長	4 4
豊辻福祉課長	4 4
桜井総務課長	4 4
樹土木建設課長	4 4
西菌典子さん	4 4
田畑純二君	4 5
豊辻福祉課長	4 5
西菌典子さん	4 5
宇田下水道課長	4 6
西菌典子さん	4 6
宇田下水道課長	4 6
地頭所貞視君	4 6
脇健康保険課長	4 6
地頭所貞視君	4 7
休 憩	4 7
日程第 4 2 認定第 1 号平成 1 9 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	4 7
日程第 4 3 認定第 2 号平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	4 7
日程第 4 4 認定第 3 号平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	4 7
日程第 4 5 認定第 4 号平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定 について	4 7
日程第 4 6 認定第 5 号平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 7
日程第 4 7 認定第 6 号平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	4 8
日程第 4 8 認定第 7 号平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 8
日程第 4 9 認定第 8 号平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計	

歳入歳出決算認定について	48
日程第50 認定第9号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	48
日程第51 認定第10号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	48
日程第52 認定第11号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	48
日程第53 認定第12号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	48
日程第54 認定第13号平成19年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	48
日程第55 認定第14号平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	48
日程第56 認定第15号平成19年度日置市水道事業会計決算認定について	48
宮路市長提案理由説明	48
日程第57 請願第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」	52
日程第58 陳情第5号郵政民営化法の見直しに関する陳情書	52
日程第59 陳情第6号日置市議会の抜本的な改革を求める件	52
散 会	53

---

第2号（9月18日）（木曜日）

開 議	58
日程第1 会議録署名議員の指名	58
日程第2 一般質問	58
長野瑛や子さん	58
宮路市長	59
田代教育長	60
長野瑛や子さん	61
宮路市長	61
長野瑛や子さん	61
富迫企画課長	62
長野瑛や子さん	62

富迫企画課長	6 2
長野瑛や子さん	6 2
富迫企画課長	6 2
長野瑛や子さん	6 3
富迫企画課長	6 3
長野瑛や子さん	6 3
宮路市長	6 3
長野瑛や子さん	6 4
宮路市長	6 4
長野瑛や子さん	6 4
宮路市長	6 4
長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 5
長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 5
長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 6
長野瑛や子さん	6 6
田代教育長	6 6
長野瑛や子さん	6 7
田代教育長	6 7
長野瑛や子さん	6 7
田代教育長	6 7
長野瑛や子さん	6 8
田代教育長	6 8
長野瑛や子さん	6 8
休 憩	6 8
西園典子さん	6 8
宮路市長	6 9
西園典子さん	7 1
宮園市民生活課長	7 1
西園典子さん	7 1

宮園市民生活課長	7 2
西藺典子さん	7 2
宮園市民生活課長	7 2
西藺典子さん	7 2
宮路市長	7 2
西藺典子さん	7 2
宮園市民生活課長	7 2
西藺典子さん	7 3
宮園市民生活課長	7 3
西藺典子さん	7 4
宇田下水道課長	7 4
西藺典子さん	7 4
宮路市長	7 5
西藺典子さん	7 5
宮路市長	7 5
西藺典子さん	7 5
宮路市長	7 5
西藺典子さん	7 6
宮路市長	7 6
西藺典子さん	7 6
宮路市長	7 6
西藺典子さん	7 6
宮路市長	7 6
西藺典子さん	7 7
宮路市長	7 7
西藺典子さん	7 7
宇田下水道課長	7 7
西藺典子さん	7 7
宇田下水道課長	7 7
西藺典子さん	7 7
宇田下水道課長	7 7
西藺典子さん	7 7

宮路市長	7 8
西藺典子さん	7 8
宮路市長	7 8
西藺典子さん	7 8
宮路市長	7 9
西藺典子さん	7 9
宮路市長	7 9
西藺典子さん	8 0
宮路市長	8 0
西藺典子さん	8 0
宮路市長	8 0
西藺典子さん	8 0
宮路市長	8 0
西藺典子さん	8 0
宮路市長	8 0
西藺典子さん	8 1
宮路市長	8 1
西藺典子さん	8 1
宮園市民生活課長	8 1
休 憩	8 2
重水富夫君	8 2
宮路市長	8 2
重水富夫君	8 4
宮路市長	8 4
重水富夫君	8 4
宮路市長	8 5
重水富夫君	8 5
宮路市長	8 5
重水富夫君	8 5
宮路市長	8 6
重水富夫君	8 6
宮路市長	8 6
重水富夫君	8 7
宮路市長	8 7

重水富夫君	8 7
宮路市長	8 7
重水富夫君	8 8
銚之原商工観光課長	8 8
重水富夫君	8 8
宮路市長	8 8
重水富夫君	8 9
宮路市長	8 9
重水富夫君	8 9
宮路市長	9 0
重水富夫君	9 0
宮路市長	9 0
重水富夫君	9 0
宮路市長	9 0
重水富夫君	9 0
宮路市長	9 0
重水富夫君	9 1
宮路市長	9 1
田畑純二君	9 1
休 憩	9 4
宮路市長	9 4
田畑純二君	9 7
宮路市長	9 7
田畑純二君	9 7
宮路市長	9 7
田畑純二君	9 7
宮路市長	9 8
田畑純二君	9 8
宮路市長	9 8
田畑純二君	9 9
宮路市長	9 9
田畑純二君	9 9

宮路市長	9 9
田畑純二君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
田畑純二君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
田畑純二君	1 0 0
宮路市長	1 0 1
田畑純二君	1 0 1
宮路市長	1 0 1
田畑純二君	1 0 1
宮路市長	1 0 2
田畑純二君	1 0 2
宮路市長	1 0 3
田畑純二君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
出水賢太郎君	1 0 3
休 憩	1 0 5
宮路市長	1 0 5
出水賢太郎君	1 0 6
樹土木建設課長	1 0 6
出水賢太郎君	1 0 6
樹土木建設課長	1 0 6
出水賢太郎君	1 0 7
上園農林水産課長	1 0 7
出水賢太郎君	1 0 7
上園農林水産課長	1 0 7
出水賢太郎君	1 0 7
宮路市長	1 0 8
出水賢太郎君	1 0 8
樹土木建設課長	1 0 8
出水賢太郎君	1 0 8
宮路市長	1 0 8

出水賢太郎君 .....	1 0 8
樹土木建設課長 .....	1 0 8
出水賢太郎君 .....	1 0 9
樹土木建設課長 .....	1 0 9
出水賢太郎君 .....	1 0 9
宮路市長 .....	1 0 9
出水賢太郎君 .....	1 0 9
富迫企画課長 .....	1 1 0
出水賢太郎君 .....	1 1 0
樹土木建設課長 .....	1 1 0
出水賢太郎君 .....	1 1 0
宮路市長 .....	1 1 0
出水賢太郎君 .....	1 1 1
樹土木建設課長 .....	1 1 1
出水賢太郎君 .....	1 1 1
樹土木建設課長 .....	1 1 2
出水賢太郎君 .....	1 1 2
宮路市長 .....	1 1 2
出水賢太郎君 .....	1 1 2
桜井総務課長 .....	1 1 3
出水賢太郎君 .....	1 1 3
宮路市長 .....	1 1 3
出水賢太郎君 .....	1 1 3
富迫企画課長 .....	1 1 3
出水賢太郎君 .....	1 1 3
富迫企画課長 .....	1 1 4
出水賢太郎君 .....	1 1 4
宮路市長 .....	1 1 4
出水賢太郎君 .....	1 1 5
富迫企画課長 .....	1 1 5
出水賢太郎君 .....	1 1 5
富迫企画課長 .....	1 1 5

	出水賢太郎君 .....	1 1 6
	富迫企画課長 .....	1 1 6
	上園農林水産課長 .....	1 1 6
休	憩 .....	1 1 6
	坂口洋之君 .....	1 1 6
	宮路市長 .....	1 1 8
	坂口洋之君 .....	1 2 0
	宮路市長 .....	1 2 0
	坂口洋之君 .....	1 2 1
	豊辻福祉課長 .....	1 2 1
	坂口洋之君 .....	1 2 1
	宮路市長 .....	1 2 1
	坂口洋之君 .....	1 2 1
	宮路市長 .....	1 2 2
	坂口洋之君 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 2
	坂口洋之君 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 2
	坂口洋之君 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 2
	坂口洋之君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 3
	坂口洋之君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 3
	坂口洋之君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 4

	坂口洋之君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	坂口洋之君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	坂口洋之君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 5
	坂口洋之君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 6
	坂口洋之君 .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 6
	坂口洋之君 .....	1 2 7
休	憩 .....	1 2 7
	坂口洋之君 .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7
	坂口洋之君 .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7
	坂口洋之君 .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 8
	坂口洋之君 .....	1 2 8
	宮路市長 .....	1 2 8
	坂口洋之君 .....	1 2 8
	鉢之原商工観光課長 .....	1 2 8
	坂口洋之君 .....	1 2 9
	宮路市長 .....	1 2 9
	坂口洋之君 .....	1 2 9
	宮路市長 .....	1 2 9
	坂口洋之君 .....	1 3 0
	宮路市長 .....	1 3 0
	坂口洋之君 .....	1 3 0
	宮路市長 .....	1 3 0
散	会 .....	1 3 1

第3号(9月19日)(金曜日)

開 議 .....	1 3 6
日程第1 一般質問 .....	1 3 6
松尾公裕君 .....	1 3 6
宮路市長 .....	1 3 7
松尾公裕君 .....	1 3 9
宮路市長 .....	1 3 9
松尾公裕君 .....	1 3 9
宮路市長 .....	1 4 0
松尾公裕君 .....	1 4 0
宮路市長 .....	1 4 0
松尾公裕君 .....	1 4 1
宮路市長 .....	1 4 1
松尾公裕君 .....	1 4 1
宮路市長 .....	1 4 1
松尾公裕君 .....	1 4 2
宮路市長 .....	1 4 2
松尾公裕君 .....	1 4 2
宮路市長 .....	1 4 2
松尾公裕君 .....	1 4 3
大北農業委員会事務局長 .....	1 4 3
松尾公裕君 .....	1 4 3
大北農業委員会事務局長 .....	1 4 4
松尾公裕君 .....	1 4 4
中村産業建設部長 .....	1 4 4
松尾公裕君 .....	1 4 4
中村産業建設部長 .....	1 4 4
松尾公裕君 .....	1 4 4
宮路市長 .....	1 4 5
休 憩 .....	1 4 5
下御領昭博君 .....	1 4 5
宮路市長 .....	1 4 6

下御領昭博君 .....	1 4 8
宮路市長 .....	1 4 8
下御領昭博君 .....	1 4 9
宮路市長 .....	1 4 9
下御領昭博君 .....	1 4 9
地頭所稅務課長 .....	1 5 0
下御領昭博君 .....	1 5 0
地頭所稅務課長 .....	1 5 0
下御領昭博君 .....	1 5 0
地頭所稅務課長 .....	1 5 0
下御領昭博君 .....	1 5 0
地頭所稅務課長 .....	1 5 1
下御領昭博君 .....	1 5 1
地頭所稅務課長 .....	1 5 1
下御領昭博君 .....	1 5 1
地頭所稅務課長 .....	1 5 1
下御領昭博君 .....	1 5 1
地頭所稅務課長 .....	1 5 1
下御領昭博君 .....	1 5 2
上園農林水產課長 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 2
下御領昭博君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 3
下御領昭博君 .....	1 5 3
地頭所稅務課長 .....	1 5 3
下御領昭博君 .....	1 5 3
宮路市長 .....	1 5 3
下御領昭博君 .....	1 5 4
地頭所稅務課長 .....	1 5 4
下御領昭博君 .....	1 5 4
地頭所稅務課長 .....	1 5 4

	下御領昭博君 .....	1 5 4
	宮路市長 .....	1 5 4
	下御領昭博君 .....	1 5 4
	宮路市長 .....	1 5 5
	下御領昭博君 .....	1 5 5
	宮路市長 .....	1 5 5
	下御領昭博君 .....	1 5 5
	宮路市長 .....	1 5 6
	成田 浩君 .....	1 5 6
休	憩 .....	1 5 7
	宮路市長 .....	1 5 7
	成田 浩君 .....	1 5 9
	宮路市長 .....	1 6 0
	成田 浩君 .....	1 6 0
	宮路市長 .....	1 6 0
	成田 浩君 .....	1 6 0
	宮路市長 .....	1 6 1
	成田 浩君 .....	1 6 1
	宮路市長 .....	1 6 1
	成田 浩君 .....	1 6 2
	松山日吉支所長 .....	1 6 2
	成田 浩君 .....	1 6 2
	宮路市長 .....	1 6 2
	成田 浩君 .....	1 6 2
	宮路市長 .....	1 6 2
	成田 浩君 .....	1 6 3
	宮路市長 .....	1 6 3
	成田 浩君 .....	1 6 4
	宮路市長 .....	1 6 4
	成田 浩君 .....	1 6 4
	宮路市長 .....	1 6 4
	成田 浩君 .....	1 6 5

宮路市長	1 6 5
成田 浩君	1 6 5
宮路市長	1 6 6
成田 浩君	1 6 6
桜井総務課長	1 6 6
成田 浩君	1 6 6
宮路市長	1 6 7
梶 康博君	1 6 7
宮路市長	1 6 8
休 憩	1 6 9
梶 康博君	1 6 9
富迫企画課長	1 6 9
梶 康博君	1 7 0
富迫企画課長	1 7 0
梶 康博君	1 7 0
富迫企画課長	1 7 0
梶 康博君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
梶 康博君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
梶 康博君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
梶 康博君	1 7 3
並松安文君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
並松安文君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
並松安文君	1 7 6
大北農業委員会事務局長	1 7 6
並松安文君	1 7 6
宮路市長	1 7 7
並松安文君	1 7 7

宮路市長	1 7 7
並松安文君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
並松安文君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
並松安文君	1 7 9
散 会	1 8 0

---

第4号（9月22日）（月曜日）

開 議	1 8 4
日程第1 一般質問	1 8 4
池満 渉君	1 8 4
宮路市長	1 8 4
池満 渉君	1 8 6
宮路市長	1 8 6
池満 渉君	1 8 6
宮路市長	1 8 7
池満 渉君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
池満 渉君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
池満 渉君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
池満 渉君	1 8 9
宮路市長	1 8 9
池満 渉君	1 8 9
宮路市長	1 9 0
池満 渉君	1 9 0
宮路市長	1 9 0
池満 渉君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
池満 渉君	1 9 1

宮路市長	1 9 2
池満 渉君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
池満 渉君	1 9 3
宮路市長	1 9 3
池満 渉君	1 9 3
宮路市長	1 9 4
池満 渉君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
池満 渉君	1 9 5
宮路市長	1 9 5
池満 渉君	1 9 6
宮路市長	1 9 6
池満 渉君	1 9 6
宮路市長	1 9 7
休 憩	1 9 7
漆島政人君	1 9 7
宮路市長	1 9 8
漆島政人君	1 9 8
宮路市長	1 9 9
漆島政人君	1 9 9
宮路市長	2 0 0
漆島政人君	2 0 0
宮路市長	2 0 0
漆島政人君	2 0 1
宮路市長	2 0 1
漆島政人君	2 0 2
宮路市長	2 0 3
上園哲生君	2 0 4
宮路市長	2 0 5
上園哲生君	2 0 6
宮路市長	2 0 6

休 憩 .....	2 0 7
上園哲生君 .....	2 0 7
宮路市長 .....	2 0 7
上園哲生君 .....	2 0 8
宮路市長 .....	2 0 8
上園哲生君 .....	2 0 8
宮路市長 .....	2 0 8
上園哲生君 .....	2 0 9
宮路市長 .....	2 0 9
上園哲生君 .....	2 1 0
宮路市長 .....	2 1 0
上園哲生君 .....	2 1 0
宮路市長 .....	2 1 0
上園哲生君 .....	2 1 1
宮路市長 .....	2 1 1
上園哲生君 .....	2 1 2
宮路市長 .....	2 1 2
坂口ルリ子さん .....	2 1 2
宮路市長 .....	2 1 4
坂口ルリ子さん .....	2 1 4
宮路市長 .....	2 1 4
坂口ルリ子さん .....	2 1 5
宮路市長 .....	2 1 5
田代教育長 .....	2 1 6
坂口ルリ子さん .....	2 1 6
宮路市長 .....	2 1 6
坂口ルリ子さん .....	2 1 7
脇健康保険課長 .....	2 1 7
坂口ルリ子さん .....	2 1 7
宮路市長 .....	2 1 7
坂口ルリ子さん .....	2 1 8
豊辻福祉課長 .....	2 1 8

	坂口ルリ子さん	2 1 8
	坂口ルリ子さん	2 2 0
	宮路市長	2 2 0
休	憩	2 2 0
	坂口ルリ子さん	2 2 0
	宮路市長	2 2 0
	坂口ルリ子さん	2 2 0
	田代教育長	2 2 1
	坂口ルリ子さん	2 2 1
	田代教育長	2 2 1
	坂口ルリ子さん	2 2 1
	花木千鶴さん	2 2 2
	宮路市長	2 2 2
	花木千鶴さん	2 2 3
	宮路市長	2 2 3
	花木千鶴さん	2 2 4
	宮路市長	2 2 4
	花木千鶴さん	2 2 4
	宮園市民生活課長	2 2 4
	花木千鶴さん	2 2 5
	宮園市民生活課長	2 2 5
	花木千鶴さん	2 2 5
	宮園市民生活課長	2 2 5
	花木千鶴さん	2 2 5
	宮路市長	2 2 6
	花木千鶴さん	2 2 6
	桜井総務課長	2 2 7
	花木千鶴さん	2 2 7
	桜井総務課長	2 2 7
	花木千鶴さん	2 2 8
	池上総務企画部長	2 2 8
	花木千鶴さん	2 2 8

池上総務企画部長	2 2 9
花木千鶴さん	2 2 9
池上総務企画部長	2 2 9
花木千鶴さん	2 3 0
池上総務企画部長	2 3 0
花木千鶴さん	2 3 0
池上総務企画部長	2 3 0
花木千鶴さん	2 3 0
池上総務企画部長	2 3 0
花木千鶴さん	2 3 0
桜井総務課長	2 3 1
花木千鶴さん	2 3 1
桜井総務課長	2 3 1
花木千鶴さん	2 3 1
桜井総務課長	2 3 1
花木千鶴さん	2 3 1
横山副市長	2 3 1
花木千鶴さん	2 3 2
横山副市長	2 3 2
花木千鶴さん	2 3 2
宮路市長	2 3 2
花木千鶴さん	2 3 3
樋渡吹上支所長	2 3 3
花木千鶴さん	2 3 3
樋渡吹上支所長	2 3 3
花木千鶴さん	2 3 3
散 会	2 3 4

---

第5号（9月30日）（火曜日）

開 議	2 3 9
日程第1 議案第71号日置市土地開発公社の設立について	2 3 9
鶴園総務企画常任副委員長報告	2 3 9

花木千鶴さん	2 4 0
宇田 栄君	2 4 0
日程第 2 議案第 7 2 号市道の路線の認定について	2 4 1
日程第 3 議案第 7 4 号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について	2 4 1
日程第 4 議案第 7 8 号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について	2 4 1
重水産業建設常任委員長報告	2 4 1
日程第 5 議案第 7 9 号日置市体育施設条例の一部改正について	2 4 4
西園教育文化常任委員長報告	2 4 4
日程第 6 議案第 8 1 号平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号)	2 4 5
靄園総務企画常任副委員長報告	2 4 5
中島環境福祉常任委員長報告	2 4 8
休 憩	2 5 0
重水産業建設常任委員長報告	2 5 1
西園教育文化常任委員長報告	2 5 3
漆島政人君	2 5 6
長野瑳や子さん	2 5 8
休 憩	2 5 9
日程第 7 議案第 8 2 号平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	2 5 9
日程第 8 議案第 8 3 号平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 5 9
日程第 9 議案第 8 4 号平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 5 9
日程第 1 0 議案第 8 9 号平成 2 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 5 9
日程第 1 1 議案第 9 0 号平成 2 0 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 5 9
日程第 1 2 議案第 9 3 号平成 2 0 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	2 5 9
日程第 1 3 議案第 9 4 号平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)	2 5 9
中島環境福祉常任委員長報告	2 5 9
日程第 1 4 議案第 8 5 号平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 6 4
日程第 1 5 議案第 8 6 号平成 2 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	2 6 4
日程第 1 6 議案第 9 1 号平成 2 0 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号)	

.....	264
日程第17 議案第92号平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） .....	265
日程第18 議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号） .....	265
重水産業建設常任委員長報告 .....	265
日程第19 議案第87号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号） .....	268
日程第20 議案第88号平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号） .....	268
鶴園総務企画常任副委員長報告 .....	268
日程第21 認定第1号平成19年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第22 認定第2号平成19年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第23 認定第3号平成19年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第24 認定第4号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第25 認定第5号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第26 認定第6号平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第27 認定第7号平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第28 認定第8号平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第29 認定第9号平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第30 認定第10号平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第31 認定第11号平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について .....	269
日程第32 認定第12号平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	269

日程第 3 3	認定第 1 3 号平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 6 9
日程第 3 4	認定第 1 4 号平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	2 6 9
日程第 3 5	認定第 1 5 号平成 1 9 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 6 9
	田畑純二君	2 7 0
	宮路市長	2 7 0
	田畑純二君	2 7 1
	宮路市長	2 7 1
	田畑純二君	2 7 1
	坂口ルリ子さん	2 7 1
	宮路市長	2 7 2
	坂口ルリ子さん	2 7 2
	宮路市長	2 7 2
	坂口ルリ子さん	2 7 2
	宮路市長	2 7 3
	谷口正行君	2 7 3
	宮路市長	2 7 3
	谷口正行君	2 7 4
	池上総務企画部長	2 7 4
	谷口正行君	2 7 4
	池上総務企画部長	2 7 5
	梶 康博君	2 7 5
	桜井総務課長	2 7 5
	花木千鶴さん	2 7 5
	南代表監査委員	2 7 6
休 憩		2 7 6
休 憩		2 7 7
日程第 3 6	請願第 4 号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」	2 7 7
	重水産業建設常任委員長報告	2 7 7
日程第 3 7	陳情第 1 号日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情書	2 7 8

日程第 3 8	陳情第 4 号家族従業者の人権保障のため「所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書」	
	採択を求める陳情書	2 7 8
	霧園総務企画常任副委員長報告	2 7 8
	漆島政人君	2 7 9
日程第 3 9	意見書案第 4 号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書	
	見書	2 8 1
	重水産業建設常任委員長趣旨説明	2 8 1
日程第 4 0	意見書案第 5 号新たな過疎対策法の制定に関する意見書	2 8 1
	長野議会運営委員長趣旨説明	2 8 2
日程第 4 1	陳情第 7 号「吹上町地域文化伝統行事等継承基金に係る各校区公民館の収支決算に関する書類」の適切な処理について	2 8 2
日程第 4 2	閉会中の継続審査の申し出について	2 8 3
日程第 4 3	閉会中の継続調査の申し出について	2 8 3
日程第 4 4	議員派遣の件について	2 8 3
日程第 4 5	所管事務調査結果報告について	2 8 3
日程第 4 6	行政視察結果報告について	2 8 3
閉 会		2 8 4

---



平成20年第3回(9月)日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 8日	月	本 会 議	議案上程、質疑(決算除く)、表決、付託
9月 9日	火	委 員 会	総務企画・環境福祉・産業建設
9月10日	水	委 員 会	教育文化
9月11日	木	休 会	
9月12日	金	休 会	
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	敬老の日
9月16日	火	委 員 会	第9回行財政改革特別委員会 議会運営委員会
9月17日	水	休 会	
9月18日	木	本 会 議	一般質問
9月19日	金	本 会 議	一般質問
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	本 会 議	一般質問
9月23日	火	休 会	秋分の日
9月24日	水	休 会	
9月25日	木	休 会	
9月26日	金	委 員 会	議会運営委員会
9月27日	土	休 会	
9月28日	日	休 会	
9月29日	月	休 会	
9月30日	火	本 会 議	付託事件等審査結果報告、表決、決算質疑・付託

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第68号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第69号	鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について
議案第70号	鹿児島県市町村土地開発公社の解散について
議案第71号	日置市土地開発公社の設立について
議案第72号	市道の路線の認定について
議案第73号	日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
議案第74号	日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について
議案第75号	日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第76号	日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案第77号	日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議案第78号	日置市伊集院森林公園条例の一部改正について
議案第79号	日置市体育施設条例の一部改正について
議案第80号	日置市医師住宅条例の廃止について
議案第81号	平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）
議案第82号	平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第83号	平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
議案第84号	平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号	平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第87号	平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第88号	平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
議案第89号	平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
議案第90号	平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第91号	平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
議案第92号	平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第93号	平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 94 号 平成 20 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 95 号 平成 20 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 発議第 2 号 日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について
- 発議第 3 号 日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
- 発議第 4 号 日置市議会会議規則の一部改正について
- 発議第 5 号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 報告第 3 号 平成 19 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
- 報告第 4 号 社団法人日置市農業公社平成 19 年度決算及び平成 20 年度事業計画の報告について
- 報告第 5 号 平成 19 年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 6 号 平成 19 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 7 号 平成 19 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 認定第 1 号 平成 19 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 19 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 19 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 19 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 19 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 19 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 19 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 19 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 19 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 19 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 平成 19 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12 号 平成 19 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 13 号 平成 19 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 14 号 平成 19 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 15 号 平成 19 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 4 号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」
- 陳情第 1 号 日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情書
- 陳情第 4 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法 56 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書

陳情第 5号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書

陳情第 6号 日置市議会の抜本的な改革を求める件

陳情第 7号 「吹上町地域文化伝統行事等継承基金に係る各校区公民館の収支決算に関する書類」の適切な処理について

意見書案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

第 1 号 ( 9 月 8 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	議案第77号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第 6	議案第73号 日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
日程第 7	発議第 2号 日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 3号 日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
日程第 9	発議第 4号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第10	発議第 5号 日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
日程第11	報告第 3号 平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
日程第12	報告第 4号 社団法人日置市農業公社平成19年度決算及び平成20年度事業計画の報告について
日程第13	報告第 5号 平成19年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第14	報告第 6号 平成19年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第15	報告第 7号 平成19年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第16	議案第68号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第17	議案第69号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について
日程第18	議案第70号 鹿児島県市町村土地開発公社の解散について
日程第19	議案第71号 日置市土地開発公社の設立について
日程第20	議案第72号 市道の路線の認定について
日程第21	議案第74号 日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について
日程第22	議案第75号 日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第76号 日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第78号 日置市伊集院森林公園条例の一部改正について
日程第25	議案第79号 日置市体育施設条例の一部改正について

- 日程第26 議案第80号 日置市医師住宅条例の廃止について
- 日程第27 議案第81号 平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第82号 平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第83号 平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第84号 平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第85号 平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第86号 平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第87号 平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第88号 平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第89号 平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第90号 平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第91号 平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第92号 平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第93号 平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第40 議案第94号 平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第95号 平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第42 認定第1号 平成19年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第43 認定第2号 平成19年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 認定第3号 平成19年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 認定第4号 平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第46 認定第5号 平成19年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第47 認定第6号 平成19年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第48 認定第7号 平成19年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第49 認定第8号 平成19年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第50 認定第9号 平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第51 認定第10号 平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第52 認定第11号 平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第53 認定第12号 平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 5 4 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 5 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 5 6 認定第 1 5 号 平成 1 9 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 5 7 請願第 4 号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択  
についての請願書」
- 日程第 5 8 陳情第 5 号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書
- 日程第 5 9 陳情第 6 号 日置市議会の抜本的な改革を求める件

本会議（9月8日）（月曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	坂口ルリ子さん	19番	東孝志君
20番	長野嗟や子さん	21番	松尾公裕君
22番	重水富夫君	23番	地頭所貞視君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	畠中實弘君		

欠席議員 1名

15番 田丸武人君

---

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	地 頭 所 浩 君
商 工 觀 光 課 長	鉦 之 原 政 実 君	市 民 生 活 課 長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健 康 保 險 課 長	脇 忠 男 君
介 護 保 險 課 長	満 留 雅 彦 君	農 林 水 産 課 長	上 園 博 文 君
土 木 建 設 課 長	樹 治 美 君	都 市 計 画 課 長	久 保 啓 昭 君
下 水 道 課 長	宇 田 和 久 君	水 道 課 長	岡 元 義 実 君
教 育 総 務 課 長	山 之 内 修 君	学 校 教 育 課 長	肥 田 正 和 君
社 会 教 育 課 長	馬 場 静 雄 君	会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	石 塚 澄 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（畠中實弘君）

ただいまから、平成20年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（畠中實弘君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中實弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、大園貴文君、漆島政人君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（畠中實弘君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの23日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査結果の報告であります。平成20年6月23日、6月24日に実施された平成19年度及び平成20年度5月分の例月出納検査の結果、平成20年7月23日、7月24日に実施された平成20年度6月分の例月出納検査の結果、平成20年8月25日、

8月26日に実施された平成20年度7月分の例月出納検査の結果、8月19日に実施された当該外郭団体の金銭出納、その他事務の執行状況等について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

主な行政報告について報告を申し上げます。

7月4日に地域農業の活性化を図るため、日置市担い手農家結婚支援協議会を設立し、独身担い手農家の配偶者確保に向けた取り組みを行いました。事業として、担い手農家の結婚成立に対してのお祝い金の支給制度も始まり、7月18日に第1号で東市来地域の今村優貴さん、良子さん夫妻に報償金を支給しました。

次に、7月18日に日置地域土木事業連絡会が開催され、鹿児島地域振興局建設部長及び日置支所長に対して「どこに住んでいても不便さを感じない都市基盤づくり」の基本方針に基づき、旧町間の幹線道路の整備を初めとする道路網の整備、河川の寄り州除去を含めた整備促進等をお願いしました。県としては、厳しい予算の中ではありますが、事業の優先度により執行に努めるとのことでありました。

次に、8月31日、串木野海上保安部、鹿児島県防災航空センター、日置警察署、日置市医師会、吹上地域自治会など約420名の参加をいただき、日置市総合防災訓練を実施いたしました。災害対策基本法及び日置市地

域防災計画に基づき、地震、津波、洪水、がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導及び水防工法等の災害応急対策が迅速、適切に行われるよう防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出してありますので、お目通しをお願いいたします。

**○議長（畠中寛弘君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 議案第77号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

△日程第6 議案第73号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

**○議長（畠中寛弘君）**

日程第5、議案第77号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正について及び日程第6、議案第73号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第77号は、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案

するものであります。

次に、議案第73号は、日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長（池上吉治君）**

議案第77号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例及び日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方議会の要望を受けまして、議員立法により地方自治法の改正がなされました。その中で、議員の報酬に関する規定が整備をされました。1つは、議員の報酬の支給方法に関する規定を、他の規定から分離すること。つまり、独立させるということでございます。

もう一つは、議員の報酬の名称を議員報酬とすることとされたことでございます。このことによりまして、今回条例の改正をするものでございます。

別紙によりまして説明を申し上げます。まず、題名を日置市報酬及び費用弁償に関する条例としまして、費用弁償等となっております、等を削っております。

第1条では、議員報酬を別条例とするために、議会の議員と期末手当を削るものでございます。

第3条では、議会の議員を除きを削ります。

次に、第4条の第2号は、議員の報酬に関する条文の削除でございます。

なお、3号の追加は、年額報酬の支給時期を加えるものでございます。

次に、第10条に議員の期末手当に関する規定がありましたので、これを削除しまして、別表1に議会議員の報酬及び費用弁償額表がありましたので、これも削除するものでございます。

次に、日置市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、まず題名を日置市議員報酬及び特別職給料審議会条例に改めるものでございます。

第1条は、議会の議員の報酬を、議員報酬に改めるもので、そのほかは条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、附則の2号と3号で、この条例の題名の改正に関連をします日置市証人等の実費弁償に関する条例と、日置市大田ふれあい館条例の一部改正とあわせて、平成20年9月1日から適用するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、議案第73号日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について説明を申し上げます。

先ほど説明を申し上げました議案第77号の改正理由によりまして、議員報酬の支給方法に関する規定を独立させて制定するものでございます。

別紙によりまして説明を申し上げます。まず第1条は、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する事項を定めるとしました趣旨でございます。

第2条は、議員報酬の額、以下、支給方法、支給記述等を規定をいたしまして、この内容につきましては、これまでと同じでございますので、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号及び議案第73号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号及び議案第73号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

- 
- △日程第7 発議第2号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正について
- △日程第8 発議第3号日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
- △日程第9 発議第4号日置市議会会議規則の一部改正について
- △日程第10 発議第5号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第7、発議第2号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の一部改正についてから日程第10、発議第5号日置市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長長野瑛や子さん登壇〕

**○議会運営委員長（長野瑛や子さん）**

ただいま議題となっております発議第2号から発議第5号につきましてご説明を申し上げます。

これらの議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、それぞれの条例、規則を改正するものでございます。

その改正の主な内容は、議会活動の範囲を明確化するなどのため、議案の審査、または議会の運営に関し、協議、また調整を行うための場を設けることができることとするともに、議員の報酬に関する規定を整備するものであります。

今回提案します4つの議案につきましては、関連がありますので、あわせて説明させていただきます。

まず初めに、議案第2号は議員の報酬に関する規定が整備され、これまでの報酬が議員

報酬に改められたことにより、日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例を、平成20年8月31日で廃止し、発議第3号で平成20年9月1日から新たに日置市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を制定するものであります。

次に、発議第4号及び発議第5号は、地方自治法の条例の変更による改正をするものであります。

発議第4号は日置市議会会議規則第159条の議員派遣、発議第5号は日置市議会政務調査費の交付に関する条例第1条の条文を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号から発議第5号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、発議第2号から発議第5号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。発議第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、発議第

5号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 報告第3号平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について

△日程第12 報告第4号社団法人日置市農業公社平成19年度決算及び平成20年度事業計画の報告について

△日程第13 報告第5号平成19年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第14 報告第6号平成19年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第15 報告第7号平成19年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（畠中寛弘君）

日程第11、報告第3号平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてから日程第15、報告第7号平成19年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの5件を一括議題とします。

5件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第3号は、平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてであります。

去る7月7日に理事会が開催され、平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告書は本社分であります。

次に、報告第4号は、社団法人日置市農業

公社平成19年度決算及び平成20年度事業計画の報告についてであります。

去る6月10日に決算総会が開催され、平成19年度決算及び平成20年度事業計画の承認を受けたことに伴い、日置市農業公社から平成19年度決算報告書及び平成20年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成19年度の実績につきましては、農地保有合理化事業、新規就農者の研修事業及び農作業受託事業を柱にそれぞれ取り組みました。

収支状況につきましては、全体収入合計が6,811万1,441円、全体支出合計が6,771万5,126円で、当期収支差額は39万6,315円となりました。

次に、報告第5号は、平成19年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

住宅費にかかる紙屋敷公営住宅建設事業が終了したので、平成19年度の日置市継続費精算報告書を地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号は平成19年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度の決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額はありませんでした。また、実質公債比率については、早期健全化基準の25%に対して16.4%、将来負担比率については、早期健全化基準の350%に対して102.5%となっており、健全な段階であるといえます。

次に、報告第7号は、平成19年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度の決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、水道事業会計についてであります。資金不足はありませんでしたので、経営は健全であるといえます。

以上5件、ご報告を申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから5件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号から報告第7号までの5件の報告を終わります。

---

△日程第16 議案第68号鹿児島市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村総合事務組合規約の変更について

△日程第17 議案第69号鹿児島市町村土地開発公社定款の一部変更について

△日程第18 議案第70号鹿児島市町村土地開発公社の解散について

○議長（畠中實弘君）

日程第16、議案第68号鹿児島市町村

総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更についてから日程第18、議案第70号鹿児島県市町村土地開発公社の解散についてまでの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第68号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。

市町村合併による伊佐市の設置及び大口伊佐衛生管理組合の廃止等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の一部変更について関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第69号は、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてであります。

平成20年10月31日をもって伊佐郡菱刈町が脱退し、及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されたことに伴い、定款の一部を変更したいので、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により提案するものであります。

次に、議案第70号は、鹿児島県市町村土地開発公社の解散についてであります。

平成21年3月31日をもって、鹿児島県市町村土地開発公社が解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めます。

3件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

まず、議案第68号につきまして補足説明を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましては、11月1日に予定をされております合併により伊佐市の誕生に伴いまして、大口市、それから伊佐郡菱刈町及び大口伊佐衛生管理組合を脱退をさせまして、新たに伊佐市を加入をさせるということ。さらに、大口市ほか4町消防組合を伊佐湧水消防組合に改めるということでございます。

それに関連しまして、鹿児島県市町村総合事務組合同約の変更につきまして、別紙により説明を申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約といたしまして、別表関係中の構成市町村であります大口市を削り、伊佐市を加えまして、菱刈町と大口伊佐衛生管理組合を削りまして、大口市ほか4町消防組合を伊佐湧水消防組合に改めるという内容のものでございます。

附則としまして、この規約は平成20年11月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それから、次に議案第69号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について、別紙によりまして説明を申し上げます。

鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更するものでございますが、まず第7条第4項は監査に関する根拠規定でありますけれども、法改正によりまして、民法のこの規制がなくなりましたので、その根拠規定を新たに公有地の拡大の推進に関する法律に基づく規定に改めるものでございます。

第23条第2項は資産でございますが、次の別表の改正にありますように、菱刈町が脱退することによります255万2,900円を減額をいたしまして、総額の1億4,044万7,300円を1億3,789万4,400円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この定款は鹿児島県知事の認可のあった日から施行し、菱刈町の脱退に伴う基本財産の額、設立団体名、出資額の変更につきましては、平成20年10月31日から適用し、第7条第4項の規定は法改正にあわせまして、平成20年12月1日から適用するというものでございます。

続きまして、議案第70号鹿児島県土地開発公社の解散について説明を申し上げます。

県市町村土地開発公社は、昭和48年に75市町村で設立をされまして、運営されてまいりましたが、最近では各市町村の事業減少もございまして、低金利によります資金調達のメリットが少なくなっておりまして、本社、県全体の本社運営が厳しい状況になってきましたことから、いろいろ検討した結果、解散という方向になりましたので、各設立団体の議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号から議案第70号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

68号から議案第70号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

- △日程第19 議案第71号日置市土地  
開発公社の設立について
- △日程第20 議案第72号市道の路線  
の認定について
- △日程第21 議案第74号日置市農産  
物直売所城の下物産館条  
例の制定について

**○議長（畠中寛弘君）**

日程第19、議案第71号日置市土地開発公社の設立についてから日程第21、議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第71号は、日置市土地開発公社の設立についてであります。

共同出資により設立した鹿児島県市町村土地開発公社が平成21年3月31日をもって解散することに伴い、日置市に新たに土地開発公社を設立する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第72号は、市道の路線の認定についてであります。

鹿児島県住宅供給公社からの寄附採納に伴う32路線及び鹿児島県からの移管に伴う1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

次に、議案第74号は、日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定についてであります。

日置市農産物直売所城の下物産館に指定管理者制度を導入するため、新たに条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、産業建設部長に説明させます。

以上3件、ご審議をよろしく願います。

**○総務企画部長（池上吉治君）**

議案第71号日置市土地開発公社の設立について補足説明を申し上げます。

県市町村土地開発公社が解散をすることに伴いまして、日置市が持っております工業団地や宅地造成等の分譲促進を図るために、日置市の土地開発公社を設立したいというものでございます。

別紙の定款につきまして説明を申し上げます。第1章は総則で、まず目的といたしまして、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するとしております。以下、名称、設立団体、それから、事務所の所在地、公告の広報を規定してございます。

第2章は、役員及び職員としまして、役員の定数、職務、任期など、6条から12条まで、それから、13条から16条に理事会の設置及び構成、議決事項等を載せてございます。

次に、第3章といたしましては、17条で業務及びその執行、18条は業務方法書でございまして。

第4章には、基本財産の額、その他資産及び会計としまして、まず19条で基本財産の額を500万円といたしております。そのほか事業年度、財務諸表、余裕金の運用などを規定をいたしております。

第5章は雑則で、解散と規則への委任を規定しております。

附則といたしまして、施行期日は公社の成立の日からとしまして、最初の役員の任期は市長が定めること。また、最初の事業年度は公社の成立の日から平成22年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○産業建設部長（中村 治君）

それでは、議案第72号市道の路線の認定について説明を申し上げます。

別紙をごらんください。市道認定路線を一覧表にしておりますが、1番から32番までが伊集院地域の妙円寺団地にかかる鹿児島県住宅供給公社からの寄附採納に伴う路線で、最後の33番が東市来地域の養母北山の県道改良にかかる鹿児島県からの移管に伴う路線であります。

妙円寺団地にかかる鹿児島県住宅供給公社からの寄附採納に伴う市道認定につきましては、団地規模が大きいため、開発当時の土地利用対策要綱に基づく全体の建築物が70%を超えるにはかなりの年数がかかることが予想されたことから、公社の意向もあり、団地全体ではなく小ブロックに分けて建築物が70%を超えた地区については、逐次引き取ることによって協議がなされ、そのように進められてきましたが、平成16年の第21回妙円寺団地開発連絡協議会において、団地全体の建築物が70%を超えたら団地内の道路を引き取ることによって、協議がなされております。

このようなことから、平成19年の3月末に団地全体の建築物が70%を超えたので、今回の2丁目と3丁目の道路について引き受けのための調査を行い、道路の不備な箇所の補修と、道路台帳の整備を同公社に依頼し、すべてが完了しましたので、団地内の32路線について市道認定をお願いするものであります。

また、東市来地域養母北山の路線につきましては、県道湯之元山田停車場線の道路改良で、バイパス工事がなされた区間の旧道が、鹿児島県から移管されますので、市道認定をお願いするものであります。

具体につきましては、番号1、路線番号

496、延長231.1メートル、路線名、妙円寺2丁目2の77号線、起点は市道妙円寺2丁目2の65号線、伊集院町妙円寺2丁目92番地53先、終点は市道妙円寺2丁目2の65号線、伊集院町妙円寺2丁目92番地38先から、番号終点の33、最後の番号33です。路線番号1、286、延長124.0メートル、路線名北山線、起点は県道湯之元山田停車場線、東市来町養母12251番地1先、終点は県道湯之元山田停車場線、東市来町養母12196番地2先までの33路線であります。33路線の総延長は5,465.2メートルになります。

資料の市道認定路線位置図につきましては、妙円寺団地にかかる分でございますが、左側の方が2丁目の路線、真ん中と右側が3丁目の路線になります。

次が、妙円寺2丁目路線図であります。路線を番号ごとに示しております。番号1路線番号496から番号11路線番号506までの11路線であります。

次が、妙円寺3丁目の路線図で、同じく路線を番号ごとに示しております。番号順に路線番号507から番号22路線番号517までの11路線であります。

次が、同じく妙円寺3丁目路線図で、同じく路線を番号ごとに示しております。番号23から路線番号518から番号32路線番号527までの10路線であります。

最後が、東市来地域の北山線にかかる市道認定路線位置図と市道認定路線図で、番号は33路線番号1286、延長124メートル、路線名、北山線であります。

以上で説明を終わります。

次に、議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定についてであります。

別紙をごらんいただきたいと思います。今回制定しようとする日置市農産物直売所城の下物産館条例であります。現在の売店施

設は、日置市日置町日置2865番地7、県道伊集院日吉線沿いにあり、日置市日吉農業農村ふれあい施設条例の中に、深固院休憩等施設とともに規定をされております。この売店施設につきまして、指定管理者制度を導入するため、新たに日置市農産物直売所城の下物産館条例として整備しようとするものであります。

条例の制定に従い、日置市日吉農業農村ふれあい施設条例は廃止し、売店施設を除く、深固院休憩等施設は、市内の農産物加工センター等について規定をしております日置市農村センター条例の中に加えるものであります。

それでは条例の内容を説明申し上げます。第1条は、設置規定であります。農畜産物の流通、展示、販売等を行うとともに、農業及び観光に関する情報の提供並びに都市農村交流等に関する紹介を行い、農業農村としての活性化を図るため、農産物直売所を設置する。

第2条は、名称及び位置であります。農産物直売所の名称及び位置は次のとおりとするということでありまして、以下、第3条は事業、第4条は指定管理者による管理、第5条は指定管理者の業務、第6条は開館時間及び休館日、第7条は施設及び設備の利用許可、第8条は利用許可の取り消し、第9条は入館者の制限、第10条は施設等の返還、第11条は利用料となっておりますが、第2項において別表に利用料の率の範囲を定めております。第12条は損害賠償、第13条は免責事項、第14条は委任であります。

附則第1項は、施行期日で、この条例は平成21年4月1日から施行する。

附則第2項は、日置市日吉農業農村ふれあい施設条例は廃止する。

第3項は、日置市農村センター条例の一部改正で、同条への別表第1、別表第2、別表第3に日置市深固院施設の規定をそれぞれ加えるものであります。

以上、説明申し上げます。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありますか。

#### ○13番（田畑純二君）

ただいま担当の部長より、それぞれ補足説明があったわけですが、その説明の中で理解不足、それから、ちょっと疑問点、解明されなかった分について、改めてここで質疑しますので、担当部長、課長の明確なる答弁を求めます。

まず、1番目、議案第71号日置市土地開発公社定款ですが、この定款はもちろん県内どこの市の市町村と同じようなものと理解しますが、そのまずその確認。

それから、この公社はいつ設立する予定か、2番目。

3番目、役員はだれがどのように決めるのか。

4番目、附則の2、日置市長が定めるところによるとありますが、これは具体的にどういうことか。

議案71号については、以上の4点。

それから、議案第72号市道の路線の認定について、これは今部長の方でなぜ今寄附採納、それから、移管になったかという理由はわかりましたので、それは省きますが、それ以外に寄附採納及び移管に伴っての本日置市にとって、メリットデメリットそれぞれどうあるのか。当然メリットの方が大きいと思われそうですが、市民にとってデメリット、そういう日置市にとってどういふのがいいのか、その説明をお願いします。

それから、2番目、市道認定、それぞれ日置市4地域あるわけですが、4地域ごとの現在認定されている市道の路線数、今の時点でわかっておいたら、この場でお知らせください。

それから、3番目、今後ともこのような寄

附採納と移管が予想されるのか、今の時点でわかっておれば、その見通しをお聞かせください。

議案第74号城の下物産館条例の制定について、これも今の部長の説明では、ちょっと理解しがたい点がございましたので、あえてここでお尋ねいたします。

まず質疑1、なぜ城の下物産館に指定管理者制度を導入するのか。

2番目、これを導入することによる日置市及び城の下物産館、それぞれのメリットデメリットを詳細にわかりやすく説明願います。

3番目、今までの運営、当事者とはもちろんよく話し合いをされ、十分納得されてるとは思いますが、その確認、それと予想される指定管理者と、その実施時期、どう考えているのか、今の時点でわかっておればお知らせください。

それから、4番目、日置市にはこのほか14の農産物直売所がありますけれども、ほかの指定管理者制度の導入予定はどうなっているのか、今の時点でわかっておれば、どのような考えをされているのか具体的にわかりやすく説明を願います。

以上。

#### ○議長（畠中實弘君）

田畑議員、議案第71号は総務企画常任委員会に、だから第72号と第74号についてに絞ってください。

#### ○13番（田畑純二君）

71号は撤回します。

#### ○産業建設部長（中村 治君）

議案第72号市道路線の認定につきまして、ただいまお尋ねがございましたけれども、まずメリットデメリットでございますが、メリットとしましては、財政的にいえばこの道路の延長面積等が、交付税の算定の中に入ってまいりますので、財源的にはそういうふうに措置をされるということでもあります。

それから、そのほかにやっぱり市道として認定いたしますので、道路は補修用道路でありますので、人の流れとか、そういう産業の振興増にも大いに役立ってくれるのではないかなというふうに思っております。デメリットとしましては、やはり道路の維持補修とか、いろいろな問題が今後住民から寄せられておりますけれども、それはその住宅団地があることによって、いろいろと所得も出てまいりますし、固定資産税ですね、そういうものもありますので、それは相関関係で仕方がないことだなというふうには考えているところでございます。

それから、2番目の4地域ごとの路線の認定路線ですね、これにつきましては、現在手元に資料がございませんので、また後もお答えしたいと思っております。

それから、最後のところの今後寄附採納される予定があるかということでもありますけれども、妙円寺団地につきましては、これが最後ということになります。

城の下は農林水産課長。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

ただいまの城の下物産館のご質問でありますけれども、4つの質問の中で1番目、なぜ指定管理者として導入するのかということでございますけれども、今回日置市の商工会の合併に伴いまして、これまでは城の下物産館は商工会の特産品協会というところとの委託契約で結んでおりました。ただ、今回の商工会の合併に伴いまして、独立した形になりましたので、城の下物産館をこれまでの日置市の農村関係の条例と切り離して、実施運営できる条件になっておりますので、今回この指定管理者として導入する計画であります。

2番目のメリットデメリットでありますけれども、指定管理者として今後導入する中で、これまでの管理委託料なり、そういった予算で年間14万円を支出しておりました。この

14万円の支出に対しまして、単年度で3万9,000円のし尿浄化槽関係の委託料のみを支出するということであります。委託料が若干でありますけれども、減額につながるということで、メリッ的にはそういったものがメリットになります。

なお、現在125名の方々の組合員でいらっしゃいますけれども、こういった自主運営の中で高齢者の方々の生きがい対策としての施設であること、また農業収入の増につながる、あるいは国保に加入していらっしゃる方がほとんどかと思っておりますけれども、医療費の抑制にも十分つながっていく要素を持っていると、そういったメリットを考えております。

3番目のこれまでの運営につきまして、実質こういった城の下物産館が納得されているのかどうかということでもありますけれども、これまで当事者とは十分議論をした中での納得の上でございます。運用は21年の4月から今検討しておるところでございます。

4番目の日置市内における14の直売所があるが、他の導入予定があるかということ、他の施設においても指定管理者の導入予定があるかということもございますけれども、市で管理をしております施設については、ほぼ今回指定管理者に入れておりますけれども、その他の施設につきましては、民間もしくは地域主体となっている施設でありましたので、今後のとりあえずは予定としてはございません。

以上でございます。

#### ○13番（田畑純二君）

最初質疑しました議案71号につきましては、これは後であれなんですけれども、総務企画常任委員会に付託予定ということでございますので、私も総務企画常任委員会に所属しておりますので、その辺撤回させていただきます。どうも失礼しました。

それと、今部長の方から市道の認定につい

て、私は質疑をしました第3番目の寄附採納、その他についての答弁があったわけですが、妙円寺団地はこれで終わりだということですが、妙円寺団地以外にほかの地域もあるわけですから、そこら辺のことは今予想されてるのか、どういうところがあるのか、今考えられるところをもう一度答弁していただきたいと思っております。

以上、これで終わります。

#### ○産業建設部長（中村 治君）

今後、寄附採納、新しく開発等によりまして、団地ができますけれども、そういうところにつきましては、寄附採納があつて市道認定は出てくるというようなことでございます。吹上のテイエム開発さんが、結構大型の団地をつくられましたけど、そのような団地につきまして寄附採納があつて、市道認定をします。今後におきましても開発等で生じた道路等につきましては、市の方に移管するようになってくるというようなことでございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑は。

#### ○17番（梶 康博君）

日置市の土地開発公社の設立について市長に伺いたいと思っておりますが、これまで県の開発公社が解散をするという先ほどの説明でした。子細については日置市の職員が兼務というような形で運営がなされてきたのはこれまでだったと思っておりますけれども、県が解散する中で、利用度が低いという状況、また日置市が抱えている工業団地、住宅用地、それらを考えると公社の設立も当たり前かなと思う反面、こんなに土地や景気が悪い中で、公社を設立して、販売促進を、あるいは運用を図っていくのが大事なのか、それとも法的に自治体がこういう事業をすることが制約があるのか、ないのであれば県が解散する中においては、やはり市の第三セクターの設立という

のを、現状の情勢からいってどうなのかという  
ことを思うわけですが、そこについて  
何か法的に制約があって、こういう公社を設  
立するのかどうか伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました日置市との設立でござ  
いますけど、基本的に現公社が持っており  
ます現市有財産といいますか、そういうもろ  
もろがまだ多額ありまして、これをもし設立  
しなきゃどこが引き受けていくのか、そうい  
うものもございますので、当分の間はやはり  
今の現市有公社が持っている土地を処分する、  
そういうのが一番大きな目的になってくる  
というふうに思っております。

職員等いろんなものについては、やはり兼  
務という形の中で、やはり公社におきます人  
的な配置というのは難しいというふうに思っ  
ておりますので、職員の兼務をしながら、基  
本的には今公社が持っております土地を早く  
販売していく、それが一番大きな目的でござ  
いますので、ご理解をしていただきたいとい  
うふうに思っております。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

72号についてお尋ねいたします。今回の  
寄附採納の道路につきましては、今までは先  
ほど説明ありましたとおり、建物の設置が大  
体70%、そしてまた側溝の蓋板の設置、そ  
してまた防犯灯の設置、そういうものが条件  
になって寄附採納を受けるという条件になっ  
てたんですけども、今回もそのような形でこ  
の3点セットが、建物の方は70%以下とい  
うことでございますけれども、蓋板と防犯灯  
の設置については、設置がされているのかお  
尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（中村 治君）

今回の寄附採納の条件としましては、先ほ  
ど申し上げた70%ということでございます  
けども、蓋板につきましては、ほぼ施行して  
あるということで、そういう防犯灯につつま

しては、ちょっとこちらの方では確認がで  
きていないところでございます。

#### ○26番（佐藤彰矩君）

防犯灯についても大事なことでございまし  
て、寄附採納していただいて、後本市でつけ  
るということになりますと経費的なものが大  
分負担がかかってくるわけです。ということ  
で、今までは蓋板とこの防犯灯については設  
置後に一応寄附採納を受けるといような形  
をとってたんですけども、その辺については  
再度確認をしていただきたいと思えます。

それと今回の場合は、建物が少なく、も  
し防犯灯の設置ができた場合、自治会の方  
の電気料の負担というのが出てくるわけ  
です。会費をもらって、自治会費をもらって  
防犯灯の電気代の負担は、それなりの負担  
があると思えますけども、今回みたいに建  
物が少ないところで会費ももらえない、そ  
ういふところの防犯灯の電気料の負担とな  
りますと、当自治会におきましても、非常  
に負担的なものが負荷されるだろうと思  
いますけれども、その辺についても委員会  
の方でも、これは付託されるだろうと思  
いますけども、執行部の方においても検  
討の課題にさせていただきたいと思  
います。

以上です。

#### ○産業建設部長（中村 治君）

ただいまのご質疑でありますけれども、  
こちらとしても一応確認はしてみたいと思  
います。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号  
は総務企画常任委員会に付託します。議案第  
72号及び議案第74号は産業建設常任委員  
会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を  
11時15分といたします。

午前11時04分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木建設課長（樹 治美君）

先ほどの田畑議員のお尋ねがありました市道の関係についてお答え申し上げます。

現在把握してる段階で、東市来の方が271路線の217キロ、それから、市来、489路線で204キロ、日吉の方が129路線で97キロ、それから、吹上が335路線で216キロでございます。全体で1,224路線で734キロメートルということでございます。

○産業建設部長（中村 治君）

先ほど佐藤議員がお尋ねになりました、妙円寺の市道認定のことでありますが、今確認しましたところ路面の補修、あるいは蓋板等の整備につきましては、今市道認定の条件としてるということございました。

以上でございます。

---

△日程第22 議案第75号日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

△日程第23 議案第76号日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第22、議案第75号日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

改正について及び日程第23、議案第76号日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第76号は、日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行い、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第75号につきまして、別紙によりまして説明を申し上げます。

日置市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、まず第2条は委員会登録の資格でございますが、1号はこれまで民法の規定を根拠条文としておりましたが、法改正によりまし

て、民法のその条文が削除をされましたので、その根拠規定を民事保全法の規定を持ってきております。

それから、2号から4号までは、地方自治法の改正によりまして、引用します条項が変わったための改正でございます。

次の第3条から7条までは条文整理でございます。

第11条は、印鑑登録の抹消を規定したものでございますが、4号といたしまして、その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき、これを一語加えるものでございます。

附則としまして、この条例は法適用の日にあわせまして、平成20年12月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第76号につきまして説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法の改正によりまして、市長の選挙におきます選挙運動用ビラの作成に関しまして、1万6,000枚を限度に公費で作成できることとなりましたので、それに関する条例の改正でございます。別紙により説明を申し上げます。

日置市議会議員及び日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正するというものでございまして、まず題名に選挙用ビラを加えるもので、第1条にも法第142条第1項第6号のビラを加えるというものでございます。

次の2条以下は、条文の整理でございますが、次のページの2行目に第6条の次に、次の4条を加えるということで、第7条としまして、選挙運動用ビラの作成の公営としまして、日置市長の選挙における候補者に限って、選挙運動用ビラを無料で作成できるというふうにしております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の契約締

結の届け出を規定をし、第9条では公費支出について、ビラの1枚当たりの単価を7円30銭を限度といたしております。

次に、第10条では、公費負担の限度額としまして、法第142条第1項第6号に規定する枚数、つまり1万6,000枚を限度としまして、単価7円30銭を乗じた金額といたしております。

附則といたしまして、施行期日を交付の日としておりますが、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される日置市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された日置市長の選挙については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○13番（田畑純二君）

私は議案第75号について、今市長と、それから、部長の方から説明があったわけですが、ちょっと理解できないという点もございまして、あえてもう1回質疑いたします。

まず、75号、この認定等に関する法律の施行ということがございますけれども、先ほどの説明ではどういう法律の内容になったのか、説明がなかったように思いますので、概略わかりやすいように説明していただきたいと思っております。

それから、この当事者にどのように実際に影響があるのか。

それから、3番目にこの日置市の認可地縁団体とありますけれども、こういうのは主な具体的な団体の名称と、その数はどうであるのか、非常に抽象的でございますので、わかりやすいように説明していただきたいと思いま

す。

以上。

**○総務企画部長（池上吉治君）**

まず、第1点の法改正に伴う改正ということで、その法改正の内容はどうかということでございましたが、ここに提案理由にありますように一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、これが1つの法律でございます。これが公布されたことに伴うということで、先ほどこの認可地縁団体の印鑑の登録関係につきましては、私どものこの条例の中に、その根拠規定を民法第何条に規定をする何ということで引用しておりました。その民法が、その条文がなくなったということで、根拠規定がなくなりましたので、新たに民事保全法に規定する職務代理者でありますよという根拠規定を変えたということでございます。

それから、この改正に伴う影響でございますが、これは先ほど申し上げました根拠規定が変わったことによります地縁団体の登録あるいはそういった内容に伴う変更は全くございません。

それから、日置市の状況でございますが、現在、これは各自治会ごとに一応登録をし、認可されるものがほとんどでございますが、日置市の場合は68団体、これは自治会ですけれども、各地域ごとでいいますと東市来が20、伊集院が20、日吉が9団体、それから吹上が19団体、現在68団体がこの地縁による団体の認可を受けております。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件は委員付託を省略することに決定しました。

これから議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第24 議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について

△日程第25 議案第79号日置市体育施設条例の一部改正につ

いて

**○議長（畠中寛弘君）**

日程第24、議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について及び日程第25、議案第79号日置市体育施設条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第78号は、日置市伊集院森林公園条例の一部改正についてであります。

日置市伊集院森林公園の休園日及び使用料の見直しに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明をさせます。

次に、議案第79号は日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市東市来総合運動公園に、テニスコートを設置することに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容については、教育次長に説明させます。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

**○産業建設部長（中村 治君）**

それでは、議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について説明を申し上げます。別紙をごらんください。

日置市伊集院森林公園条例の一部を改正する条例であります。休園日及び使用料の見直しをするため、所要の改正をするものでございます。

第2条の2は、使用時間等ですが、使用時間は公園施設は現行が午前8時30分から午後5時までとなっております。これを公園施設の総合案内施設を終日に、炭焼き施設及び

ミステリーハウスを午前8時30分から午後5時までにしようとするものであります。キャンプ施設については、現行が午前10時から翌日午前10時までとなっております。これを終日にしようとするものであります。

また、休園日は公園施設について、現行は11月1日から12月28日までは水曜日のみが休園日となっております。利用実態に合わせてこの期間、水曜日と月曜日を休園日にしようとするものであります。

キャンプ施設については、休園日は11月1日から翌年の3月31日までと変わりませんが、炊事施設及び林間ステージについては、公園施設の休園日以外は使用することができるようにするものであります。

第5条は、使用の許可等ですが、第1項について施設の順序の並びかえ等でありまして、号の数に変更はありません。

第7条は、使用料ですが、現行の別表1施設使用料と別表2設備等使用料等に区分するものであります。

第10条は、指定管理者による指定管理であります。第3項において第7条第3項、これを加えるとともに、指定管理者について準用する文言を追加するものであります。別表については、現行の使用料は施設と設備が一緒になった使用料ですが、これを施設使用料と設備等使用料に区分するものであります。

なお、施設使用料等の改正につきましては、市内の類似施設を参考にいたしております。

このほかの改正は、文言など条文の整理であります。

条例の施行期日は、平成21年4月1日からであります。第2条の2の改正規定、つまり使用時間、休園日は交付の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げます。

**○教育次長（外園昭実君）**

議案第79号日置市体育施設条例の一部改正について説明を申し上げます。

日置市東市来総合運動公園のテニスコートが、10月中旬完成することに伴いまして、今回条例の一部改正をするものです。別紙により説明を申し上げます。

別表第3の8、テニスコートの項を次のとおり改める。8、テニスコートとしまして、体育施設名等の欄に日置市東市来総合運動公園を設け、1時間につき使用料、児童生徒1コートにつき100円、上記以外のもの1コートにつき210円、照明料260円を追加するものとさせていただきます。

使用料につきましては、昨年12月議会で使用料の見直しを行った他の類似施設と同額ということでございます。

附則として、この条例は平成20年11月1日から施行する。

施設の内容としては、テニスコート4面、砂入り人工芝で照明つきということでございます。

以上、よろしくご審議をください。

**○議長（畠中實弘君）**

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○17番（梶 康博君）**

使用料について伺いますけれども、農業関係については担当部署でございますので、委員会でございますので、また委員会の方でお伺いしますが、市内ではいろいろな施設を利用する場合の使用料ということで、こうして設定されておるわけですが、今生活改善センターで5分か10分か超過した場合は、次の1時間当たりを徴収されるというようなことで、非常に不評があるということをお聞きしておるわけですが、他の施設について、スポーツとかあるいは公民館の利用とか、そういったこと等で5分、10分の利用時間が超過した場合等の課題というのは市民の方か

ら聞いておられないのかどうか、教育関係、それから、主に教育関係、公民館とか、スポーツ施設、そういうこと等でないのかお聞きしたいと思っておりますけど。

**○教育次長（外園昭実君）**

体育施設関係につきましては、昨年の12月使用時間を1時間当たりということで設定いたしております。30分につきましては、延長の場合は取るということで、今内容も決定しております。

**○17番（梶 康博君）**

大部分は市民が利用するわけでありまして、そこに今教育委員会関係では30分を超えたら対象とすることということなんですが、その部分についての5分、10分程度の時間については、やはり管理者が判断をして、次の利用者に支障がないかどうか、支障があるようであれば範囲とするというような、なんかちょっとぐらいの時間は必要、きちきち金銭につもるという利用者の問題を聞きますので、難しい判断のしどころだと思いますけど、そういう声があるということもご理解をいただきたいと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに。

**○5番（坂口洋之君）**

議案78号の日置市伊集院森林公園条例の一部改正をする条例について質問いたします。

上神殿の非常に山の奥にこの公園があると思うんですけれども、施設は非常に老朽化してまして、また展望台なども壊れまして、今立ち入り禁止になってるということをお聞きしておりますけれども、そういった観点で実際利用料を取ってますけれども、施設面について有料利用という形で十分問題はないのか、また今後の整備などはどう考えているのかお尋ねいたします。

**○農林水産課長（上園博文君）**

ただいまご指摘がありましたとおり、かな

り老朽化しまして、展望台も既にことしの20年度事業で撤去したところがございます。

で、利用状況に関しましては、19年度が6,400名余りの方々が利用されて、そのうち宿泊が227名となっております。

今後における改修計画でございますけれども、今回展望台をとりあえず取り除いて使えるような状況にしたいと考えておりますけれども、20年度にとりあえずは野外ステージの補修をしたところがございます。特に皆さん方の利用の多いところの補修、さらに21年度、この林間ステージを含めまして、木さくの使用なり、あるいは22年度におきましては、宿泊の皆さん方に非常に害虫が多いということで、殺虫機材、こういったものの設置、あと平成23年度には管理棟の塗装工事等も必要になってきているのではないかなと思います。

今ご指摘いただいた老朽化に対する今後の補修計画、以上のような内容を考えているところでございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

森林公園に遊具等が設置されておまして、かなり老朽化してますけれども、危険性なんかの確認、そういうようなのは大丈夫なんでしょうか。事故など起きてないんでしょうか。その点をお聞きして質問を終わります。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

上神殿の森林組合の皆さん方に管理を委託してもらってるんですけど、今のところは特にけがをしたとか、そういった状況は報告を受けておりません。もし、危険であるような状況が生じた場合には、早急に対応したいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

私も森林公園のことなんですけど、私は現職

中に子供たちを30人ぐらい連れて林間学校、県子供学校というのを開いたことがあるんです。それで、あれから十何年たってるから古くなったら、このごろ行って見ませんけれども、本当にシャワーが出なかったり、いろんな不便なことがあって、もうここじゃせんというのが、ここにインプットされておりますので、やはりあそこに行ったらキャンプがよかったというような施設をつくらないと、参加者や利用者が減るんじゃないかと思いますが、今年も夏休みが終わりましたが、夏休みにキャンプで泊まったような人数はどのくらいなんでしょうか、利用者の数を、夏のキャンプだけでもいいです。（発言する者あり）いや、あれは全体によ、キャンプだけじゃなくて、さっき6,900人とおっしゃったのは、キャンプじゃないです、キャンプですか。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

先ほどの利用状況につきましては、平成19年度の実績でございました。この夏、7月4日から8月の28日までの利用状況でございますけれども、キャンプの利用につきましては、大人の方が73名、子供が118名、約200名の利用でございます。

以上でございます。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

ありがとうございました。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに。

#### ○13番（田畑純二君）

これも委員会へ付託されますんで、詳しいことはまた委員会での審議を期待するわけですけども、あえてこの本会議の場で、非常に単純な質問をわかりやすいようにいたします。

まず、79号なんですけど、今次長の説明でテニスコート4面とありましたんですけど、これ実際今使用されてるのかどうかわかりませんが、いつから使用になるのか、結局予算に伴ってやったわけですけども、建設に関

しては費用は結局最終的に幾らかかったのか、概算で結構です。それと見込まれる利用者数、どんな人が1カ月ぐらい何人ぐらいテニスコートを利用してるのか、それをお知らせください。

それと、78号なんですけども、今質疑でよくわかったんですけども、最終ちょっと確認をさせてください。それと、なぜ伊集院森林公園だけ今休園日と使用料の見直しをするのかということは、古いから非常に使用するに危険だということは大体わかっているんですけども、あえてまたもう1回、なぜほかの公園もあるわけですか、なぜ今の時点でこだけこのようにするのか、その2点、答弁願います。

**○教育次長（外園昭実君）**

工事費はさておきまして、利用者数ですが、テニスコート分だけを報告いたします。

伊集院地域のテニスコートは、平成19年度1万5,612名です。東市来地域につきましては、BGセンターのところにテニスコートはございますが848名、日吉地域につきましては、総合運動公園にあります1,409名、吹上地域につきましては1万164名です。

以上でございます。

**○東市来支所長（小園義徳君）**

テニスコートの4面の工事費でございますけれども、4面の工事費すべてでございますが1億5,500万円ということでございます。19年度は6,900万円、20年度8,600万円という予算でございます。

以上でございます。

**○教育次長（外園昭実君）**

利用開始日を聞かれましたが、附則で11月1日からということで、10月中旬に完成予定でございますので、11月1日からということになります。

**○農林水産課長（上園博文君）**

なぜ今回の条例改正が必要かということでございますけれども、先ほど申し上げました利用実態の面から考えまして、休園日を設けたわけでございますけれども、特に月曜日が予約なり電話の回数が非常に少ないという実態を踏まえまして、今回こういった条例改正、また財政の担当とも協議をする中で、委託料の減額を考慮して、今回この条例を改正するに至ったところでございます。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は産業建設常任委員会に付託します。議案第79号は教育文化常任委員会に付託します。

---

△日程第26 議案第80号日置市医師住宅条例の廃止について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第26、議案第80号日置市医師住宅条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第80号は日置市医師住宅条例の廃止についてであります。

現在の医師住宅の所在地が診療所の建設予定地となることに伴い、医師住宅を解体するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

**○市民福祉部長（坂口文男君）**

議案第80号日置市医師住宅条例の廃止に

ついて補足説明を申し上げます。

現在の医師住宅は病院の敷地内に3棟ございます。いずれも木造平屋建てで、延べ建築面積が233平方メートルで、位置的には病棟の北側でございます。

今回建設を予定しています診療所につきましては、現在の病院の診療を続けながらの建設ということから、配置も限られておまして、医師住宅がある病棟の北側を予定しているところでございます。

そういうことで、今回医師住宅を解体する必要が生じたことから、条例を廃止しようとするものでございます。

解体は、11月を予定しておりますけれども、解体後の医師の住宅としましては、日吉地域にございます教職員住宅に空きがございましたので、そこを1戸と、それから、青松園に併設されております在宅介護支援センターの会議室がございまして、そこを間仕切りを行いまして、2部屋確保し、医師の住宅として利用する予定でございます。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

これから議案第80号について質疑を行います。質疑はありますか。

**○13番（田畑純二君）**

状況については、今説明があったとおりなんですけども、この3件があります住宅なんですけど、今医者が毎日必ずしも泊まっていないというように思われるんですけども、利用状況はどうなってるのか、利用状況。

それと今聞いておりますのは、新たな診療所の開設は、再来年の4月ごろを予定されております。それで、この解体で現在の医師に不便をかけることはない、今部長が代替を考えてるちゅうことをおっしゃってるんですけど、この診療所が建設されるに伴って、新たな医師の住宅の建設の予定があるのか、そこら辺をちょっと確認していただきたい。

それと、今11月ごろからの解体予定で、医師の住宅代替おっしゃったんですが、今おられる医師の方には、十分説明をなさってると思うんですけども、了解されてると思うんですけども、快諾をわかったと、それなら協力しますよということだとももちろん思いますけど、念のためにそこら辺の確認をお願いいたします。

**○市民福祉部長（坂口文男君）**

現在の状況です。今医師が3名いらっしゃいます。今おっしゃいましたように、常時居住をとということではございませんで、当直時、それから患者が急変をした、昼間急変をして危ないというようなとき、それから大雨、台風、そういったときに備えまして、そこを利用するという状況でございます。

それから、新たな、完成後の住宅ですけれども、今のところでは医師住宅を1棟予定をしているところでございます。1棟ということで、1人ということではなくて、2部屋確保はできるような面積を確保したいということでございます。

それから、代替の医師住宅ということでございますけれども、当然医師の方には説明をして了解をもらっているところでございます。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第80号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）

△日程第28 議案第82号平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第29 議案第83号平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第30 議案第84号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第31 議案第85号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第32 議案第86号平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第33 議案第87号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第34 議案第88号平成20年度日置市国民保養センター

及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第35 議案第89号平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第36 議案第90号平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第37 議案第91号平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第38 議案第92号平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第39 議案第93号平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第40 議案第94号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

△日程第41 議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畠中寛弘君）

日程第27、議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）から日程第41、議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの15件を一括議題とします。

15件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号は、平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,520万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億4,994万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金、普通交付税、前年度繰越金の確定、職員の扶養者数等の変更や懲戒処分による人件費の減額、国・県補助事業等の事業採択、災害復旧事業の予算措置のほか、教育施設等の施設修繕の補正予算でございます。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金のうち児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の決定により3,173万円を増額計上いたしました。地方交付税では、普通交付税の額の決定により5億7,883万1,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、衛生費国庫負担金の老人保健事業費国庫負担金の特定健診及び健康増進事業への移行に伴う減額、総務管理費の国庫補助金で、既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金の交付見込みによる増額、民生費の国庫補助金で次世代育成支援対策施設整備交付金の追加交付による増額、土木費国庫補助金でまちづくり交付金事業の事業費変更に伴う減額、土地区画整理事業の内示に伴う増額により1,751万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、土木費県負担金、民生費県補助金、農林水産業費県補助金、土木費県補助金、農林水産業費県委託金の新規採択等による予算措置により4,434万円を増額計上いたしました。

財産収入では、市有地の土地売り払い収入などにより7,649万4,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のための財政調整基金繰入金の減額、平成19年度の交付額確定による老人保健医療特別会計繰入金の増額、

介護保険特別会計繰入金を増額により5億6,213万5,000円を増額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により1,180万7,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、ホームページやごみ袋への広告掲載による広告料収入などにより、165万3,000円を増額計上いたしました。

市債では、土木債の一般単独事業債、地方特定道路整備事業債、土地区画整理事業債の事業費変更等による予算措置のほか、臨時財政対策債の確定による1億1,470万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものをでは、議会費で人件費、旅費の増額による25万7,000円を増額計上いたしました。

総務費では、職員の懲戒処分等による人件費の減額、財産管理費の公有地管理財務諸表作成業務の委託料、伊集院駅西側駐車場整備の工事請負費、広報費の江口蓬莱館ネットワークカメラ設置の工事請負費、情報管理費の日置市ブロードバンド環境実現に向け、日置市地域イントラネット基盤施設整備事業で整備した光ケーブルと無線を組み合わせた実証実験による委託料、賦課徴収費の平成21年10月から予定されている個人住民税の公的年金からの特別徴収システム構築の委託料の増額等により1,855万1,000円を増額計上いたしました。

民生費では、人件費、健康交流施設費の修繕料、児童福祉総務費の私立保育所施設整備費補助金、児童措置費の障害児保育事業費補助金、児童福祉施設費の賃金の増額等により920万9,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、人件費、環境衛生費の施設維持修繕料の増額等により170万1,000円

を増額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費の減額、農業振興費の中山間地域対策事業、産地づくり対策事業、畜産業費の畜産環境基本調査事業、農地費の農業農村整備対策事業、農道等施設整備事業、漁港建設費で吹上漁港のしゅんせつ工事等の採択等により2,092万4,000円を増額計上いたしました。

商工費では、人件費、印刷製本費等の増額と江口浜荘あり方検討委員会の設置及び経営分析等業務委託により199万1,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道路橋梁総務費の人件費63万1,000円の増額、都市計画総務費の公共下水道事業特別会計繰出金1,221万1,000円の減額、土地区画整理事業で、補助事業の内示により土地区画整理事業費の通常費、まちづくり交付金の増額と臨時交付金事業、地方特定道路整備事業の減額による事業間の組み替えで20万2,000円を増額計上いたしました。

街路事業費では、補償費の増額補正とまちづくり交付金事業公園整備事業費への組み替えにより248万1,000円を減額計上いたしました。

公園費では、街路事業費からの組み替えにより360万5,000円を増額計上いたしました。

住宅管理費では、施設維持修繕料、公営住宅のアスベスト分析調査業務等による360万円を増額計上いたしました。

住宅建設費では、電柱等移転補償費など200万2,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人件費、消防施設費の備品購入費の増額等により337万5,000円を増額計上いたしました。

教育費では、事務局費の人件費などの増額により79万8,000円の増額、小学校管

理費では妙円寺小学校屋体屋根防水工事など484万9,000円の増額、教育振興費ではパソコン賃借料283万5,000円の増額、中学校管理費では日吉中学校ガラスブロック落下防止工事、中学校体育連盟九州・全国大会出場補助金など290万2,000円の増額、学校建設費では備品購入費として120万円を増額計上いたしました。

社会教育費では、公民館費の施設維持修繕料、文化振興費の伊集院文化会館吊りもの設備の改修など1,431万5,000円を増額計上いたしました。

保健体育費では、体育施設費の施設維持修繕料2,960万円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木災害復旧費の施設維持修繕料の増額により160万円を増額計上いたしました。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からといたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

次に、議案第82号は、平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,275万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,923万円とするものであります。

歳入では、療養給付費等負担金、療養給付費交付金の過年度分の増額、保険給付準備基金繰入金の減額、そのほか繰越金の増額により1,275万5,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものでは、医療費適正化特別対策費のレセプト点検補助員の賃金の増額、老人保健医療費拠出金の確定による減額等により1,275万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第83号は、平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,457万2,000円とするものであります。

歳入では、医療費交付金の平成19年度の交付金確定による増額、一般会計繰入金を増額より2,060万2,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、償還金の支払い基金交付金精算返納金の増額、一般会計繰出金の増額により2,060万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第84号は、平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,309万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億997万4,000円とするものであります。

歳入では、利用者自己負担金収入滞納繰越分、前年度繰越金の増額等により2,309万7,000円を増額計上いたしました。

歳出では、人件費、備品購入費、予備費の増額により2,309万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第85号は、平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,158万

5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の前年度繰越金の増額により18万5,000円を増額計上いたしました。

歳出では、旅費の18万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第86号は、平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,098万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を30万6,000円の減額、前年度繰越金を30万6,000円増額計上いたしました。

次に議案第87号は、平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,895万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により繰越金を110万円減額し、これに伴い歳出では、予備費を110万円減額計上いたしました。

次に、議案第88号は、平成20年度日置市国民保養センターおよび老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984万8,000円とするものであります。

歳入では、PHS無線基地局撤去による行政財産目的外使用料の減額、前年度繰越金の増額により119万9,000円を増額計上いたしました。

歳出では、施設維持修繕料、予備費の増額

等により119万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第89号は、平成20年度日置市温泉給湯業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ780万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の増額により、249万3,000円増額計上いたしました。

歳出では、温泉給湯事業基金積立金等を249万3,000円増額計上いたしました。

次に、議案第90号は、平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289万7,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の増額により165万3,000円増額計上いたしました。

歳出では、公衆浴場事業基金積立金の増額により165万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第91号は、平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67万2,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金8万1,000円を減額し、前年度繰越金の増額により24万7,000円増額計上いたしました。

歳出では、総務管理費の修繕料16万6,000円増額計上いたしました。

次に、議案第92号は、平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501万円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を39万3,000円の減額、前年度繰越金を39万3,000円増額計上いたしました。

次に、議案第93号は、平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,046万8,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の地域支援事業交付金、支払基金交付金の介護給付費負担金、地域支援事業支援交付金、県支出金の介護給付費負担金、地域支援事業交付金、繰入金で地域支援事業繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費繰越金等の前年度精算等により1億94万円を増額計上いたしました。

歳出では、居宅介護サービス給付費の減額、介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費、介護給付費準備基金積立金、介護予防一般高齢者施策事業、支払基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金、一般会計繰出金等の増額により1億94万円を増額計上いたしました。

次に、議案第94号は、平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の収益的収入及び支出の総額は、既定の収益的収入及び支出のとおりとし、予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ3億5,898万3,000円とするものであります。

収益的支出では、医業費用で医師住宅賃借料等26万5,000円を増額し、予備費を26万5,000円減額計上いたしました。

次に、議案第95号は、平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の収益的収入及び支出の総額は、既定の収益的収入及び支出のとおりとし、予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ7億4,715万5,000円とするものであります。

収益的支出で、営業費用の人件費等を79万1,000円を減額し、予備費を79万1,000円増額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の予算で、予算第4条括弧書き中「3億8,333万円」を「4億1,942万9,000円」に「3億4,505万2,000円」を「3億8,115万1,000円」に改め、資本的支出の予算を3,609万9,000円増額し、予算の総額を5億7,293万4,000円と決めました。

支出では、建設改良費で長里伊作田配水池増設等3,609万9,000円を増額計上いたしました。

以上15件、ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（畠中實弘君）**

これから質疑を行います。

まず、議案第81号について質疑はありますか。

**○13番（田畑純二君）**

私は私の所属する総務企画常任委員会以外の案件について、あえて本会議で質疑させていただきます。

補足説明資料の17ページでございます。健康交流施設費の中で、健康づくり複合施設ゆすいんの件がございます。それで健康づくり複合施設は、現在ゆすいんは、現在指定管理者制度が導入されておりまして、今運営されてるわけですが、具体的に運営の、経営の状況は今どうなっているのか。それで、

市としてこの運営にどのように介入してるのか、もし具体的に支援あるいは援助、そういうことをしているのであれば、具体的にどのような支援、援助を行っているのか、金額がもしあれば金額も含めて説明願いたいと思います。

それと、今この利用者の状況、当然当初の予定がございまして、その予定に比べて今の現在の利用者の状況は減少傾向にあるのか増加傾向にあるのか、そこら辺の市民の皆様の利用度、ゆすいんの利用度ですね、そこら辺のことを説明していただきたい。

それと、今度修繕料の中で、ふれあい健康センターテニスコート人工芝修理等の増額補正とあります。先ほどからのテニスコートとも関連するんですけども、このテニスコートの市民の皆さんの利用状況、どんな人がどのくらい、1カ月にどんな市民の皆さんがどのくらい利用しているのか、わかりやすく具体的に説明していただきたい。

それから、2番目です。19ページの児童福祉総務費の中で、補助金及び交付金74万円、あづま保育園施設整備補助金の増額補正とあります。これでこの施設整備補助金の内訳、どんなものに使うのか、といいますのは、市内にはほかにも保育園があります。それで、なぜ今回このあづま保育園の施設のみが具体的に交付金補助金の対象になるのか、そこら辺のことをほかとの保育園との兼ね合いです、予想はつきますけれど、具体的に説明していただきたい。

それから、3番目に30ページの道路維持費事業費施設維持修繕料200万円、路線側溝、路肩補修等追加に伴う増額補正、これは本庁分と、それから東市来支所分、それから原材料費日吉支所分が書いてありますけども、この場所はどこなのか、できるだけ詳しくお知らせいただきたい。

それと8月までに各地区、振興計画、これ

が8月末までに提出されていると思います。それで、この地区振興計画の中の要望事項と、実際ここにあります道路維持費のおのおの具体的な箇所、これとの関連兼ね合いです。恐らく、まだ地区振興計画では間に合わない、ただどこら辺をどういうふうに兼ね合いがあるのか、どういうふうに考えているのか、そこら辺を説明していただきたい。

それから、最後ですけれども、40ページと41ページです。小学校学校管理費がございします。先ほど説明もあったかと思うんですけども、単独事業の中で600万円、妙円寺小学校屋体屋根防水工事にかかる増額補正600万円、これはなぜ増額しなければいけないのか、増額補正の具体的な仕事の内容です。予想はつきますけど、具体的にどういふものか。

それと41ページの同じく中学校の単独事業工事請負費、日吉中学校校舎ガラスブロック落下防止工事にかかわる増額補正、これも同じように、なぜ増額しなければならないのか、増額補正の具体的な内容です、予想はつきますけども、大体具体的にわかりやすく説明願います。

以上。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

説明資料の17ページの04目の健康交流施設費の関係でございします。ゆすいんの状況でございしますが、支援している状況ということでございしますが、これについては議員もご承知のとおり指定管理者にお願いしておるわけです。年間2,851万9,000円の指定管理料でお願いしてる状況でございします。

なお、利用状況につきましては、主に温泉の入浴者数が主でございしますが、これにつきましては、若干減少、対前年ですね、若干減少しているという状況でございします。

あと、修繕料の関係でございしますが、テニ

スコートの使用状況につきましては、年間で1万2,000人程度の利用があるようございします。

それとご利用されてる方の状況につきましては、若人から高齢者まで幅広くご利用いただいているわけですが、最近はどこらかと申しますと高齢者の方の利用状況も年々ふえてきているという状況でございします。

次に、資料の19ページお願いいたします。19節の負担金補助及び交付金の中で補助金でございしますが74万円、これにつきましては、あづま保育園の今回は子育て相談室の設置ということで、補助金の支出を予定しておるわけですが、これにつきましては、最近で申しますと吹上の厳浄寺保育園の施設整備とか、そういうのが最近ではあるようございします。そして今回73万9,500円の支出で、補正額でございしますが、内49万3,000円ほどが交付金で措置されると、残りの24万6,500円が一般財源ということございします。

以上でございします。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

30ページの道路維持費の関係でございします。場所はどこかということございしましたが、場所は特別決めておりません。で、これだけの予算で年間乗り切ろうということで予算を組んであったんですけども、自治会からの要望等いろいろ出てまいりました。そういった場所で緊急性を要するというような場所から順次やっていくんですけども、それでここにありますように当初が270万円と300万円ですか、あったけども、あとの分が不足が見込まれるということで、今回お願いしたということございします。

それと、集落振興計画の関連ですけれども、まだ具体的な資料が我々の手元に届いておりません。ですから、それとの関連はございしません。原材料も同じでございします。

○教育総務課長（山之内修君）

説明資料の40ページ、妙円寺小学校屋体屋根防水工事についてでございますが、この妙円寺小の屋体につきましては、昨年一部雨漏りがありまして、応急工事を行っております。これでとまるかと思いましたが、ことしになりまして新たに雨漏り等がございましたので、今回全面的に防水塗装工事を施して雨漏りの拡大を防ごうとするものでございます。

それから、41ページの日吉中学校校舎ガラスブロック落下防止工事にかかわる補正でございますが、これは普通教室等の階段部分のところに2カ所ほどガラスブロック工法を施したところがございます。これについても落下が最近目立っておりまして、現在学校側ではひもを張るなどして危険防止対策はとっております。これ以上ひどくなると危ないと予想されることから、今回アルミ等によってその部分覆う工事を行おうとするものでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

3点だけ質問いたします。まず、21ページ環境衛生費ハチ防除用9万5,000円とありますが、私もことしあるところを払ってもらったら、大きなスズメバチの巣があって、1つどかすのに1万円かかるちゅうたから、なんでそんなに高いのと言ったんですけども、その9万5,000円、そこ辺を説明願います。

次、2点目、23ページ、農業振興費のことで880万円組まれていますが、乗用型茶中刈機というんですか、宮下茶生産組合330万円、それから、次のページに川路防霜施設利用組合547万円、ここ辺を説明願います。個人なのか、こんな組合はどこなのか。

3点目、27ページ、有害鳥獣捕獲事業費、今まで何人いて、捕獲員を本庁が3人、吹上が2人増員するとなっておりますが、増員するわけ、今まで何人いて、5人増員して、どんな有害鳥獣の捕獲なのか、そこを説明願います。

○市民生活課長（宮園光次君）

ただいまの質問のハチ防除用の購入でございますけれども、市民生活課では各家庭におきまして、ハチの巣の駆除をする場合に、個人がする場合に、ハチノックというものを1本ずつ申請があった場合に、こちらの方から提供するというところでございます。当初予算にも組んであったわけですが、ことしは昨年よりも数が、ハチが異常発生してるみたいで、19年度は本庁でありますと25本しか出てなかったわけですが、ことしは8月いっぱいまで今既に38本の申請がして、到底このままでは年度内は足りないということで、今回補正をお願いしたわけでございます。

以上です。

○農林水産課長（上園博文君）

農林水産業の関係で、お茶の関係、団体はどこなのかということでございましたけれども、いずれも伊集院地域内の茶生産農家でございます。

そして、33ページ、有害鳥獣の関係でございますけれども、現在の捕獲隊員の方々が85名いらっしゃいます。その関係で今回5名の追加でございますので、合計90名になる見込みでございます。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

環境衛生費のそのスズメバチ、その巣の数がふえたというのは、これは公用地なんですか、公用地の中でこれだけなのか（発言する者あり）個人ですか。個人の薬代を市が買ってやるちゅうのは初めて知ったわけですが、

私は請求されたときに薬代のほかに撤去費が1万円、値切ったんですけれども、高いということはわかってるわけですが、個人の薬代を市が買ってやるというのを初めて知ったんですが、これはどこの町もやってることなんでしょうか。

2番目のこの宮下製茶と川路製茶は、いずれも伊集院というだけでは納得できません。この金額が、余りにも大きいわけですが880万円と300幾らですよ、だからこの茶の機械は市が買ってやって、この組合の人たちは自分の金を出さないで市が買ってくれたその機械でずっと刈っているんでしょうか。そこ辺がよくわかりません。

それから、有害鳥獣ちゅうのはどんな動物を、90人もいるんだからどんなあれなのか知りたいです。

以上です。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

まず、訂正から申し上げます。ページ数を間違っておりました。27ページでございました。

それから、今お茶の関係でございますけれども、県の事業がこのようにして採択されたことに伴います、今回の予算要求でございます。宮下茶生産組合につきましては、農家さんが3名で任意の団体でつくってる農家さんでございます。毎年こういった事業はこの時期に採択された段階で導入してるところでございます。

有害鳥獣の関係でありますけれども、イノシシ、シカが主でございます。

以上でございます。

#### ○市民生活課長（宮園光次君）

ハチ駆除のハチノックの支給につきましては、4地域全域実施しておりますし、また伊集院地域につきましては、旧町時代からも実施をしておる事業でございます。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○24番（谷口正行君）

二、三わからないところがありますので、質問をいたします。

説明資料でいきます。10ページの需用費の中の施設維持修繕料と庁舎管理費が出ております。30万円増額でありますけれども、これどこの地区がどうふえたのか、何の修理がふえたのかお願いいたします。

その次の下の委託料、これが500万円の増になっております。これは大きな増額でありますけれども、これは当初の場合は不動産鑑定と境界確定になっておりました。なぜこれが急に財務諸表作成業務ですね、これが出てきたのか、その理由です。

それと、その下の工事請負費、今回することになった理由として、どのようにどう整備されるのか、何台ぐらいが整備されることになるのか。

次の13ページ委託料で587万6,000円の増になっておりますけれども、これは補正前の額が412万円ということでありましたので、これ当初予算を見てもみますと、委託料の地域情報化推進事業費、日置市のWAN機器保守委託料等として2,805万4,000円となっておりますけれども、この中に当初入っていたということですね、そういうことになりますね。であれば、なぜ当初でこの事業のことを入れなかったかと、金額も大変大きいし、412万円という補正前当初で組んであったわけありますので、これちょっと総務委員会の方に聞きましたけれども、説明がなかったというようなことでございました。やはりここら当たりが、課によっては1,000円単位のものまで予算を、事業予算の名前を入れているわけですので、やはり500万円と大きい額であれば、やはり入れていくのが当然だと思っております。これな

ぜ入れなかったのか、まずそこを聞いておきます。

それから、24ページ畜産業費であります。これ新規事業となっております。畜産環境基本調査事業費、これ具体的にどのような事業になるのか、全部がもう新規事業の採択になっているようであります。ちょっと説明をお願いいたします。

それから、29ページ、報償金のところで江口浜荘あり方検討委員会設置、これ町長の先ほどの話にも出ましたけれども、指定管理者に出しているわけでありましてけれども、これを検討委員会を設置することになった理由です。

それから、学識経験者等委員のあれこれ書いてありますけれども、どういった方を検討されているのか。

それから、その下の委託料で江口浜荘経営分析等業務委託となっておりますけれども、これどこにそういった経営分散を委託するのか。

以上、お願いいたします。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

ただいまの10ページの質問でございます。庁舎管理費の30万円については、東市来支所の方でございます。これについては、庁舎の配水管の腐食、あるいは空調機の温室監視センサーなどの交換が入っております。

それと続きまして、公有財産の委託料の件でございますが、これは公会計というのが始まりまして、新しく4つの指標をつくるわけですが、それについての土地の今、日置市が持っている土地を全部入力、土地台帳をつくりまして、そしてそれによって評価をしまして、バランスといいますか、賃貸借と、そういうのをつくっていくためのシステムでございます。

それから、15の工事請負費の240万円でございますが、これは伊集院駅の西側の駐

車場ということで、都市計画の方では駅庁舎の歩道をなんかいろいろ計画されておるんですが、四、五年先だろうということで考えておるものですから、とりあえず西駐車場の方だけでも35台分確保して、今現在待ちが52人ぐらいだったと思いますので、ある程度解消はできるんじゃないかという形で、今回35台分の確保をしまして、整備していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

説明資料の13ページの地域情報化推進事業についてご説明申し上げます。

今回、新たに追加で587万6,000円お願いしてございます。これは、これまでご説明しますように、日置市内で中川と永吉のNTTの交換局の管内がブロードバンドに対応してないということで、この交換局を改修したらというようなお声もいただいております。その中で交換局を改修しようとする、両局で約8,000万円程度必要ということが、積算が出てまいりましたので、その前に市の構築しました光ケーブルを使った活用策を1回実験をしてみたいということで、今回追加をお願いをさせていただいたところでございます。

この結果を踏まえて抜本的にどういう対策を講じた方がいいのか、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○農林水産課長（上園博文君）

ご質問の畜産環境基本調査ですが、調査主体は九州農政局からの調査依頼でございまして、平成20年度がアンケート調査、そして21年度地域畜産振興開発構想、さらに環境改善構想のこういった作成となるようです。なお、アンケート調査先なんですけれども、畜産農家の戸数が日置市全体で

226戸、子牛農家の皆さん方が222戸となっております。調査内容につきましては、現在の使用頭数なり、現在子牛農家でございますとどういった堆肥を使っているのか、今後予想される子牛農家の皆さん方の品目なり、そういったものにアンケート調査内容としてうたわれております。

もう1点、先ほど坂口議員さんのご質問の中で答弁漏れがありました。まことに申しわけございません。川路茶生産組合は中川地区、そして宮下茶生産組合が下神殿地区でございます。申しわけございません。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

先ほどの江口浜荘の関係であり方検討委員会の設置の理由でございますが、江口浜荘が建物、それから設備、大変老朽化が進んでおります。それから、指定管理者の契約が平成22年3月末で切れること等から、外部の委員によります検討委員会を設置しまして、その検討結果を踏まえて、今後の施設運営のあり方を定める、方向性を定めていくということでございます。

それから、構成につきましては、これはあくまでもまだ想定の段階でございますけれども、大学教授、それから商工会や観光協会、飲食店組合とか、そういった団体の代表者、あとは地域審議会でありますとか、自治会連絡協議会等の住民の代表、そういった方々約10名ほど想定しているところでございます。

それから、委託先についてでございますが、業種といたしますか、そういった内容的なものからいきますと経営コンサルタント、もしくはシンクタンク等が想定されるところでございますけれども、この委託につきましては、指名推薦委員会への推薦を経て業者を選定するという事になってくると思います。

以上でございます。

#### ○24番（谷口正行君）

ほとんどわかりました。1つだけ、このブ

ロードバンドの問題です。これなぜ当初でこんだけの金額のものを、当初予算の中に事業名を入れなかったかという答弁がございました。

やはりこれは、私前も申しましたけれども、当初予算の中に何々等と、そういう書き方です、これはちょっとこの際やめていただきたいなど、こんな大きな金額なのがこの中に入っていたわけで、私どもはそこに対して全くわからなかったわけでありますので、やはり万単位のもの資料に出すと、これからそれをお願いいたしたいと思っております。

それと、この件について、長野議員が6月に一般質問をしております。会議録を見ますと、そのときには市長は今後検証検討していくというようなことが答弁がなされているようでありますけれども、あれを見ますと結局、今後じゃなくてももうそのときには検討されてたということですよ、市長。そういうことでいいですよ、そういうことになりますよね。これは市内全般にわたってブロードバンド化をすると、でもいろんな事業の計画をあれこれ見直すというようなことになったわけであります。そこで、なぜここだけが実証実験なのかということであります。会議録を見ますと、交換器が遠いとか、そういうのが触れられているようでありますが、であれば、ほかのところはそういったところがないのか。それとこの実証実験の結果、どうなった場合にどうなっていくのか、そこをちょっとお願いします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

先ほど少し説明がまずかった部分があるかと思っております。これまでの経緯も含めて、繰り返しになるかもしれませんが説明をさせていただきます。

まず、中川の交換局につきましては、昨年なたしか10月だったと思っておりますが、地域の皆さんの286名だったと思っております、署名を

添えて中川にあります簡易の交換局をADSL化するために、NTTに要望してくださいというような文書をいただいております。で、その時点で、中川、永吉市内に2カ所ありましたので、その交換局をADSL化することについていろいろ調査もしたところでございます。

そして、平行して日置市の地域情報化を進めるということで、市民の皆さんへの説明会とか、アンケート調査もいたしておりましたので、当初予算にこの計画を盛り込めなかったという部分があります。

ですから、先ほどご指摘のありました2,840万円という数字には、このブロードバンドに対応するための経費としては入れてございませんでした。で、そういう中で地域情報化自体の全体を見直すということになりましたので、じゃあ、NTTの方を含めて、中川、永吉の交換局をどうするかということで、交信費用を調査をいたしました。その結果が、先ほど申しましたように2局合わせて8,000万円を超える、これは県の支援事業を使える部分もあるんですけども、そういう事業がありますが、概算8,000万円強かかるということでしたので、だとしたらもっと安く使える方法、市が整備したネットワークをうまく使う方法はないかということで、今回この金額を計上させていただいたところでございます。

したがって、これで試験的にやらしていただいて、これである程度カバーを、範囲をカバーできるようであれば、そういう無線なりを使った今後の整備、もしくは無線でもアンテナを複数建てないと全体をカバーできないということであれば、また別途有線なり、今の電話回線とつなげて有効活用できるのかどうか、そういったことも調査させていただきたいと思っております。

それから、中川、永吉以外の普通はブロー

ドバンドがうまくいってない地域といたしましては、東市来の上市来から北の方と伊作の藤元団地、工業団地の付近、そういったところがございまして、それぞれ日吉、伊作の交換局もADSLまではなってますけれども、光という速さにはならないというようなことでございますので、そのスピードの差をどう考えるかということも今後の課題になるかと思いますが、市内ではそういう違いがあるということはご説明しておきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○24番（谷口正行君）

大体わかりましたけれども、それとこれはNTTに委託してるんですか、そこはどう、それともほかのところですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今回は、その交換局は改修はいたしません。市が整備しました光ケーブルを有効活用するための手法を検証したいということでございますので、委託先は全くまだ未定でございます。ある意味私ども無線ということをご想定しておりますが、無線プラス何らかの手法を加えた形のもっと効率的なものがあれば、それもまた検討したいと思っておりますので、今回予算をいただければプロポーザル的なやり方で、いろんな業者さんの公募をさせていただきたいというような手法は考えているところでございます。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○14番（西園典子さん）

14番。幾つかちょっとわからないところがございまして、お尋ねしたいと思います。

説明資料の5ページ財政調整基金の繰入金でございまして、今回6億円を超える繰入金の減額ということでございまして、これ当初では10億円を超える、10億8,353万円ほどで、6月議会では11億にこれが上がりまして、今回4億8,562万6,000円

というふうに大幅に変動しているわけですが、その交付税も今度たくさん入っているようでございますが、関連性があるのか、その理由を1つお尋ねいたします。

それから、次でございますが、資料の22ページの一番上農業委員会の職員手当、積算見込み誤りによる増額補正、積算見込み誤りというのが同じように30ページの一番上の道路橋梁総務課のそこの扶養者変更はわかるわけですが、積算見込み誤りというのがございます。そしてまた35ページに、今度は一番上住宅管理費償還金利子及び割引料というところに、公営住宅使用料の過誤の払戻金というような、ちょっといろいろと誤りがあったというような文言があるようでございますが、そこ辺、以前もそういうのでちょっと日置市心配したことがございました。この理由をお知らせいただけたらと思います。

それから、もう一つ、前後してしまいますが、19ページの児童措置費19負担金補助及び交付金の障害児保育事業費の単独でございますが、172万4,000円の増でございますけれども、これは対象児童数の増に伴うと書いてありますが、約2倍に改正以前に比べたら、約2倍にふえたということは、そういう障害を持つ子供さん方が予測よりも2倍にふえたという、現状はどういうことであつたのだろうかということをちょっとお知らせいただけたらと思います。

以上です。

#### ○財政管財課長（奥蘭正名君）

5ページの財政調整基金の繰入金のことでございますが、当初補正では資金不足をしておりましたので、財政調整基金から繰り入れをしました。しかし、今回地方交付税が若干ふえてまいりましたので、その差額分としまして今回6億1,000万円の減額補正をさせていただきます。

以上です。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

資料の19ページ、19節の負担金補助及び交付金の中で、障害児保育事業費の増額補正でございます。ちょうど額的には倍と、2倍ということでございますが、これにつきまして補正前が2園の2人ということでございましたけれども、その後お2人ほど2園、あわせて4名、4園で実施しているということでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○総務課長（桜井健一君）

お答えいたします。積算の誤りということで計上してございますが、22ページ、30ページ、これらにつきましては、端数の計算を誤って計上してある部分を、今回修正を、途中で入れかえが、人事異動がありました分を精査しまして、今回積算をしてございます。

以上でございます。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

35ページの住宅管理費の過誤の関係です。これは1回住宅入居者に伝票を振り出してあったんですけど、振り込みがなされてないということで、それでもう1回こっちから新たに伝票を出したら、それでまた入れたと、結局二重に入っていたということで、その分をまたお返しするというところでございます。

#### ○14番（西蘭典子さん）

14番。大体わかりました。財政調整基金は、どちらかといえば普通預金みたいな格好で、いろいろと出し入れているということでございますけれども、やはりきちっとした当初の計画がどうだったかなという思いがあつてお尋ねしたところでございました。

また、そして過誤のなどわずかな金額ですが、できるだけやはりこういうことのないように努力をしていただけたらと思います。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第82号から議案第95号までの14件について質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

13番。私は議案第93号について質疑をいたします。

補正予算の説明資料の63ページでございます。介護予防一般高齢者施策事業費、この中でいきいきサロンのことが触れられています。いきいきサロン活動補助金、それで現在いきいきサロンといいますのは、市の方の指導といいますか、そういう方向づけに従って、各地域で集落とか、自治会とか、そこら辺でされているわけですが、今現在やっている集落、自治会は全体の総数がわかるとあれなんですけど、今実際いきいきサロンをやっている、活動をやってるのは大体何%ぐらいやっているのか、集落、それから自治会。

それと、ひょっとしたら4地域ごとにちょっとばらつきがあるんじゃないかと想像されるんですけど、ある地域は一生懸命やっていると、ある地域はそれほどないというような、そういうことも懸念されるんですけども、そこら辺の各地域ごとの現状を、ばらつきがなければ一番いいんですけども、そこら辺の取り組み状況を、各地域ごとの。

それから、今後見込みが22団体あるということなんですけども、この見込み、将来どういう、その後これから将来の見込みはどうか、100%いけばもちろんいいんでしょうけど、そこら辺を当事者と執行部の部長、課長さんたちといきいきサロンの現状と今後の見通しについて、どう考えておられるのか。

以上、その3点答弁願います。

○福祉課長（豊辻重弘君）

予算的には介護保険でございますが、事業

そのものは福祉課の方で執行しておりますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

初めに自治会数です。ご存じのように現在202団体ほどございます。その中で、既に取り組んでいる自治会数につきましては118自治会が取り組んでおります。取り組み割合です。実施数については109団体ございます。そうしますと取り組み割合では58%、大体6割近くが現在組織されているということでございます。このようなことから、さらに取り組みの団体の育成ということで、最近でも伊集院地域で自治会の皆様、既に組織されている方を含めて、研修会等を実施とか、また各地域でも実施するというところで進めているところでございます。最終的には、もちろん100%というのが本意でございます。

以上でございます。

地域ごとに必要ということでございました。地域ごとでございますが、割合で述べさせていただきます。東市来で53%程度ほどございます。伊集院地域で同じく53%です。日吉につきましては、若干高くて67%、吹上で66%、そのような状況となっております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

14番。説明資料53ページ、公共下水道事業特別会計の歳出でございます。

旅費が出ております。普通旅費、下水道未普及解消事業など打ち合わせ、東京と福岡に2人ずつ、また2回とか1回行っていることでしょうか、出ているようでございますが、これはどのような会合というか、打ち合わせということなどでございますが、どのようなことなのか。

それから、ちょっと調べましたら、下水道未普及解消クイックプロジェクト社会実験と

というのが、平成19年6月から全国9市町で、社会実験というんですか、それに日置市が入っているというようなのをちょっと調べたところ載っておりましたが、これとの関連性があるのかどうなのか。

それから、未普及解消というのは、どういうことなのか、私の東市来も下水道は未普及なんです、そういう、どういうところを対象として未普及として打ち合わせをしてらっしゃるのか、もし先ほど言った社会実験というのに関連があるとしたら、社会実験というのは何なのか、何を目指してらっしゃるのか、そこ辺をお尋ねしたいと思います。

#### ○下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。下水道未普及地域にあっては、現在下水道区域内で麓東とか、はやしだ整形当たりとか、3カ所程度区域であって、なかなか工事費に膨大なお金がかかるとか、河川堤防とか、そういうのに阻まれて、思うようにできないというところが下水道未普及地域でありまして、議会等でもいろいろあったようですが、そういう地域をどげんかしていかないかんということで、国にそういう事業等があるということもありますので、その何カ所、3カ所程度あるところを事例等をもっていきながら、それに合致するような事業はないかということで、事業の打ち合わせ等をしながらか、入れるものは入れていくというそういう事業でございます。

旅費についても、そういう形で整備局、本庁等に行きまして、まずとにかく未普及地域を解消せんないかんという、それに全力を尽くしたいということで上げてあります。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

では、先ほど私がお尋ねしたクイックプロジェクト社会実験、これはあくまでも今現在の区域内の、先ほどおっしゃった、そういうところでの未普及地域をちゃんとしていき

たいというための対策、打ち合わせというふうに理解してよろしいわけですね。

では、お尋ねしたいと思いますが、大体これは旅費だけで済む事業費でしょうか、それともほかにも何か必要な金額が、事業費があるわけですか。そこだけお尋ねします。

#### ○下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。今回の旅費につきましては、旅費だけということと、事業の内容等につきましては、従来の工法でお金が相当かかったと、それを露出配管とか、簡単な方法で行いながら、露出配管をした場合には、石が当たったりとか、劣化が激しいとか、そういう形の中で検証を行っていくというような事業もありまして、いろんな組み合わせがありますので、それがどの地域の事業に入っていくかということをしながらか、もしいいのであれば、即それを入れていくという打ち合わせでございます。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○23番（地頭所貞視君）

49ページです。国民健康保険特別会計の歳出の部分です。1款4項01目医療費適正化特別対策費の中の執行賃金159万4,000円の件についてですが、補正前103万7,000円、補正後のち6カ月で160万円ほど増額しておるわけですが、これは1日4人、14日分6カ月と、こういう増額補正を組んだということは、組まなければならない何か、この事態があったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

#### ○健康保険課長（脇 忠男君）

お答えいたします。レセプト点検につきましては、19年度なんですけれども、レセプト点検補助員が6名、それから、レセプト点検員が7名と、計13名ということでやって

おりました。後期高齢者制度が20年度から入った関係で、約もう半分は後期高齢者の方ですので、削減された関係で、当初についてはレセプト点検員さんで、補助員さんなしの点検員さんでやるということで予算を組んでございました。

18年度のレセプト点検における効果額等が714万5,000円、そして19年度が480万8,000円と、決算でそういう形で233万7,000円ぐらい効果が落ちてるといふことがありまして、6カ月間ですけれども、レセプト点検員さんを補助するという意味で4人の分を、この分を効果等を上げるということで組んだわけでございます。

以上です。

#### ○23番（地頭所貞視君）

要はそういうことですか、ただ、私が言いたいのは、レセプト点検というものは、事業と違ってやはりそれに必要な予算というのは、当初のときに大体予測できるんじゃないかと、それがこれが2.5倍、この半年で当初よりも多くの補助要員を増額計上することになると、やはりそこに何か医療機関で不正か何かあったのかなど、そのためには調査するというふうに、私がちょっと勘ぐったものですから、それと前も今ちょっと思うと東市来の方の去年、おととしかな、すごくレセプト点検の予算の減があったわけです。だから、そういう年を通して計画できるような予算が2倍強というんですか、それを補正でやるというのはやはり執行部の方の計画性の甘さというか、そういう部分を私は指摘するわけですが、そういうことで今後これが事業があった、災害があったというのは別ですけど、やはり1年間の計画についてはもう少し納得できるような予算の見方を今後は検討されることを望みまして終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は各常任委員会に分割付託します。議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第89号、議案第90号、議案第93号及び議案第94号は環境福祉常任委員会に付託します。議案第85号、議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第95号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第87号及び議案第88号は、総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時20分とします。

午後2時07分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（畠中實弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第42 認定第1号平成19年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第43 認定第2号平成19年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第44 認定第3号平成19年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第45 認定第4号平成19年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第46 認定第5号平成19年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

- について
- △日程第47 認定第6号平成19年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第48 認定第7号平成19年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第49 認定第8号平成19年度  
日置市国民保養センター  
及び老人休養ホーム事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第50 認定第9号平成19年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第51 認定第10号平成19年  
度日置市公衆浴場事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第52 認定第11号平成19年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第53 認定第12号平成19年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- △日程第54 認定第13号平成19年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて
- △日程第55 認定第14号平成19年  
度日置市立国民健康保険  
病院事業会計決算認定に  
ついて
- △日程第56 認定第15号平成19年

度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（畠中實弘君）

日程第42、認定第1号平成19年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第56、認定第15号平成19年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月30日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。そのように進めます。15件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第13号までは、平成19年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条の第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算にかかわる会計年度中の各部門における主要施策の成果調書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成19年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額237億5,447万7,000円、歳出総額230億2,036万2,000円で、歳入歳出の差し引き額は7億3,411万5,000円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金などの自主財

源が66億707万9,000円で、歳入総額に占める割合は27.8%となっております。残りの72.2%、金額にいたしまして171億4,739万7,000円は依存財源であり、国、県に対する依存度が高い財政構造となっています。

このような状況の中で、国における平成19年度の地方財政計画や景気の動向を考慮した上で、徹底した行財政改革に取り組み、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野における歳出額の抑制を図り、財政健全化に向けた取り組みを進めるとともに、産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保、住民福祉の向上、教育の振興など積極的に国・県の補助事業を導入し、各施策の実施に取り組んでまいりました。

歳出では、目的別の主なもので、歳出全体の20.7%を占める民生費が47億7,493万3,000円、次に公債費が17.6%で40億5,459万4,000円、同じく土木費も17.6%で、40億4,343万7,000円、衛生費で12.6%で28億9,900万3,000円、教育費で10.8%で24億8,019万8,000円などとなっています。

性質別では、義務的経費が50.4%、投資的経費が23.6%、そのほかの経費が26%となっています。中でも普通建設事業費の構成費が合併以前からの継続事業の執行により22.8%で、類似団体と比較すると高い割合を占めており、起債残高のふえる大きな要因になっているところではありますが、今後も行政改革集中プランに基づき、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めるとともに、税収入の確保、受益者負担金適正化等財源の確保に努める一方、各施設の優先順位について厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と効率的で節度ある財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成19年度日置市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入総額69億3,971万5,000円、歳出総額67億4,126万5,000円で、歳入歳出差し引き額は1億9,845万円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税14億3,569万4,000円、国庫支出金22億6,951万3,000円、療養給付費交付金13億999万3,000円、共同事業交付金8億9,522万9,000円、繰入金5億264万3,000円、繰越金が2億2,908万8,000円、県支出金が2億8,404万3,000円となっています。

歳出の主なものでは、保険給付費43億8,326万4,000円、老人保健拠出金11億8,257万3,000円、共同事業拠出金8億1,438万9,000円、介護納付金が2億5,463万3,000円となっています。

平成19年度の医療費を平成18年度と比較しますと6.2%の伸びとなっておりますが、医療費の適正化及び国民健康保険事業の安定化を図るための各種健診、健康教室の疾病予防とレセプト点検の実施、また適切な医療機関への受診に関する広報を行い、医療費の抑制に努めました。

次に、認定第3号は平成19年度日置市老人保健医療特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は82億6,476万9,000円、歳出総額は82億6,476万9,000円で、歳入歳出は同額となりました。

歳入の主なものでは、支払い基金交付金41億4,538万9,000円、国庫支出金で26億8,256万3,000円、県支出金6億5,709万4,000円、一般会計繰入金金が7億6,431万8,000円となってい

ます。

歳出の主なものでは、医療諸費 81 億 3,988 万 8,000 円、諸支出金 1 億 1,961 万 8,000 円などとなっています。

次に、認定第 4 号は、平成 19 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は 2 億 9,360 万 5,000 円、歳出総額は 2 億 6,764 万 7,000 円、歳入歳出差し引き額は 2,595 万 8,000 円となりました。

歳入の主なものでは、施設介護サービス収入 2 億 7,745 万 5,000 円、短期入所生活介護サービス収入 688 万 9,000 円、繰越金が 869 万 6,000 円となっています。

歳出の主なものでは、一般管理費 2 億 2,725 万 8,000 円、介護サービス事業費 3,800 万 6,000 円などとなっています。

次に、認定第 5 号は、平成 19 年度日置市公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額 6 億 4,150 万 7,000 円、歳出総額 6 億 2,611 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き額は 1,539 万 6,000 円となりました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金 2,018 万円、使用料及び手数料 1 億 9,611 万円、国庫補助金 1,050 万円、繰入金 1 億 4,986 万 5,000 円、事業債 2 億 3,550 万円となっています。

歳出の主なものでは、総務費 1 億 5,508 万 8,000 円、公債費 3 億 8,618 万 2,000 円、事業費で工事請負費など 8,483 万 9,000 円となっています。

次に、認定第 6 号は、平成 19 年度日置市農業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額 4,355 万 7,000 円、歳出総額 4,265 万 1,000 円で、歳入歳出差し引き額は 90 万 6,000 円となりました。

歳入の主なものでは、使用料 1,212 万 6,000 円、繰入金が 2,981 万 6,000 円となっています。

歳出では、一般管理費 780 万 1,000 円、公債費が 3,484 万 9,000 円となっています。

次に、認定第 7 号平成 19 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、平成 19 年度の利用状況は、宿泊人員 1 万 6,609 人、休息人員 5 万 8,346 人のあわせて 7 万 4,955 人となり、前年度に対し宿泊 512 名の増、休息 7,412 名増の合計 7,924 名の利用増となり、宿泊プランの定番商品化やレストラン改装等の効果もあって利用客が増加しました。

決算額は、歳入で 2 億 9,525 万 2,000 円、歳出では 2 億 8,935 万 1,000 円になり、歳入歳出差し引き 590 万円となりました。

歳入の主なものは、事業収入 2 億 8,122 万 7,000 円で、歳入全体の 95.2% を占めております。

歳出では、経営費として 2 億 8,935 万 1,000 円で、主な支出項目といたしましては、人件費、需用費、工事請負費、備品購入費及び原材料費などとなっています。また国民宿舎事業基金へ 1,508 万 8,000 円の積み立てを行いました。

次に、認定第 8 号は、平成 19 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

江口浜荘につきましては、地方自治法に基づく指定管理者として平成 18 年 9 月から株式会社イシタケを指定し、民間の能力を活用することにより、効率的な管理運営とサービ

ス向上に努めてまいりました。

決算額は、歳入総額 687万5,000円、歳出総額 266万3,000円で、歳入歳出差し引き額は 421万2,000円となりました。

歳入では、事業収入で 19万円、前年度繰越金 668万4,000円となっています。

歳出では、施設維持修繕費 194万5,000円、備品購入費 48万6,000円など、歳出総額は 266万3,000円となっています。

次に、認定第9号は、平成19年度日置市温泉給湯事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額は 715万円、歳出総額は 465万6,000円で、歳入歳出差し引き額は 249万4,000円となりました。

歳入では、温泉使用料 378万4,000円、基金利子 2万1,000円、一般会計繰入金 145万2,000円、前年度繰越金 188万6,000円、預金利子 5,000円となっています。

歳出の主なものは、温泉給湯事業費で需用費の光熱水費、施設維持修繕料、基金積立金など 465万6,000円となっています。

次に、認定第10号は、平成19年度日置市公衆浴場事業特別会計決算認定についてであります。

公衆浴場につきましては、地方自治法に基づく指定管理者として平成18年9月から株式会社有園を指定し、民間の能力を活用することにより、効率的な管理・運営を行ってまいりました。

歳入総額 397万9,000円、歳出総額 232万5,000円、歳入歳出差し引き額は 165万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、指定管理者納付金 117万4,000円、前年度繰越金 276万3,000円などとなっています。

歳出では、公衆浴場費で、施設維持修繕料、基金積立金など 232万5,000円となっています。

次に、認定第11号は、平成19年度日置市飲料水供給施設特別会計決算認定についてであります。

歳入総額 57万2,000円、歳出総額 32万4,000円で、歳入歳出差し引き額は 24万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料 39万8,000円、繰越金 17万3,000円となっています。

歳出の主なものでは、飲料水供給施設管理費で需用費の光熱水費など 10万3,000円、役務費の水質検査手数料 13万9,000円などとなっています。

次に、認定第12号は、平成19年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額 540万2,000円、歳出総額 500万8,000円、歳入歳出差し引き額は 39万4,000円となりました。

歳入では、貸付元利収入 339万3,000円、一般会計繰入金 176万3,000円、繰越金が 24万3,000円となっています。

歳出では、公債費 500万8,000円となっています。

次に、認定第13号は、平成19年度日置市介護保険事業特別会計決算認定についてであります。

歳入総額 42億3,449万2,000円、歳出総額 41億3,905万7,000円で、歳入歳出差し引き額は 9,543万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料で 6億1,466万円、国庫支出金で 10億5,159万7,000円、支払基金交付金で 12億61万7,000円、県支出金で 5億7,425万8,000円、繰入金で 5億

8,559万9,000円、繰越金が2億621万3,000円などとなっています。

歳出の主なものでは、保険給付費38億189万7,000円、基金積立金で6,332万7,000円、諸支出金が1億5,616万2,000円などとなっています。

次に、認定第14号は、平成19年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類をつけて、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額2億9,276万4,000円、支出総額3億3,848万2,000円で、収入支出差し引き4,571万8,000円の経営損失となりました。

収入は、入院・外来収益を主とした医業収益2億7,347万9,000円と他会計補助金などの医業外収益1,928万4,000円となっています。

支出では、職員給与費や材料費、経費、減価償却費など医業費用が3億3,792万5,000円と、企業債支払利息などの医業外費用55万6,000円であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額が695万円で負担金などであります。

支出総額は917万2,000円で、企業債償還金及び有形固定資産購入費であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額222万2,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、認定第15号は、平成19年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額7億5,195万3,000円、支出総額

は7億3,632万4,000円で、収入支出差し引き1,562万9,000円となりました。

収入は、水道料金を主とした営業収益7億117万9,000円と他会計補助金などの営業外収益5,077万4,000円となりました。

支出は、職員給与費や動力費、減価償却費などの営業費用5億9,832万2,000円と企業債支払利息などの営業外費用1億514万8,000円、過年度分の資産減耗費の修正や消費税分の特別損失3,285万3,000円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額は1億4,362万9,000円で、企業債や出資金、市補助金であります。

支出総額は4億188万4,000円で、送配水設備等の建設改良費と企業債償還金であります。

資本的収入及び支出で収入が不足する額2億5,825万5,000円は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

なお、当該年度の純利益は725万4,000円となりました。

以上15件、ご審議をよろしくお願いいたします。

---

△日程第57 請願第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」

△日程第58 陳情第5号郵政民営化法の見直しに関する陳情書

△日程第59 陳情第6号日置市議会の抜本的な改革を求める件

○議長（畠中實弘君）

日程第57、請願第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求め

る意見書の採択についての請願書」から日程第59、陳情第6号日置市議会の抜本的な改革を求める件までの3件を一括議題とします。

請願第4号は、産業建設常任委員会に付託します。陳情第5号は、総務企画常任委員会に付託します。陳情第6号は、議会運営委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は終了しました。9月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時41分散会



第 2 号 ( 9 月 1 8 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問（20番、14番、22番、13番、1番、5番）

本会議（9月18日）（木曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	11番	漆島政人君
12番	中島昭君	13番	田畑純二君
14番	西園典子さん	15番	田丸武人君
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	坂口ルリ子さん	19番	東孝志君
20番	長野嗟や子さん	21番	松尾公裕君
22番	重水富夫君	23番	地頭所貞視君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	島中實弘君		

欠席議員 1名

10番 大園貴文君

---

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	地頭所 浩 君
商工観光課長	鉦之原 政 実 君	市民生活課長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	会計管理者	朴 木 義 行 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中實弘君）

会議録署名議員の指名をします。9月8日、本定例会の会議録署名議員として、大園貴文君を指名しましたが、本日と明日は研修会参加のため欠席でありますので、会議録署名議員として、中島昭君を追加指名いたします。

△日程第2 一般質問

○議長（畠中實弘君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

私はさきに通告した3項目について質問いたします。

まず、地域情報化の取り組みについてお伺いします。

日置市総合計画には、どこに住んでいても不便を感じない都市基盤づくりを掲げ、IT時代に対応できる情報通信基盤を整備するとともに、電子時代の構築を初め、情報教育や企業の情報化支援など進め、市民生活の利便性の向上や産業復興を図るとあります。

全国的に携帯電話やインターネット普及を初め、急速な高度情報化の進展は、個人の生活や企業活動、都市機能、行政サービスなど、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしており、2010年度に向けたブロードバンドの整備目標は、日進月歩の勢いであります。情報化計画の見直しの状況にある日置市も、将来を見据えた地域情報化実施計画の促進が待たれる実情があります。

そこで市長にお尋ねします。

1点目、地域情報化に関する意見交換会を経て、今後の見直しや対策はどうお考えなのか。

2点目、ブロードバンドの整備により、具体的にどのようなサービスが期待できるのか。

次に、地域防災の取り組みについてであります。

近年異常気象等により、日本のみならず世界各地で大きな災害が発生し、被害が持たられています。またいつ来るかわからない東海地震、東南海地震とも言われており、災害は突然やって襲ってきます。

幸い、当地方は大きな災害もなく、平穏な時代が続いておりますが、何も起こらないときの備えあれば憂いなしの災害体制が重要と考えます。

そこで市長にお尋ねします。

第1点目、防災行政無線の更新と地域情報化の両面から再検討される中、旧4町設置の防災行政無線設備の老朽化及び一体化への対応策はどうお考えなのか。

2点目、頻発する大震災や台風、集中豪雨、火災など、災害の発生に備え、特に初期段階において自分たちでできることは、自分たちでしなければならないという意識は高まってきており、自主防災組織の重要性が全国的に注目されていますが、日置市の自主防災組織の育成、強化の推進状況及び意識高揚を図る地域防災ハンドブック等の配布はどうお考えなのか。

3点目、非常時の情報受信に備え、要支援者など災害弱者に対する機能する仕組みづくりや携帯メール等の活用システムなどは十分なのか。

次に、ふるさとの将来を担う人づくりについてであります。

文科省は激しく変化する社会に対応し、生きる力という理念の共有のもと、ことし6月

に小・中学校学習指導要領の改訂に伴う平成21年度からの移行措置についての省令及び告示を公示しました。その中の主な改訂事項に伝統や文化に関する教育の充実とあります。

そこで教育長にお尋ねします。

1点目、郷中教育の伝統を踏まえ、郷土の先輩や地域を支えてきた大人・年配の方々、子供たちの交わりを推進する「鹿児島地域塾」事業への取り組みの考えてはどうなのか。

2点目、新聞紙上等で好評を得ている「語り継ぐ鹿児島の教え集」を学校、地域、家庭等で使って育てる活用の推進はどうお考えなのかお尋ねします。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域情報化計画の取り組みについて、その1でございます。

去る6月に、過去に情報通信関連の企業に勤めておられた方と無線関係の保守に携わっていた方、それと現在インターネットを利用して事業展開をされている方、3名にお出でいただき意見交換会を開催いたしました。

その内容といたしましては、市内の情報化を進めることへの期待の高さを感じる一方で、無線を有線に変えることに非常時のリスクの高さや多額の経費が必要になることなど、再認識することができました。

また、市民の方々がこの情報化の必要についての理解が少ないことも感じており、ブロードバンド未普及の2地域、中川、永吉地区で市の光ケーブルと無線など組み合わせた実証実験をさせていただき、まずは、両地域初め、市民の皆様へ高速の通信網を使いたいというサービスを体感していただきたいと考えております。

その上で日置市の情報化をどのように進めるか、再度検討させていただきたいと思っております。

2番目でございます。ブロードバンドが整備されることで、都市部と差のないインターネットを介した情報の受発信が可能になり、これまで言われておりますスモールオフィス・ホームオフィスといわれる在宅勤務や家での起業が可能になりますので、地方の自然環境を満喫しながら、また地域活動へ参加していただければ、疲弊している地域の活性化を支える人材としても期待をされます。

そのほか、ごく近い将来、通信と放送の融合、テレビでインターネットが一緒に使えるような時代になりますので、こうなりますと地方に住んでいる高齢者が、都市部に住んでいる孫の方々とテレビ電話の感覚で顔を見ながら話をしたり、メールを送るなど距離を感じない中で、リアルタイムに取り組むことができるようになります。

また、日常生活の中でもわざわざ遠くまで買物に行かなくても、通信販売の内容が充実することで、家にいながら通信販売と宅配を組み合わせて、必要なものが調達できるということなど、いろいろな面でサービスが使えるようになります。

2番目の地域防災の取り組みについてというご質問で、その1でございます。

現在、日置市の防災行政無線につきましては、各所帯に単独で運用を行っているところであります。古いもので昭和61年の整備で、既に20年を経過しているものもあり、機器の更新を考えていかなければならない状況にある設備もあります。

設備の耐用年数といたしましては、10年から15年といわれておりますが、毎年度の設備点検や保守点検の状況によっては、長期に使用することも可能であります。

現在、老朽化に対する対応といたしまして、一部部品の交換や修理等、維持補修で対応を行っている状況であります。

また、一本化への対応といたしましては、

今後、本市の防災行政無線システムをアナログ方式とするか、デジタル方式とするか、また有線にするか、無線にするかによって、施設整備に係る費用等ことになってきますので、本市の防災行政無線の運用と照らし合わせながら、最も即した方法を現在検討しております。

いずれにしても、本市の防災行政無線を本庁から一括して放送できるよう一本化する必要性は感じておりますので、課題や問題点を整理しながら、早い時期の統合を目指したいと考えております。

2番目でございます。自主防災組織の育成については、これまで東市来地域のみ対象としていた自主防災組織活動事業費補助金を平成20年度から市全域の自治会を対象として事業を推進しているところであります。

自主防災組織は、自助や公助並び地域の方が集まってお互いに協力し合いながら、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織として、非常に有効かつ重要と考えていますので、今後は補助金の制度の活用や自主防災組織のあり方、必要性等を出前講座など機会を通じて各自治会に周知するとともに、組織率の向上や市民一人一人の防災意識が高まるよう広報、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

また、地域防災ハンドブックについては、ほかの自治体における先進的な取り組み事例等を参考にしながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

3番目でございます。現在、本市における非常時の情報発信といたしましては、防災行政無線が有効な方法と考え、支所単位で運用している既存設備を活用し、地域住民へ気象情報などお知らせを行っている状況にあります。

また、防災行政無線を聞くことのできない聴覚障害者に対しては、希望者を対象に携帯

電話やパソコンメール発信、ファックスを利用し、文字による災害に関する情報や避難所等開設にかかる非常時の情報を知らせているところでもあります。

携帯メールサービスについては、現在鹿児島市消防局が運用している安心安全メールなどがありますが、大がかりなシステム構築やサービスの管理体制等整備が必要でありますので、今後本市においても必要性、効果、財政的な状況等を考慮しながら、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

ふるさとの将来を担う人づくりについてお答えをしたいと思います。

1番目の「鹿児島地域塾」事業への取り組みはどうかということですが、「地域塾」とは、郷土に誇りを持つ心身ともにたくましい子供の育成を目指して異年齢による青少年組織を構成し、学習活動、体験活動、精神鍛錬等を行う団体のことであり、県教育委員会が「鹿児島地域塾推進事業」として地域のえにしや地域社会に蓄積されたさまざまな知恵を生かした「鹿児島地域塾」の育成を進めております。

この「地域塾」は、現在11の市町村で取り組まれているようですが、日置市では、まだ検討してる段階でございます。

現在、私ども日置市内では地域で子供たちの多様な体験活動の機会を担っているのは子供会でございます。子供会は集落単位で組織されており、日置市内に現在148団体あります。子供会は幼児から中学生までの異年齢集団で活動するのが特色です。

また団体差はありますが、地域の高齢者から昔の遊びや伝統芸能、昔からの風習などを教えてもらったり、鬼火焚きなどの伝統行事へ参加したりする活動も行っております。

学校では、特技を持った地域の方々を積極的に活用している現状であります。例えば、登下校時の安全指導や学習補助、読み聞かせ、レクリエーション活動、スポーツ指導、勤労・生産活動など、いろいろな学習機会に地域の方々に学校に入り込んでもらってご指導をいただいているところでございます。

日置市内には26の小・中学校がありますが、学校独自で「地域人材バンク」をつくり、活用している学校が9つあります。このように「郷土の先輩や地域を支えてきた大人、年配の方々・子供たちの交わりを推進する」ということであれば、本市の地域や学校はある程度その役割を果たしているのではないかと考えております。

したがって、今後「地域塾」を実施するかどうかにつきましては、既存の団体等の活動との関連や将来的な財源の問題等も含めて、総合的に検討していかなければならないと考えております。

2番目の「語り継ぐ鹿児島県の教え集」についてですけれども、この本は、鹿児島県環境生活部生活文化課が編集し、製作し、平成19年3月に発行されたものでございます。

そして、県が同年4月に市町村教育委員会を通じて、県内の全小・中学校に2冊ずつ配布をいたしました。本市でも全小・中学校に2冊ずつ配布しております。

また、この本は書店でも販売されております。この本の活用状況については、市内の全小学校を対象に調査をしてみましたところ、ほぼ全ての学校において何らかの形で活用がなされているようございます。

特に、校長や教頭がPTAの会合や家庭教育学級、あるいは全校朝会等で話をする際に活用しているというのが最も多かったです。

そのほか、図書館に本を置いて、子供たちに自由に活用させている学校、あるいは担任が道徳や学級活動、朝の会、帰りの会等で児

童への指導の際に活用しているもの。あるいは学校だよりや学級だより等で活用している学校など、いろいろな場面で活用しております。なお、またある学校では、PTAで購入をいたしまして、全戸に配布して、校長が保護者に対して親子で読むことを推進している学校もございます。このような取り組みをしているようでございます。

今後、教育委員会といたしましても、職員が指導や講話等を行う際に、積極的に引用したり、また学校への活用推進はもとより、PTAの会合や家庭教育学級などの保護者が集まる機会、社会教育関係団体の会合等で「語り継ぐ鹿児島県の教え集」の内容を紹介するなどし、購入・活用を進めていきたいと考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

まず、地域情報化計画の取り組みについて市長にお尋ねします。

1点目についてであります。懇話会を開かれていろいろとなさったということですが、今回日置ネットワークの有効活用としての中川地区と永吉地区の実証実験の補正予算が出ておりますが、他のまだ未整備地区、ISDNのところ、またADSLの対応策、この日置ネットを利活用をした対応策のめどはどうなっているのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどもお話を申し上げましたとおり、中川と永吉、この地域を実験的に実証いたしまして、この結果に基づいてほかのところもまだ未普及のところもございますので、これを1年ちょっとかかりまして、実験対象にいたしまして、今後のほかのところについては検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

1年ぐらいということですので、時間をかけてより促進がなされるような状況になることを願っております。

前回の答弁にあった日置ネットの民間解放、または通信事業者取得の検討、これを行っていくちゅうこと、これはまた情報化計画の策定にも新しくつくるということでしたので、いろいろこれも加味してくると思うんですけど、共聴施設のデジタルデバイトの解消整備、いろいろ課題はありますけども、この新しい情報計画の作成の、これに基づいて推進されるべきだと思うんですけど、この情報化計画の作成のめどはまだ立ってないんですか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

日置市の情報化計画につきましては、平成18年度から22年度までの計画でこれまでつくっておりましたので、この見直し作業をこれからはやっていくということになります。その一つの手法として、今回の実証実験を踏まえて、地域ごとにどういう整備の仕方がいいのか、計画の中に盛り込んでいけたらというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

見直しということで、前回の情報計画の全体図、イメージ図がありますけども、これはまた有線、無線と別れるとなれば、また変わってくるかと思いますので、計画が先なのか、実験をされてその結果だと思うんですけども、またこれが促進されることを期待しております。

後、無線LANの活用ですけども、このセキュリティの問題はどうなるのかお尋ねいたします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

無線LANのそのセキュリティの関係につきましては、私どももまだ若干心配している部分がございます。その使い方の利用形態にもよるんですが、常時つなぎっぱなしで利用されるようなところは、セキュリティについ

ての対策を講じる必要があるんじゃないかと思っております。したがって、その辺のことも今回の実験の中では十分検証したいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

次2点目についてであります。今年度からいろいろこれからテレビの中でインターネットができるそういうのも普及してきつつあると思うんですけども、この実証実験の結果、先ほど市長の方はなかなか理解が得られてないと、インターネット、新聞なんかでも載ってますけども、だれでもネット時代へという国の推進に対して、なかなか地方の方は、特に鹿児島なんか一番おくらしている状況にありますけども、これが22年まで、平成10年までには何とか90%台にということなんですけども、やはりいろいろな実証実験をされて、地域の人に理解を深められて、かえってメールとかの、高齢者は特にパソコンというたら非常に先入観があって、難しいな、壊れたらどうしようというのがあると思うんですね。

だからこういう新聞紙上ではゲーム機で楽々アクセスというて、使ってみたら本当に便利だと、今大型テレビなんかはやって、もう同時にゲーム機でいろんな天気予報図を見たり、そういうのもあると思うんですけども、この無線LANを使われて、やはり周知が大事だと思うんですね。そういうのは、公民館あたりなんかでもして見せるという試験的に、そういう住民を呼んで、そういう計画はないですかね。お尋ねします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今ご指摘いただきましたインターネットとテレビの融合の関係でございますが、新聞等でもよく最近出てくるようになりましたし、テレビのコマーシャルでも光でインターネットというようなコマーシャルもあるようでございます。

鹿児島県の現状といたしましては、今のところ鹿児島市を中心に光ケーブルとテレビを組み合わせたそういう事業が進んできているようでございます。

今回の無線の実験の中では、残念ながらこのテレビについては少し接続は難しいかなと思っております。ただ、インターネットの環境については、いろんな利用のことも含めて、地域の方々に説明して、実際見ていただくような形で普及も進めていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

2点目でございますけれども、今年度から推進されているユビキタス特区事業、前回私もこの特区の利用を申しましたけれども、今年度28件が各市町村によって開始されてます。

電子タグと携帯電話で環境家計簿記録とか、GPSや電子タグと連動して観光案内、また各種無線とセンサーを使って、いつでも専門医が対応できる健康サービスとか、全国で28申し込んで、鹿児島県ではまだ名乗りはないようですけれども、行く行くはこういうサービスも必要になってくるのではないかなと、それには特区事業として、今、国もこういうふうに押し出してますけれども、日置のネットワークの利活用を、こういうのもこれからやっていかないといけないんじゃないかなと思いますけど、今の考え方、お尋ねします。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

ユビキタス特区の関係では、既存の光ケーブルとのインフラを使って、児童の通学路の見守りとか、いろんな形の活用策があろうというふうに認識をいたしております。

今ございました市の利用形態をどういう形で考えていくかということも含めて、情報化計画の中で見直ししながら、どういう整備の仕方が一番望ましいのか、検討させていただきたいと思います。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

歴史と文化が非常に深い日置市でありますので、こういう観光サービスなんかは私は適当じゃないかなと思ってますので、ぜひまた先々将来的には期待しております。

次、地域防災の取り組みについての1点目でございますが、老朽化ですね。4町によって違いますけれども、一番新しいのが東市来、平成9年ということで、もう10年、11年、耐用年数が10年から15年とおっしゃいましたので、でもこれを全部アナログの更新でということですけど、ちょっと聞きましたら、デジタル化には約1.5倍の費用、またいろいろ修理の予備品で部品の交換を行っていくということですけども、今回ちょっと県の方にお尋ねしたら、メーカーは部品を予備品はストップしたと聞きますけれども、このような状況の中、果たしてアナログでずっと引き伸ばし引き伸ばしでいいのかなとちょっと心配いたしますけれども、やはり全市的な周波数の統合なんかも含めて、年次的な整備をやはり立てないといけないんじゃないかなと、そういう部品がもしもつくと、だからひよっとしたら注文になるのかも知れないですけど、とにかくメーカーはつくとらないということをお聞きしてますけれども、これへの年次的な整備の対応はどのように考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、4つの地域におきます防災無線の耐用年数、またそれぞれの機種が違っております。今ご指摘ございましたとおり、今後の計画でございますけど、このアナログとデジタル化の関係の中に、大変費用の問題が一番大きな考えていかなければならないことであるというふうに思っております。

基本的にアナログにしても、デジタルにいたしましても、基本的にはその地域年次的にやっていかなければ、この10数億円かかっ

てしまう。財政状況を考えたときは大変厳しい状況がございます。

今のところにおきましては、修繕ができる限り、修繕をしながら運用をしていきながら、この全体的な年次計画というのを早く策定しなきゃならないというふうに考えておりますけど、もう少し総務省、いろいろと情報をいただきながら、アナログ、またデジタルそういうものに、費用効果を十分また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

次にまいります。2点目でありますけども、自主防災組織ですけど、うちの平均が日置市が、東市来が78%、一番低いところで、伊集院が29.3%、平均して47%ぐらいですけども、県の平均が20年4月現在で70.9%、今後80%を目標にということ掲げられてますけども、ちょっとした島の方はもう100%とあってるところがあって、ああやはりまとまりができてののかなと思ってるんですけども、47%はちょっと低いんじゃないかなと思っておりますけど、取り組みに差があるんじゃないかなと思います。

また、組織をつくっても活動してないところ、つくったばかりで実践活動につながらないということがありますので、私は市民防災安全士とこういうのがあるんですけど、リーダー育成が必要じゃないかなと、ほとんど自治会長さんが主になってなっておられるような自主防災組織ですけども、こういうちゃんとした安全士みたいなリーダー育成というんですかね。必ず年に1回か2回はそういう避難訓練、またいろいろ知識、それが必要じゃないかなと思うんですけど、このことについていかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

市の方では年1回、総合の防災訓練ということで、4年のうちそれぞれ地域を一巡したという状況でございます。ご指摘のとおり、

この自主防災組織におきます加入というのが、日置市としては県レベルよりも低いというのは認識しております。

今後自主防災組織の育成というのは、議員がおっしゃいますとおり、人材といいますか、リーダーといいますか、この育成というのも大変大事なことであるというふうに考えておりました。特に、自治会の組織の中におきまして、大変自治会長さんを1年交代、2年交代、1年交代というのも地域におきましては、大変大多数であるというふうに考えておりますので、どうしても今後この地区単位といえますか、地区公民館を設置いたしましたので、この単位の中で指導主事を含めまして、今後、年1回、地区単位ぐらいの中におきましては、防災組織の訓練、こういうものもひとつ組み入れて、地区の計画の中で推進し、たくさんの皆様が集まっていただき、そのときも講習会等、特に消防団、消防署、この2つとも連携をしながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

ぜひリーダー育成を要請いたします。

後防災パンフレットを検討するということですけど、やはり非常に徹底しているところはハザードマップのそういう地図を入れたり、後各種災害に役立つ知識の対応策、パンフレットの中にいろいろと写真や絵入りがあります。また自主防災組織の結成の仕方とか、活動手引きなどが配布されてますけども、これはもしも検討されて全戸配布ということはどうお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

ハザードマップを含めまして、県の対応を含めまして、18番議員の方も何回かこのことについてはご質問がありまして、県の対応と連携していきながらやっていくということでも進めておりましたけど、まだ今県の方が若干、この推進というのがおくれている

というのが状況でございます。

特に、今回8月までに地域振興計画というのを、地区の方でつくらしていただきましたけど、その中におきまして、特に危険箇所、そういうもろもろもこの計画書の中にも上がってきております。

こういうものを今回それぞれ地域がそれぞれ見直しをしながらしておりますので、この計画書等に基づきながら全市にどういうふうにしてできるのか、基本的にはこのハザードマップができた危険箇所というこれができる中で、防災ハンドブックができるというふうを考えておりますで、県とも十分ここあたりも打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

3点目についてお伺いします。

弱者に対する対策、聴覚の方々にはそういう文字で知らせてるということで少し安心いたしましたますが、いざ災害となったら民生委員、要支援者の情報を共有する包括支援センター、やはりこの方たちとここと、また自治会と連携をとる必要があるんじゃないかなと思うんですね。情報が有効に機能するネットワークというんですかね。福祉、保健、医療を含めてですけども、そういう地域ネットワークが十分であるのか、そこをお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、視聴覚者の皆様方にしては、防災無線を含めた中で大変対応ができないということございまして、お知らせ版等におきまして、そういう方々にファックス等は必要な方ということをお願いしましたところ、今現在ファックスが29件、電子メールは5件、このようにしてある程度の対象者という欲しいという方については、随時対応しております。

ご指摘ございました要介護といえますか、福祉ネットワークていいですか、そういうことを含めた中におきまして、十分特に民生

委員の皆様方を含め、消防団、これを援護といえますか、こういう方々のリストアップというのはできておりますので、十分連携をしながら、今後の災害時におきます周知、また非難、そういうものの誘導等を十分連携をとり、十分にやっていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

次にまいります。

非常時の携帯メールの件であります、多分やっておられると思うんですけど、携帯メール、従来の情報手段に携帯メールをプラスするシステム、職員の参集システムとか、緊急情報の入手、そういうシステムはどうなっているのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の方は、今そのようなメールをやっております。ほかの市町、特に鹿児島市の方はそのようなサービス等もやっております、各市におきましても対応がまちまちであるようでございます。

特に、このことにつきましては、消防署を含めまして、どういう中で通知ができるのか、そういう方法につきましては、ほかの市とのことも勉強さしていただき、私どもも十分そういう設備に、大がかりな設備がかからなければ対応もやっていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

災害地の災害が大災害が遭ったところに聞きました、電話はストップする。携帯メールが一番機能したということですね。その参集システムがあればそれにプラスして、エリアメールというのをを使って、自治体が発信源となって避難勧告、支持、津波警報、各種警報の生命に関わるサイトエリアの緊急情報を、民間の携帯と契約ですけど、で受信できるこのサービスが、今宇検村でやってるんですけど、今回初めて西日本の方で、こういうことも私は

一番電話が繋がらない。これがとたんに切れますので、この皆さん携帯電話今お持ちでするので、これが一番有効な方法じゃないかなと思ってるんですけども、こういうサービスの導入、将来的にはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

将来的には、今ご指摘ございましたとおり、このメールの通信、これはそれぞれの方々が登録しておれば災害におきます雨量の問題とか、どんなところで雨が多いたとか、そういうことの情報の発信ができるというふうにはお聞きしております。

さっきも申し上げましたとおり、私ども行政の中で、どういう機会を構築していけばそのようなのができるのか、どれだけの費用がかかるのか、そこあたりも十分試算をしながらやっていきたいというふうに考えております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

費用は大体2万二、三千円とお聞きしますので、これは緊急の場合は年間二、三十万になりますけども、私はこれはいい方法じゃないかなと、また宇検村等の事例を参考にされたらと思っております。

次にまいります。

ふるさとの将来を担う人づくりについて教育長に伺います。

いろいろ子供会等の人材を活用、一般の方たち、年配、大人のそういう人材を活用しているとお聞きしたんですけども、私がここでなぜ申しましたかと、学習指導要綱の改訂に本当にこのことがうたっておりますので、検討を踏まえて子供たちに伝える改訂の一つに入ってますね。

だから、日置市は特に郷中教育、いろは歌が一番もとになっていると思うんですけども、一番元祖的なものがあるところにまだ申し込みがされてないなど、今度県の伊藤知事のマニフェストの中にも、ほんとばあんとうた

ってありますので、この「鹿児島地域塾」をこれをしていきたいと、力を入れていきたいと書いてありますので、私はこれに似合うのは、この日置市が率先してすべきじゃないかなと、いろんな伝統的な芸能もありますし、またまだまだ教えていかなくちゃいけないこともたくさんあるんですよ。これを逃す手はないだろうと思うんですけど、普通の伝統芸能はそのときで終わりますよね。ある程度期間を、その行事に向かっているいろいろ稽古したり、訓練したりしますが、これは2年間という鍛錬、いろんなこと一緒に計画を立ててやっていくと、その後の達成感というんです。年配の人、大人、子供、孫、そういう人たちのやってるところの事例を聞いたら非常にすばらしいなど、ずっと続けていच्छるところは串木野市ですけども、やはり成果があるなあと思ってるんですけど、私はほかのこともやっておられるのはわかりますけど、今年は申し込みは過ぎましたので、来年に向かって、どこか一つそういう団体でも啓発していただいて、この郷中教育の一番もとである日置市が手を挙げるべきじゃないかなと思いますけれど、来年に向かってはいかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほども答弁のときに申し上げたんですけど、私ども日置市の中には、今20番議員がおっしゃいましたようなそういう行事がたくさん入ってきております。例えば、一番大きいのは、関ヶ原戦跡踏破隊というものがあって、実行会組織でやっておりますが、義弘公の関ヶ原での戦跡をたどるということで、4泊5日で向こうの治水神社や薩摩義士のお墓に行ったり、あるいは歩いた道を70キロも踏破するだけの行事もありますし、特に吹上あたりではいろは歌のかるた取り大会もあります。また学校では暗唱もやっておりますし、ただ今回伊集院町では、妙円寺詣りの歌

の暗唱大会の今年も500名から近くが参加をしたといわれておりますが、そして妙円寺詣りの大行進とって、子供会が妙円寺詣りの行事大会の1週間前に、子供たちが鹿児島からここまで歩いております。

そのほか、まだまだ東市来あたりのふれあい文化財といいまして、これも500人近くの地域の方々が集まっておりますが、これを全部合わせますと、今言ったように「地域塾」になるんですね。だからそうして合わせて「地域塾」としてやることも大変これは価値が私は大きいと思いますけれども、これはそれに参加する子供たち、青少年がどれだけ集まってくれるかとか、私はむしろこのような活動がいっぱいありますので、この活動を地域の方、子供たちに全体に広げることの方がもっとたくさん参加できるのではないかなと、そんな気持ちで今はおります。

ただ、おっしゃるような「地域塾」が必要でないということではございません。ただ、そういう「地域塾」をやって、試行的にやって、こういう活動がいろいろできますよという意味の一つ意義づけはあるんじゃないかなと思います。今のところはこのように活動がたくさんございますので、むしろ子供会活動やこれまでのリーダー研修の活動の中に、これまで取り入れていなかったようにそういう古き教えを入れたり、そちらの方がよほど効果があるのではないかなと、今そんなことを考えているところでございます。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

少し私と方向性が違うような気がするんですけど、県の方からもおたくが一番じゃないかと言われたぐらいですので、これはまた教育長の考え方で一つですので、このことについてはもう言いません。

もう一つ、この和楽器の取り組みに県の方角を示した中に琵琶とあります。だから薩摩琵琶発祥の地として、やはり今いろいろ和楽

器でされてると思うんですけども、私は次世代へ何とか残したいものと思うんですけども、残念ながら、日置市にはこういう薩摩琵琶の育成というんですかね。そういうのが途切れてますけども、このことについての取り組みはどうお考えですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

現在、特にその琵琶への取り組みということではいたしておりませんけれども、吹上の方の常楽院十二楽唱の中では琵琶の演奏等は毎年開催されておりますけれども、特に、琵琶を日置市でもっと進めたいというところの考えについては、今のところ思っておりません。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

考えを持ってほしいと思っているところですけども、そう思っているんですけど、今回、この指導要領の中にぴしゃっと入りますよね。和楽器の取り組みと、和楽器は何かというたら、もう三味線とか、太鼓とかありますけども、やはり薩摩琵琶の発祥地ですので、妙音十二楽はやっと子供たちにも見せてくださいということで今要望して、子供たちも来てますね。その意味はわからないんですけど、あの音色とか、そういう昔の何百年も前の人のしてきたこと、そこの中にはいろんな教えが入ってますけども、ただ聞くというだけで、私はこういうのがあったのかということで、この琵琶の音色、またいろいろ琵琶もあります。現存してますので、こういうのを本当に伝えていくのが私は取り組みじゃないかなと思いますから、ぜひ1回、琵琶をまず見せることから、こういうことは取り組んでおられるかどうかお尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

特に教育委員会の方でそういう琵琶を鑑賞させるとか、そういう機会は余りないと思います。ただ、花田小学校の子どもたちは、その妙音十二楽のときには聞いたりしている

きもあったようでございます。

これからまた新しい学習指導要領に応じた取り組みも進めていかなきゃなりませんけれども、ただ琵琶といわれたときに、琵琶というものをどういうふうに学校で取り入れていけばいいのか、そのあたりはこれからまた研究さしていただきたいなと思っております。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

笠沙町では薩摩琵琶ということで作られていますけど、あれは芸能といわれますね。こちらは伝統文化ですね。薩摩琵琶は。結局向こうは東京の薩摩琵琶に行っただけで変化したものですので、やはり伝統文化とつくぐらいの薩摩琵琶ですので、どうか、子供たちには聞かせるなり、また使うなりして、この和楽器の取り組みに要請いたします。

次にまいります。

この「語り継ぐ鹿児島県の教え集」という、これも鹿児島の伝統や文化に関する教育の充実の中にちゃんと入っています。教え集を使いなさいということで、先ほどお聞きしましたら、各学校に2冊ずつ配ってるといいますので、でもちょっと聞いてみたら全然知らないという先生もいらっしゃいましたので、やはりまだ私は普及できてないんじゃないかなと、やっているとPTAで全戸に配布して、私はこれすばらしいなと思います。なぜこれをいいますのは、鹿児島県の先ほど教育長がおっしゃったように、生活部の生活文化課が編集していますね。だからこれを読んで聞かせて語り継ぎへの取り組みが掲げられますけども、この本の後編には、現代に生きよ、先人たちの教えの方法として、日新公のいろは歌が入っていますね。半分ぐらいこれが入ってて、私は県が推進しているのはこれだったんだと思って、非常にこれはもっともっと普及しないといけないなと思ってるんですけど、もっともっと日置市は積極的に取り組むべきだと思いますけども、あらゆる場で語り

継ぐというんですかね。使って育て活用するというのをうたっていますので、このことは、今のところはいろいろとおっしゃいましたけども、今後あらゆる機会をとらえて、これを家庭で一番読んで聞かせるのが一番いいと思うんですけども、地域とか、また学校でももちろんですけども、まずは家庭でということなんですけど、PTAで全戸配布、これは1カ所ですか。お尋ねします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

PTAで購入したのは、1校です。

#### ○20番（長野瑛や子さん）

またあらゆる機会をとらえて、この日置市のイメージというんですかね。いろは歌の一番発祥地ですので、各PTAにまた回することを期待いたします。

提案した事項について積極的に取り組まれることを期待いたしまして私の質問を終わります。

#### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議は11時とします。

午前10時51分休憩

午前11時00分開議

#### ○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、西園典子さんの質問を許可します。

〔14番西園典子さん登壇〕

#### ○14番（西園典子さん）

私は通告に従いまして2つのことをお尋ねいたします。

1番、待ったなしの課題であると誰しもが感じながら、遅々として進まない環境対策であります。

日置市では、環境基本計画作成に向けて、ワークショップも開かれて提言などなされたようであります。また、地球温暖化防止にか

かわる市役所実行計画に向けて、本庁、支所を含めた二酸化炭素排出量の実績の把握などがされたようでもあります。

行財政改革大綱行動計画アクションプランの進捗状況を見ますと、環境負荷軽減の取り組みに関して、計画より少しおこなっているというBの判定が出されております。

日置市環境基本計画の状況と今後の具体的、環境対策についてお尋ねします。

次に、資源ごみが袋収集に統一され、家庭ごみの選別に個人が、それぞれの家庭で個人の力と判断で選別して処理するという自己責任と義務の形にゆだねられております。それはその個々の取り扱いのあり方によっては、自分や他人までも危険な状況においやってしまいかねないというものでもあります。

袋に紛れ込んだスプレー缶の発火で回収車が火事を起こしたり、資源ごみ手選別の職員が袋の中の異物がガスを放ち、気分が悪くなったとも聞きます。また、捨てられずにあったボタン電池を子供が口に入れたり、電卓などの電池を抜かないでそのままごみに出したなどなどであります。

今食品の偽造なども含めて紛らわしい危険物がたくさんある世の中、生活の中に何げなく入り込んでいる区別のつきにくい有害物や、危険物の安全できちんとした分別と回収などの取り扱いについてお尋ねをします。

次に、つつじヶ丘団地の公共下水道導入についてであります。

この件は、去る3月議会におきまして、計画書作成業務委託費が認められずに、凍結、棚上げされたという状態であるかと思えます。

旧伊集院町時代から、さまざまないきさつや思いがあったようで、ほかの地域のものから見ると大変わかりやすく、また不可解に感じております。しかし、同じ政策や財政のもとに暮らしている市民として、思いを同じくして考えていかねばならないと思ってお尋ねす

るところでございます。

つつじヶ丘団地は、約30年前、民間業者が開発して約30ヘクタールの土地に1,600人ほどの市民の皆さんが暮らしておられる団地と聞きます。段階的な開発と責任者が移り変わりがあつたりして、また汚水処理も集中浄化槽コミプラ、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取りと混在しており、最も利用者が多いコミプラと呼ばれる集中浄化槽の老朽化が進み、維持管理している住民の組合の方々から、市に対して公共下水道の整備とコミプラの早期移管の要望が出ております。

そこで、同じ市民の1人として次のことをお尋ねいたします。

1番、環境という視点から見たらどうなのか。

2番、日置市の健全財政という視点から見てどうなのか。

3番、公や個人の義務や責任というものをどのようにお考えになって、この件をどのようにどのようにご覧になっておいでなのか。

4番、市民などが納める税金、国県などからのものも含めた公金の公平・公正な使われ方について、どのようなお考えを持っておいでなのかお尋ねをいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の環境対策のその1でございますけど、日置市環境基本計画書の策定につきましては、平成19年から平成20年度にかけ、現在策定中でございます。これまで市民ワークショップを3回、庁舎内策定委員会を1回開催し、これらの会から提案、アドバイスをいただいているところです。

今後におきましては、企画調整会議及び環境保全審議会等に諮問いたしまして、年度内に完成をさせることといたしております。なお、今回策定しております計画書は、市総合計画の基本理念を環境面から実施するもので、

今後市が策定する一般廃棄物処理計画の中において、環境に関する事項については、すべて本計画と整合性を図っていくことになっております。

2番目でございます。家庭や周辺にある危険で有害な廃棄物の取り扱いについてでございます。

現在市においては、乾電池や蛍光灯など有害ごみにつきましては、年2回収集することにいたしておりますが、6カ月間もの間自宅に置きたくないという市民の方からのご意見もあり、各自治会の公民館敷地等についても排出できるよう回収ボックス等を常設をお願いしているところもあります。

今後におきまのしても、自治会での協議が整えば、その方向で対応させていただこうと考えているところでございます。

2番目のつつじヶ丘団地の下水道問題についてのご質問でございます。

1番目でございます。環境の視点からということでございますけど、下水道事業は生活排水を排除し、処理し、環境の負荷を低減するとともに、大雨による浸水などの災害防止にも大きく役立ち、安全で快適な生活環境と活力ある社会資本整備であると認識しています。

特に、つつじヶ丘団地のコミプラは、供用開始後約30年が経過しており、8月5日に開催いたしました下水道審議会で現地視察を行い、この処理施設を見させていただきましたが、ところどころの壁にヒビが入り、錆ついた鉄筋等がむき出し、さらには機械等の腐食が目立ち、大分老朽化が進んでいるようでございました。

そのような中で、住民の方々が苦勞しながら、約453世帯、1,220人が利用するコミプラの管理をされてはおりますが、何らかの故障や重大な事故が発生した場合には、汚水が神之川水系へ流れ出すようなことにな

れば、伊集院市街地や神之川流域の悪臭・水質汚濁等が発生し、生活環境の悪化、しいては農業、漁業等にも多大な影響が出てくるのではないかと危惧しているところでございます。

2番目で、健全財政として視点からということでございますけど、つつじヶ丘団地29ヘクタールを追加する日置市下水道区域の変更につきましては、下水道審議会を本年2月14日、5月27日、8月5日の3回に開催し、3回目の8月5日に答申をいただくことができました。

財政面については、19年にコンサル等に委託、策定した下水道全体計画見直し業務で出されたつつじヶ丘団地に係る概算事業費をもとに、初期投資にかかる建設費と供用開始後、平成56年までの30年間のランニングコストのシミュレーションを行い、根拠等をお示しながら、歳入歳出で毎年平均1,220万円程度の不足を生じるという説明をさせていただきました。

この不足分については、一般会計からの繰り入れということになりますが、下水道になった場合は、一般会計で支払う30年間のつつじヶ丘のし尿処理費が不用となり、さらには起債の元利償還金に対する交付税措置等によって、この不足分は賄えるということお示ししております。

3番目でございます。このコミプラ施設の供用開始は昭和50年代ごろと推定され、開発業者が住民から使用料を徴収し運営していましたが、会社本体の経営が悪化し、コミプラ施設の電気代や管理委託等を支払うことができなくなり、施設が稼働しないという状況になり、仕方なく団地の使用者でつくる組合が引き受けざる得なくなったということでもございます。

そのようなことで、平成4年11月から、住民主体の運営が始まり、平成5年3月

29日は、組合より町への移管申し入れがあり、平成15年8月20日は、町議会に下水道施設早期移管の請願書も提出され審議なされております。

つつじヶ丘団地は、民間によって開発された団地ではありますが、経営の悪化によりコミプラ施設は、ただいま述べたとおりの過程をたどっています。

管理会社が経営不振で撤退するという予期せぬ事態が発生し、また何よりも453世帯、1,220人の市民を抱えており、市といたしましても生活排水処理に将来大きな不安を抱えておられるつつじヶ丘団地住民の、コミプラから下水道に移管したいという切なる願いを叶えるために、下水道区域の編入をしなければならないと思っております。

4番目でございます。平成18年度に鹿児島県下水道整備構想の見直し作業が全県的に行われ、日置市でも作成しております。その中で、地形や住宅の密集状態等を視野に入れた場合に、日置市内で19カ所が集中処理方式にむいているという結果が出ております。そのうちの18カ所については、新たに処理施設をつくらなければならないとか、高低差があるなど、経済性に問題があり、最終的には合併処理浄化槽でいくことになっております。

残った一つのつつじヶ丘団地は、75%が下水道とかわらない集中処理方式の住宅密集地であり、飛び地で下水道区域から3キロ離れているものの、経済性を考慮した場合、下水道につないだ方がよいという結果が出ております。

このようなことから、投資額からいけば、下水道区域と合併処理浄化槽等を行う下水道区域外に差があることは認識しておりますが、国の補助金、起債の元利償還金への交付税措置費が見込め、下水道にした場合は一般会計で支払うつつじヶ丘団地のし尿処理費が不用

になるなど、実質的には一般会計から見た場合、このつつじヶ丘団地の編入については、ほかの地域と比較しても影響は少ないのではないかと考えております。

今後におきましても、このような比較検討を行い、経済効率等を最優先し、一般会計への影響を考慮しながら、排水処理のあり方を判断していきたいと思っております。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

策定中で、今年度に行けると、計画ですね。ということでございました。またアドバイスなどをもってちゃんとなさるといってございますが、ワークショップの方々の意見などがたくさん出たと思いますが、具体的にそういうことをどのように生かしていくかということをお尋ねしたいと思っております。

#### ○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

ワークショップを開催いたしまして、基本計画の中の素案をつくる段階で、それらのことを反映していきたいということでございますけれども、まず素案の中で計画の基本的な考え方とか、日置市の概要、目指す環境の政策の目標、それから、基本的な施策、それから、計画の実現に向けてと、この第5章を考えているわけですが、ワークショップの方々の皆さんにおきましては、第4章の基本的な施策の中で、日置地域の環境を考えた場合に、どういうものを全面に持っていった方がいいと、そういうもろもろを中心にした考え方を取り入れていきたいというふうを考えております。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

どういうものを全面にしていっていいかということでございますが、先ほど日置市振興計画と、それから、これと整合性できちっ

としていきたいということでございましたが、具体的にどういうこととどういうことを、整合性をとっていきたいと思っていられるのか、具体的な一例でも出していただけたらと。

**○市民生活課長（宮園光次君）**

お答えします。

ワークショップの中で、いろいろな意見が出たわけですが、先ほど市長からもありましたとおり、今後各課との詰めをしていかなければなりませんので、その中でいろいろな建設をするそういうものに対して、基本計画と、それから、この計画とが整合性がとれるかというようなことでありますけれども、そこを協議した中で決定していくことでございます。

ただ、例を挙げますと、エネルギーを有効に利用し、低炭素社会をつくることを目指しますというようなことで、それではどの課がどういう事業をしていくかということの中で、いろんな公共事業をする場合に、この基本計画と当てはめて計画をしてもらっていくというようなことでございます。

以上です。

**○14番（西園典子さん）**

公共事業をしていくときにこれを当てはめるとおっしゃいましたが、また例えば、入札のときなどに、こういうことにきちっと取り組んでいる事業所など、そういうところのそういうのに勘案する。採点のところ。そういうようなことも入れ込むというようなこともご検討をなさるおつもりがあるかどうか、一つだけお尋ねします。

**○市民生活課長（宮園光次君）**

当然、これができる段階で、各課との協議をいたしますので、来年度以降にいろんな設計、そういう計画をする場合は、この基本計画と整合性がとれるようにしていくというのを目的としておりますので、そのとおりでござ

います。

**○14番（西園典子さん）**

次に、アクションプランの進捗状況、行財政改革のときに見さしていただきました。これでB判定が出されておりますね。これはどのようなことが、少しおこなわれているというような意味でのB判定というのが出ておりましたが、どのようなことがおこなわれているのか、そこを。そしてそこをどのようにBをAにしていくために、またはA、Aにしていくために、どのようなことをしていこうと計画していられるのかお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、この環境基本計画の作成も若干おこなわれておまして、この基本計画が策定した中におきまして、それぞれの一般廃棄物処理計画と、まだいろんな計画書の作成がまだ関連づけでございまして、そういう意味を含めまして、アクションプランにおきましては、B判定という判断であったというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

大変環境状況は厳しい状況だということは、市長も環境自治体会議のメンバーとして、真剣に取り組まないといけないというお気持はあると思いますので、その計画がまずちゃんとならないと進みにくいと思いますので、おこなわれているというふうにならないように、今後努力をしていただきたいと思います。

それから、次にまいります。今袋収集に移行して全市統一されておりますが、状況はいかがでしょうか。

**○市民生活課長（宮園光次君）**

お答えいたします。

コンテナ方式から袋方式に変わらしまして、特に伊集院の場合は、指導員等もお立ちいたしまして、その袋収集は順調にいったるところでございます。

ただ、袋収集に変わらしまして、紙とか、缶

とか、そういうものの抜き取り等が発生したりいたしまして、その点を危惧しているところでございます。

以上です。

#### ○14番（西園典子さん）

抜き取りのことは、また6番議員が一般質問ですようでございますけれども、私はちょっと危険な有害なものと意味できょうは出したわけでございますが、この先ほどもちょっと申し上げましたが、コンテナ収集で伊集院地域はしてたわけでございますが、コンテナ収集はお互いが協力し合って、いいもの、悪いものというものを分け合い、教えあいということでございますが、袋に家庭でそれぞれが入れるという自己責任、出すか出さないかも含めて、どんなふうに出すか、出さないかということも自己責任で袋に入れて出すということになったわけでございます。

今非常にこうしていろいろな紛らわしいものがあふれてくる世の中であって、こうして住民は一人一人が出すのが住民の責任ですが、それをきちっと個人個人に指導して、収集したものを運ぶ、持って行く。それは教育の責任でございます。

そういう意味で、そういうきちっとした危険物というものなどにも目を向けて指導もするなり、いろんな物が必要ではないかというふうに私は思ったりいたしますが、その辺のことはいかがでしょうか。

#### ○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、危険物といいますと、特に、農薬とか、そういうもの等もありますけれども、農薬については、農林水産課とJA農協の方で共同で伊集院地区は年1回やっておったんですけれども、集まりが少ないということで、今は2年に1回実施しております。

それから、東市来、日吉、吹上地域は年

1回収しているところでございます。この農薬でございますけれども、農薬の販売が農協とか、各個人の店が若干ありますけれども、この回収を個人の店に持って来るちゅうことはないのでございます。

個人の方に聞いてみますと、もし来た場合は、農協で回収していると、それと土橋にあります。太陽化学を紹介して、そちらの方に、もし来た場合は持って行って行くように指導するつもりであります。

各4地域でございますけれども、民間に引き取りの話は出なかったと、そういうことでございますので、これらの農薬の回収につきましては、大体11月ごろ実施する予定でございますので、今後お知らせ版と回覧用の文書で周知する予定でございます。

それから、クリーンセンターで処理困難されてるものといましては、タイヤ、バッテリーなどがありますが、こういうものは車検時に業者に相談していただくとか、それから、よく一般家庭にもありますけれども、ペンキの余りとか、オイルの余りとか、そういうものは、古着とか、新聞紙等に折り込まれて燃えるごみへ出していただく、これらの空き缶の容器は不燃ごみへ出していただくと、そういうふうなことで、耕運機の農機具は農機具販売業者かリサイクル業者へ回収してもらおうと、農業用ビニールでも、一般用の家庭では量が少ないので燃えるごみへ出していただけますが、農家は量が多いですので、これもJA農協と一緒に農業用廃物は回収へ出していただくと、それから、殺虫剤、そういうスプレー缶は穴を開けて不燃ごみへ出していただく。

それから、最近、特に家庭で利用する方々の関係で注射針も問題になりますけれども、先生が持って来る注射針は先生が回収いたします。それとそこで使うパイプとかそういうもろもろは一般ごみへ出していただく、それ

から、病院の指導によりまして、家庭でうつ注射針がございすけど、それはうった後引っ込むようになっておりますので、そういうちゃんと病院からの指導で、家庭でうつものは可燃ごみへ出していただくとそういうことになっております。

これらにつきましても、全世帯に、ごみの分別と出し方、手引きのポスターを配布してございすので、それらを参考にいただきまして、処理していただくとともに、わからないときには市役所の方にお問い合わせをしていただきたいと、これらについてもまたこういうものにつきましても、お知らせ版、そういうもので市民の皆さん方に宣伝していきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○14番（西菌典子さん）

今いろいろと指導の方法、具体的なことを教えていただきました。そういうようなことを市民の皆様方が十分理解して、ちゃんと徹底していかれるように、家庭の中での危険なもの、またそれが知らず知らずまた土とか、水とかいろんなものを汚染していかないよというところで、業者のそういう方々との連携、また市民の皆様方にもちゃんとご指導などをしていただけたらと思います。

とくかくそういう個々に責任が持たないといけないということは、皆様それぞれが差があるということを感じておりますので、意識的にもそれを知識、いろんなことも含めて差があると思いますので、よろしく願い、そこはきちっとしていただかなければいけないことだと思っておりますので、今後ともお願いしたいと思っております。

次にまいります。

2番の方にまいります。環境につきましてつづけ丘の下水道関係ですね。生活排水とかいろんなに関しまして、よい社会施設であると、安全でよい社会施設であるというふ

うなことのお答えであったかと思っております。確かに、私もそうであろうと思ひまして、できましたら私などのところもほしかったんだけどというような思いさえあつたりするところでございます。

そこでちょっとお尋ねしたいと思ひますが、市内の合併浄化槽、それから、くみ取り槽、単独槽、その数がわかればお知らせいただけたらと思ひます。

#### ○下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。

今ちょっと資料が手元にございせんので、後もってまたお知らせしたいと思ひます。

#### ○14番（西菌典子さん）

後もって、じゃよろしく願ひいたします。なぜこういうことをお尋ねしたかと申し上げますと、市内には下水道地域、それから、合併槽があるところと、くみ取り単独槽、そういうふうなのに分かれていられるわけでございますが、合併浄化槽と単独槽との区別、水の状態、そういうのをこうした比べてみますと、単独槽と合併槽としたら、8倍ぐらいの汚染、合併浄化槽の方が8分の1、汚れが。BOD換算でしたときに、8分の1であったということでございますので、合併浄化槽を市内全域にきちっと広げる努力をしていただけたら、市内全体の川がきれいになるんじゃないかというのを思うわけです。

こうして調べてみましたら、合併浄化槽の18年決算が202基、19年度が210基、20年当初が240基ということございまして、また歳入歳出にかかわる成果報告及び決算資料の普通会計、決算資料、それを読ましていただいても、一言も合併浄化槽のことには文言としてふれていなかったというふうに見つからなかったんですが、もうちょっとこれに関して川の水をきれいにしたい、川の水は海に流れる。まずはそこは先決だと、市内の水をきれいにしようと思ひならば、こ

れをもうちょっと努力すべきではないかなと、そして呼びかけるべきではないかなと私は思ったのですが、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃいますとおり、単独槽と合併浄化槽を比較いたしますと、特に単独槽につきましては、トイレの関係だけでございまして、特に台所、また風呂場、そういうものが処理をされないそのまま流れてしまうという状況でございます。

そういう中におきまして、私ども特に市といたしましては、単独槽から合併浄化槽への移行ということで、先般もこの補助金の上乗せをさせていただき、PRもしているところでございます。特に、合併浄化槽を設置する業者の皆様方にも、そのような上乗せをした状況で移行をお願いしたいという今年もしておりますし、また市民の皆様方にも、また私どもの方のPRを今後して、なるべく単独槽から浄化槽への移行ということを、今後とも努力していきたいというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

私が今のことを申し上げましたことは、神之川だけでなく、全体の市内の川の浄化を図るべきだという意味で申し上げたわけでございます。

それから、つつじヶ丘に関しまして私は環境に関して引っかかるものがございます。この構想におきましては、今布設されております管渠、管、これは全部使えるものというふうで計算をしていらっしゃるようでございますが、私はこれをそのまま使うということは、果たして環境的によいものかどうなのかということが大変心配しておりますが、その辺はいかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ちょっと時期がずれる分がございまして。平成15年度ごろだったと思っておりますけど、つつ

じヶ丘におきます環境を含めて一応調査委託をさせていただきました。その中に調査委託の内容におきましては、管は今の現況の中で使えるという一応私どもは報告をいただいておりますので、それぞれ使えない部分もあるかもしれませんが、調査をしたところ、現況の中におきましては、管はそのまま使えるという調査もいただいておりますので、それに基づいて今回このような下水道区域の編入ということで考えております。

**○14番（西園典子さん）**

私は管の中をのぞいたわけでもございせんので、いいも悪いも私は申し上げられないんですが、そのときに一緒につくったコミプラ、それはもう壊れる寸前であってどうしようもないということでございましてけれども、土の中に埋まっているそれは大丈夫だ、あと何十年か、20年ぐらいですか。使えるという前提ですること自体が、もし地震とか、今後ですね。いろんなものがございまして。

そういうふうになったときに、それが老朽化しているものも、やはり30年たって、そういうものがあつた場合、つつじヶ丘自体、またそのそばを流れる神之川自体を汚染していくのではなかろうかというのを大変心配しているわけでございます。

そして、また上水道の工事がなされましたね。あのときも会議録などを読ましてもらいましたけれども、市が引き取ってからあと全部移管されてから、市の方で全部管をやり直したんだと、そしてそのなつたときには、管は大変ずさんなやり方であつて、そこに貝殻なども入つていたと、いい加減なものであつたという文言がありますが、飲み水であつてもそういうふうなのに、どうなんだろうかなと大変心配しますが、私の取り越し苦労なのでしょう。そこ辺はいかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申し上げましたとおり、私どもも

そういう調査を抜粋して全部はしておりませんが、何箇所か抜き打ちをいたしまして、管の状況ということで写真を撮ったのを見させていただきます。

おっしゃいますとおり、今後地震とかいろんな中でどうあるのかということは、またそのことは予想はしておりませんが、いろいろと老朽化してくる中におきましては、管の整備というのも今後は出てくるのかなということでございますけど、私どもが今進めている中におきましては、使えるという前提の中で今やっているという状況しか今のところは、ご答弁できないというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

使えるという前提、そこは使えるようになってほしいという気持ち私もあります、非常にそこはあいまいであるというか、そういう思いがしますけれども、使えないというものをこうしていてとんでもなかったというような状況になった場合は、どこにどのような責任が、そういうことになるわけでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申し上げましたとおり、調査も私どももしまして、その報告もいただいております。ここで使えないとか、そのときどうするかということの論議は別といたしまして、基本的にはそういうものを一緒に下水道区域として引き受けての中におきましては、やはり市の方でそれぞれの今後営繕というのはしていかなきゃならないというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

調査をしたのに従って私どもも市が営繕をしていかなければいけない。ということは調査を信じたということで市はしないといけない。ということはもしもということには調査したところの責任というものはいかになるんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

その調査をする中で、それが悪かったからという形の中で、今のこの中で前提的にしたらもういろんな調査をしてみたときには、いろんな調査をしても実施はできないということになるのかなと思っております。

そういう予備的な調査も私どもはしましたので、それに基づいた報告の中で、今はそれぞれ粛々と実施していかなければならないというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

そこはお気持はわかりましたので、次に入りたいと思います。

まず、下水道会計をこうして見てみますと、前も何回かこうしていろいろと疑問になったりいろいろ出てきておりますが、これは収入にいたしましても、19年度決算の収入6億円幾らの中でも、使用料、負担金ということが2億円幾ら、33.7%が利用者の負担、それから、一般会計などからの繰り入れが23%、そして借金が36.7%というふうな関係で、そして歳出の方は61.6%が借金としてするというふうに非常にこうしてそういう会計でございますが、これは特別会計というのから考えたときに、特別会計の方に常にこうして一般会計から入れるということは、他の財政に対してみんなで使うべき一般会計ということ、こうして圧迫しないかという思いがありますが、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

このし尿処理を含めた中におきましては、下水道のほかの単独、また合併浄化槽におきましても一般会計の中でも処理をしていかなければならない。おっしゃいますとおり、下水道という事業は大変大きな投資もしていかなければならない。それだけいろいろと事業費もかかってくるという認識はわかってはおります。

そういうことを含めまして、今それぞれの

区域におきまして、なるべく利用者の負担と  
いいますか、負担もいただきながら、今展開  
をしているわけでございますので、そこあた  
りになるべく一般会計の方に大きな負担がな  
いように、ここの内については、使用料との  
料金の問題等もいつも加味していかなければ  
ならないことでございますけど、一般会計の  
中でほかの合併にいたしましても、いろんな  
問題にしてもし尿処理という処理費はかかる  
というふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

つつじヶ丘の下水道に関してちょっとお尋  
ねしますが、あそこの下水は汚水なのか、雨  
水なのか、そこをお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には汚水処理であるというふうに思  
っております。

**○14番（西園典子さん）**

下水道関係で雨水公費、汚水私費という原  
則を私は読みましたけれども、そのことを説  
明していただけませんか。

**○下水道課長（宇田和久君）**

お答えいたします。

繰り出し基準というのが国が示しておりま  
して、下水道事業にかかわる分につきましては、  
雨水の繰り出し基準については、雨水に  
要する資本費及び維持管理費に相当するすべ  
てを繰り出しとすると、それと汚水等にかか  
わる繰出金については、公共下水道を個別排  
水処理施設に要する資本費のうち、その経営  
に伴う収入をもって充てることができないと  
認められるものに、相当する額とするという  
ことで繰出金があるようでございます。

以上です。

**○14番（西園典子さん）**

後の方がよくわかったようなわからないよ  
うなことでございますが、皆さんおわかりに  
なったでしょうか。雨水は、公費で賄うと、  
だけど汚水の場合は、本当は財政的な負担の

平等性というようなことを感じまして、利用  
者がそれを受ける利用者が払うのが原則であ  
ると、それが下水道の原則というふうにごう  
して最初の段階からなっているというふう  
に私の調べたところであります。

しかし、それではなかなか大変だとい  
うことで、それがこうしてマッチングしたよ  
うな形で、現在はいろいろ国の方からもい  
ろいろ公費と、そういうのが混じったよ  
うな格好できております。それがやはり問題で、  
原則にかえるべきだという議論もあるよ  
うでございますが、そこ辺のことはご存知  
はないでしょうか。市長。

**○下水道課長（宇田和久君）**

お答えいたします。

基本的に汚水処理費、処理場等に関わる経  
費については使用料ですべて賄うと、先ほど言  
いましたように、資本費、起債償還、事業整  
備費、それについては使用料で賄えない分は  
繰り出しからという形のものを先ほど言  
ったつもりでございます。

以上です。

**○14番（西園典子さん）**

じゃ、すべて使用料で賄えるだけ使用料が  
あるわけでございますかね。どうなんでしょう  
か。予定としては、それを賄えるだけの負  
担があるということですか。

**○下水道課長（宇田和久君）**

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、汚水処理  
にかかわる処理場関係については、使用料で  
すべて賄っております。整備費、償還金等  
にかかる分については、一般会計から繰り入  
れているということでございます。

**○14番（西園典子さん）**

償還などそういうものは一般会計からであ  
ると、ほかのところからお手伝いをもらっ  
ているということでございますね。それでは、  
そこはわかったようなわからんような気もい

たしますけれども、償還金など交付税などがやはり公費の負担というような形であったりするようでございますが、交付税が当てになるかというような思いが私はあるわけでございますけれども、そういうところを大変心配しております。

そしてあの地区は下水道もですが、上水道というものもまだおくられているようで、そこが急がれているというふうに聞いておりますが、それと両立できるのでしょうか。どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

3区の方がまだ水道の編入は終えておりません。地元といたしましては、この下水道と水道の方を一緒に、町の方に移管していただきたいという移行をいただいておりますけど、今のとりあえずまだ下水道だけを優先して話し合いをさしていただいておりますが、まだ水道の方までの話し合いは、今の現況では話をしてないということでございます。

**○14番（西園典子さん）**

つつじヶ丘に関してはそうでございますが、あの麦生田一体、あの辺一体はまだ水道関係も引いてほしいという要望があって、いろいろ大きい事業費も係るのではなかろうかと思いますが、市の財政として両方ともこうして賄えるのだろうかという思いでお聞きしましたが、そこはいかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

特に伊集院北校区におきまして、今まで水道面につきまして大変おくられておるといいますか、整備がされてなかったということでございまして、地域のアンケート調査等も実施をさしていただきまして、やはり上水道につきましては、その同意といえますか、同意のいいところから順次さしてきていただいておりますが、今野田の方がある程度もう完成でございます。

今上神殿、下神殿という地域におきまして

アンケート等も実施さしていただきながら、またこれは水道管の方で今ボーリング等を含めながら実施をしているところがございます。

麦生田のところについては、まだ今白紙の状態でございますが、いろいろと新しい事業があるのかどうか、また地域に起きますアンケート等も実施していかなければならないのかなというふうに今考えております。

**○14番（西園典子さん）**

こうして申し上げたのは、飲み水、上水というのはやはりライフライン、どちらが大事かといったら、やはりそこ辺を充実することが行政として大事ではなかろうかという意味で、両立ができるのかなという思いでお尋ねしたところでございます。

3番と4番は一緒にというようなことでお尋ねしたいと思いますが、前市長がこうしていろいろと一般質問で、結局はあそこは前の業者、民間業者の開発であったと、そういうところで非常に地区の皆様方が苦勞をしていらっしゃるということでございます。

そのところのことのやりとりのちょっと読みましてもありますが、「一番の業者の問題など、そして一番大きな問題としては昭和50年という時代を振り返って見ると、やはり国においても、県においても、市町村においても、規則などがなく、整備されてなかった。それが一番の問題だと。それから、お約束をどっかなさったんですかね。そのときにお答えしたんですけどというような別な、一般質問に関しまして、同じ目線の中でお互いに汗をかきながら、互いの位置といえますか、今私の見るところ、行政と市民だと思う。行政また市民の町民の皆様方とそれぞれの負担を含めた中で話をさしていただいて、どうかお互いが解決する問題が、課題も難題であるけど、やっていきたいという言葉があります。

これは問題が大変ですけど、お互いが協力し

合ってしていかなければいけない問題ということ、そしてその時代がまだ難しかったというふうにも解釈するわけでございますが、このつつじヶ丘の皆様方、大変苦勞なさっていらっしゃったというふうに感じておりますが、だれの被害にあって長く苦しんでいらっしゃったと市長は思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

ちょっとよくわからない部分ございましたけど、基本的に今ご指摘ございまして、土地開発業者を含めて、昭和50年、48年ごろからのこの土地開発にいたします協定書、そういうものも全然結んでなかったというのもございます。

そういう中を含めまして、特にインフラ整備の中におきます道路、水道、こういう下水の移管の問題につきまして、きちっと旧町のその時代の中で締結をしていなかったというのは、一つの大きな課題でもございます。そういう中におきまして、特につつじヶ丘の水道の問題につきましては、専用水道の問題ということで、大変鹿児島市の方で大きくクローズアップされた時代がございます。

そういう中におきまして、特に、事業主体がどこであるのか、やはりそういうことも大きなテーマになりまして、基本的には業者もございますけど、管理組合というのを設立していかなければならない。そうする中におきまして、管理組合を設立し、管理組合の中でそれぞれ運営、料金をいただいて、運営、修繕をしていくそういうことであったというふうに思っております。

ご指摘のとおり、大きな被害を受けたといえますか、住民の方々もそれぞれつつじヶ丘団地を希望して入居してきて、そこまでお互いが認識していなかったということは、あったのかなというふうに思っております。

行政といたしまして、一市民である中におきまして、やはりインフラ整備というのはや

はりある程度の行政の中でもその整備をしていかなければいけないのかなという私は認識を持っておりました。そういうことでお互いに汗をかきながらというのは、行政でできるのはどこまでなのか、また市民の皆様方がどこまで自分たちが管理運営していくのか、そういうものを今までこの長い年月の中で話し合いをさしていただきました。

そういうことを含めながら、被害がどこだろうかということは、私ども行政もですけど、市民の皆様方がやはり一番苦勞されておるといふふうに認識をしております。

**○14番（西園典子さん）**

今行政がするのはどこまでするのか、また市民がするのはどこまでするのかというふうで、この問題がということでございます。そういうふうにお聞きしたわけでございますが、こうしてすべてを市が引き取って、10億円、幾らかかるのかわかりません。そういうようなものすべてを全責任を市が負わなければいけないようなことを、市がしたのかなあと、私はよくわかりませんので、そういうこうして聞いていけば、そこまで本当は官、民協働、お互いが力をあわせてこの問題を解決していかなければいけないというところに、市がすべてをこうして負ってしなければいけないようなことで、あるのかなというようにそこ辺がわからないと、そこをお尋ねしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

開発協定におきましては、その当時それぞれ事業の中におきます設備をし、またそれを市の方が引き取る。30年もなってくればそれは市の方がいろいろと改修はしていかなければならないというふうに思っております。この時期の中が、今回それぞれ時期が、開発してから長い年月があったからこのような大きな課題も抱えておったようでございます。

今は開発していくいろんな施設等につつま

しては、きちっと事前にそれぞれの開発業者と協定を結びまして、道路、水道、下水、いろんな問題につきましては、きちっと今やっておりますけど、つつじヶ丘につきましては、この30年という歳月の中でいろんな課題を残された中で、引き継ぎをしていかなければならないというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

他の団地などが、こうして水道とか、下水道とかつなぐときにはすべてを新しくちゃんとして、それから市の方とつないでいるようでございますが、このこの場合は30年前に市が開発して、そこが老朽化したから直さないといけないというのなら全くよくわかるわけでございますが、そこはお互いが協力し合って、力を出し合って解決すべき問題ではなかろうかなという意味でお尋ねしたわけでございます。

その他の業者ところとの整合性というのはいかがでございますか。

**○市長（宮路高光君）**

大方のそれぞれの団地につきましては、50年以降の問題があつて、それぞれ開発協定におきまして、何年後に引き取るとかしておりますけど、ここはさっきも申し上げましたとおり、そういう開発協定のされてない部分がありました。そういう中におきまして、あるいは市民であり、30年間もそれぞれ税金と申しますか、いろんな固定資産も含めまして、税金等も払っていただいております。そういうことがありますので、今回、こういう経緯の中で、下水道、水道のインフラにつきましては、一市民として私ども行政の方がきちつと引き取って、整備していくべきことであるというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

税金を払っているのはほかの市民もすべて一緒でございますので、このような事態がほかのところであつたら、また同じようにこの

ようになさるおつもりがあるのですか。

**○市長（宮路高光君）**

ほかのところの例を挙げていただければ結構でございますけど、その経緯というのを今いろいろとわからないわけでございますので、そういう事例がございましたら、またそれぞれの中で協議を十分さしていただきたいというふうに思っております。

**○14番（西園典子さん）**

それでは、そういうような事例が今のところないかもしれませんが、今後あつた場合は、そのときにまた検討をなさるといふことでございますね。だったら市の財政はどうなるんでしょうか。非常にそういうようなど思ったりもいたしますが、このように申し上げたらなんですが、ちょっと私もいろんなので、民間などの失敗、失敗といったらなんですが、そういうことに対して、公がどういう対応をしたらいいかというようなので、何もしないという選択もあるけれども、民間が失敗をしたときには、その克服することに力を貸すことが、それが行政、自治体の役割であるという言葉もありますが、そういうふうにコーディネートする役割が、市の役割がある。

そこ辺のことは、そういうふうにお互いが、官民協働でどうにかこの問題を解決していこうよと、私の目から見たら丸抱えみたいに思えてしょうがないわけですが、そういうことをお互いにしようというお気持はなかったのか、また今からなさらないのか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、今後含めまして、50年以降に含めました開発については、きちつとした開発要綱というのがございまして、それののつとつて開発がされて、それぞれ市、旧町と協定書が結ばれておりました。

ご指摘のとおり、今後あつたらということでございます。今後におきましての開発を含めましたときにおきましては、やはり開発協

定の中で、いろんなこういう問題について事前に協議をしていきますので、そういう今後におきます問題は、開発的なものには出てこないというふうに思っております。

さっき申し上げましたとおり、40数年というのは、国、また県におきましても、そういう開発要綱というのがなかった時代の中でした部分がありましたので、今回そのような中で行政として引き受けをしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○14番（西園典子さん）

昨日テレビで、ちょこっと見たんですが、種子島の10人の子供を抱えた13人家族が狂牛病で5,000万円の借金をして、それを返すために一生懸命頑張ったよという姿を見ました。本当にそういうような、その人たちも犠牲者、犠牲者ですが、自力で一生懸命頑張っている。そういうこととこういう丸抱えという、50年そういうときの今の人たちは開発協定にしばられるけど、それ以前のこととはそういうふうに救わざるを得ない。そこ辺のところの矛盾というものは、私は感じたりしますが、矛盾を感じる方がおかしいでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃるのは私もようわかります。ですけど、今おっしゃられた行政としての開発要綱がない中でしたことでございますので、そこあたりはその丸か抱えという部分でご理解するのかわかりませんが、今後におきましてもそういう協定、いろんな問題が出てくる可能性というのはないことはないかも知れませんが、やはりそのときの当時の中におきます私どもの行政というのは、その前のことを引き継いでいろんなことを解決していかなければならないことでありますので、40年代にした開発協定がなかったということの中で、責任がどこにあるのか、そこあたりが明確でない部分がありましたので、今

回のつつじヶ丘の全体的なものについては、行政として整備をしていかなければならないというふうに考えております。

#### ○14番（西園典子さん）

私はこの問題を考えるときに、公共の福祉とか、基本的人権とか、そういうこともちょっと考えてみたわけですが、公共の福祉というのの適合的な状態とは、ある人の利益を守るために他方の自由の削減の調整に成功している状態という言葉もございました。やはり利益を守るために、ほかの人がこうして影響を受ける。それをうまく調整をしていくそれが成功して、それが公共の福祉の適合的な状態、それを行うのは自治体の役割であるという言葉がありました。

また基本的人権というのもよくありますが、これも共生の思想をもって制約すべきところは制約するという方向で、整備していかなければいけないと、だから日置市は5万2,500の市民。

#### ○議長（畠中實弘君）

時間が切れました。まとめてください。

#### ○14番（西園典子さん）

やはり公平、公正という温かいまなざしを持って、一つ一つ判断して、市長の温かい気持、また弱い者には力を貸し、小さな声には耳をかしてきていただきたいと思います。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく——市民生活課長。

#### ○市民生活課長（宮園光次君）

先ほど浄化槽の基数ということでしたけれども、浄化槽の基数が18年度末ですけれども、東市来は1,701、伊集院地域は1,250、日置地域が775、吹上地域が1,182、合計の4,908でございます。これに19年度が220基でしたので、現在5,128基、これは市が補助をしている分でありまして、個人で業者等がやっているの

は上乘せしておりませんので、その数は把握しておりません。

以上です。

**○議長（畠中寛弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時05分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（畠中寛弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

**○22番（重水富夫君）**

私は今回市長に2問の質問を通告しました。

1問目は指定管理者制度についてであります。

私は昨年9月議会で質問をしました。2年余りが過ぎた今、市長は、国が進めるといいますか。進めさせられが正解かもしれません。この指定管理者制度を今まで実施してきた経過を含めて、その成果をどのような評価をなさっているか、ずばりお答えください。

①であります。本市に指定管理者制度が採用されて2年余り過ぎようとしています。今回日吉地域の城の下物産館が進められていますが、市全体で当初計画された施設等の移行は計画どおり実施されていますか。どの程度進んでいますか。お答えください。

②、予定どおり進んでいないとしたら、何が原因ですか。今後どのように進めていけますか。

③であります。指定管理者により運営なされている施設など、従来旧町、または市により運営されていたときと、住民サービスに支障、サービス低下はありませんか。市長にはそういった市民から苦情、要望など届いていませんか。あったらお聞かせください。

④であります。江口浜荘の温泉浴場に関してであります。現在温泉の温度が足りなくて重油で追いきしていることは私が申すまでもなく、市長は百も承知であります。

私は昨年の3月議会で一般質問した経緯がございます。結果が出ないことにいら立ちさえ感じていますが、旧町時代、現在使用中の泉源近くに温度も十分足りる泉源を確保してある。このことも市長は十分承知でございます。燃料油が高騰している現在、相当な無駄遣いではありませんか。

合併当初すぐ行っていれば相当な金額、元を取り戻していたかもしれません。民間の事業者なら、すぐやったと思いますが、資金がなければ借り入れをしてもほとんどの経営者がされるのではないのでしょうか。そのことを日置市はなぜしないのですか。なぜできないのですか。今後どのようになさるのか市長の率直な今の考えを答弁願います。

次に、2問目、原油消費者物価高騰対策について市長に伺います。

①であります。国、県は原油高騰策としていろいろな面に対応策を出してきているようであります。地球温暖化対策と省エネ対策を兼ねた施策を次に出そうとしています。

県内で本市も近いところでは、薩摩川内市、いちき串木野市などでも独自の対策を打ち出しています。いろいろな市民から不満をききますが、本市も早急に対策をとるべきであり、私は手ぬるいと思います。

何かの対応策を期待していましたが、今期の9月補正予算でも見えないようであります。市長は何らかの対策を行う考えのように聞きますが、いつごろされるのでありますか。どのような考えか伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の指定管理者制度について、まず、

その1、その2まで関連いたしますので、答弁させていただきます。

指定管理者制度は、平成18年9月から導入し、この時点で22件、26の施設で指定管理者による管理運営がスタートしました。その後20年4月から東市来B&G海洋センター、東市来庭球場、東市来相撲場の3施設に制度を導入し、現在は、日吉地域にある城の下物産館の21年4月の導入に向けて手続きを進めております。

合併前に吹上地域にある農産物直売所ひまわり館が制度を導入しておりましたので、現在のところ城の下物産館を含めて、25件、31施設において指定管理者制度を導入することになりました。

制度の導入に当たりましては、毎年施設を所管する課と管理運営方針に基づき協議をすることとしております。制度の効果が見込まれ、導入が適当と判断される施設については、順次導入に向けて手続きを進めてきたところでございます。

現時点で具体的に導入を計画している施設はほかにございませませんが、施設にかかる環境の変化等で、施設の数値目的を効果的に達成でき、収支改善、住民サービスの向上といった効果が判断されるときは、積極的に指定管理者制度を導入していきたいと考えております。

予定どおり進んでいないのはどういうことかということでございますけど、当初300幾つのそれぞれの公共施設を洗い出しをさせていただきました。特に、管理運営におきます収支計算の中におきまして、今現時点で行政が直接管理している中と、管理委託した中におきます人件費を含めた収支計算におきまして、大きな差異がない場合というそういうことが300幾つありましたところから、進んでないという現況じゃないかなというふうに思っております。

3番目でございます。導入制度の目的は、民間業者のノウハウを生かした効率的な管理運営やサービスの向上です。昨年実施しました利用者アンケートの結果を見ますと、制度導入前と導入後のサービスについては6割がよくなっていると回答いただいておりますし、これまで特に市民からの苦情も聞いていないところであります。

今後におきましても、利用者の意見や要望を把握し、住民サービスの低下にならない管理運営に反映していきたいと考え、現在もそれぞれの施設で利用者アンケートを実施しているところでございます。

4番目でございます。江口浜荘の新しい温泉源の活用でございますけれども、当時取得した理由としまして、「既存の泉源より高温の泉源であり、加温費の大幅削減が可能である」と「浴場改築により利用客の増加が見込まれる」といった観点から、新しい温泉源の取得を決定した経緯がございます。

現在、江口浜荘は、株式会社イシタケが指定管理者としての管理運営を行っておりますが、原油価格の高騰によりまして、江口浜荘においても燃料費が上昇し、経営に影響を及ぼしています。

江口浜荘は国民保養センターが昭和44年建築、老人休養ホームが昭和48年建築とともに、築後35年以上が経過し、建物、設備の老朽化が著しい状況にあること、また指定管理者との協定期間が平成22年3月までとなっていることから、外部の委員による委員会を設置して幅広くご意見をお聞きし、委員会におけるその検討結果を踏まえ、今後の望ましい施設・運営のあり方について方向を定めるため、江口浜荘あり方検討委員会を設置するための関係予算を今定例会にお願いしているところでございます。

このようなことからご質問の新しい温泉源

につきましては、あり方検討委員会におきまして、温泉源の利活用を含めた論議をお願いしまして、その答申内容を踏まえて活用策を定めたいと考えております。

2番目の原油、消費者物価高騰対応策についてというご質問でございます。

本市におきましても、原油価格の高騰によりまして少なからず影響は受けているものと思っております。

そこで本市におきましても原油、石油製品等の価格は高騰している状況を踏まえ、関係部署連携のもと、全庁的な対策の推進を図るため、日置市原油価格高騰対策本部を7月下旬に設置いたしました。現在影響調査を実施しているところでございます。

他市では、農業、水産業主体に対策を決定したところもございますが、本市ではその調査結果を踏まえ、今後どのように対策が必要かを検討し、予算面で措置等がしていかなければならないときにおきましては、12月議会をお願いをしたいと考えております。

以上です。

## ○22番（重水富夫君）

1回目の答弁をいただきました。順をおって2回目以降質問をしていきたいと思っております。

まず、経過を踏まえた結果ということで、総論的に1、2、3、4、答えていただきましたけども、まず①の移行は計画的に行われているかということでありまして、最初の考えと大分修正がされたということになるかと思っております。

管理者の移行の移る直前に、本市で対象の箇所が1,247カ所あるということで公表されました。そのうちに予定可能なところが335、今、市長は300ぐらいと言われましたけど、335やろうということでは発表されたということは、以前の発表の数字であります。

現在、当初からしますと2年余りになる中

で、城の下を含めて31カ所が今度の4月までに城の下を含めて1カ所あるということですが、この1割にも満たない数、私は何もこれを全部しろという意味ではありません。なぜ計画したのにできないのかと、その理由は何かということ、私はまず聞きたいわけですが、市長、率直にこのできなかった理由、できない理由、これは何でしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたように、公共施設といえますか、そういう施設を全部一応列記させていただきました。この指定管理者にする、しないは別といたしまして、基本的に列記していただいたのは、公共施設を全部列記して1,000幾つありまして、そのうち300幾つがひょっとしたら可能じゃないかなということとさせていただきます。

その中で、それぞれ分野的に教育委員会関係とか、また農林水産課、また総務課、いろんな管理の中で今運営しておりますし、さっきも申し上げましたとおり、収支含めまして経費的なもの、これが一番大きなポイントになってくるというふうに思っております。現在も指定管理者制度をしておりませんが、特に管理公社、管理公社等でもその施設、さっき含まれておる300幾つを含めた中には、その中に含まれております。

そのできなかった理由ということでございますけど、今申し上げましたとおり、直営の中におきましても、さほど民間に委託いたしましても、そんなに大きな人件費的な影響が今のほかの施設に関しまして、大きなメリットといえますかそういうものはないということも、ある程度それぞれ検討する中に結論づけができましたので、今ほかのそれだけの数が予定どおりいかなかったという理由であるうというふうに思っております。

## ○22番（重水富夫君）

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに

効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間事業者の、ここが大事ですね。能力を活用し、公共サービスの水準の向上や経費の削減を図るということで始まった制度で、きれいごとを言っております。ということではありますが、今市長のお考えは、いろいろ管理公社、あるいは今まで直営でやってきたこれを、例えば指定管理者に移行しても、この目的が余りないんじゃないかと、効果がないんじゃないかと、今でも一緒じゃないかというふうに私はとれたんですけども、そういうとらえ方でいいですか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、民間の活力といいますか、それぞれノウハウを利用した中で、基本的には収支もですけど、利用者の増といいますか、そういうものは少しは見込まれるのかなあというふうには感じておりますけど、十分今それぞれある施設を、今後またこれでやめということじゃございませんので、特に、民間がした場合におきます利用促進が図れるものがございましたら、さっき申し上げました300ぐらい施設あるそれをまた検討する余地はあるというふうに思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

いろいろ当初の目的、するために市としてはこれだけ可能だということで大いに乗り気でやられたというわけですが、途中でやってみたら余り効果はないところはもうせんでもいいと、私はこのように考える。それでもいいと思うんですけども、ただ、公社的なもので、今までそのまま移行しても余りないということはそのとおりだと思います。

今まで無駄遣いというか、無駄な経費というか、余りないようにやってきた証拠、これはうまく運営をやってきた証拠じゃないかなと思うんですが、問題は、公募による民間企業者、これには営利が絡みますので、非常に

採算に乗らなければ住民への、市民へのサービスの低下にもつながる。いろいろと支障がある。我々も市長のところには耳には届いていないといいますが、我々もいろんなことを聞きます。そういうところで、今一番我々が問題にしなきゃいけないのは、この公募型になったときに、募集をかけたときに、はい、私がやりますという人がいるような施設の営業の形態であるかということですね。だれも私は今の状態では受けてがないんじゃないかと、だから300幾らは可能であるけども、もうせんどということに決定されてのではないかなと思うんですが、これはどうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

決定したということはさっきも申し上げましたとおり、まだそれぞれのいろんな公募をする中におきます民間の力というのは、必要であるというふうには思っております。そういうものを今の施設を委託している部分を含めまして、総合的に判断しながらそれぞれメリット性があるものについては、今後ともやはり十分検討はしていく必要があるというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

わかりました。民間の事業者によるところで、益が出ているところが3カ所ですかね。3カ所は益が出て、あとの管理料を払う方と、赤字ですね。そこが問題、ネックじゃないかなと思うんですが、赤字のところをいきなり黒字にせいちいうこともなかなか大変なことである。

これは逆に簡単にそうであつたら、市が運営したことが間違っただということにもなるわけですけども、私もゆすいんの運動器具なども故障していつこ直さんと、お客さんは知りませんから、市がやっていると思うんですね。なんごとせんともう2週間から20日、何もしやらんどつと、修理いつになつとなど、我々は毎日使うのに、4台あるのに2台は故

障したという情報をもって私も聞きにきました。

施設長もなかなか市の運営も大変だと、財政も厳しいと、遠慮をしいしい市にいておられたようです。これなんか、やはり遠慮することなく、ちゃんとやっていかなきゃいけない問題であって、その後解決してもらったからよかったんですけども、それとか、私も市民病院にちょっと機会がありまして行ったんですが、設備の古いのはわかります。医師の住宅も来年の建築に向けて取り壊しもわかります。

ただ、その設備の中の対応の仕方、職員の対応が非常にいいです。やはりさすが市立病院だなと思ったんですが、いろんな使用する器具なんか、例えば、食事を運ぶワゴン車というんですか、もうあれなんかひどいもんですよ。ぎ、ぎ、ぎ、ぎと本当にこう異常の音がして、平気で使っているんですね。ないごて修理しやらんとなといたら、いうてもしっくいやれんなようと、これは最初壊れたら買ってくださいちゅうたら買えない。ただ古い施設から持って来たらしいです。部品を取っかえるだけなのに、それをしない。ちょうど我々が持って来たちゅうわかるからいいんじゃないですかと冗談で言うておりましたけども、これも遠慮して言うてるんですね。

だから、そこ辺を市が、毎月収支報告書が事業所から出るわけですけども、これを例えば、抜き打ち的にそういった調査などやられたことがあるのか、あるいは今後やるそういった計画はないのか、その辺は市長どうでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

指定管理者におきましての協議書の中で、軽微な修繕とか、そういうものは指定管理者の方でお願いいたしておりますし、大規模な修繕、大規模な備品購入、こういうものについては、やはり市と十分協議をさしていただ

き、また予算も伴いますので、議会とも十分打ち合わせをしていかなければならないというふうに思っております。

それぞれ備品等におきましてでも大事に使いながら、節減といいますか、そういうものに努めながら、難しいことですけど、住民サービスをやっていらっしゃるというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

わかりました。限られた中で管理者の方は一生懸命やっておられるというのは事実です。ただ、本当にここに気配りをしななきゃいけないのか、あるいは業者が改善で要望が毎月出てくると思いますが、本当に必要なのか、そういうのをさっき申しましたが、市長の答弁がありませんでした。

ただ、調査するじゃなくて、今回の三笠フーズもですが、来月何日に調査に来ますから、その日だけよくするだけですから、抜き打ちでさっさと行って、そしてまた担当者、あるいはその利用者、そういう方々の意見を聞きながら、やっぱりこういうことがあるのかということ調査をしていますかということなんです。そこ辺までチェックをする必要があるんじゃないかと思うんですが、その考えは、市長どうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの抜き打ち調査、こういうことも大事であるというふうに思っております。絶えず利用者、さっきも申し上げましたとおり、アンケートとか、いろんなことをしておりますけど、アンケートに書かないといひますか、されない方もいらっしゃいます。

それで担当部署におきまして、それで利用している人の意見も私は聞いているというふうに思っておりますし、この指定管理者をする中におきまして、私どもの方にも大変年度当初を含めて、それぞれの施設からの要望というのはいただいております。要望はいた

だいておりますけど、何しろある程度予算が備品等、また修繕等につきましても、大規模な部分もございますし、1,000万円を超えるようなものも多々あるようでございます。施設において10年、20年、30年、そういう経過した施設についてなおそういう要望等が多いということも認識しております。

今後におきましてもそこあたりの意思疎通といいますか、指定管理者と今後とも十分図っていききたいというふうに思っております。

#### ○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。市長が先ほど60%は良いというようなことでありました。苦情はないと言われたから、私はあえて申ししたんですが、要望はあっても苦情ということにならないということになればそれでいいんですけども、苦情もたくさんあるということもまず知ってもらいたい。そのためには実態を調査する。把握するというのが先決じゃないかなとちゅうことで申ししたわけでありませう。

次に、④、今江口浜荘に限らず委託の施設など燃料の調査をされたようです。これ全部されたのか、あるいは値上がり分も市がこれを負担するののかということはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

原油の高騰において、指定管理者制度をしている方とこの補てんとそこまで十分は協議は今しておりません。意見としては、特に社会福祉協議会がしております老人福祉センターとか、通常使っているものについては、大変協議会の方からもどうにかしてくれという要望はきています。

今後そういうもろもろも含めまして、今さっきも申し上げましたとおり、本部会議をいたしまして、それぞれ各課において、そういう施設指定管理者制度を含めたところも一緒に調査しておりますので、十分これどう反映するのか、もう少し時間をいただきながら、この原油の高騰の対策も含めた中でやってい

きたいというふうに考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

江口浜荘で出しておりましたので、私もちょうど1年前、市長が泉源については1年後、というのはちょうど今ですよ。後ぐらいをめぐりに結論を出すということであり方検討委員会がようやく立ち上がったか、立ち上がるか今してありますが、1年かかってようやく立ったわけです。そこでもあり方検討委員会をつくって、その中でいろいろもんで結論を出していこうということで、もう今ごろには結論が出るはずだったんですが、それが長くなった理由、これは何でしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にこの泉源だけでなく、総体的に論議をしていかなければ、特に施設の老朽化、特にこの指定管理者制度をする前に、いろいろともう少し論議をしておればよかった部分、ある議員からも指摘をされましたけども、今回ちょうど切れるの期間の中において、江口浜荘におきます泉源だけでなく、今後の対応を老朽化しておるこの施設をどうするのか、そういう総体的に検討していかなければならないという部分が出てまいりましたので、22年の3月までと、1年半ぐらいもう少しございますので、そういう中において、十分指定管理者制度をしているイシタケとも十分論議していかなきゃなりませんけど、ほかの委員の皆様方を選定していただきまして、幅広い角度から、この江口浜荘に対します意見交換というのをしていきたいと、さっきも申し上げましたとおり、この泉源の問題、特にあるところに見積もりもさしていただいたところ、約1,500万円ちょっとかかると、そこまで持ってくるまで。そういう莫大な出費もしなきゃならない。ただ、すぐ出てくるということだけじゃなく、約1,500万円を超えることも出てまいりましたので、そういう見積もりはします。そういうことをした結

果において、そういう多額な投資もしなきゃならないということも出てまいりましたので、今回総括して一緒にあり方検討委員会で検討していただきたいと、そういうふうを考えております。

#### ○22番（重水富夫君）

ただいまの市長の答弁では、まず江口浜荘そのものの存続、継続するか、廃止するか、変更もあるでしょうけども、ということが決まらないうちには決められない。そういう結論からそういうことですよ。ごもっともだと思います。

今指定管理者の現指定管理者がどう云々という問題じゃなくて、経営的な全体的な枠から考えたときに、おっしゃるとおりたでと思いますが、もう少し早くするべきじゃなかったかなと、今から言っても始まりませんけども、そうだったんじゃないかなと思うんですが、今江口浜荘が大体年間重油をどのくらい使うか、市長はおわかりですか。

#### ○商工観光課長（銚之原政実君）

ただいまA重油の使用料についてのご質問でございますけれども、月に2,000から4,000リットルということでございますけれども、使用料金につきましては、19年度としまして300万円ちょっとということでございます。

#### ○22番（重水富夫君）

ただいまありましたが、年間300万円ぐらいということで19年度の実績はそうなんですけども、まだ値上がりもすると私は恐らく350万円以上いくんじゃないかなと試算はしておいた。そりゃいいんですけども。

そういうのがはっきりしたら、工事したら要らなくなるんですね。全く要らないのに金を払うというようなことが、現実に今行われているわけでありまして、これは結果論ではありますが、やがて廃止になれば無駄なことになるということを市長はおっしゃりたい

んですが、私は今の泉源の中に持ってくるのに、もし持ってきて今をあてにして持ってきたが、やがて江口浜荘はそこを廃止したとなったときに無駄になると思われますけど、私はならないと思うんです。

その泉源自体をほっとくわけありません。市が。何かをするんですよ。それから、先に。だから余りするしないが決定じゃなくて、もう現実問題でどっちが有利かということですから、それともう一つ、市長、いいですか。ここが大事ですよ。今イシタケがやってるからするしないの問題じゃなくて、次にどこがするかもしれませんが、再来年の4月ですか、3月ですかね。次の方が受けるときに、受けやすくなるか、受けにくいかということですね。さっきの公募でも、言う必要はありませんけども、少ない公募だって、どうしてもしてくださいというふうな感じをお願いしたような形になったと、結果。ということは、やはり管理上の問題があります。

今までの赤字の分を全部市が補てんしたら、管理料は払えばそれは向こうは喜んでしたと思うんですが、そこをただにしなさいということで、いろいろ努力されてきて現在に至ってるんですけども、その次の方が受けやすいような条件整備については、やはりやるんだったら早く決めてすべきだと思うんですが、市長どうですか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、環境を整えていけば、十分そういう公募する方々は多くなるというのは理解を私もします。このことについては、さっきも話の中で廃止、また存続、継続、いろんなパターンが出てくると思っております。その中におきまして、ある程度そういう方向性が見えた中において、またさっき話を申し上げたとおり約1,500万円程度の費用はかかるというのはもうわかっておりますので、そういうものも含めて、また予算を伴う分に

については議会もお願いしなきゃならないし、またそういうものがあるという前提の中で公募もしていかなきゃならない。

こういう施設完備をして公募した方がいいとか、これもさっき言ったように、総体であり方検討委員会の中で十分そこあたりを論議した後でも、このことはすばらしい温泉源があるというのはわかっておりますので、その検討した後でもおそくはないんじゃないかなというふうに考えております。

### ○22番（重水富夫君）

市長のおっしゃるとおりだと思います。ぜひ早い機会にそういう筋道をつけて、その方向に向かってやっていただきたいと思います。

次に、2番目の原油、消費者物価高騰対策ですね。これはもう先ほども申したとおりであります。いろんな自治体がある形で補助をして、私はただ闇雲に補助をすればよかという問題じゃないと思うんですけども、それだけ市が取り組んでいますよという姿勢が、ちょっと見え方が薄いんじゃないかと思うんです。

きょうの新聞にはちょっと漁船エンジン買いかえ支援、山口県3,000万円以下あります。もう今までのような自治体があるようなことをやってます。いちき串木野市、例えば、漁船の燃料、農家の暖房用のハウスの燃料にたしか1円だったと思うんですが、そんだけしますよと、してもせんでも私は余り効果がないというぐらいに思っております。でも、しないよりか、やっぱり皆さんは幾らかでもしてもらいたいというのがそれぞれのところなんだろうが、例えば、この前も新聞でありましたが、木材のチップ、これを燃やしてハウスの暖房に使うというのを立ち上げているようでもありますけども、これなんか理にかなった非常に省エネにもなるんでしょうか。石油も使わない余った木材を使ってそれを設けるということですが、そういった調査、研

究、本市ではどのくらい進んでるんですか。やっているんですか。

### ○市長（宮路高光君）

実際に省エネルギーの施設整備ということで、特に園芸のハウス農家において、20、30そうする中において重油がどれだけ軽減できるか、そういうものは私どもの市内の中でもやっております。

お話のとおり、ほかのチップとかそういうエネルギー転換、バイオを含めたそういうものまでは実施をしていないわけでございますけど、先ほど申し上げましたとおり、国の補正予算、また県の対応、そういうことも十分に熟慮した中で、今回対応しようと、ご指摘のとおり、それぞれ薩摩川内市とか、いちき串木野市、そういうところにおきまして助成をしているというのはもう十分わかっております。

今後の対応の中で、さっきも申し上げましたように、いろんな幅広い角度の中で調査をしておりますので、そういう調査を含め、農家、漁協の方、一般の方わかりませんが、どこまでこういうふうな限度がない一つの施策でございます。

みんな原油高騰におきましては、ガソリンからみんながいろいろこうむっておるといのはわかっておりますので、私ども日置市におきます産業といいますか、その興しといいますか、そういうことが主になってくるのかなというふうに考えて、今調査というところでございますので、もう少しこの調査項目をまとめた後に、議会の皆様方にもご報告を申し上げ、また予算措置する分については、予算措置をしていかなければならないというふうに思っております。

### ○22番（重水富夫君）

わかりました。先ほど市長は、7月に対策本部を設けたということを発表されましたけども、この対策本部のメンバー、これはどう

いうメンバーでしょうか。職員だけ、あるいは外部を入れたそういったものでしょうか。どんなメンバーでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

一応内部体制ということで四役、部長、支所長、ここのメンバーで一応対策本部をつくらしていただきました。

**○22番（重水富夫君）**

7月に発足されたわけですから、もう2カ月ぐらいになるんですが、会合が二、三回開かれたんでしょうか。

ちょっと私が先ほども手ぬるいと言ったのはそこなんです、その動きですね。どんな動きなんでしょう。9月に向けては無理だとしたら12月ぐらいで何とか予算的な幾らかのことができるのか、その辺はどうですか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申しましたとおり、それぞれ特に農家の皆様方が大変大きな被害を受けているというのは十分認識しております。基本的に、特にこの一次産業といいますか、そういう方々に対しまして、どういう手当ができるのが、ほかの市町村におきましてもやはりこの一次産業というのが主であられたのかなあというふうに考えておりますので、私ども日置市におきましても、基本的に助成の、額は別として一次産業を取り巻くそういう方々に、施設の補助がいいのか、単価的な補助がいいのか、いろいろとございますので、なるべく県、国の事業等も導入した上で、そういう方々を含め、また農協ともタイアップしていかなくやなりませんけど、この利子補給といえますか、それぞれ借り入れをしたりしている方もいらっしゃると思っておりますので、今後とも農協とか、そういう方々とも十分打ち合わせをさして、市としての予算措置というのをやっていきたいというふうに思っております。

**○22番（重水富夫君）**

わかりました。本当は、先ほど今市長が入れましたとおり、県がそういう中心になり、そしてまた市町村、そしてまたJA、この3つが資金を出し合って対策をするというのが本音でしょうけども、県の自体の動きも私は遅い、ぬるいと思うんです。だからもう少しそういうことは市長は県に対して、県も事業を早くやらんだとか、我々もJAもそれに相乗りしながら、お互いこの急場をしのごうやということのを強く要望するということは過去ないんですか。あったんですか。

**○市長（宮路高光君）**

先般知事と語る会がございまして、市長会といたしましても、私も一メンバーとして県の当局の方にはこういうことであるから、市町村もそれなりに対応するけど、県としての方針を出してくれということで要望はしてございます。またそれが県としての個々に対する対策というのがお示しをしていないというのが今の現況でございます。

**○22番（重水富夫君）**

今、油だけ申しましたけども、例えば、畜産にしては飼料ですね。これも相当値上がりしております。三、四割でしょうか、上がって、特にトウモロコシについては倍近い値段になってるということはもうご承知ですけども、そういうのと原因とはちょっと意味合いも違いますけども、そちらの方へのそういった支援というのは、市長今のところ考えはありませんか。

**○市長（宮路高光君）**

その部門的肥育、農家飼料の問題、これ飼料の価格安定基金の中で運営をされている部分もございまして、そこあたりの基金がどういう所にやっているのか、未だ私の方も実際そこあたりの調査はまだしておりません。今後その肥育農家、また飼料に関しても今回一括して調査をさしていただきまして、検討の素材にしていきたいというふうに思っております。

ります。

## ○22番（重水富夫君）

市長の考えがわかったんですが、ただ、全部にこれを支援しなさいというのは、市民、それぞれこの原油高は皆さんありがたくないのをこうむっておるのは事実です。みんな一緒です。ただそういった特殊なといいましょ。漁業者、農業関係でも施設をされるとか、特別に消費するようなところは物すごい打撃を受けております。

赤字経営が本当に近い赤字になっているといってもいいんじゃないですかね。そういう状況下にありますので、これは早い機会に、ぜひ市長、今せっかく対策本部が7月につくられましたので、県と協議をしながら、速い機会には、12月には幾らかの予算措置ができるような一つ何か事業をしていただけたらと思いますが、最後にこの市長の取り組みの気持ちを伺って終わります。

## ○市長（宮路高光君）

それぞれ原価が調査しておりますので、早く取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

## ○議長（畠中實弘君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

## ○13番（田畑純二君）

私はさきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

日置市債の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、日置市の自立再生と体質改善、財政健全化についてであります。

（1）自治体に関係するすべての方々が地方自治の実態を理解し、みずからの責任と総合理解の上に立って、抜本的な改革に向かって指導し、さまざまな困難乗り越えて、豊かで平和で穏やかで幸せを実感できる地方をつ

くり上げることが大切であります。

そして、地方からの確かな改革が成熟社会に対応できる自治体と国づくりに直結しますので、元気な地方の再生こそが本当の国づくりではないかと思われま。

そこで市長にお尋ねいたします。市長は日置市の自立と再生に向けてどのように努力されているか教えてください。

（2）日置市の住民自治が破綻しているというわけではありませんが、夕張市のような住民自治の破綻の原因を解剖してみますと次のことが考えられます。

まず、1、A、国の責任、逆に言いますと、今で余りにも国の言いなりになってきたことが上げられます。B、次にバブル崩壊後の公共事業と大借金であります。C、自治体の責任として財政規律の崩壊。2、前例主義と他人のお金という考え方。3、住民の無関心と教育の肥大化。4、監視機能の形骸化、以上、住民自治の破綻を考えてみましたが、それを予防するためには、実際に日置市を解剖し、実態をよくチェックして、予防策を講じることが重要です。

健康で素敵な日置市をつくるためには、財政の健全では市民の行政に応える行政サービスの充実が不可避ですが、最も重要なバロメーターは情報の公開と市民参加です。情報の公開は日置市でも行っていますが、問題はその情報公開によって、市民と情報が共有され、市民が行政を理解しているかどうかが重要であります。

市民参加は単なる掛け声だけでなく、少しの工夫と実践する熱意があれば、日置市でも新しいシステムをつくることができると信じて疑いません。創意と工夫で日置市民は動くと思いません。

そこで市長にお伺いいたします。市長は住民自治の破綻の原因をどのように考え、その予防策をどのように講じているか、具体的に

わかりやすく答弁してください。

(3) 日置市政体質改善のチェックポイントは次の点であると私は考えてます。(A) 自治体健全化の原動力である首長と職員のあり方。(B) 地方自治を変えることができる議会、次に日置市体質改善のためには、次の点を実験すべきと私は考えてます。まず、地方自治の主人公である市民とNPOが起き上がれるようにすべきであります。すなわち具体的には、A、お任せ民主主義から脱却すべきです。B、市民と情報の共有を図るべきです。C、住民参加との協働を図るべきです。D、NPOや市民団体の自覚と役割を考えるべきです。E、自治体を活用した地域の振興策を図るべきです。F、政治社会に対応する自治体づくりをすべきです。G、住民がリードするローカルマニフェストが重要です。地盤、看板もかばんを重視した地域の発展にとって好ましくない旧来の選挙スタイルから、争点を明確にした政策論争を戦わせる選挙を実現することが民主主義の第一歩であります。H、地方公共団体、財政健全化法を市民が活用すべきです。

そこで市長に質問いたします。市長は日置市体質改善のためのチェックポイントは何であると考え、それをどのように実施しているか教えてください。

(4) 財政健全化への処方箋と具体的な実施について、自治体にとっての生命線である弱者と強者の共生は財源不足であり、弱者に対するセーフティネットの構築は必要不可欠として守りぬかねばなりません。

また、市民に負担増を求めるのは、最後の手段とすべきであります。これら2つを基本として改革のターゲットを次のようにすべきであろうと思います。

1、行政経費が最大のウェイトを占める総人件費の削減、2、一般行政経費の削減、3、行政サービスの選択でスクラップ・アンド・

ビルドの実施、4、税の滞納整理や未収金の回収、5、公有財産の廃統合や転用あるいは売却、6、住民の痛みを伴わない繰出金、負担金の廃止や削減、7、何らかの増収を市として図るべきです。

現在、議会でも行財政改革特別委員会できろいろと検討しており、12月議会で財政健全化についても委員長報告として提言する予定であります。それはそれとして、今の時点で市長は本市の財政健全化への処方箋をどのように考え、健全化や再生に向けて具体的にどんなことをどのように実施しているか明確に教えてください。

第2点、信頼される日置市を目指して住民と行政のギャップについてお伺いいたします。

最近の事例からわかりますように、日置市内における職員等の不祥事はなくなり、自治体職員や行政に対する住民・市民の不満や批判は依然としてやまないのが実態であります。自治体の行革が進む一方で、NPOなど新たな公の担い手がふえつつありますが、市民と行政の間には、なお高い壁、ギャップが存在しているのではないかと思います。もしかすると、職員など当事者が考える自治体像と住民が望む自治体像との間で大きなずれが生じているかもしれません。

そこで、一人の市民として行政が信頼できるし、市民が信頼できる一番大事なポイントは、一部でも自分の意見や問題提起が反映されて行政が行われるという信頼があることだと思われまます。分権社会がこれから構築されていくとしますと、新たな地方分権型システムが、中央集権時代とは質的に異なる住民・市民の自治体に対する信頼を想像していく必要があります。住民と自治体が強い信頼の絆で結ばれる分権社会のキーワードは市民社会であると思われまます。

6月の市職員不祥事発生等に関連して、市長は住民・市民に信頼される自治体をどのよ

うに考え、その自治体を目指して日置市をどのように運営しているか答弁願います。

(2) 北海道栗山町が制定しました議会基本条例の普遍的な意義は、議会が変われば自治体が変わる、道筋を示したことにあります。議会が討論と情報の場が変わることで、議員はもちろん、市民、首長、職員が変わります。議会は原点に戻って自由な領域を取り戻し、個性的なルールを創設してほしいとも言われております。市長は、住民・市民に信頼される議会議員をどのように考えておられるか、参考までにお知らせください。

(3) 職員は、市民に信託された市長のかわりに仕事をしていることを常に自覚すべきであります。市民ニーズは多種多様で生活課題も異なるため、市民の間で利害がぶつかる場合がありますが、そのときは法律や条例にのっとり、公平かつ公共性を考えて正確な判断をしなければなりません。そして、現実を常に見据えつつ、それに対してどう問題解決できるかを考えていく職員が求められます。また、住民・市民に信頼されるには、共同作業、職務の責任、手続的な公平さの3点が重要だと思われれます。市長は住民に信頼される自治体職員をどのように考え、それに向けてどう指導、育成されているか答えてください。

(4) 市長は、住民と行政とのギャップを乗り越える方策をどう考え、どう市政に反映させているかお答え願います。

(5) 自分の力で考えることのできる職員、住民と対話のできる職員、政策立案能力を備えた職員等々、地方分権が本格化すれば、自治体職員に求められる能力も数段に高まっていくものと思われれます。そこに求められるのは自己研鑽にほかなりません。特に、公務員としての基礎を形成する新人時代のモチベーションを植えつけられるかどうかは、自治体の将来を左右する重要なかぎではないかとまで言われております。人材こそ自治体の宝と

も言われれますが、市長はどうやって新人育成に取り組んでいるか、答弁してください。

第3点、最後であります。スリム化時代の行政のあり方と自治体職員についてお伺いいたします。

(1) 自治体スリム化の時代には、一人一人の自治体職員にもみずからが積極的、主体的にこの問題に対応していくことが期待されています。個々の自治体職員の共鳴こそが、自治体の生産性を向上する非常に重要な要素なのであります。そして、市役所の課題としては、職員人材開発と組織編成、人材配置のあり方が非常に重要な問題となります。市長は、自治体スリム化時代の市役所の課題と自治体職員の課題と対応策をどのように考えているか答えてください。

(2) 議会が首長とともに自治体という車の両輪たり得るためには、個々の議員がみずからの得意分野を確立したプロとして、おの行政守備範囲を確定し、自治体議会という機関の一員たることを自覚しながら、議会自身の創意と工夫を首長に提示し続ける力を備えていく必要があると思われれます。市長は自治体スリム化時代の議会議員の役割をどのように考えておられるか、参考までにお知らせ願います。

(3) 日置市という自治体の行革は、現在の行政改革行動計画アクションプランのもとでどこまで進んだと市長は考えているか答弁願います。

(4) 現在のアクションプランのもとでの市長が求める職員像とは、どんなものであるか見解をお伺いいたします。

以上、申し上げ、具体的、明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時5分とします。

午後 1 時56分休憩

午後 2 時05分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の日置市の自立、再生体質改善、財政健全化についてということで、その1でございますけど、地方公共団体の自立ということについては、市税を中心とした自主財源により自治体の経営ができれば理想的であると考えており、できれば地方交付税の不交付団体になれば、なお理想的な自立した行政経営ができるものと考えております。

そこで、日置市の再生に向けて、少子・高齢化の進展による人口減少社会の到来や、地方分権の促進などを視野に入れ、4町合併して日置市が誕生しましたので、これを基本にできるだけ簡素で効率的な行政組織を構築しながら、経常経費の抑制に努め、市の重点課題の解決のため効果的な財政運営を行い、市が発展するよう努力をしていきたいと考えております。

2 番目でございます。地方自治が破綻した例としましては夕張市がありますが、観光関連施設への過剰な投資、国からの補助金の減少に十分に対応できなかったこと、人口の急激な減少にかかわらず、人件費を初めとする財政支出の削減がおくれたこと、さらに、一時借入金により赤字の穴埋めをする不適切な財務処理を行っていたことも、財政破綻の要因となっているようでございます。

このようなことから、市といたしましては次のような予防策を行ってまいりました。公債費の縮減に向けた普通建設事業の抑制、退職者への不補充による人件費の削減、各種団体やイベントなど補助金の削減、指定管理者制度の導入による外部委託推進、普通財産の

処分、市民病院の診療所への移行、そのほか滞納金の徴収強化や公告事業への取り組みによる自主財源の確保に努めました。今後も引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

3 番目でございます。本市はこれまで健全な財政運営を目指し取り組んできたところですが、一般会計の予算規模を毎年約10億円ずつ減額し、類似団体並みの約200億円近くに近づけていくことを目標としております。

そのようなことから、市債残高の抑制、普通建設事業の縮減、経常収支比率の低下をチェックポイントと考え、現在実施していますアクションプランに基づき、公債費によるプライマリーバランスの実施、政府資金の繰り上げ償還を行ってまいりました。また、事業の選択に当たっては、費用対効果を念頭に置き緊急性に考慮するとともに厳選を行い、さらに予算を使い切るという意識を改め、事務事業経費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

4 番目でございます。財政健全化法の施行によりまして、今回平成19年度による4指標を算出しましたが、すべての指標において早期健全化の基準を下回り、健全な財政運営がなされている結果が出たところでございます。しかしながら、財政健全化法上の財政指数はあくまでも法定の指標であり、財政の早期健全化や再生の観点から、財政の実態を明らかにするための最低限のルールであり、基準を下回れば財政運営上、何ら問題がないということじゃありませんで、本市にあった財政状況を分析し、自主的に必要な対応をしていきたいと考えております。特に、実質公債比率や将来負担比率は、将来財政を圧迫する可能性を示す指標ですので、起債残高、一般会計からの公営企業への繰り出し、一部組合への負担金など、将来の負担額が上昇しないように、経営状況や事業内容の動向を十分検

証しながら、今後も事業費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

2番目の信頼される日置市を目指して、住民と行政のギャップについてというご質問でございます。

1番目でございます。市民に信頼される自治体及びその自治体を目指して運営の件でございますけど、日置市におきましては、厳しい財政状況のもと計画的に職員数を削減しています。信頼される自治体として、現在日置市におきましては、厳しい財政状況のもと計画的に職員を削減しながら、スリムで効率的な組織づくり、組織運営を進めておりますが、その中でも国の制度改革や法改正などにより、行政サービスに対する市民ニーズが年々多様化してきていることから、これを的確に把握するとともに、市民のために何をすべきかを常に考えながら、職員の持てる能力を最大限に発揮し、業務を進める上でも職場の風通しがよく、結束力のある組織であることが重要であり、職員一人一人が働く生きがいを実感し、市民の期待に着実に応え、使命感を持って職務にまい進する環境整備を行っていききたいと思っております。

2番目でございます。議会及び議員の皆様方も住民代表の機関・代表者として、市が実施する重要な施策決定を行う議決機関、自治体運営の監視と評価、そして統制を行う監視機関の機能を有し、また開かれた議会、討論する議会、行動する議会として、議員定数の削減など住民利益の実現に向けて、自主的かつ積極的に取り組むなど、議会改革に取り組む姿勢は、住民におきましても評価されていると認識しています。

また、日置市という自治体を運営していく上では、市民の福利増進を図り、提供するサービスの向上に努めることでは、議会と執行部体制が車で例えれば、両輪として最小の経費で最大の効果が発揮できるような創意工

夫をしていかなければならないと考えております。

3番目でございます。市職員、すなわち公務員は市民全体の奉仕者であることは申し上げるまでもないことではございますが、業務を推進する上で、1番には市民から頼れる職員となることが重要であると考えております。それには、市民とのコミュニケーションを図り、その関係を良好に保つ意識、常に市民の立場に立って対応することや、市民に対して説明責任が果たせることが、市民に信頼される職員であると認識しています。

また、一方では職員でありながら地域の一員として地域のいろいろな行事、活動などに携わって参加することも大切だと考え、職員は常日ごろから地域行事やイベント等への積極的な参加を指示しているところでございます。

4番目です。合併後、事務事業の調整や補助金の見直しなど、市の統一した制度を構築し、公正な市政の運営に取り組んできたところでございますが、やはり市民の皆様からは健康保険税や水道使用料など不均一課税により、制度を統一される過程で負担増になったという感覚はお持ちではないかと考えております。

その一方で、合併を進めた要因、市の財政状況などを含めた危機感など、職員の認識が甘い点が目立ち、たびたびご迷惑をかけているところでもございます。このようなことを深く反省し、職員の綱紀粛正の取り組みを進めながら、市民の皆様への情報公開を行い、さらに十分な説明責任が果たせるよう職員一丸となって取り組み、信頼の回復に取り組んでまいりたいと思っております。

5番目でございます。新採用の職員などの人材につきましては、市民全体の奉仕者であるという公務員としての自覚や時代の変化に対応する政策立案や問題解決能力を備えた感

性豊かで弾力的に対応できる人材の育成が必要であるとし、日置市人材育成基本方針をもとに職員の能力向上を目的に、職場内外の研修を実施し、階層別や専門的な研修科目を計画的かつ自主的に取り組むことにより、職員一人一人の資質を高め精鋭化していくとともに、職員が将来に展望を持てることができ、みずからの選択でキャリアを切り開くことのできる人材育成を目指しております。

3番目でスリム化時代の行政のあり方と自治体職員。

その1でございます。自治体の財政状況が厳しさを増し、市民ニーズが多様化する中で、自治体においても行財政の効率化、スリム化を図り、市民サービスの向上を目指していくことが求められております。このような状況にあって、市は市民の視点に立ったニーズをよりの確に把握するとともに、施策や事業の費用対効果等を十分に市民に説明し、地域の政策課題に主体的、効果的かつ効率的に取り組んでいくことが必要であると考えております。また、民間でできることはできるだけ民間にゆだねるという原則をもとに、行政がやるべきもの、果たすべき役割を改めて見直し取り組んでいきます。さらに、市民と行政が対等な立場で話し合う機会、積極的に行政経営に参加しやすい体制も整えていきます。職員削減、予算の減少といった自治体スリム化が進む中で、職員は広い視野と想像力を養い、先見性、コスト意識やサービス精神といった経営感覚を持つことが求められ、効率的な行財政運営による政策実現に向け、意識の変革を図っていかねばなりません。職員の人材育成に取り組み、より、効率生産性の高い組織へと見直しをしていくことが必要であると考えております。

2番目であります。議会は、市民から得られた議員の皆様により構成される自治体の決定機関であるとともに、首長とは独立した立

場から行政の執行を監視する役割を担っております。議会の果たすべき役割や改革の時代、地方分権にあって、自治体の自己決定、自己責任の拡大に伴って、ますます重要なものとなっていると思います。議員の皆様には、財政再建を目指す行財政改革を進める上で、いち早く経費削減に取り組んでいただきました。今後、さらに議会を活性化させ、市民にとってその活動がより身近なものであり、開かれた議会、市民と協働する議会が求められてくるんじゃないかと考えております。

3番目でございます。平成18年3月に作成されました行政改革大綱を実現していくための具体的な取り組みとして、可能な限り数値目標を設定した55のアクションプランを定め、18年度より行政改革に取り組んでいます。18年度までの実績については、計画よりおこなっている項目もありますが、55のプランのうち約62%に当たる34のアクションプランで、ほぼ計画どおり、あるいは計画より早く進んでおります。数値化できるもので行政改革効果額を計上した場合は、18年、19年の2カ年で、約20億4,900万円の実績が上がっております。現在進めておりますアクションプランは22年までの計画です。今後さらに厳しい状況が続くと思われませんが、これまでの実績を踏まえ、計画の見直しを行いながら、市民の皆様方のご理解、ご協力を得ながら、さらなる行政改革を推進してまいりたいと考えております。

4番目でございます。自治体を取り巻く厳しい環境、地方分権改革の時代を考えれば、自治体職員には基本的な職務遂行能力や高い使命感に加え、さまざまな資質や能力が求められてくると思っております。具体的には、さきの答弁で申し上げましたとおり、既存の制度や前例にとらわれることなく、幅広い視野で柔軟に対応でき、市民の視点に立った

ニーズの把握と質の高いサービスを提供できる人材、またコスト意識、時間概念を持って行動し、経営感覚を持った業務遂行と組織全体管理ができるような人材が必要とされるのではないかと考えております。

そのためには、職員の意欲がそがれ萎縮したり組織能力が低下することのないように、生き生きと意欲を持って業務を遂行できる職場環境をつくっていきたくて考えております。

以上です。

訂正をさせていただきたいと考えております。

3番目の3の中で、「18」を「19年度までの実績」ということでご訂正お願い申し上げ、また金額を「24億円」と言ったのを「26億4,900万円」というふうに訂正させていただきます。

#### ○13番（田畑純二君）

それぞれ答えいただきましたが、さらに深く突っ込んで重点項目に絞って質問していきます。

（1）日置市の自立、再生と体質改善、財政健全化について、成熟社会が加速する日本は、国家的課題として三層構造と公共システムの再構築が強く求められています。戦後の荒廃を乗り越え、高度成長をリードして大きな成果を上げた日本独自の地方集権体制は、我が国の土壌に定着しているものの、膨大な行政経費を消費するという致命的な欠陥を持っているからです。この欠陥は、経済の低成長とともに顕在化し、今ではG N Pの2倍を超える途方もない債務とプライマリーバランスの悪を呼んでいます。その上、高齢化による医療費や介護費は一層増加し、これからは団塊の世代を大量に要する都市部を直撃します。

市長は、このような状況をどのように感じ、どうすべきと考えておられるか、市長の見解をまずお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

今後の地方自治体の中におきましても、地方分権という中におきまして、都市部と地方との格差を含めた中で、どう自治体構成をしていくのか。また、ご指摘ございましたように、今後、団塊の世代の皆様方が高齢化してくる、この福祉行政におきましてどう対応するのか。やはり負担増になる中におきまして、どう財源的にスリム化していくのか。これが今後、自治体におきましても大きな課題として残ってくるというふうに考えております。

#### ○13番（田畑純二君）

次、先ほどの私の第1問目の中で、私は夕張市のような住民自治の破綻の原因は、次の点が考えると申し上げました。まず国の責任、すなわち逆に言えば今まで余りにも国の言いなりになってきたこと、B、バブル崩壊後の公共事業と大借金、自治体自身の責任として、1、財政起立の崩壊、2、前例主義と他人のお金という考え方、3、住民の無関心と行政の肥大化、監視機能の形骸化、これを申し上げました。これらについての市長の明確なるコメント、答弁がなかったようですので改めてお尋ねいたします。

市長はこれらの点について、どのように感じ、考えておられるか、明確に答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に自治体の破綻につきましては、今、議員がおっしゃいました、それぞれの要因があるというふうに考えております。

基本的には、やはり自分の自治体における財政力と申しますか、それが一番大きな起因する、国におきましても地方交付税、補助金、こういう大きな削減の中で、それぞれ自分の自治体に見合った財政予算規模、そういうものを構築していかなければならなかった。私はさように考えております。

#### ○13番（田畑純二君）

さらに核心を突きます。先ほど述べましたバブル崩壊後の公共事業と大借金についてであります。

バブルが崩壊した直後、国は公共事業の拡大によって経費の回復を図りました。国の単独事業だけでは事業量が少ないため、地方自治体に対しても協力を強く求め、補助金はもちろん、返済するための元金と利息も交付税で賄うから、何とか公共事業をやってほしいと要請してき、多くの地方自治体はまさか交付税が削減されることはあるまいと信じ込んでいましたから、この話に飛びつきました。そして、協力して借金だけが残った無残な結果となりました。

このような状況を我々自治体は国にだまされたとまで言う人もいますが、市民、議員よりも何倍もの情報量を持っておられる市長は、このことをどう思われ、今後どうしていこうとされているのか教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

国、三位一体改革を含めまして、それぞれ税、地方交付税、補助金、このバランスの中におきまして、国からいただける交付税が削減されたということは事実でございます。

また、それぞれ投資部門におきまして、起債等を借りながら、それぞれの市民からの要望におきます環境整備を図ったというのも事実でございます。

今後におきまして、やはり市民から来られる要望を含めて、また財政的にどう自分たちの自主財源を確保できるのか、十分そこあたりも考えた中で、今後財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

私は先ほど、住民自治破綻の予防策としては、情報の公開と住民参加が大事であると申し上げました。特に、情報の公開は市民一人一人の共有と理解が伴わなければ、非公開と

同じであると自覚する必要があります。そして、現状を市民に常に説明する責任を市は果たすべきであると思います。市長は、この点はどう思われますか。まず第1点。

それから、市職員の公金横領に伴う不祥事、あるいは地区公民館内の不祥事や、その他産業廃棄物に関する行政情報等が、市民にタイムリーにありのままに公開されているとは、私には思えません。くさいものにはできるだけふたをしておきたいという行政の古い体質の現実があるように思えてなりません。行政情報の公開について、市長はどう思い、どう実行されているか、率直に教えてください。

また、現在市政を進めている中で、市民参加を促す方策をどのように講じ、その効果をどう評価されているか。そして、市民参加の実態と市民参加に対する市長の認識を再度ここでお知らせください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には情報公開、いろいろと情報、私ども行政主体の中では集約できるところでございますので、なるべくタイムリーに、またそれぞれ広報紙等を使い、市民の皆様方には広報を兼ね、また説明責任もあるというふうに思っております。

また、それぞれ今お話の不祥事を含めた中におきまして、若干議会等におきます説明が遅くなったと、こういう部分もあろうかというふうには思っておりますけど、やはり行政の中におきまして、報告するに至っても、ある程度の情報収集、そういうものの対策、そういうものも検討していかなければならない。そういうことで若干おくれてきたということもあるんじゃないかなというふうに思っております。

また、いろんな中におきまして、市民の参加ということでございますけど、私どもやはりいろんな審議会等を含めて、広報を含め、いろいろと市民の皆様方が参加しやすい環境

は今後ともつくっていききたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

ただいま市長から答弁をいただきましたが、特に情報公開について、さらに突っ込んでお聞きいたします。ただいまの市長の答弁は、どうも私には優等生の通り一遍の答弁に過ぎないと思えてなりませんので、さらに突っ込んでお聞きいたします。

本市執行部の今までの本市行政情報公開のやり方は、役所の古い体質である「知らしむべからず、よらしむべし」の考え方、やり方から完全に抜け切っていないように感じられます。すなわち、ありのままをそのままできるだけ早く伝えるのではなくて、行政にとって都合の悪い、不利で市民や議会から責められそうな情報は出し惜しみしてできるだけ出そうとせず、理解のある部分からせつかれて、やむを得ずタイミングを見計らって、しぶしぶ出そうとしているようにしか見えません。

先般6月の市職員の公金横領事件発覚時の市の対応や、議会への正式報告もそうでした。それも議会中の十分時間のあるときではなくて、議会終了間際の一般質問が終わってから、どさくさにまぎれてやむを得ず報告したと思われるような仕方のないタイミングとやり方でした。議会で追求されたくない問題があったとしても、なぜ逃げずにもっと正々堂々と真正面からオープンにされないのでしょうか。執行部の気持ちもわからないことはありませんが、もっと割り切って、議員や市民の皆さんが十分に納得できるタイミングとやり方を優先させて、堂々と説明すべきだと思います。

今後は、今までのやり方を根本から変えるべきと思いますが、今後の行政上の問題点と思われる情報公開のタイミングとやり方の問題もありますので、市長の感想と考え方をお聞かせください。

だれからもぼろ隠し公開と言われないう

にすべきと思いますが、どうでありましょうか。市長、答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

いろいろなことが起こっておるのも事実でございますし、またそのことにつきましても、ありのままというのを私はやはり議会を含め、市民の皆様方には伝えていくべきだというふうに思っております。

そこの中におきまして、少々時間の中が私どもの方も調査しなきゃならない部分があったりいたしますので、そういう時間もなるべく早くしながら、今後におきましても、そういう情報については、議会の方また市民の皆様方にもすぐ情報が伝達ができるようにしていきたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

伊藤知事は、大胆改革続行宣言の中で、共生・協働鹿児島として、鹿児島本来の優しくぬくもりのある地域社会をベースに、共生・協働の地域社会づくりをさらに前進させると言っておられます。私は、正しい行政情報を市民の皆さんと共有し、市民の皆様にも十分理解していただいて、喜びも苦労もともに分かち合い、初めて本当の意味の共生・協働ができると思います。市長は、この共生・協働という意味をどのように理解され、どうすれば本当の意味の共生・協働ができるかと考えておられるか教えてください。

**○市長（宮路高光君）**

いろいろ共生・協働の考え方というのはあるというふうに思っております。私ども行政におきましても、財政的にも大変厳しい状況でございますし、また市民の皆様方の汗をかいていただき、いろいろと環境的な整備も共存・共栄でやっていただいているし、また今それぞれの地域におきます振興計画等を含めながら、市民の提案型といいますか、地域の提案型といいますか、やはり地域におきます要望、そういうものもやはりお互いに共有しな

がら、今後とも行政と申しますか、つかさどっていききたいというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

さらに、行政に都合の悪い情報であっても、最大の努力をした結果であれば、堂々と積極的、前向きにタイミングよく議会や市民の皆さんに公開し、行政・議会・市民の皆さんと全員で苦勞をともにし、痛みを分かち合いながら心をついて、信頼し合って、今やるべき行財政改革を大胆に実行していくことが、今最も大事だと私は思います。市長はどう思われますか。今までのやり方でその自信があらわれるかどうか、お答えください。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ痛みを分かち合いながら、それぞれしていくのが当然だというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、いろんな健康保険税とかいろんなものにつきまして、市民に対します負担増もお願いしなきゃならない。きちっとした説明責任と申しますか、こういうものも私どもも大変努力をしながら、今後とも努めていかなければならないというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

それで、首長はさまざまなビジョンを掲げて当選するため、住民、市民は何でもできる首長と思いがちです。しかし、言うまでもなく、知事も市町村長もオールマイティの力を持っているわけではありません。3層構造、国と都道府県と市町村における自治体の仕組みと実施できる権限、東京都のような数少ない富裕都市、不交付団体を除いて、国に握られている自分たちのお金の実態を正しく公表し、住民、市民の理解を共有することが、自治体の再生やこれからの地域づくりに必要だと思われま。住民が託した首長の権限が正しく理解されなければ、住民の自立性を失わせ、過大な要求や身の丈を超えたまちづくりが首長に求められ、破綻の原因になるとも考

えられます。

正しい情報を住民と共有することが、健全な自治体づくりの第1歩だと思われま。市長は健全な自治体づくりの第1歩をどのように考えておられますか。答弁願います。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの自治体の首長につきましては、それぞれの自治体におきます財政状況、これを十分、一番熟慮していなければならないというふうに思っております。その中におきまして、やはりできるものとできないもの、それぞれ即座に判断をしていく必要があるというふうに思っておりますので、住民からいろいろと首長の、またそれぞれの議会もだと思えますけど、やはり要望というのはあるというふうには認識しておりますけど、それに迅速にできないものについては、できないという一つの理由と申しますか、説明責任と申しますか、これもきちっとしていくべきだというふうに思っております。

**○13番（田畑純二君）**

先ほど私は、自治体健全化の原動力は首長と職員であると申し上げました。何と申しても首長が1番であります。国家とそれぞれの組織のメインは、指導者の素質と能力で決まるとまで言う人もおります。首長の条件として、次のようなことが考えられます。これからの首長は、自治体の将来に対してますます重大な責任を担わされるようになりますので、首長に求められる第1の資質は、みずからの責任を重く受けとめる自覚であります。強いリーダーシップは、逆三角形の底辺を支える責任感から生まれるもので、常に行政の最前線に身を置き、責任を背負うところから始まります。次に必要なのは、常に自分の感情をコントロールする冷静さです。行政の責任者は、驚愕するようなことが起きるかもしれませんが、リーダーがパニックになっては困ります。さらに必要なのは勇気であります。住

民にとって必要な施策であれば、選挙を戦った相手の公約であっても、とり入れることも必要です。さらに、こだわりを捨て、より大きな度量を持たなければなりません。

また、仕事に対する基本的な姿勢としては、1、まず現場主義を貫き、できるだけたくさんの人と会うこと。2、前例の排除を明確にすること。3、何事に対しても柔軟な姿勢を持つこと。4、職員の能力を引き出す能力を磨くこと。職員に十分な裁量の範囲を考慮することが重要で、部下のやる気を引き出すためには、考える範囲をより大きくすることです。

以上に対して、市長はどう思われるか答弁願います。

また、日置市政を進めるに当たって、市長の仕事に対する基本的姿勢は、どういうことを心がけておられるか、ここで披露してください。

#### ○市長（宮路高光君）

田畑議員の方が大変すばらしい首長の像をお話していただき（笑声）、田畑さんがなったら、そのような像の中でやっていただければいいのかなというふうに、ここから聞かせていただきました。

私の方も、やはり現場主義といえますか、私も長くしてきましたけど、やはり現場主義というのを第1に今の仕事を続けておりますので、これをもっと全うしていきたいというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

現在の自治体職員に必要な資質として、次の10点を上げることができると私は思います。まず、1、現場主義に徹した企画力、すなわち現場の実態を忘れた机上論は、住民意思と乖離する危険があります。2、単なるイエスマンにならない。すなわち、トップや上司に対して住民の視点に立って建設的なノーやストップを言える勇気を持つこと。しかし、

感情的、恣意的ではいけません。3、発想や立場を変えて考える力。4、出番を待つ力。すなわち、人事異動で本意な職場への異動もありますが、くさらずに努力すれば、新たな出番が必ずやってきます。5、コミュニケーション能力。6、正確な状況判断と適切な対応力。すなわち、危機管理能力だけではなく、財政の厳しいときの政策提案は、同額以上の削減手段が求められることとなります。7、謙虚さを持つ能力。8、与えられた政策立案業務の方向性の確認と期限の厳守。すなわち、特に首長はひらめきで施策を考える習性があり、期限と方向性を十分に確認することも必要です。9、自発性と自立性の発揮。10、自己中心型から課題中心型への転化。

以上の中で、使える職員の共通項は素直さであると言う人もいますが、市長は以上の10点についてどう思われますか。（笑声）この中で、特に同調、強調したい点で、職員教育指導にも生かしたい項目があれば挙げてください。そして、このほかにも必要な資質を考えておられたらお示しください。

#### ○市長（宮路高光君）

何か田畑さんの市長選のマニフェストみたいな形の一つの論法が出たような気がいたしました（笑声）、10項目大変ご立派なそれぞれの職員像であるというふうに思っております。私の方も、やはり職員に対しまして、厳しく、さきも申しあげましたとおり、現場また市民がわかる、そういう職員像になっていただきたいというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

私が将来云々という問題とは全然違いました、今現時点における市長の考え方を聞いておりますので、そこら辺は勘違いのないようにしていただきたい。

それから、お任せ民主主義について、市長の所見を伺います。

憲法における住民自治の本旨とは、住民の

自主と自立による運営で、このために地方自治は、民主主義の学校だと言われています。しかし、主権者である住民、市民の多くは、依然として地方政治には無関心で、お任せ民主主義が続いています。自治体の運営は住民の自主と自立性によって広く、すべて住民、市民のために行うもので、一部の既得権者のために行うものではもちろん決してありません。

自立性とは、住民、市民一人一人が少しの遠慮をすることから生まれてきますので、首長や議員を自分のために使うことは許されません。B、自治体は首長のもので議員のもでもありません。住民、市民の一人一人がオーナーですので、住民の意思によって自治体は動くものです。民主主義の大本来的なルールは直接民主主義で、現行の間接民主主義はその方法がとりにくく補完的制度に過ぎません。

もし、首長や議員が4年後には審判があるのだから、住民の意見を聞く必要はない。自分の考え方を押し通すことが正しいなどと考えるとすれば、制度の本質を知らない失格者とも言えます。住民、市民が首長や議員に求めているのは、一口で言えば公平・公正で市政運営を行うとともに、低い住民負担で良質なサービスの提供であります。効率的なサービスは、住民がオーナーとしての自覚を持ち、行政の積極的な住民参加や情報の公開を求め、お任せ民主主義から脱却することが必要であります。

D、個人の利益から全体の利益をはかるべきです。全体の利益が個人一人一人の利益となって還元されることを改めて自覚することが重要ですが、全体の利益とは、弱者も強者もお互いにともに生きることのできる社会をつくることです。

以上、お任せ民主主義からの脱却について、一般論を述べましたが、日置市の行政がお任

せ民主主義から脱却するためには、市長はどういう方策でどのようにされていくつもりか、具体的にわかりやすく明確に教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

市民の皆様方の行政参加、このことが一番大事であるというふうに思っておりますし、また首長を含め議員の皆様方も、それぞれ住民の皆様方の投票によって選ばれる。それぞれ市民もさまざまであるというふうに思っております。ものを人の前で言えない方もいらっしゃるし、そういう方については、それぞれ4年に1回の選択義ということで、議員また首長の選択もございます。

基本的にこの投票率といいますか、私は民主主義の中でこの投票率の中におきまして大変大きく危惧するのが、その自治体といいますか、この行政に参加する。市民としては、やはり議員を選ぶ、また首長を選ぶ、みんながたくさん参加して投票をしていただく。これが第1でありますし、またそれぞれ行政の施策等、いろんな問題につきまして、また幅広い意見もいただく。私も行政におきましても、幅広い意見ができるような仕組みを今後ともつくっていきたいというふうに思っております。

#### ○13番（田畑純二君）

住民に信頼される自治体職員について、第1問目とは別の角度から質問いたします。

日置市内でも平成17年5月の市職員不祥事件、ことし6月の市職員公金横領事件市職員ではありませんが、4月に発覚した前公民館長による旧町補助金や自治会費の着服事件、さらに最近の産業廃棄物の不法投棄をめぐる問題、また本市土地開発公社の吹上地区の住宅地地盤改良問題などなど、地方公務員の倫理観の劣化を物語っている事件が続発しているのは、非常に残念なことであります。ため息をつきたくなるのは、税金に対する公務員の感覚のおかしさ、倫理観の欠如が最近の日

置市内で随所に見えるようになってきていることでもあります。

市長は、最近の日置職員の疑いたくなるような倫理観の劣化、欠如をどうとらえ、どう感じ、その改善策をどのようにさぐり、どのように講じようとされているか、具体的に明確に答えてください。

また、長いものには巻かれるという日置市関係者の感覚が、日置市をひ弱にしてきたとも思われますが、この点について市長はどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

職員におきます不祥事等に対しては、大変心も痛み、また大変反省もしているところがございます。やはり、職員一人一人の意識といますか、この意識の持ちようというのが、私は大事なことであるというふうに思っておりますし、また今まで日置市という流れといますか、伝統といますか、そういう中におきまして、流れに任されているというわけではありませんけど、やはり流れは流れとしてくみながら、今後新しい息吹を含めながら、職員の指導をしていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

田畑議員、あと30秒です。

#### ○13番（田畑純二君）

30秒で言わせていただきます。

現在、私は日置市職員の中にはマンネリや惰性、しきたりや癒着、そしてしがらみやなれ合い的なぬるま湯的構造の中にたっぷりつつかりながら、閉塞感と混迷の中で無気力低迷の状態でもがき苦しんでいる職員もいるのではないかと危惧しているものの一人であります。

市長は、このようなことを決してなく全職員が絶えることのない危機感と緊張感を持ち、たぎるような使命感に燃えて、大きな気概を持ち、全職員心を一つにしてチームワークの

中で日ごろの業務にいそしんでいると言い切れますか。もし断言できないとすれば、今後全職員をどう指導・教育されていくつもりかお聞かせください。

これで終わりいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの職員の中におきまして、全部とは言いきれませんが、いろいろと気が緩んでいる部分もあるのかというふうには思っております。なるべくみんなが気を引き締めて、今後それぞれ自分の役割といいますか、そういうものを果たしていけるよう指導していきたいと思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

#### ○1番（出水賢太郎君）

皆さん、お疲れさまでございます。台風が近づいております。被害が少ないことを祈りまして、また簡潔に誠意ある答弁がいただけましたら、簡潔に済ませようと思っております。

私は、さきに通告をいたしておりました二つの事項につきまして質問いたします。

まず1番目は、道路行政についてであります。

合併後、本市ではインフラ整備の均等化や平準化が望まれておりますが、国道、県道、また市道、農道、里道など、整備や改良の要望が数多く上がってきていると思います。私たち市民にとっては、それぞれの道路を明確に区別しているわけではなく、普段使う道路をすべて生活道路として認識し、毎日利用している方が大半ではなかろうかと思われます。

しかし、この生活道路の現状は、便利で安全かつ快適な生活環境の確保を図る上で、道路の改良、また維持補修、歩道や街路灯の設置など多くの課題を抱えており、今後もより

積極的な整備推進の必要性があるのではないのでしょうか。私たち市民が生活環境の快適さを実感するものとして、生活道路の整備状況の良し悪しが、その一つのものさしになるのではないかと思います。

生活道路の改修については、各自治会から多くの要望が出され、市の担当課の方で要望にきちんと対応されていることと思いますが、一方では、住民の方々からいつになったらやってくれるのかという不満の声も多く聞いております。地域住民の生活の安全という観点からも、生活道路の改修は道路の状況とまた地域住民の生活実態をあわせ、改修工事が計画されるべきと考えます。

また、普段使う生活道路は、災害時にも強くなければなりません。災害時のライフラインの素早い復旧を実現するためには、やはり強い道路が必要となってきます。その安全性を担保するためには、日ごろから道路や橋梁の維持管理が大事になってまいります。

しかしながら、その一方で本市の厳しい財政状態を考えれば、道路整備の予算を多く取れない現実もあり、住民の望みと市の財政事情の狭間に、市の担当課や私たち議員もジレンマに陥っている状態にあるのではないのでしょうか。

そこで四つの質問をいたします。①生活道路、特に市道・農道ですが、維持管理について、道路管理者としての基本的な考え方や、また課題、現在の取り組みなど、市当局の見解を伺います。②生活道路の今後の整備において、現在26地区公民館で策定中の地区振興計画や各地域の課題を列記した市の総合計画との整合性をこれからどうとっていき、整備を進めていかれるのか伺います。③橋梁の耐震性が全国でも問題となっておりますが、耐震調査や補強工事など、本市の今後の対応はどのようなかを伺います。④歩道の拡幅や安全の防護策の設置、防犯灯の設置など、通学路

の安全確保への対応はどうなっているのか伺います。

2番目は、地域情報化の推進についてであります。これは先ほども同僚議員から質問がございましたが、私は昨年12月の議会の一般質問におきまして、光ファイバーによるケーブルテレビの事業化、また防災行政無線の統合、ブロードバンド化の推進を合わせた総額20数億円の日置市地域情報化計画について、有線、無線の比較やコストの精査など、技術的にも、また財政的な観点からも、まだ判断する材料に乏しい中で事業推進を進めることは非常に危険なことで、まだ検討する余地があるのではないかと申し上げました。

12月議会では、多くの同僚議員からも地域情報化の推進について、さまざまな角度からの指摘があり、激しい議論が交わされました。

その後、市当局は地域情報化の計画を見直しを行うことを発表し、今回の9月議会ではブロードバンド化推進に関する補正予算が上程されております。また、市議会にも日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情が提出されており、私たち議会でも技術的な問題や財政事情、また住民のニーズなどさらに深く検討し、日置市の身の丈に合った地域情報化の骨格を早急に形づくるべきときと考えております。

そこで二つの質問をいたします。①昨年12月議会後、計画の見直しを行い再検討することになりましたが、その後の経緯と今後の対応について、どうなっているのか伺います。②今回の補正予算で、日置市ブロードバンド環境実現に向けた光ケーブルと無線を組み合わせた実証実験に伴う追加補正が組みまれておりますが、その内容、それから計画の詳細、またブロードバンド化推進について、今後の方向性はどのようなか伺います。

以上、2項目につきまして、市長並びに担当部長、課長の誠意ある答弁を求め、1問目

の質問といたします。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を  
15時5分とします。

午後2時54分休憩

---

午後3時05分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の道路行政について、その1でござ  
います。

生活道路の管理につきましては、歩行者の  
安全確保、車の離合、車両走行時の進路、排  
水対策等を考慮して整備を行っていますが、  
整備が必要とされる路線は多数あり、自治会  
からの要望も年々増加しています。その中で  
優先順位を決め整備を図っているのが現状で  
ありますが、今後も限られた予算の範囲内で、  
市民が安心して生活できるよう、維持管理に  
努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。地域振興計画では、  
相当数の整備計画が予想されますが、必要性、  
緊急性も十分検討し、優先順位をつけて地域  
の均衡を考慮しながら総合計画に組み入れ、  
予算の範囲内において計画的に整備してい  
きたいと考えております。

3番目です。市道について管理する橋梁は  
237あり、10年後に耐用年数50年を超  
える橋は全体の4割近くなります。国におい  
て、今後老朽化する橋梁の長寿命化修繕計画  
策定に係る費用の補助制度が創設されてい  
るところでございます。本市におきましても、  
平成21年度補助事業に該当する橋長  
15メートル以上の橋梁の点検を行い、平成  
22年度に長寿命化修繕計画の策定を考  
えております。これにより、緊急性に応じ補  
助事業を導入しながら、橋の修繕、改修を行

いたいと思っております。

4番目です。通学路につきましては、児童  
が安全・安心して通学できる道路づくりが基  
本と考えますが、改良を伴う整備につ  
きましては、関係者の理解や時間と経費が必  
要と思われ  
ます。また、この問題は市だけじゃなく、  
国・県等関係者が連携して取り組まな  
ければ  
ならない問題であると認識して  
おります。地域によっては、スク  
ールゾーン委員会等を設置して、  
通学路の安全点検を実施している  
ところ  
もあります。今後、関係機関と  
連携を  
取りながら、地域の課題に取  
り組  
んでまいりたいと思  
って  
おります。

2番目の地域情報化の推進について、ご  
質問  
でございます。

昨年、各地域で住民説明会やアンケート調  
査を行  
いながら、その必要性と緊急性、また  
防災行政無線のあり方のいろいろな角度  
から  
検討を行  
い、やはり防災行政無線という点  
から、  
有線になることで災害に不安がぬぐ  
い切  
れないことや、情報化、ケーブル  
テレビ  
事業に対する市民のニーズが30%余  
り  
であったこと、事業費の問題など  
から、  
全体への情報化計画を再検討する  
こと  
といたしました。

このような流れを踏まえまして、去る6月  
に3名  
の市民の方との意見交換会を行  
いま  
した。その概要につきましては、20  
番  
議員の質問でも答弁したところで  
ござ  
いりますが、やはり無線を有線に  
した  
場合の不安や情報化の必要性に  
対  
する市民の理解度が低いことなど  
が  
ありますので、まずはいきなりNTT  
の  
交換局を改修するのではなく、2  
地  
域での市の光ケーブルを利用した  
無  
線システムを構築して、地域の方  
々  
に利用していただきながら、通  
信  
速度の面や整備コストなど、総  
合  
的に検討させていただき、情報  
化  
計画の見直しをさせていただ  
き  
たいと考えております。

2番目です。今回計画しております実証  
実  
験の内容につきましては、先ほど  
少  
し説明し

ましたけど、中川地区と永吉地区で市民のニーズが異なっております。中川地区では、NTTの中川交換機を通信事業社にADSL化してほしいという要望があり、NTTと協議した結果、700回線のうち2割から3割の加入が見込め、施設の改修後、2年程度で初期費用の回収が見込めること、また整備に関しては市も一定の負担をしていただけることなどの条件が示され、中川交換局施設整備には約3,400万円程度が必要という見積もりも提示されました。

また、一方永吉交換局については、交換局の施設整備に4,900万円程度が必要という見積もりが提示されました。そこで、この交換局の改修には、県のブロードバンドゼロ地域解消促進事業を活用した場合、補助対象経費の3分の1以内で県の補助を受けられますが、こちらの事業でも対象世帯の2割の加入を確保するという条件があります。それと、市が整備したイントラネットの光ケーブルがそれぞれの地区公民館や小学校まで張り巡らされてありますので、これを利用したブロードバンド化ということも手法の一つとしてありますことから、まずはそれぞれ二つの地域でイントラネットの光ケーブルと無線システムなどを組み合わせて、その通信速度やカバーするエリアなどを検証し、利用者の意向も尋ねた上で、最終的に無線でカバーした方が効率的なのか、それとも最終的に光ケーブルと既存の電話回線の組み合わせ、またすべて光ケーブルを敷設した方が効率的なのか検証させていただきたいと考えております。

ただ、実験事業を進めるに当たっては、めまぐるしく情報通信技術が変化する環境にありますので、市が示す仕様書以外にも、新たな提案がもらえるように提案公募型、プロポーザル方式で業者の選定も行いたいと考えております。

今回、中川、永吉の2地区で実験を行いま

すが、市内にはこのほか交換局から遠いためブロードバンドの恩恵が受けられない上市来や藤元といった地域もありますので、ここからも視野に入れながら、今後の整備方針を検討してまいりたいと考えております。実験の機関としては、おおむね半年から1年程度を考えており、その中で次の対応策を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

市長の方から概略の答弁をいただきましたが、それでは1番目の生活道路の維持補修、維持管理についての質問をいたします。

まず、19年度それから20年度の市内の道路の新設の改良工事、それから維持補修の件数、この内訳ですけれども、この数字をお示しいただきたい。その中で、地域の自治会の要望の件数が19年度どれくらいあったのか、また20年度現段階で要望がどれくらい上がってきていて、そのうちの執行率がどれくらいなのか、この辺の具体的な数字が今、お手元にあるようでしたらお示しをいただきたいと思います。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

ただいまの件についてお答え申し上げます。

新設改良はございません。現道の拡幅改良ということになります。平成19年度の要望件数が106件です。それから20年度の要望につきましては、現時点で88件です。

#### ○1番（出水賢太郎君）

この88件要望が上がってきているわけですが、その地域的な内訳というものはおわかりでしょうか。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

要望の19年度分では本庁が45件、それから20年度46件、それから東市来支所、19年度が36件、20年度が31件、日吉地域、19年度が2件です、20年度が1件と。それから吹上、19年度が23、20年

度が10件となります。

○1番（出水賢太郎君）

あと農林水産課の方にもお伺いしますが、地域づくり整備事業補助金の交付状況、それから何件ぐらいこういった形で出されたのか、これを伺います。19年度と20年度の現段階の数字が、もしお手元にございましたら、お示しをいただきたいと思います。

○農林水産課長（上園博文君）

地域づくり整備事業についてでございますけれども、19年度の実績が本庁で9件、東市来が24件、日吉が2件、吹上が21件、合計56件になっております。

20年度の事業につきましては、お手元に若干資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた回答させていただきます。

○1番（出水賢太郎君）

この地域づくり整備事業補助金の場合ですと、地元の負担というのが生じるわけですが、これについては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、それから中山間事業などの活用というものもあるわけですが、この負担金について地元の方から要望や苦情などは出ておりませんか。

○農林水産課長（上園博文君）

農道の補修等につきましては、90%以内の補助でございます。地元負担が10%でございまして、水路につきましては80%の補助金で、地元20%でございしますが、現段階ではこの負担については、特に地域の皆さん方から要望とかは来ておりません。苦情とかそういったものを含めてなんですけれども、来ていない状況でございます。

ただ、全体の事業費をこれまで300万円を限度とする額にしておりましたので、21年度以降は努めて広く皆さん方に波及できるように、100万円を上限として今検討中でございます。この件については、地域の自治会長さん方にも随時、おつなぎはしてい

るつもりですけれども、今後また検討次第では、この額が21年度からいつになるか検討させていただきたいと思います。

そして、農地・水の関係あるいは直接支払いの交付金の関係でございますけれども、直接支払いの交付金では、農道の舗装までできるんですが、農地・水環境の面につきましては、若干の補修程度しかできないということでございます。このため、農地・水の交付対象地域が今27地区でございますけれども、各地域、農道の補修そして水路の長くなった水路につきましては、根詰め作業とかそういったものを含め、あるいは土側溝であったものを中古製品のU字路を使った水路、そういったものに多くのところでも活用されておりますので、今後、多くの地域で活用は大きく期待できるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○1番（出水賢太郎君）

19年度の決算資料をいただいておりますので、その数字を見ますと、19年度の市道の維持修繕料が1,447万円という数字が上がっております。それから、資材の購入費です。補修資材の購入費が151万4,000円、それから19年度の一般道路整備事業費、単独事業の工事請負費が1億7,648万9,000円という数字が出ているようでございます。これに対し、不用額が741万円ということになっております。

対しまして20年度の当初予算を見ますと、市道の維持修繕費が940万円、当初で組まれておりました。これに対し、今回の9月補正で追加が出たということで200万円増額をされているわけでございます。合計で1,140万円ということでよろしいでしょうか。

それと20年度の当初予算では、資材の購入費に140万5,000円、一般道路の整備事業費、単独事業で1億2,800万円と

ということですが、すべてこれは行革の流れもあって減額をされているというふうに考えてよろしいわけですが、しかしながら、件数が88件とかなりの数になっております。これを減額したからといって、そのまま執行できるわけでもありませんが、この辺はこの金額ですべて改善ができそうなのか、それともさらなる増額の必要性がまたあるのではないかと思うわけですが、そこで市長の見解を伺います。

**○市長（宮路高光君）**

単独事業の中、恐らく起債事業が入っているのかなと思っております。一般の中で維持補修、これが一般単独の中で推進をしているわけでございますけど、基本的にこの行革を含めた中におきましては、一般単独の部分の削減ということでやってきております。

今おっしゃいましたとおり、これでできるかどうかということでございますけど、それぞれ優先順位といいますか、そういうことを含めて、基本的に今の予算配分につきましては、それぞれの各地域ごとにおきます数字のもとをいたしまして、減を図っておったという実情でございます。

今後におきましても、この一般単独の補修費、あればあるだけ結構なことなんですけど、ここあたりの投資の仕方ということで、やはり地域とも十分話をしていかなきゃならないことであるわけでございますけど、予算的に十分であるかということは、私としても大変住民からの大きな要望があるわけなんですけど、大変心が痛んでおるといのが実情でございます。

**○1番（出水賢太郎君）**

それから、先ほど決算の数字の中で741万円不用額が出ておりますが、1件でも多くこの不用額をどっかに回すとかいう形でしていただければ、地域の方々も要望を出した方々も喜ぶわけですが、その辺のやりく

りというのは、お考えにならなかったのか。また20年度の中では、どのように方針としてこれからやっていかれるのか、そこはいかがでしょうか。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

結果的に700何万円とか言いましたね。それぐらいは支所を含めて総額でということになりますから、工事の現場においての不用額ということが主なものとなります。

**○1番（出水賢太郎君）**

つまりは4地域で割ると金額が少ないので使えないというふうに理解すればよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきちょっと私も申し上げましたけど、恐らくその不用という中で、先ほども言いましたように、起債事業の場合については、それぞれ回すことはできません。それで、起債の単独の場合については、それが残ってしまう。一般財源の場合で、ちょっと不用額がこれだけ残ったかというのは、ちょっと集計をもう一回精査してみますので、また詳しいのは後ほど、そこあたりは700万円の内訳は、ちょっと後ほどお知らせしたいと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

私もこれは決算の数字でございますので、決算の審査の中で詳しくはお聞きしたいと思っております。

では、次の質問にまいります。道路のひび割れとか穴があいたりとかいうのが、あちこちで見られるわけですが、また側溝の破損とか流水能力の低下というものも各地で進んでいると。こういった道路の整備不良による事故とかトラブルとかいう発生があるんじゃないかということで心配されるわけですが、このことに関して何か実態とか把握はされますでしょうか。どうでしょうか。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

昨年、土橋の方で路面の傷みで女子高生がバイクで転倒したという事例がありました。ただ、本人はもとより、家族からの報告ということはございませんでした。そういった場合、道路の過失関係につきましては、全国町村会の総合賠償保険の方で対応されるということにいたしております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

今、土木建設課長がご指摘された箇所については、過去もバイクの転倒事故が3件ほどあったようでございます。そういうことで、この辺は早急に対応されたいと思うわけですが、報告としてはこの1件だけ、昨年度はということではよろしいのでしょうか。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

これも報告というか、地域の方からのニュース的な感じで課の方に届いております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

ということは、警察との連携とかそういうことは情報としては入ってきてないということですね。わかりました。

次の質問ですが、あと伊集院地域の話になるわけですが、先ほども下水道の問題が出ましたつつじヶ丘団地とか、それから下神殿のユートピア団地、また郡の立野団地とか徳光平団地、それから朝日ヶ丘、八久保団地などといった、ちょうど高度経済成長期にできた住宅地です。ここの道路の問題なんですけど、皆様ももうご存知かと思いますが、道幅も非常に狭く、また舗装の状態が非常に劣悪な状態であります。例えば、穴があいてて水がたまったり、何度も砂をシルバーの方に入れてもらうんですが、やっぱり同じ場所が穴がほがったり、そういうところ。それから、側溝蓋がかぶっておらずに、車の離合に困難を生じている場所もあります。

開発された当時は、そこまで車社会というのでもなかったわけですし、歩く人が多い時代だったと思うわけですが、生活環境がこれ

だけ変化しました。宅急便とかの配送とか、そういうのでも車をとめたりとか離合したりとかいうこともあります。正直言いますと、住民のニーズには十分対応し切れていない道路になっているのではないかと思うわけですが、これらの住宅団地における道路改修についての考え方について、市長のご見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

この道路改修の中におきまして、基本的に道幅を拡幅しようというのは、大変物理的に難しい部分があるというふうに思っております。そういう中におきましては、この古い団地におきましては、それぞれ地域から要望がございまして、それで基本的には側溝ぶた、これを年次的にそれぞれの団地等におきまして、限られた予算の中で整備を今までもしてきておりますので、まだそういういろんな箇所が出てきた場合については、それぞれの今後も同じような対応をしていきたいというふうには思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

2番目の質問に移ります。

今そういう要望に基づいて、危険性とか必要性とかを考慮して、優先順位をつけてやっていくという答弁だったわけですが、全くそのとおりであるわけですが、今、振興計画を各地区間で行っていただいているわけですが、私もちょっとこの前、地元の伊集院北校区の北地区の振興計画を見せてもらいましたが、かなりの数上がってきているわけで、これが26カ所全部上がってきたら、すごい数になるなというふうに思うわけですが、その中でやはり自治会長さん方も、大変優先順位をつけるのにどうしようということで、苦慮されていたわけでございます。

その時点で計画の策定段階で、担当である企画課の方にこの優先順位のつけ方をどうすればいいのかとかいった苦情などは、具体的

には来ていますでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

はい、今回の地区振興計画の作成につきましては、それぞれの地区館で自治会長さん方を含めて役員の方々、現場をごらんになりながら、優先順位の検討もされたようでございます。そういう中で、なかなか地元でもどれが1番ということを決めかねておられる地区もあったというふうにはお聞きしておるところでございます。

○1番（出水賢太郎君）

全くそのとおりでして、うちの伊集院北地区も全部出せという形で、優先順位をなかなかつけることができなかつた。どこも一緒だろうなというふうに考えております。

こういった膨大な件数を処理する方法です。優先順位をつけるといっても、なかなか何を基準にしていくのかというのが、非常に問題になってくるわけですが、担当課におかれては、優先順位のつけ方というのを具体的にどうされるのか、検討されているのか、お伺いをいたします。

○土木建設課長（樹 治美君）

非常に難しい問題です。幹線道路であるかということ。それから、利用者数がどの程度あるかということです。それから、事故等が起きやすい場所なのかどうかということと、それから事故災害に直結するというようなこと等が念頭に置いて優先順位をつけて整備しているということです。

○1番（出水賢太郎君）

そういった何か基準がないと、なかなか大変な作業だというふうに思います。

そういった中で、やはり客観的な基準をもとに評価を行って、優先順位を決定していく手法というものを構築していく必要性が、日置市でもあるなと思うわけですが、佐賀県の佐賀市とか、あと静岡県の焼津市、それから滋賀県の米原市、秋田県の横手市とかいった、

こういった自治体では各自治会から寄せられた要望に基づいて、基準を明確につくってやっているとあります。

こういった基準かと申しますと、例えば先ほど今課長の方が言われたような四つの基準、幹線道路なのか、災害が起きる可能性があるのか、利用者はどうか、事故があったのかどうかということもあるんですが、細かく要望の舗装の状況とか幅員とか排水、交通量、車両と歩行者と分けて交通量もやっています。それから、通学路なのかどうかとか、公共施設からの距離はどうかとか、利用頻度はどうか、地権者の協力はどうか、用地買収はどうか、こういうので点数を16項目で点数化してつけていくとか、これは焼津市の例です。

それから佐賀の例ですと、自治会の方々からまずみずから優先順位をつけてもらったりとか、あとは共通の評価基準というのを100何項目つくって、それを100点満点で点数化していくとか、そういった形でやっているようでございます。点数化するには、それぞれの地域の事情もありますので、非常に難しい話かなとは思いますが、ただ、一方では客観的にいろんな地域の方々、こういう理由でここは整備されたんだというのもまたわかると。いけば、ある意味、予算の取り合いというものが防げるという効果もあるかと思うんですが、こういった客観評価のシステムを導入されるお考えとかは市長はないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今回出てきている要望の中で一番考えていかなきゃならないのは、そういう道路の形態もございませうけど、国の補助事業、県の補助事業また起債等、最初に乗せられていける、どれを乗せていけるのか。いろんなさっき建設課長の方から話ございましたように、拡幅いろいろしていく上では、一番問

題は私は地権者の問題、これが基本的には最優先していかなければならないこと。幾らそういう優先順位をつけても、地権者の理解が得られない、ここも住民同意というのを基本的には最優先させていただきたいというふうに思っております。

その中で、今土木課長が言いました、そういう基準、やはりそれぞれ農林水産課と土木建設課と若干違うものがありますけど、やはりある程度の基準を持った中で、今後この地域振興計画に乗ってる中において、さっきございましたとおり、1番が全部で2番がないというのもあったようでございます。そういう中で、やはり地区ですので、自治会が異なっております、同じ自治会なら単町なら決められるんですけど、やっぱり決められなかったなという一つの意見はありましたので、そういうものは私ども行政の中でトータルでいろいろな一つの基準のものさしというの、地域にもきちっとお示しとしますか、そういう報告もきちっとしていかなきゃ、なぜ自分のところができなかったの、疑問にも思いますので、そこあたりは今後、毎年このことは見直しをしていきますので、そういう見直しをしながら、また済んだところ、まだ済まないところ、そういうところの事後報告ですか、そういうことはきちっと今後毎年やっていきたいと思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

確かに今、市長がおっしゃったとおりのことでありまして、なぜいまだに採択されないんだろうとかいう疑問に対して答えられる、そういう基準です。やっぱりそういうのも必要だと思います。これからそういう形で、客観的に何か市民の方がわかりやすいような評価づくりも必要かと思えます。

次に3番目の橋梁の耐震化についての対応についてであります。

岩手宮城内陸地震のときに、橋が折れてい

たところがテレビで映像で流れていました。その記憶が新しく残っているわけですが、先日、南日本新聞の社説の中で出ておりました。県の集計によれば、迂回路の未整備とかそれから橋の耐震化のおくれなどで、地震が起きた際に交通や通信が途絶えるおそれのある集落、これが5月1日現在で293集落にのぼり、2万9,000人が取り残される可能性があるということを書かれておりました。

日置市では、そういった箇所の調査はされていませんでしょうか。

#### ○土木建設課長（樹 治美君）

現在のところ調べてません。

#### ○1番（出水賢太郎君）

できれば早急にされるべきではないかなと思います。これは防災の第一義的なお話になってくると思いますので、市長の方でご英断をいただきたいと思います。

それから、先ほどの橋の問題でして、先ほど市長からご答弁がありました長寿命化修繕計画策定事業費の国の補助事業というものを導入したいということで、私もこれに対しては賛成なんですけど、国の方では大きな損傷が出てくる前に、定期的に丁寧に修繕を行っていけば、橋というものは100年ぐらい健全な状況で保てるんだよと、国の方も言ってるようであります。

先ほどもお話がありました、10年後に50年以上の建築して50年になる橋が4割以上になってくると。237橋があるわけですから、その4割といたしますと、ちょうど100前後という形になるかと思うんですが、100もの橋を特に15メートル以上の点検ということですが、これがいくつぐらいになるのか。また、その予算規模というのが大体どれぐらい考えられるのか。概算で結構でございます。

なぜならば、これは国が2分の1補助を出すということではありますけれども、かなり

の数の橋が予想されるわけですので、この辺は来年度予算の概算の方にも入ってくるわけですので、もしわかる段階でしたらお示しをいただきたいと思います。

**○土木建設課長（樹 治美君）**

21年度で調査するというのは、大がかりな調査ということじゃございません。大体1橋当たり3万円程度で、簡易な目視による部分で、まずどういった橋があるよということを調査しまして、それを23年度に向けた計画策定ということで、一応順序立ててやっていくということになるかと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

わかりました。この橋の耐震化というのも非常に大事な話でありますので、段階的に、そして確実な予算措置をお願いしたいと思います。

4番目の通学路の安全確保への対応についてですが、私が平成17年の12月の議会でも、この件については質問したんですが、伊集院北中学校の通学路である国道3号線の歩道の問題についてであります。この件につきましては、17年12月の議会で、市長は国道だけではなく、市全体にかかわる問題だから、いろいろ調べて検討したいというふうに答弁されているんですが、こういった箇所というか、26小中学校あるわけですけれども、こういった通学で危ないなど。例えば、防犯灯が必要だとか防護さくが必要だとか歩道が狭いといった箇所をどれくらい把握されているのか。本来ならば、教育長に答弁願いたいところなんですが、市長が2年半前にこういった答弁されてますので、あえて市長の方にお伺いをしたいと思います。検討はどうなっているのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に、北中におきます通学路の中におきまして、地元の皆様方と一緒に国道の方に要望

しながら、今まで実施をするよう要望しております。このことをごさいますけど、国道事務所の回答の中におきましては、20年度に工事が完了するというごさいます。

全般的に通学路という中で、箇所的にはちょっと把握してないんですけども、要望として一番大きなのが、防犯灯の設置というのがいろいろいっぱいあっちこちに出てきております。この問題につきましては、特に私ども市としてのあとの維持管理の問題を含めた中で、相当な距離になるようごさいますので、実際にどれだけの距離的な面積になるのか、今のところはちょっと把握してないというのが実情でございまして、この危険箇所といいますか、通学路を含めた中で、今回もこの地域振興計画の中にも、やはり通学路の安全性ということでそれぞれ出てきておるようごさいます。実際どこが危ないのか、何カ所あるかと、通学路として、今のところ実態はちょっと把握してないということごさいます。

**○1番（出水賢太郎君）**

今、市長の答弁にありました防犯灯の設置について非常に要望が多いと。これは本当、我々議員の方にもそういう形で要望が多いわけですが、電気代の問題とかいろいろあると思います。

ただ、今いろんな技術が発達して、電線を使わなくてもエコ発電というか、そういった形での防犯灯とか、それから電気代が大分やすくなるLEDという発光ダイオードの電灯とかいろいろあるようですので、その辺の検討もされて、概算でもいいですので、やはりどれくらい必要なのかというのを我々議会にも示して、予算化するしないは別として、検討はされるべきではないかと思っております。

ちょっと時間がないようですので、次、2番目の地域情報化の質問に移ります。

まず、防災行政無線の統合についてですけ

れども、一応見直しということになりましたが、こちらの方は今後の対応はどうされるでしょうか。

**○総務課長（桜井健一君）**

防災行政無線につきましては、先ほどの質問にもありましたけども、今後古い設備の方から順次改修をかけていくという計画で、数年かけて、何年度からということではなくて、順次先ほど市長の方からも申しあげましたけれども、どういう方式でやるかということも含めて、計画をして4年から5年かけて改修をかけていくということで計画をいたしております。

**○1番（出水賢太郎君）**

私は昨年の12月議会でも、これお示したかと思うんですが、総務省の方が市町村合併における防災体制のさらなる充実のためにということで、防災行政無線の段階的なデジタル化を可能にするシステムを開発しましたということで資料をつくっているようでございます。

どういうことかと言うと、各支所にありますアナログの防災無線にデジタル変換機をつけて、それをイントラネットの回線にくっつけて本庁の方とつなげると。本庁の方の操作盤は、デジタル操作盤で改修するというようなことになっているようでございます。これは予算的なものも出てまして、簡単に申しますとソフトウェアの変更で2,500万円とか、インターフェイス、これは各支所の端末というか操作盤にアナログからデジタル変換する機械です。これが1個で250万円とかいろいろ出ているわけですが、そういったものを含めて検討されるということではよろしいんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

デジタル、アナログの問題を含めまして、この防災無線、今のところ内部で何回か検討しておるといところでございまして、今お

話のとおり、光ケーブルを使って支所で変換してやると、四つの機種がそれぞれ三菱とほかのいろいろな機種が違いますので、今後やはりそれぞれの防災無線におきましたプロポーザルですか、それぞれの民間業者の中にも国の制度の中でもございますけど、それぞれの専門の会社のプロポーザルをしながら、提案方ということも実施していかなきゃならないというふうに思って、今どれをどう組み合わせをして、どれだけ経済効果になるのか、ちょっとまだ試算を検討しているところでございますが、まだ皆様方にどの方向でいくというのが、ちょっと今のところお示しができませんので、もう少しちょっと時間をいただいて、そういう今、議員がおっしゃったということも含めて、いろいろ今、幾通り案を検討中でございますので、ご理解していただきたいと思っております。

**○1番（出水賢太郎君）**

あとデジタル放送での対応です。これについては、特に各共聴組合との協議、動きとかはどういうふうに市としては対策をとられているのか伺います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

市内の共聴施設の方々に対しては、1月の計画見直し以降に、それぞれ各4地域に代表の方お集まりいただいて、市の考え方を説明したところでございます。それを受けて、それぞれの共聴組合ごとに改修費用等を積算していただいて、自前でもう既に整備をされたところもございまして、今、整備中というところもございまして。

それを踏まえて、国の辺地共聴の対象になるのかどうか、その辺を見きわめながら進めていきたいということでご説明して、今、取り組んでいるところでございます。

**○1番（出水賢太郎君）**

それでは、②の実証実験のところに移ります。

懇話会というんですか、3名の方を呼んでお話をされて、いろいろ検討された方がいいんじゃないかということで、今回の予算計上に至ったかと思うわけですが、議会の方にも陳情が当時、同時並行で上がってきておりました。陳情の審査中に、なぜこのような動きを執行部の方でされたのか。やはり車の両輪であるならば、議会の動きや議会の意見を聞いてから動いてもよかったんじゃないかなという、私個人的には思うわけですが、その辺のところは市長はいかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今ご指摘があったのは陳情書の採択、不採択を含めて協議中だったということをお話になったと思います。そういう意味では、先ほど市長の答弁の中でも触れさせていただきましたが、中川地区については今年の9月、10月、ADSL化を急いでくれるようにNTTと協議してくれというようなご要望がございましたし、あそこの3号線の日之出紙器さんとか藤元の鹿児島ケースさんとか、そういうお困りの企業もございましたので、市として何らかの方策を早めにした方がいいんだろうというような判断がございまして、今回補正としてお願いしたところでございます。

#### ○1番（出水賢太郎君）

それならば6月議会のときに資料を1枚いただいで審査したわけですが、もう少しそういった具体的な説明が欲しかったなと思うわけでありまして。いいです。

次に、今回の実証実験というのは、イントラネットの光ケーブルと無線を組み合わせで行う実験内容であるわけですが、例えば福島県の南相馬市とか、それから新潟県は県全体で実験を行っているようなんです。そういった事例がございまして。その中で、新潟県の場合は、標準的なコスト、無線の場合は幾らで有線の場合は幾らかといった、そういったコ

ストを事業者に取り取りもしてまして、またその実験状況については、結果もちゃんと業者と打ち合わせして発表会もしているようございまして。それから、例えば新潟県の場合ですと、有識者会議というんですか、検討委員会というのはNTTであったり、ほかの事業者であったり、大学教授であったり、いろんな方10人ぐらい集まってみんなで検討会をしているわけですが、うちの日置市の場合は、さっき言われた3名の方だけですよね。余りにもちょっとそれは少ない意見というか、小さ過ぎるというか、もう少し幅広く意見を聞くべきではないかと思うわけですが、その辺はいかがででしょうか。

そしてまた、先行事例を参考にされてこういうふうになったのかどうか、確認させて。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきちょっと企画課長の答弁したのに補足もしますが、議会の方にも陳情出てきておりますし、これは実験プラントというふうを考えていただく。市がこの情報化の見直しをして、この方向というのはまだ出しておりません。今回、いろんな策を予算をいただいて、実験でこれもいいのか、これもいいのか、まだ探っている段階ですので、これをしたからこの方向に行くということじゃございませんので、まだここあたりは議会とも十分いろんな問題で今後の方向性というのは出しているかなきゃならないというふうに思っております。実験的にそういう最小限の中で何ができるものかなということで、今回の2カ所を選定させていただき、これがまたどういうふうにして効果が出てくるのか、そういうものも十分私も検証していかなくちゃならん。今後、さっきもございましたとおり、市全体を含めた情報化のにつきましては、まだある程度の有識者を含めた中で検討していただかなきゃならないというふうには思っておりますので、とりあえずその間、いろいろ議会から

も出ましたように、地域の皆さん、有識者がおるから、そういう人の意見も聞いてみたらということもございまして、そういう意見も聞かせていただきました。

そういう中で、できるといいますか、今若干そういう手探りの状態の中でこのような実験プラントということをさせていただき、この結果が1年ぐらいの中で出たときに、また皆様方議会とも、このことについては十分論議をしながら、市としての地域情報化に進んでいきたいというふうに思っております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

結局ここまで、はたから見ればわかりづらいというか、理解がされづらい形になっているのは、やはり日置市のブロードバンドというのは、一体全体今どうなってるのと、どこに線がイントラネットの回線が走ってて、どこにADSLの交換局があって、どこが使えない場所があってとかいう、地図にちゃんと示してないから、私たちも理解しにくい部分がありますし、また例えば具体的に企業からどういった要望が来ているのかというの、文書でちゃんとやっぱり上がってきてほしいなというのがあるわけです。

またもう一つは、説明責任というんですか、もう少しその必要性を強く訴えていくのであれば、予算化するのであれば、それに見合った説明責任というのが必要かと思うわけです。例えば、今私が申し上げたコストの問題、有線と無線を比較したらどれぐらい違うのかとか、ランニングコストはどうなのかとか、利用者の希望をとってニーズをとって、例えば永吉地区じゃどれぐらいの方が利用する可能性がありますよとか、そういった形で確実な数字をある程度出した上で、この実験事業に臨んでいただきたいと思うわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

日置市のブロードバンドの状況につきまし

ては、これまでもことあるごとにいろいろと資料も差し上げてきたつもりなのですが、その辺が行き届いてない部分については、まず謝っておきたいと思えます。

その上で、今回のニーズ調査等につきましては、中川につきましては先ほども申しましたように、約300名ほどのADSL化というご要望はいただいております。その一方で、永吉の方を仮にADSLにしようとする、2割、3割、県の事業を使うと必ず2割以上になることもございますので、先ほど20番議員のご質問の中でも申しましたように、ブロードバンドの環境について、まず地域の人たちにも市民の皆様にも感じていただいて、その上でニーズも把握していきたいというふうに考えております。それを含めて実験ということでご理解いただければと考えております。

#### ○1番（出水賢太郎君）

私も若い人間でインターネットも毎日使っておりますので、ブロードバンド化をぜひ推進してほしいからこそ、ここまで厳しいことを言ってるわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから1点、江口蓬莱館にWebカメラを設置する予定ですけれども、防災面や観光面を考えれば、例えば吹上漁港とか天神ケ尾とか、何か所かつけてもいいのかなと思うわけです。また、吹上からは沖縄向けの海底ケーブルが出ていますけれども、それが地中の中でどこにあって、そういう活用とかはまだできないのかなと、これは素人考えですけども、そういった可能性はないのか伺います。

#### ○企画課長（富迫克彦君）

今回、蓬莱館の方にWebカメラをつけるということで、南と北と吹上浜の両極端から北と南と両点から日置市をPRする意味も含めて設置できればというふうに検討はしてお

りました。

それ以外にも地域情報化を進める中で、主要な道路もしくは河川、子供たちの通学路とか、そういったところの見守りが必要なところについては、そういう定点カメラの設置ということも検討していたわけですが、とりあえずは先般の議会でもご指摘があったように、吹上浜のPRというようなこと、また災害面での防災上での危険性もごございますので、今イントラの線が行ってまず一番海岸に近い蓬莱館に今回設置をさせていただきたいと考えたところでございます。

**○議長（畠中實弘君）**

持ち時間が迫っています。まとめに入ってください。

**○1番（出水賢太郎君）**

最後の質問にしようと思います。

前回1月のアンケート調査を見ますと、家庭内でパソコンで電子メールとかホームページの閲覧をするとかいう方がほとんどなんです。8割以上。ということは、基本的には、その情報を送る容量とかスピードというのは、ある程度のスピードがあればいいわけです。ただ、企業の方としては、やはり大容量、高速通信をやりたい。そうしないと図面とかいろんな製品の図面とかが送れないと。

であれば、やはり個人向けと企業向けと分けて考えるべきだと思います。個人向けは、今実験しようとしている無線を使う。また、企業向けには企業からもお金をいただいて、受益者負担をいただいて光回線を引っ張ってくる。こういった2本立てでいく必要もあるかと思うわけですが、その辺はいかがお考えなのかをお聞きしまして、最後の質問といたします。

**○企画課長（富迫克彦君）**

ただいまご指摘のとおり、使われる側のニーズで容量の差も出てくるだろうと思われ

ます。それともう一点は、けさの南日本新聞にもございましたように、F T T H、光での需要が全国でも45%に達したということで、非対称アナログのA D S Lを超えたというような報道もございます。これは、今後先々テレビとインターネットの放送と通信の融合ということも視野に入れて、徐々にそういう方に拡大してきているんだらうというふうに私も考えております。

したがいまして、今回の検証を踏まえて、法人向けにはどういう形、個人向けにはどういう形、それをするためにはコストがどれくらいかかって、許認可の関係がどうなるというようなことも精査しながら、計画の見直しを進めたいというふうに考えております。

**○農林水産課長（上園博文君）**

先ほどのご質問の中で、平成20年度の地域づくり整備事業の要望箇所でございますが、伊集院地域で33件、東市来で35件、日吉で3件、吹上で36件、トータル107件でございます。19年度の実績に比較しますと、ほぼ倍近くでございますけれども、19年度できなかった分の繰り越しを含めてこの件数になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を16時10分とします。

午後3時59分休憩

---

午後4時10分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

**○5番（坂口洋之君）**

本日最後の一般質問となりました。台風が心配されますけれども、定時時間に終われる

ように頑張りたいと思っております。私は、社民党の自治体議員として、市民の暮らしと安心、平和な社会を守るという観点と、市民の生活向上を願ひまして、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

1点目でございます。本市3カ所ございませぬ公立保育所の民営化と選定について質問をいたします。

官から民への流れにより、全国的に公的施設の運営が指定管理制度や民間委託が進んでおります。その中において、公立保育所の民営化が進んでいるわけでございますが、その運営変更については、本来ならば利用者や市民の意向がまず優先すべきではなかつたかと、私は考えております。

公立保育所を存続してほしいという保護者を中心として集めた2,500筆の署名と請願が出されましたが、ことし3月に日置市公立保育所あり方検討委員会の結論が出され、民間委託が望ましいという結論が出され、3月議会において存続の請願も否決されたわけでございます。7月の議員全員協議会において、民営化に向けての市としてのスケジュールが提案されたわけでございますが、今後の民営化に向けて考え方を以下の観点で質問をいたします。

一つ目でございます。公立保育所の3保育所の民間委託に向けての市長の考え方についてお尋ねいたします。二つ目に、8月19日から民間委託、民営化に向けての保護者説明会での状況と、保護者からの意見はどのようなものがあつたのかお尋ねいたします。三つ目に、平成22年が伊集院北保育所、24年、永吉保育所、26年、東市来保育所が民営化される予定でございますが、委託先の選定と選定基準について、どのように考えているのかお尋ねいたします。四つ目に、財政削減の中において公立保育所にも近年正規保育士の割合が減り、嘱託臨時職員化が進んでいるよ

うでございます。臨時嘱託の場合、限られた時間の勤務となり、職務上支障はないのか。また、正規職員が少なく、嘱託職員、臨時が多いことにより問題はないのかお尋ねいたします。

2問目の質問でございます。本市の多重債務の状況と対策について質問をいたします。

前回の6月議会において、本市の自殺対策について質問したわけでございますが、自殺者の4人に1人が多重債務者であると言われております。自殺と多重債務問題は、自殺対策基本法、金融庁の多重債務問題改善プログラムに基づいて、地方自治体も取り組むべき問題でございます。この質問は、昨年3月議会において多重債務者の相談機能の充実について質問したわけでございますが、さきの広報紙において、多重債務相談について1ページからかなりの紙面を割いて広報啓発したことは、高く評価しております。さらなる啓発と、より相談機能の充実を願ひ、以下の質問をいたします。

1、日置市広報紙6月号にて、多重債務相談の特集が組まれたわけでございますが、相談件数と反応を伺います。二つ目、県内の自治体で初めてサラ金の過払い差し押さえの徴収策の状況と、新聞やマスコミなども報道されたわけでございますが、他自治体からの問い合わせなどはなかつたのか。三つ目は、これまでの多重債務相談の主な内容はどういった中身だったんでしょうか。四つ目、多重債務相談者が安心して相談するには、専門家などの連携が大変重要でございます。弁護士、司法書士との連携は十分なのかお尋ねいたします。

三つ目でございます。本市の信号設置状況について質問をいたします。

(1) 現在、市内の信号設置要望箇所と見通しはどうか。(2) 伊集院文化通り線が今年度中にも完成し、伊集院地域の渋滞緩

和と活性化に期待が集まります。現在、一部開通しておりますが、車の通行量は今のところ少ないわけですが、交通事故や接触事故も多いようでございます。開通後の信号設置については、すぐの設置は厳しいという日置警察署の回答があったわけですが、全線開通後の安全対策について、本市としてどう考えているのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の公立保育園の民間委託と選定についてというご質問でございます。

すべての事務事業の指定管理者制度や民営化を積極的に推進することについては、平成18年3月に策定しました日置市行政改革大綱に規定されているところであり、本市においては平成18年9月から、一斉に江口浜荘、伊集院文化会館など22の施設、また平成20年4月からB&G海洋センターほか2施設を指定管理者制度へ移行してきたところがあります。

保育所の民営化につきましては、日置市行政改革大綱を踏まえ、平成19年3月に日置市立保育園あり方検討委員会を設置し、先進地研修視察を含め、現状・あり方等について検討を含め、計5回の委員会を開催いただき、平成20年3月に具体的に民営化を進めるべきであるとの結論を付された提言報告書の提出をいただいております。

また、平成16年度から国・県の補助金が廃止となり、一般財源化されたことを初めとして、保育所運営は国の保育指針に基づき運営されており、保育に関して公立と私立の差のないこと、特別保育は私立保育所が先行して実施しており実績もあること。今後、人口の減少、高齢化、景気の低迷や交付税の減少など財政規模の縮小が考えられることや、議

会で公立保育所の存続に関する請願書が不採択となったことのほか、企画調整会議での民営化についての審議結果などを踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めるという行政の責務として、3保育所を民営化するという方針を決定しました。

保護者説明会については、8月20日に伊集院北保育所、29日に永吉保育所、9月1日にゆのもと保育所においてそれぞれ開催されたところでございます。出席者は保護者が86世帯のうち49のほか、保育所の職員が臨時職を含めて28名、保護者のOBが21名の合わせて98名の参加をいただいております。主な意見といたしまして、民営化で削減した予算の具体的な施策はあるのか。移管先選定について、保護者の意見は入れられないのか。引き取り先がなかったらどうするのか。廃園になることなのか。さまざまな意見が出されました。

3番目です。移管先の選定に当たっては、一定の条件を満たす社会福祉法人を基本に、移管後の園運営をどのようにするかなどを提案していただき、選定委員会で理念、職員配置、事業計画などの内容、事業の継続性、実現性、保育の水準の確保などの面で審査・検討し、安定した園運営ができる優良な社会福祉法人に移管するべきであると考えております。

4番目であります。保育所の保育士の配置数は最低基準が定められており、現在、北保育所では正職員が2名、常勤の臨時職員が4名、非常勤が12名、永吉保育所では正職員が3名、常勤の臨時職員が2名、非常勤が8名、ゆのもと保育所では正職員が4名、常勤の臨時職員が3名、非常勤が5名のほか、所長がそれぞれ1名と、ゆのもと保育所には調理員1名が配置されています。正職員が少ないことについては、正職員または正職員以外であっても、同じ資格を持つ保育士であり

保育の質には問題ないと考えますが、責任という観点から、正職員にかかる負担は多少あると思われます。しかしながら、正職員をこれ以上ふやすことは、厳しい現状にあつては、所長を初め職員間の連携を密にすることで情報を共有し、あわせて職員同士が支援しやすい体制づくりに努め、負担をできるだけ減らす取り組みを行っているところでございます。

2番目の本市の多重債務相談の状況と対策というご質問でございます。

その1番目でございます。消費者相談につきましては、昨年7月から本庁商工観光課に消費生活専門相談員の資格を持った相談員1人を配置し、年々複雑多様巧妙化する悪質商法などの消費生活相談に対応しているところでございます。平成19年度の消費生活相談受付件数は、日置市全体で124件でございましたが、うち多重債務の相談件数は本庁が17件、東市来支所1件、吹上支所4件の合わせて22件で、相談件数全体の18%を占め、訪問販売に次ぐ相談件数となっております。また、多重債務に関する相談件数は、四、五年前に急増した架空請求の相談が沈静化する中で、貸金業法の改正を初め、多重債務問題解決のためのさまざまな施策が消費者にも周知された結果、相談件数は増加の傾向にあります。ちなみに、本庁における平成19年度相談者、19年度17件のうち30代から50代が全体の76%を占め、性別では男性の相談割合が高く、59%となっております。

2番目でございます。昨年度において5社の消費金融機関に対して771万5,000円の過払い金返還請求権の差し押さえを行い、これが県内で初めての取り組みであり、新聞紙上で報道されたところでございます。この案件の現在の状況は、1社から242万1,000円の債権を換価し、残る4社の3社から差し押さえに対する異議申し立てが参りましたが、すべて却下しております。ま

た、20年度に2件の過払い金に係る差し押さえを行い、122万7,000円を換価しております。他自治体からの問い合わせの状況は、過払い金に係る差し押さえが新聞報道されたときに、枕崎市、熊本県の天草市から連絡がありました。最近も鹿児島市を初めとして問い合わせがありますが、また北薩地域振興局市町村課主催の徴収事務研修会で、事例紹介の機会を与えられました。なお、納税相談は自主納付としてもらうことが主要な目的ですので、過払い金に係る差し押さえは、一つの手段として納税者の理解を得ながら進めているところでございます。

3番目でございます。多重債務者の相談の主な内容でございますが、最近のクレジットや消費者ローンなど、消費者信用を利用する領域が広がり、カードのショッピング、インターネットを利用したの取り引き、そしてキャッシング、消費者ローンなど、カード1枚ですぐ申し込みや手続きができる社会となりました。利便になる一方で、消費者マインドが先行して、その使い方を誤ったり、またやむを得ない事情があつたりして、多額の債務を背負い弁済に行き詰る消費者も多く、債務整理の仕組みや手続、方法等を教えてほしい。サラ金に借金があるので、利息の引きなおしについて教えてほしいなど、問題解決に向けた相談が多く寄せられています。

4番目でございます。弁護士、司法書士等の連携についてでございますが、相談者の多くは、債務整理の方法を相談したり社会的な救済制度についての相談事例が多く、相談窓口において借入金や相談者の収入の状況を踏まえ、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等の方法を助言するとともに、多重債務解決のための専用相談窓口である鹿児島県弁護士会や鹿児島県司法書士会等の専門機関及び日置市内の認定司法書士の紹介を行っております。今後も任意整理や自己破産、個人再

生など、裁判が関する法的整理の場合は、弁護士に依頼しないで手続を進めることは困難であることから、弁護士会等の行う無料法律相談等の活用や、また9月1日から12月31日までを多重債務者相談強化キャンペーンとして、各都道府県において多重債務者を対象に無料相談会を開催されるなど、多重債務問題解決に果たす弁護士や司法書士の役割は大きく、今後も一層の連携を図ってまいります。

3番目の本市の信号設置要望状況についてでございます。

信号機の設置の流れについては、地元や学校、各団体から信号機設置の要望がある場合は、それぞれ日置警察署へ要望書を提出しているところでございます。日置警察署では、要望書をもとに現地確認を行い、道路状況と必要性を見極め、県警本部に進達することになっております。また、県内の設置要望を県警本部交通規制課で取りまとめ、県公安委員会とともに設置要望箇所の点検、交通状況を確認し、必要と判断された場合は設置されるという流れになっております。市に対する信号機設置の要望は現在のところございませんが、日置警察署や各団体から本年度7カ所の設置要望が出されており、現在、県公安委員会で審査中のことであります。信号機設置要望の多い箇所について、必要があれば市としても現場診断を実施し状況を把握した上で、日置警察署を初め各機関へ積極的な働きかけを行いたいと思っております。信号機設置に関してましては、市独自の調査や予算で設置できるものではなく、県公安委員会の設置許可により新たに設置されていくものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番目でございます。文化通り線につきましては、区画整理事業及びまちづくり交付金事業で整備しておりますが、平成20年度末

の供用開始を予定しております。

市道大学通り線との交差点については、平成17年度に県公安委員会との交差点協議により、形状や線形を決定しております。この文化通り線は、県道伊集院日吉線の麦生田方面からの交通が分散されると予想されますが、県公安委員会の方で状況を見ながら、また地域の意見を聞きながら、信号機や横断歩道等の設置、速度規制等を検討していく予定でございます。

以上でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

市長の答弁が先ほどございましたので、答弁を参考にしながら再度質問をさせていただきますと思います。

私も、この保育園の民営化の問題、過去2回ほど質問いたしまして、昨年3月に保育園あり方検討委員会が発足しまして、1年間という議論の中でことし3月に結論が出たわけでございます。そして、それまでの流れとして、保護者の中から公立保育園を存続してほしいという、そういった声と同時に、2,500名を超える反対の署名がございました。そういった一連の流れについての率直な市長の感想と、そういった多くの存続してほしいという、そういった声を今後どのように生かして進めていきたいのか、まずお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

2,500名の署名については、真摯に受けとめております。今、通園しております保護者の皆様方も、やはり公立を残してほしいという意見は、私も参加者の説明会に行きまして、ひしひしとこれはわかっております。

基本的に、さっきも申し上げましたとおり、国の補助金等の改革もあり、また市におきます行政改革大綱に基づきまして、やはり保育所におきます民営化というのは進めていくべきなことであるのかというふうに思っております。

ます。

特に、保護者の皆様方を含めまして、今後特に後ほども関連いたしますけど、新しい社会法人、こういうところにもそれぞれの保護者の意見というのは十分反映できるよう努めていきたいと思っておりますし、基本的に今、日置市に20園ございますけど、三つが公立、17園が私立ということで、この17園の私立が大変大きな問題等も起こしておったら、さほど考えないわけでございますけど、この17園、大変切磋琢磨した園運営をしております。特に、園児の確保という面の中において、やはりいつも言われておりますけれども、行政でありますと、どうしてもこの園の確保というのを積極的な体制という職員体制を含め、今までも難しかった。少子化する中におきましては、園児の確保というのが一番大きな課題でございます。そういうものを含めまして、社会福祉法人、民営化するに至っては、やはり努力をしていただけないというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

次に質問させていただきます。

保護者会の説明で、いろんな意見があったと思いますけれども、当然反対の意見もあれば、前向きな意見もあったと思われましても、これから平成22年、24年、26年に向けて実施するというところでございますが、今回、民間委託されます北保育所の場合、人件費と諸経費合わせまして、平成19年度決算で5,325万円の経費がかかり、そのうち市の負担として3,100万円程度の負担があったと考えますが、仮に民営化した場合、市の負担はどの程度軽減されるのかお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

伊集院北保育所が負担する運営費につきましては、議員からありましたように、現在3,100万円程度ということでございます

が、仮にこれが民営化しますと、1,100万円程度と、市の負担になろうかと考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

北保育所ですけど、1,100万円以上浮くということでございます。これまで市長が私の質問の中で、この浮いたお金は子育て支援に回したいということを述べられていました。また実際、説明会に行かれました保護者の意見を聞きますと、決まった以上は仕方がないという方もいらっしゃいました。

した以上は、当然ながらその浮いたお金は子育て支援に充実させるべきだ。また、北保育所は現在ほかの保育園にされていない、そういったサービスがあります。そこら辺の充実をさせてほしいという、そういった声がございます。そういった浮いたお金を今後、どういう形で市の子育て支援、また保育所の保育サービスの充実にも努める予定なのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

保護者説明会の中でも、そのような浮いたお金をどうするのかというご意見がございました。基本的には、それぞれ年次的にやっていきますので、どれだけの金が浮いてくるかわかりませんが、ある程度の金額については、やはり就学未満、本市におきまして約2,500人の就学未満がいらっしゃいます。特に今後、いろいろとまだ具体的に検討していかなきやなりませんけど、就学未満の医療費、これも2,000円程度中でやっておりますけど、こういうものでも軽減していけば、2,500人の広く、みんながいろんな面で恩恵を受けるというふうに思っておりますので、まだ具体的には検討しておりませんが、そういう就学未満の皆様方に何か使える形の中でやっていく方がいいんじゃないかなというふうに、市長としては考えております。

#### ○5番（坂口洋之君）

就学未満の医療費の負担の軽減ということを言われておりますけれども、今、公立保育所で民間に比べて子育ての支援サービスが若干落ちている部門がありますけれども、今後そこについてはどういうふうに考えられているのか。今回、北保育所が委託されるということなんですけれども、北保育所の保育の充実という観点では、今後もどう考えているのか。先ほど質問したと思いますけど、その答弁がございませんので、そこについて再度質問いたします。

**○市長（宮路高光君）**

今、北保育園の中で延長を含め、ほかの私立の方でいろんな特別メニューの事業を行っております。これは保護者の皆さん方も十分検討していかなきゃならないことですので、新しい法人が選定されるに当たって、保護者の皆様方から今以上に、北保育園でしてないいろんな特別事業もごございますので、そういうものが何が必要であるのか、そういう意見も十分お聞きして、まだ新しい社会福祉法人と話をさせていただきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

次にまいります。委託選定を前回、8月の議員全員協議会の資料の中に、スケジュール表ということで7月から10月までに委託先選定委員会が開かれるということなんですけれども、現状はどうなのか。また、こういった形の選定委員会を発足させようと思われているのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今月末にまたもう一回地区の説明会も開催しなきゃならないというふうな日程がございまして、今後のスケジュールの中でその選定委員会を10月までという形でございますけど、若干これが延びてくるというふうに思っております。基本的には指定管理者制度も内部の中でいたしましたので、内部の中の組織の中

で選定委員会というのを組織をしていきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

若干選定委員会については触れるということでございますが、当然この選定委員会は保護者の代表、また地元の代表であります伊集院北小校区の関係者が、私は入るべきではないかと思っておりますが、その点についてどう考えているのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に公募を含めた中で、選定委員を具体的にまだ決定をしておりますので、いまこういったご意見も参考にはさせていただきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

これから進むと思われまますけれども、今回8月に保護者説明がございました。そういった中で、今後委託、民営化した場合、どういった意向をしたいとか、どういったことをしてほしいという、そういった意見が出たようでございますけれども、当然、選定委員会をするに当たって、同時並行して保護者説明会などをしながら、この民営化後の保育園のビジョンなどを十分聞く機会を設定するべきではないかと思っております。また、アンケートなどを実施しながら、そういったのを参考にすべきではないかと思っておりますが、その点についてどう考えているのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

22年の3月ということで、北保育園の方から先にやっていきたいというふうに思っております。今、ご指摘ございましたアンケートとか意見とか、いろんな意見があらわれるというふうに思って、先般も北保育園に行ったときも、いろんな意見が出されました。その中をも参考にしながら、今後また選定委員会を含めて事務局の中で十分検討してまいりたいというふうに思っております。

### ○5番（坂口洋之君）

委託先の選定について、また再質問いたします。

日置市の私立保育園は、私もいろいろ聞いてみますと、全般的に質も高く保護者の意見も各園特色もあるような感じがいたしました。でも、全国的に見ると民間事業において事業者による質の格差が大きいということが指摘されております。当然、民営化後の保育の内容や経営についても、条件をつけて募集するわけでございますが、まず公正な選定基準を設けることが大事であるのではないかなと思っております。選定基準の骨子や選定方法を今後、市民にどのように公開していくのかお尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

公募を含めた中でやりますので、広報紙でするのかお知らせ板でするのか、そういう要綱というのは、きちっと市民の皆様方もわかるというふうに思っております。特に、基本的にはやはり日置市内でそういう運営ができる人が一番ベターなのかなと。そのほか、鹿児島市とか市外とかありますけど、やはり市内の中でそのように社会福祉法人として運営ができる、やはり地元といいますか、そういうものを最優先していくことが大事であるというふうに思っております。

### ○5番（坂口洋之君）

当然ながら、選定に当たりまして保育の専門家や保護者の意見をまず反映させながら、しっかりとした形で点数化をする必要が大事じゃないかと思っております。また、この基準にのっとって判断すべきではないかと思っております。

現在の保育のサービスが後退するようであれば、本当に単なる安上がりだけの民営化にしかありません。市としても、選定に当たり、例えば1法人しか応募がなかった場合においても、最低限の基準をつくって選定するべき

ではないかと思っております。最低基準を下回るような場合は、民営化が延期になるということ判断してよろしいのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、日置市内に17の園がございます。その園が行っておりますそれぞれの特色ある園運営というのをしておりますので、そういうものも十分参考にしてやっていきたいというふうに思っております。1園が来るのか、もし来ないのか、いろんな問題がまだケースバイケースが出てくるというふうに思っておりますので、そのときにきちっと対応はしていきたいと思っております。

基本的には、やはりほかの私立園と同じような基準の中で、今回は募集要件の中に組み入れていきたいというふうに思っております。

### ○5番（坂口洋之君）

民営化が1年半後ということなんですけれども、当然民営化後の責任の所在、これが非常に大事じゃないかなと思っております。責任のまず所在を明確にすべきであり、民営化になったとしても、児童福祉法に基づく保育事業は引き続き自治体の責任を持って行うことをまず明確にしながら、次のような形で保護者に対して責任の所在をはっきりしてもらいたい。

民営化に当たり、今回守るべきということで、保育園に子供を預ける働く親のネットワークが出しております民営化に求められる、最低限守るということで、保育等3項目上げてみたいと思っております。

一つ目は、委託が決定した場合、まず行政、事業者、保護者が協議する場を設定すること。二つ目に、問題対応の発生を怠らないこと。事業者の不適格性を明らかになった場合の問題対処法を明らかにすること。三つ目、子供たちの質の高い保育を提供するため、健全な

経営をすること。これ基本的なことと考えておりますが、この3項目について、民営化に当たり十分守ることができるのか。また、反映させるべきではないかと思いますが、その点の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたことについては、さっきも申し上げました。今の社会福祉法人、民営の中でもそのことはきちとやられております。やはり、そのようにさっきも申し上げましたとおり、社会福祉法人の民営の部分についても、今議員がおっしゃたようなのは、きちとそれぞれ法人の中で法人の理事会もあったり、いろんなこともやっているような適切なことを含めてやっておるというふうに思っておりますし、今後やはり行政におきます建物、また土地のこと、こういうものも十分協議をしながら進めていかなければならないというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

今回民営化されます北保育所も、立て替えられて10数年しかたっておりません。そして、東市来のゆのもと保育園に至っては、一昨年落成式をしたばかりで、まだまだ新しい建物でございます。そういった意味でも、今回この民営化することによって、私たちの税金で建てられましたこの施設が、引き受け法人の財産の移管契約はどのようになるのか。また、市としてどのように考えられているのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ三つの園におきまして、建築年数も違う、また土地の面積も違います。基本的にはほかのところといいますか、今まで民営化した市町村の事例等も参考にしていかなければならないというふうに思っております。基本的には、土地の中におきましても売却をするところ、有償で貸し付ける、また建物についても、無償でやる場合、有償でする場合、

それぞれ年数で違うと思いますので、それぞれ個々に私どもも一つの選定の要綱を定めていきたいというふうに考えております。

**○5番（坂口洋之君）**

今から選定基準を定めていくということなんですけれども、例えば土地、建物、その移管後はどういった所有権になると判断すればよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に民営化するに当たって、今後改築とかいろいろ出てくる場合について、民営の法人でなければ国の補助事業は出てまいりません。市の建物であった場合は、改築しても市でしなきゃならないということでございますので、基本的にはやはり法人の所有ということにしていくことが、やはり今後の改築を含め、いろんなことを含めたときは、その方が一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

先ほど答弁いただきました。

次の質問にいたします。先ほど質問しましたけれども、職員の処遇です。再来年に北、その2年後に永吉、そして4年半後にゆのもと保育園という形になりますけれども、現在、正規職員が保育所で約10名近く、そして園長が3名いると思いますけれども、今後職員のこの処遇についてどう考えているのか。また、その後の移行については、職員組合など事前に十分話し合われているのか、今の時点で話されてないかもしれませんけど、そこら辺について今後どうされるのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

所長については、事務職でございますので大きな弊害はないというふうに思っておりますけど、保母さんにつきましては、やはりいろいろと今までの経緯があるというふうに考えております。一人一人面談をいたしまして、こ

の6年間の中でまだ保育所にいたい方、もうこちらの職員になりたい方、それぞれ個別があると思っておりますので、十分その意向も話を聞きながら、配置とかいろんな問題は詰めていきたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

今回、私3回目の質問をいたしました。移管までまだ1年半ありますので、今後の推移を見ながら、再度質問をしていきたいと思っております。

それでもまだ最後の東市来のゆのもと保育所まで、公立保育園として4年半まだ残るわけでございます。移管されるから公立保育所に力を入れないということは、決して許されないことでございます。この4年半という中において、今後公立保育所をどういった形で保育のサービスを提供していくのか、またそこら辺についてお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

4年後であっても、今までしてまいりました、その運営と何も変わらない。そのまま今の状況を継続しながら、公立保育園としての運営をやっていききたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

今、公立保育所では私立保育所に比べて保育のサービスという点で、若干事業的には民間の保育園に比べて少ないですので、当然そのサービスの充実をもっと図るべきではないかと思っておりますけれども、そこについてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申し上げましたとおり、以前は正職員という形でたくさんございましたけど、一般財源化する中を含めまして、やはり人件費率というのが大変違います。正職員と一般の臨時職員という形の中で、なるべくある程度の経費を抑えていくには、正職員を少なくしてこなければならなかったという公立保育

園の運営があるということを前提にいたしまして、そこにおきます事業、事業をどう取り入れていくかということにおきまして、延長保育とか障害保育とか、いろんな特別メニューはございますけど、その体制です。人をさっきも申し上げましたとおり、正職員を多くしていけばいくほど、その人件比率が多くなって、経営的に一般財源の持ち出しが多くなってしまいます。そこあたりのバランスというのは、やはりいつも考えていなければ、ただ公立だからこうこうという、そういう考え方は済まないというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

9月20日以降に保育所の地域説明会が開かれると思います。永吉保育所の場合は、前回私も伝えたと思いますけれども、投票所であり避難所でもあったわけでございますが、これまでの公的施設から民営化されますと、公的部門ということではなくなるわけでございますけれども、地域にはどういった形で公的部門がなくなるということについて、どういった形、公的部門がなくなるわけでございますので、その説明について、どういった考えを持たれて説明に行くつもりなのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

保育所が投票所になっておったとかということでございますけど、それはまた別なところに置きかえができるのか。投票所にいたしましても、今後やはり統廃合という部分も出てきておりますので、そこあたりはきちっとやはり事前に地域の皆様方には説明していききたいというふうに思っております。

**○5番（坂口洋之君）**

次の質問にいたします。多重債務の質問。

昨年の3月議会で、私も質問をいたしました。我が国において消費者金融の利用者が少なくとも1,400万人いると言われております。そして、多重債務と言われる人たちが

200万人。そうすると、日置市の人口5万2,000人に照らし合わせると、約800人前後が多重債務の状況ではないかなと思っておりますけれども、多重債務者は社会的、経済的環境悪化により、決して個人の問題だけではございません。また、必ず解決できる問題であります。市長は、まずどのように認識しておりますか。また、行政が取り組む意義についてどう考えているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この多重債務を起こした起因という中におきまして、それぞれあるというふうに思っております。それぞれの保証倒れをしたり、また本当に借り入れが多くなったり、いろいろな原因はあるというふうには思っております。私ども行政の中におきましてその対応ですけど、基本的には個人的な義務というのが、一番私は多いというふうに思っておりますけど、そういういろんな多重債務になった経緯というのも十分お聞きしながら、さっきも申し上げましたけど、やはり私ども行政の中でできる部分と、またさっきも言ったように基本的には弁護士、裁判所、こういうものに恐らく方向がなっていくというふうに思っておりますので、行政としてはそういう導きといたしますか、そういう相談を受ける、気持ちを聞く、そういう部分ぐらいしか私はできないのかなというふうに思っております。

#### ○議長（畠中寛弘君）

本日の会議時間を議事の都合により午後18時まで延長します。

#### ○5番（坂口洋之君）

多重債務の場合は、借りたものを返すのは当然なんですけれども、払い過ぎた利息を少しでも利息制限法に基づいて、借り主に返すというのが最大の目的でございます。そういう意味でも、先ほど答弁がございました日置市に平成19年度で24件の多重債務の相談

があったということでございます。鹿児島県の県人気質として、いろんな悩みを抱え込むという、それをだれにも相談できないという、そういった性格があるようでございます。

全国の実績を見ますと、相談しやすい、そういった環境をつくれば、本当に多くの相談者が、こういった多重債務の相談を連絡をくれるわけでございます。そういった意味でも、市民からいかに相談について相談しやすい環境をつくるかではないかなと思っております。

例えば、本市もいろんな相談機能があると思っておりますけれども、例えば人権相談、行政相談、消費相談、教育相談、こういった相談がありますけれども、例えば相談件数の多い事例を見ますと、しっかりとした形で市民相談室を設けながら、専門代役でいろんな相談をまとめて受けながら、各部署で対応していくという、そういった事例がありますので、今後そういったことも市として考えていくべきではないかなと私は提案したいんですけれども、そのことについてどう考えているのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

相談業務の中におきまして、本当にプロフェッショナル、専門といたしますか、そういう方が総合的に全体的にできれば一番いいわけでございますけど、やはり私どもの関係におきましても教育関係、また福祉の問題とか、いろんな相談というのは多種多様であるというふうに思っております。

今回、特に生活専門員という中の資格の方を昨年から配置したわけでございます、おっしゃいますとおり、まだまだたくさんの方を配置すれば、いろんなことが解決できる部分があるというふうには思っておりますけど、まだ何しろ人権、財政的なものもあったり、いろんな形もございまして、また私ども職員を含め、また心配事相談とか社協とか、いろんな部分がございますので、今の

現況の中で相談をやっていきたいというふうに思います。

○5番（坂口洋之君）

今、商工観光課に専門の職員が配置されていますけれども。

○議長（畠中寛弘君）

しばらく休憩します。

午後4時59分休憩

---

午後4時59分開議

○5番（坂口洋之君）

私は、専門相談室もですけれども、常にいろんな相談を配置するというのではなくて、専門の相談室というのを市役所内に設けて、そこで対応、まとめた形で対応できないかということ提起したいんですけれども、そのことについてもう一回、再度質問いたします。

○市長（宮路高光君）

本庁でそのようにしたいということはやまやまでございますけど、何しろそれぞれ会議室、いろんな問題が大変手狭になっていることは否めません。中央公民館の1室をお借りしたり、またそれぞれの会議室をそういう場面にしたり、今のところはある程度そういう会議室等を使ってやっておるのが実情でございます。

おっしゃいますとおり、そういう相談室というきちっとしたスペースをとることができればよろしいわけでございますけど、まだ今のところはそういう会議室等を臨時的に運用させていただいておるということでございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

全国的な事例を見ても、多重債務相談の把握というのは、身近な行政の職員が滞納対策に走ったりとか、いろんな形で聞き取り調査をして滞納者を把握しながら専門家につなぐというのが、全国的な先進例になっておりま

すけど、本市も現在、滞納対策について、滞納対策本部というのをつくられておりますけれども、そういうのを含めて滞納者と多重債務の問題を含めて、各部署の連携というのはどのようにとられているのか、どうなのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この滞納の本市の中におきましても、税だけじゃなく、いろいろと住宅とか保育料、またいろんな問題がございまして、連携をできるシステムといいますか、電算システムを今構築しようというところでしております。

今後、やはり全体的に市といたしましても、横の連携といいますか、そういう情報が共有できる形をやっていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

多重債務の問題は、平成19年度に金融庁が多重債務防止のプロジェクトを立ち上げて、まだ始まったばかりで、必ずしも各自治体に浸透してないという現実がございまして。全国の1,800ある自治体のうち、多重債務の相談機能があるのは、わずか300カ所程度と言われております。

そういう意味でも、日置市の場合、相談員を配置し、また市などの広報紙でかなり啓発していることを考えれば、全国的に見ればまだ評価する面もあるのではないかと感じておりますけれども、やはりこの多重債務の問題は、職員の意識また理解というのがまず大事だと思いますけれども、鹿児島市などでは年に1回程度、該当する、特に徴収係を中心として、多重債務の学習会などを開いているというのを、前回私、政務調査に行っていましたら、そういったことを聞かせていただきましたので、職員の多重債務問題についての理解というのはどうなのか。また、今後そういった形で学習会などを専門の方を招きながら実施してはどうかと私は思うんですけ

れども、その辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に税務課の徴収係を含めまして、本市におきましてもこの多重債務の解決につきまして、それぞれのクレジット会社等も今までも交渉をさせていただきました。基本的に債務者といいますか、滞納者の皆様方と十分話し合いをし、これは理解をしていただかなければできないことでございますので、そこあたりを含めまして職員研修といいますか、そういうものは税務課を中心に、またいろんな先進的な方もいらっしゃいますので、やっていかなきゃならないと思っておりますし、県との連携の中で、県と一緒にこういう多重債務を含め、また税の滞納を含め、一緒に勉強また取り組みをしていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

滞納について、なかなか多重債務のことについて情報を聞き出すというのは非常に個人的な問題があつて難しいかもしれませんが、やはりお話をしながら実態を聞きながら、この人は多重債務ではないかという、そういったことを情報を得ながら提言し、また専門家へのアドバイスを、そういったことを含めて学習会などをぜひ実施すべきではないかなと思っておりますのでございます。

あと質問の項目で、弁護士、司法書士との連携についてお話をいたしました。全国的な事例をみましても、多重債務の相談を行政として相談を聞くんですけども、専門家へのつなぎという点では、多くの自治体が電話番号とかチラシを配りながら、連絡をしてくださいということで、その後、多重債務の相談の方々の把握という観点で余りされていないということなんですけれども、各先進的な事例でも、やはり相談員がまず相談に乗ってくれば、行政が司法書士、弁護士会員の方々

と連絡をしながら、確実にその方をつなぐという、そういったことをされておりますけれども、日置市のこの専門家へのつなぎについては、実態はどうかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に弁護士、司法書士、特に弁護士の方ですけれど、多重債務によってどれだけのお金が返ってくるのか、それが弁護士料と見合うのかどうか、基本的にはそこにも起因するというふうに思っております。ただ、そういう債務の中で個人でそれぞれ違うわけなんですけれど、基本的には長期間といいますか、短期間の四、五年の場合には大変難しゅうございますけれど、10年とかある場合については、この多重債務におきます過払いというのが大変出てまいりますので、それを私どもまたそれを市税にいただく、それをまた弁護士料というのがありますので、私どももやはりそういういろんなある程度の試算は若干お聞きした中は、ある程度この人の場合はどれだけ出てくるかという試算をした中において、やはりきちとした紹介等、いろんなことは今後していきたいというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

サラ金を借りてる方の5年近く借りてれば、大体過払いが発生すると言われております。行政の役割として、まず多重債務者の相談を聞きながら、そして専門家に確実につなぐことです。そして、専門家が最終的にはどうかということ判断するわけでございますので、そのつなぎの作業だけでは、つなぎの作業、そこだけをしっかりと、その方が結果的にはどうだったかということも把握すべきじゃないかなと思っておりますけれども、そこについて再度質問いたします。

#### ○商工観光課長（鉾之原政実君）

ご質問の相談があつた後のフォローのことだと思いますけれども、現実的には相談者がいらっしゃいまして、弁護士会あるいは司法

書士会におつなぎしまして、相談者の方が市の方へなかなか実態といいますか、あとの解決の結果についてご連絡いただけないと。いろいろ個人的借金のこととかいうようなことで、直接相談するところにはお話されますけれども、あともって市役所の方にそういった報告義務というのは今現在ございませんので、現実的には報告はいただけない状況でございます。

#### ○5番（坂口洋之君）

次の質問にいたします。伊集院信号設置の要望についてで、再度質問をいたします。

私も伊集院警察署に参りまして、住民の方から信号設置の要望がございまして、県の方に警察署にいきますと、大体年間20カ所程度しか信号設置がないと。そして要望が大体270ぐらいの要望があると。そのうち20カ所に選ばれるというのはなかなか大変で、日置市の場合は1カ所つけばいいんじゃないかなと思っておりますけれども、広い鹿児島県ということを考えれば、この20カ所というのは大変厳しいんじゃないかなと思っておりますけれども、そこら辺について、当然市長もいろんなところから信号設置の要望があると思っておりますけれども、そこら辺についてどうなのか。

また、この20カ所ということを考えれば、もっとふやすべきではないかということ、やはり県などに言っていくべきではないかなと思っておりますけれども、そこら辺についてどう考えているのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、各市一つか二つということは、今までもそのような状況にあったということは認識しております。特に、県の交通規制課の方でこの設置の要望の取りまとめをしております、この財源が県の予算でやっているのか、基本的には交通違反の予算でというのが多いのかなというふうに思っ

ております。

そういう県に対してまして、どういう財源を使ってこういう配置をしているかということでもありますけど、これはちょっと聞いた話によりますと、ああいう違反切符の中で県の中にどれぐらいプールされて、それに応じて設置をするというふうにお聞きしておりますので、県自体が予算を措置しながらこの設置をしていただければ一番いいことだと思います。みんな違反をしないで、違反をたくさんすりゃたくさんそれが出てくるかもしれませんが、そういうわけにはいきませんが、私どもにしても年々地域が今来ているのも7カ所程度ということもございます。大変確率的には難しい状況がございまして、県の規制課等も行きますので、またそこあたりの状況といたしますか、私どもも市に今、状況等も訴えをしていきたいというふうには思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

なかなか財源的な面もあるということなんですけれども、日置市内で現在7カ所の信号設置要望があると思っておりますけれども、その7カ所の交通安全対策と、また事故などの状況という面は、市としてどういうふうに把握されているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

この7カ所につきまして、それぞれの場所でもありますけれども、今まで事故が起こったところもあるのかなというふうには思っております。特に、さっきも申し上げましたとおり、地元からの要望の中で県の公安委員会、特に警察署の交通課を含めて、点検を実施といたしますか、そのようなことをしているというふうにお聞きしております。

今、本題に出ております文化通り線、この中におきましてもそれぞれのところで接触事故があったり、いろいろしているのもお聞きしております。最終的に来年開通するわけで

ございますけど、特に今終点の朝日ヶ丘の付近、また生協の前とか、そういう大きなところの接触事故、体育館、そういうところであるというのをお聞きしております。そこに信号機を全部つけてもらえられるのかどうか、大変大きな課題も残っておりますけど、そこあたりの状況というのは、私ども市は道路管理者でございますけど、設置については警察、公安委員会でございますので、今後とも十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

先ほど答弁がございました文化通り線についても、まだ全線開通しておりませんので、交通量そのものは少ないんですけども、例えば全線開通した場合は、ほぼ直線で1.2キロ近い直線となります。当然ながら、通行量と同時に車が相当数飛ばすのではないかと思っております。

今、コスモス、生協前の交差点が、特に一時停止違反なども多いようでございますし、また通行の方もかなり多いわけでございますけれども、日置警察署の問い合わせにしましても、周辺部の道路整備がなかなか進んでないから、その交差点でさえも信号設置が厳しいという、そういったことでございます。

当然ながら、しばらくは開通、来年度までに全線開通しますけれども、信号設置は当然厳しくなりますけれども、当然そこを見越して、今後その周辺部の交通安全対策をどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に人通りの多い生協、コスモス、やはりたくさんのお買い物客が多うございますので、そういう事故の発生率というのは多くなると。特にその部分につきましては、まだ猪鹿倉の方にきちっとした道路整備をしていかなきゃならない。あれいはT文字になっておりますけど、あそこからまた猪鹿倉の方に抜ける

道路がきちっと整備をされるということにもなります。これはちょっといつの時点でできるのか、まだちょっと見通しはついていないという状況でございますけど、今の話の中で速度の制限です。速度をどれだけすればいいのか、こういうものは最終的には県の公安委員会の方がしますけど、市といたしまして、そのような状況を含めまして、公安委員会の方に速度規制とか、また横断歩道の設置とか、そういうもろもろについて十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○5番（坂口洋之君）

先ほど答弁あったかもしれませんが、ちょうど郡から朝日ヶ丘団地の大学通り線まで道路がとりあえずはつながります。市長も朝日ヶ丘団地に住まれておりますけれども、団地の住民の方々は、車が相当数、第六横通りを通過するんじゃないかという、そういった心配がございます。朝夕の場合は、猪鹿倉交差点に抜けずに、そのまま第六横通りを通過して高速方面に、（「あと1分でございます」と呼ぶ者あり）その交通安全対策と、また市としてどういったことを予測されているのかお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

朝日ヶ丘団地の方とも地元とも十分協議をしていきたいと思っておりますけど、基本的には大型車の規制、こういうものはきちっとある程度していかなければならないのかなと思っておりますけど、乗用車とかこういうものをどう規制できるのか。これは大変難しい部分がありますけど、基本的には地元と早く打ち合わせをして、基本的には大型車等、そういうものについて規制をしていかなきゃならないと思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時15分散会



第 3 号 ( 9 月 1 9 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（21番、3番、27番、17番、7番）
-------	-------------------------

本会議（9月19日）（金曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	11番	漆島政人君
12番	中島昭君	13番	田畑純二君
14番	西園典子さん	15番	田丸武人君
16番	池満渉君	17番	梶康博君
18番	坂口ルリ子さん	19番	東孝志君
20番	長野嗟や子さん	21番	松尾公裕君
22番	重水富夫君	23番	地頭所貞視君
24番	谷口正行君	25番	西峯尚平君
26番	佐藤彰矩君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	島中實弘君		

欠席議員 1名

10番 大園貴文君

---

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	地 頭 所 浩 君
商 工 観 光 課 長	鉦 之 原 政 実 君	市 民 生 活 課 長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健 康 保 険 課 長	脇 忠 男 君
介 護 保 険 課 長	満 留 雅 彦 君	農 林 水 産 課 長	上 園 博 文 君
土 木 建 設 課 長	樹 治 美 君	都 市 計 画 課 長	久 保 啓 昭 君
下 水 道 課 長	宇 田 和 久 君	水 道 課 長	岡 元 義 実 君
教 育 総 務 課 長	山 之 内 修 君	学 校 教 育 課 長	肥 田 正 和 君
社 会 教 育 課 長	馬 場 静 雄 君	会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	石 塚 澄 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○事務局長（住吉伸一君）

皆さん、ご起立願います。一同、礼。ご着席願います。

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。

まず、21番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

○21番（松尾公裕君）

おはようございます。私は、3項目にわたって質問させていただきます。

まず、地区公民館についてでございます。全国的に少子高齢化が進み、人口減少の中で、本市におきましても農村部を中心に地区が高齢化し、衰退の一途をたどっていきつつありますが、どこに住んでも不便を来さない住みよいまちづくりを目指すため、昨年6月に地区公民館制度を発足しました。この公民館制度は、より多くの市民に市政に参画してもらい、市民と行政の共生・協働の社会を実現するために、その核となる組織を各小学校区単位の組織をつくり、地域づくりの拠点として設置されました。

そこで、26地区で発足し、組織づくりや地区振興計画づくりに地区館長を中心に協議し、協議に協議を重ねて、まさに暗中摸索の中で、この8月の末まで、地区の将来像や地区振興計画が提出されたと思います。この組織や振興計画をつくるには、これまでの組織運営された協議会的なものを解散したり、前の組織を縮小して残したり、さまざまな苦労があった地区もあり、この組織づくりに館長

さんを初め、携わった方々に敬意と感謝を申し上げます。今後、この苦労が地区公民館として名実ともに発展をし、地区民のやかたとしてしっかりと地区民に根づいていかなければならないと思います。

そこで、1番目、今回提出の地区振興計画の方針と課題が今まで以上に細かに要望が上がっていると思いますが、地区の方針や地区事業計画をどのように受けとめ、どのように実行していくか伺います。また、今後の地区館の機能と責任はどのようになっていくか伺います。

2番目、地区館での各種の証明書の発行状況と証明書発行を、現在、火曜、木曜日の午前中だけとなっているが、せめて毎日午前中だけでもできないか。

③湯田地区館は現在2階の東側に設置してありますが、証明書発行業務と相談窓口業務を入り口の表に整備できないか。また、駐車場は、現在20台程度しか駐車できないが、今後総会等を開く場合には、せめて四、五十台の駐車場が必要と思われるが、今後の課題として、駐車場の確保が必要ではないかと思いますが伺います。

次に、花嫁対策についてでございます。最近の農業経営は国際化時代に対応した経営が求められ、特にWTOの農業交渉次第では農産物価格に大きな影響があり、農業経営を大きく左右しておりますが、また最近では原油高騰により施設栽培農家の燃料高騰に経費上昇のために、経営難や飼料高による畜産農家の経営の圧迫が農家にとっては厳しい経営が求められております。

さて、このような農業情勢であります。農業後継者は農産物安定供給のため、自分の経営向上のために日夜努力をされております。また、農村地域の過疎高齢化の中で、地域を守り、地域の発展にも進んで協力し、地域の

リーダーとして貴重な存在であります。このような大事な農業後継者が立派な経営を続けていくには、よき話し相手、よき伴侶が必要です。しかし、結婚適齢期でありながら、なかなかよき機会もなく、よき伴侶にも恵まれない方が多くいるようであります。人はいつか縁結びの神様が結んでくれるといますが、よき機会と行動がなければ神様も後押しをしてくれないのじゃないかと思えます。昔は、青年団活動のイベント等などによって、そのよき機会を活用して縁が結ばれることも多々ありましたが、今日ではそのような機会も少ないようであります。

今回、担い手、農家結婚支援事業が開設されました。これは、担い手農家にとりましては、夢と希望の持てるすばらしい事業であると思えますが、担い手だけに限らず、兼業農家の方も含めて出会いの機会とか、紹介のやり方、農業の魅力を紹介し、積極的に展開し進めてもらいたいものであります。

そこで、ことしから始まりました担い手農家結婚支援事業の状況と、今後の目標や展開を伺いたいと思えます。

次に、道路についてでございます。県道鹿兒島東市来線の美山バイパスのことであります。約13年ほど前から計画され、一部の工事約3分の1程度が完了しておりますが、その前後の工事はストップした状態が8年以上続いており、何のためにこのバイパス道路を計画したのか、わからない状況で放置されております。このバイパス道路は美山の薩摩焼きの里をより発展させるため、また道路の流通をよくして時間短縮をねらったバイパス道路であります。これを計画するには、県と地元関係者の方々と十二分に話が持たれ、その道路の経済効果や価値観が計算された上で事業に踏み切ったものと考えられますが、今日の状況は、約半分程度の事業が進んでおり、残りが手つかずの状態であります。用地

の関係や予算の関係かわかりませんが、これまで数億円かけて進めてきたはずであります。投資効果を上げるためにも、県に対して所期の目的を達成するためにも強く県に要望すべきであると思えますが、この美山バイパス線はこのままストップするのか、それとも前に進めるのか、県はどのような方針でいるのか、市としての考え方を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地区公民館について、その1でございます。今回の計画策定に対しましては、昨年地区公民館組織を立ち上げていただきながら、その中で、これまでのような取り組みをされたところもありますし、また取り組みされないところ、それから4月に指導員がかわられたところ、いろいろな状況の中で、それぞれの地区の公民会長さん方や地区の役員の方々、協力員などが連携し計画を策定していただきましたので、大変ご苦労があったと感謝申し上げます。このようなご苦労をいただいて策定された計画は、それぞれの地区の現状を確認しながら課題を見つけまとめいただいたものでございまして、この計画の中を自助の中で取り組むもの、また地区内で連携して行う互助のもの、それと公助が必要なものというふうに仕分けをしながら共生・協働の地域づくりを目指して取り組みを進めてまいります。

公助が必要な事業につきましては、来年度以降の予算編成の中で可能な限り実現に向けて支援させていただきたいと考えております。

それから、地区館の位置づけにつきましては、将来に向け、それぞれの地区の活性化を支える組織として位置づけ、これまでも増して地区館と行政の連携を図り、市内全域での活性化につなげてまいりたいと考えております。

2番目でございます。湯田地区におきましては、合併前の旧東市来の時代から湯田支所の配置というような声もあり、昨年6月のサービス開始以来、延べ56人の方の利用がありました。高齢化が進むことでニーズもふえるのではないかと考えておりますが、これまでもご答弁申し上げておりましたように、地区振興計画の策定がひとまず終了しましたので、現場の意見も聞きながら、毎日午前中の対応が可能か確認しながら対応させていただきたいと思っております。

また、湯田地区公民館は福祉センターに併設という形で運営され、1階部分を社会福祉協議会が、2階部分に地区公民館が入っておられるということで、利便性も悪いというようなこともお聞きしております。現在、指定管理者として委託しております社会福祉協議会とも協議を行い、1階部分を地区公民館と併用できないか。その上で施設のあり方も含めて検討をさせていただきたいと思っております。駐車場につきましても同様に、今後の課題として受けとめていきたいというふうに思っております。

2番目の花嫁対策でございます。独身の担い手農家が多い現状を踏まえまして、担い手農家の確保と地域農業の活性化を目的とする担い手農家結婚支援事業を今年度から取り組んでおります。7月4日に、日置市担い手農家結婚支援協議会を立ち上げまして、協議会の規約、20年度の事業計画や事業収支予算を承認していただいております。

事業内容といたしましては、農業委員が中心となりまして、独身担い手の方々33名に結婚相手の紹介や仲介を取り組みます。独身異性との交流が少ない独身担い手農家に出会いの場を提供する「ふれあい交流会」を10月18日、19日の2日間開催いたします。内容は、芋狩りやミカン狩りの農業体験、日置市の観光地訪問などです。現在、

同交流会への参加募集ポスターを掲示し、募集チラシ配布、新聞、テレビ等を活用して行っております。

また、担い手農家結婚支援協議会の事業と並行し、今年度からご結婚する担い手農家の方へ5万円、その仲介等をされた方に3万円の報償金も支給しており、その1号といたしまして、7月11日に東市来地域の今村優貴さんご夫妻への結婚祝い金の支給式を行いました。担い手農家支援事業等による20年度の独身担い手農家の結婚成立目標3組としており、「ふれあい交流会」の実施や結婚相手の紹介並びに仲介活動により目標の達成を図ってまいりたいと思っております。

3番目の県道美山バイパスについてでございます。県道鹿兒島東市来線の美山工区につきましては、延長1,800メートル、幅員11メートルで計画され、平成17年度から用地買収にかかり、平成18年12月現在で改良済み延長が720メートルのうち、供用開始済みが140メートルでございます。現在の状況につきましては、用地買収の登記名義人が年代的にかなり以前の方であり相続人が多いため、名義変更に必要な相続関係の書類整理に時間がかかる方、用地交渉の際につぶれ地面積が多いので、路線変更を申し出た方があり、県の方でも路線変更するなど対応していますが、本人が考えるつぶれ地面積まで減にならないことと、行政に対する不信感を持っておられるようでございますので、市といたしましても、総務副市長が年に何回か相談に伺い、また今現在産業建設部長が中心になって本人との意見交換をやって土地の交渉に当たっております。市といたしましても、長いこと懸案でございましたこの地区におきまして県と協力しながら、とりあえず用地買収を先行して進めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

## ○21番（松尾公裕君）

ただいま市長の方から答弁がございましたが、いろいろ地区公民館の事業計画をつくるには、大変それぞれの各係の地区館長を中心にして、係の方々が苦勞があったということをも市長も同感でございますけれども、いろいろ今回のこの地区公民館の方針、目標とか、スローガンですね、これがそれぞれ各地区館で出たと思いますが、それぞれの個性とかいうものが立派なこの目標ができていますけれども、その地区振興方針を示されたわけでございますけれども、それぞれのこの特徴があると思いますが、この市長として率直に感想を伺いたいと思いますが、また、地区民に対して、先ほどは自助、共助、公助ということを言われましたけれども、地区民に対しての希望と申しますか、含めてこれをどんなふうと考えていらっしゃるか感想を伺います。

## ○市長（宮路高光君）

ただいま企画課の方で、まだ今整理をしている段階でございますが、ちょっと、私も詳しくまだその計画書を見てないわけでございます。特に、今後、この計画書の整理ができましたら議員の皆様方にも配付をいたしますし、また地域の審議会、一応地域の審議会に一応お諮りをし、最終的には、町の総合審議計画の中で審議をしていただくというふうに、こういう手続が年度内に終わるというふうに思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、それぞれ地区におきます特色あるそれぞれの計画、また一番感じたことは、地域におきます現況と申しますか、やはり危険箇所を含めまして、また文化的な遺産を含めて、お互いがそういうものも確認し合えたのかなあという気持ちもしております。こういうものも大事にしながら、さっきも述べましたように、限られた予算の中におきまして、21年度だけでなく、

今後やはり毎年このことについてはローリングと申しますか、済んだもの、また新たに出てくるもの、さまざまであるというふうに思っておりますので、日置市誕生いたしまして、今後は、この地区計画をもとにいたしまして、それぞれきめ細かい、それぞれの地域におきます振興計画と申しますか、活性化というのがなされるというふうに思っております。

また、特に、今後やはり高齢化と申しますか、特に言われております限界集落と申しますか、やはり私も日置市もそうですけど、人口減少していく中におきまして、やはりそういう支援というのをどういうふうにして、地区館と申しますか、その役割というのが今後大きく担ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

## ○21番（松尾公裕君）

いろいろと地区の課題、あるいは事業計画というものが大変たくさん要望があったかと思っておりますけれども、まだそれはすべて精査してないということでもありますので余り追及もできないわけでございますけれども、非常に財源が厳しい中で、一遍に26地区のいろいろな課題、事業等、要望が出ているわけですね。これを二、三年、三、四年の間に地区としてはしていただきたいという希望がたくさんあるかと思っておりますけれども、きのうも出水議員の方からもいろいろ話がありましたけれども、私はこれはやはり地区の事業については順位と申しますか、順番をやっぱり尊重しながら市の精査をします。

特に、やっぱり地域の声というものを十分に生かしてもらおうということが大事かと思っておりますが、それと今おっしゃいましたですね。危険箇所、これはもう通学路とか、側溝の外盤とか、いろいろとこの要望が出ていると思っております。また特に空き家の問題ですね。これはたくさんの課題の中で、各地区相当な空き家があるということを知っておりますが、

そういったこと、あるいは不法投棄の問題、緊急を要するものが、先ほどもちょっと言われましたけれども、やはり早目の対応が必要であるかと思っておりますが、そういったことについてどのような考えを、もう一回お聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、出てまいりましたそれぞれさまざまな事業、道路でなく、いろんな今おっしゃいました空き家を含めまして、まだ地域におきます住宅施策、いろんなものが出ているというふうに思っております。

基本的にこの日置市含めた全体的に考えまして、やはり総体で私どもやはりこの国の補助事業にどうこのことを結びつけていき、今回、それぞれの地域におきます横断した中において、やはり国の新しい事業等もこのそれぞれメニューの中で新しい事業に取り組みをしていきたいというふうに思っておりますし、今ご指摘ございました緊急的なもの、そういうものについては、やはりある程度単独事業の中でやらなきゃならないし、また今の既存のそれぞれの事業等がありますので、この既存の事業等でできるものが何であるのか。

私どもは、やはり職員におきまして、幅広い中でこの計画書をそれぞれ精査し、地区だけでなく日置市としてどういう大きな事業の展開もできるのか。いろんな角度の中で今回のこの計画書を参考にさせていただき、市としての今後の方針ということを見せていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それぞれ国の事業、あるいは単独事業あるかと思いますが、地域の声をしっかりと受けとめて進めていただきたいと思います。

次に、この地区館の機能と責任ということでございますが、以前、この吹上の不祥事の地区館の不祥事の問題がありましたけど、私はこの地区館長というのは、地区民が選んだ

人でありますので、地区にやはり私は責任があるのかなと思っておりますけれども、地区館長というのは、地区の選出後に市が任命をしておりますね。その任命の責任ということをそれぞれ議員間でも言われているわけですが、その任命責任というのはどこまであるのかということですね。

それと監査の問題で、一つの外郭団体でありますので、今回は吹上の場合はコピーの提出等であったというようなことでありますが、やはり地元の監査がもっとしっかりしなきゃいけない。そして市の監査も必要と思われませんが、こういったことについて監査体制はどのようにあるべきかと、この2点についてひとつお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

館長のことでございますけども、基本的にはやはり地区の方々のご推挙といえますか、これを私どもは一番大事にいたしまして、任命におきましては、教育長、またコミュニティーを含めた指導員、市の市長、両面の中で任命ということをして、最終的には、やはり一番トップがそういう責任は、任命権者でございますのであるというふうには思っております。

基本的に、今後も、やはりこういうことというのは出てくるということは間違いないということでございますので、やはり監査体制ですね。やはり地区におきまして、それぞれ会計さんを、幹事さんを選出しておりますし、私どもも補助金とか、いろんなものも市税をつぎ込んでおりますので、市といたしましても、この監査といえますか、監査員の皆様方にもお願いしておりますけど、手が回らない部分があったりいたします。

私ども市といたしましても、こういう指導体制といえますか、やはりチェック体制、こういうものは監査がなくても体制的に今後ともやっていきたいというふうには思っております。

ます。

### ○21番（松尾公裕君）

次に、この地区館長、社会教育指導員、主事補とありますが、地区館長は地区で選出をして来るわけでありまして、社会教育指導員は市の方から、社会教育指導員の免許を持った方がするというのを伺っておるわけでありまして、今までは市の方からの派遣になっておったようでありまして、これはこのまま主事補もですが、このままこの方針でやっぱり今後もいかれるのか。そこはどんな感じですか。

### ○市長（宮路高光君）

基本的に今まで来てまいりましたのは、公民館活動の三層構造という自治会、地区館、地方公民館という構造の中で、そういうことが一つの母体になっておったようでございます。今後、やはり基本的にそこだけでとどまることじゃなく、やはり今後地域の私はコミュニティといいますか、そういうことをやはり大事にしていくことが必要であるというふうに考えております。そういうことを考えていけば、私どもがしておりますこの資格を持っている方とか、こういうことに限定はちょっと難しいのかなど。

今、総務省の方におきまして、集落指導員といいますか、そういう方々をそれぞれ小学校区ごとに配置をするという一つの方針も出てきておりますので、基本的には特に地域を精通していた方ということがやはり私は基本的にやはり地域民の皆様方ともなじんでいくのかなというふうに思っておりますので、その資格にはとらわれず、やはり地域のまた公民会長さん、いろんな方がいらっしゃると思いますので、そういうご推挙等、相談をしていきながら、基本的にはこの指導員の方々については、市の方でやはり最終的には任命をしていかなければならないというふうには思っています。

### ○21番（松尾公裕君）

指導主事という、社会教育指導主事の免許にこだわらず、この地域にも精通した人でもいいのではないかとということでございますが、そういうことで少し方針が変わるのかなと思っておりますが、そういうことでいいわけですね。そういう方向で行くということですね。はい。

次に、地区館が今後もっと充実、そして地域民の中心的存在として、地区館をもっとしっかりとしたもの地域に根づいたものにしていかなければならないというような感じではありますが、私は今後、市長の一つの考えの中で、支所の役目の一部分を担っていくんだということも少しどっかですかそういう話もあったということも聞いておりますけれども、そういった方向で、今後地区館をもっと大きくと申しますか、やはりその地域の一番中心的な支所がわりをするような、そういうものにしていきたいという気持ちであるのか、そこはどうですか。

### ○市長（宮路高光君）

基本的に、やはり身近にそれぞれ市民の皆様方と接していける場、これが今後のやはり大きな目標であるというふうに思っております。そういうことを考えた中におきまして、今の組織、本所、支所もでございます。

今回、今後はやはり地区館といいますか、先ほど申し上げましたとおり、この名称が適当であるのか、いろいろとまた今後いろんな方々のご意見をいただきながら、やはりコミュニティ組織といいますか、やはりさっきも言いましたように、今後はやはりいろんなある程度の受け皿といいますか、そういうものもできる体制というのが必要であると。これには、人の体制とか、また支所の体制とか、いろいろと大きな課題も残っておりますけど、やはり将来的には、そういう担える地区館を目指していくことが、やはり市民にとって一

面白いのかなと思っておりますけど、いろいろとまだ幅広い意見を皆様方からもお聞きしながら、意見をいただきながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

将来的には、その地区館がコミュニティ組織の中心的な存在としてなっていってほしいというようなことを言っていってほしいんですが、これはやはり支所の問題等、あるいは総合支所の問題、それから本庁方式の問題等がありますので、これは慎重にやっていただきたいと思っております。

それと今の地区館は、生涯学習が社会教育課、それから地域づくりは企画課というふうに分かれておりますが、今後もこの方針でいくのか。それとも、何か統一した方針のもとでこの地区館に対する指導、助言をしていくのか、そこについてはどのようなふうに考えていらっしゃるか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

組織の中にいきますと、今企画課と社会教育課の中におきましてしておりますので、やはり市民から見た中におきましてはちょっとわかりづらいのかなというふうに思っております。これは、やはり今後統一した形の中で、同じ課の部署がそれぞれの中で統一できるようまた私どもの方も内部の組織再編といえますか、そういうものも今後視野に入れながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

それはそのような方向で検討していただきたいと思えます。

次に、証明書の発行状況ですが、せめて私は午前中だけでもできないかということですが、地元の状況を確認しながら今後検討していくというようなことでございましたけれども、私は今の利用の地区館の発行の利用者の状況というのが、住民票、印鑑証明、税務証明ですね、主にこれですが、これで、

この日置の全体の発行数は約5万件です。5万件ですが、この地区館、そして郵便局でのイントラネットの発行は372名、全部を平均しますと322名ということで、1%にも満たってないわけですね。0.74%であります。これをやはり私はこれが火曜日と木曜日の午前中と限定されているわけですが、これを毎日、今通告しておりますように、午前中発行すれば、相当数としてはこの倍も3倍もふえるのではないのかなと思っているわけです。

今のこの5万件に対して370じゃ、370人では1%にも満たってないということ、これは政策効果が上がってないと思っているわけでありまして、せっかくこのようないい政策を、どこに住んでも不便を来さないということをいってるわけでありまして、私はこれはせめて毎日午前中発行すれば、3倍も4倍もふえるのではないかなと思っておりますので、これは前向きにやっぱり検討すべきであるというふうに考えておりますが、もう一回お聞かせ願いたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれこの1年間をトータルしてみますと、地区館におきます発行件数ということにおきまして、それぞればらばらであります。まだ1回も利用してない地区館もございますし、特に今ご指摘ございます湯田地区、湯田地区におきましては大変利用されているという、一番利用されている地区であるというふうに思っております。それぞれの議員の皆様方におきまして、また意見の中でもこの中におきます効果ということで、廃止をしないという方もいらっしゃるかもしれません。さまざまであるというふうに私は思っております。この1年間を通じた中におきましては、まだそういうその発行数的な実績というのは上がってないというふうに思っております。

さっきも申し上げましたとおり、この地区

館の機能というのを今ちょうど過度期でございまして、今後どういう形、先ほども申し上げましたとおり、このあり方というのをどう充実していくのか。また市民の皆様方がいつも来れる状況といたしますか。こういうものもお互いにいろんな組織といたしますか、こういうものも展開しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

さっきも申し上げましたとおり、この8月まで大変地区振興計画というのをお願いしております、館長、指導員、みんなそれぞれ忙しい中でございましたので、今後、これを午前中毎日するのかどうか。また十分、その担当ともいろんな中で詰めをさせていただきたいと。基本的には発行してもしなくてもそこに常駐しておるということは間違いございませんので、ここあたりの問題については、十分、もう少しちょっと時間をいただきまして、教育委員会の方とも十分話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（松尾公裕君）

教育委員会と十分検討するということがあります、例えば、もう来週を例えば見たときは、23日は火曜日なんですよね。1週間に1日しかないんですよ、発行日がですね。そういうこともありますので、せっかくだと地区館に主事補か、指導員か、いるわけですから、できないことはないと思いますのでせめて午前中はやるように検討していただきたいと思っております。

この湯田地区の次ですね、駐車場の確保、これはもう前向きに検討するということがあります、近くで空き家等が出たりしたときは、出ているところもあるそうでもありますので、そういったところを早く確保していただければ四、五十台とめられることができますので、湯田は、これは駅前集落にしても中央集落にしても、元湯落、380軒、450軒、300軒というぐらいあります。これは全く

公民館がないわけです。あそこを自治会公民館としても使っておりますので、総会等はどうそれこそ50台以上の車が来るわけですから、何とか、やはりこれは確保していただきたいなと思っております。これはこれでいいです。

次に、時間が大分差し迫ってきましてので、私は10分間余らせて終わりたいと思っておったわけですが、次に、花嫁対策でございしますが、これは一つ、担い手農家結婚支援協議会というのがございしますが、今回つくられましたけれども、これは非常にすばらしい事業であります、市議会もこの会員になって、それぞれの8つの団体が入っているわけでありましてけれども、このせつかくの結婚の情報の収集とか、結婚相手の紹介とか、交流活動とかありますが、自治会連絡協議会ですね、こういったものを一番情動的には詳しいのじゃないのかなと思っております、こういった団体はなぜ入っていないのかなと思うわけでございますけれども、ちょっと1点伺います。

#### ○農業委員会事務局長（大北節雄君）

今の質問の件ですが、自治会連絡協議会はなぜ入っていないかということですが、一応今回の分が当初ですね、まだ最初スタートということで、特に、この農業関係の団体等を中心に会員が10名でございます、そういう形で一応協議会を設置をいたしてるところでございます。

#### ○21番（松尾公裕君）

はい、わかりました。いろいろなこれからの活動をされるわけでございますが、例えば、交流事業については、後で並松議員の方からいろいろ詳しくあるかと思っておりますけれども、今後の活動の中で、他の団体との交流、一般企業とか、あるいは病院とか、公的機関とか、そういったところとの交流会というようなものは考えていらっしゃるのか、そこらについてはどうだったですかね。

○農業委員会事務局長（大北節雄君）

現在は、ことしスタートしたばかりでございますので、とりあえず担い手農家の方々がとりあえず女性との接する機会が少ないということで、そういった交流の場を行政等で、そういったのを設けていただきたいという要望がありました。そういうようなことから、今回の場合は、とりあえず、それぞれ県内から独身女性を募集いたしまして、とりあえずその交流の場をまずつくって、その中で一応いろいろ女性との交流を図っていただければということで、今回企画をいたしているところでございます。

○21番（松尾公裕君）

わかりました。この事業で、せめて計画には何か3組いくとかというのちょっと書いてありますけれども、ぜひ3組といわず4組も5組も達成が、カップルが達成できるようにひとつ農業委員会の方でも、また各団体をお願いして、ぜひ前向きにこれは頑張りたいと、非常に素晴らしい事業でありますので頑張りたいと思います。この件については、これで終わります。

あと美山バイパスのことについて、いろいろ用地交渉がうまくいってないということで、総務副市長が、いわゆる交渉したり、産業部長が交渉したりということでございますが、その可能性というのはどんな状況なのか。最近交渉された方々ですね、用地が進めば事業に進んでいくだろうと思いますが、そこらについてちょっと伺いたいと思います。

○産業建設部長（中村 治君）

これにつきまして、私の方で最近9月1日と9月10日に、地権者のお一人のところに出向いてお願いをしているところであります。そこで、県ともいろいろと連携をとっているわけですが、県としましては、やはり進めていきたいということであります。

それで、収用等につきましても、交渉の中

で出てきているみたいなんですけれども、このことにつきまして確認を私がしたんですが、県としては今のところはそのようなめどは立っていないということで、収用については未定であるというようなことであります。県としましては、実施する方向に変わりはないということであります。

○21番（松尾公裕君）

前に進めていくということですが、まだなかなか交渉がうまくいかないというようなことでございますけれども、これまでの工事費、そして総額の費用ですね、これどれぐらいかかっているのか。いつごろの完成を予定しておったのか、そのことについて一つ伺っておきたいと思います。

○産業建設部長（中村 治君）

費用等につきましては、ちょっと県の方からは資料をいただいておりますので、今ここで答えはできないということでございます。

○21番（松尾公裕君）

これはぜひ美山のバイパスということで、非常に価値ある道路であるかと思えます。一部、三、四百メートルは供用しているような感じでありますけれども、（発言する者あり）何ですか。ぜひ、これは今後、今後これをぜひ前向きに進めていただいて、美山の発展、あるいはバイパス道路としての価値を大いに高めていただきたいと、こういうふうに思っておりますが、とにかく所期の目的をやっぱり達成するために、完成を目指して県の方に強く要望し、そしてまた強制収用もそれこそもうそれぐらいの意気込みでやっていただけないと、この道路は完成しないと思います。

相当、もう倍以上の時間がかかっておりますので前向きにひとつお願いしたいと思いますが、そのことについて、市長として、この道路の価値観ということなどを含めたときに、

市長としてこれに対する意気込みを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

部長の方からも若干説明ございましたとおり、特にこの用地交渉に難航していると。県としてもある程度の財源はそれぞれあるわけなんですけど、大変この用地交渉は大変難しい地域であったということでございます。

指摘ございましたとおり、10数年かかっている道路でございまして、特に入り口と出口、これが一つも解決できないということで、大きな効果というのあらわれてないということもありますので、私どもといたしましても、県とやはり協力をしながら、特に用地関係については私ども市の方も協力をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それぞれ人といいますか、やはり用地交渉は人とのつながりが大変強うございますので、そういう方をまたいろいろお願いしながら、今後とも用地交渉を進めさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時55分とします。

午前10時47分休憩

---

午前10時55分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

**○3番（下御領昭博君）**

私たちを取り巻く生活環境は以前にない厳しい状況であります。国、県も財政状況がますます大変な時期を迎えています。企業の業績は落ち込み、雇用状況は悪化しており、多方面に影響が出ています。また、食品の値上がりなど、燃料の高騰が影響して生活を圧迫

しています。市民の生命、財産を守り、日置市の住民が安心して生活できるとともに、将来にわたって日置市に住んでよかったと思えるような市政を目指すことが必要と考えます。行政と市民が切磋琢磨して取り組んで安心して生活できる日置市となることが求められます。そこで、先般通告していましたが3項目について質問し、市長の誠意ある答弁を求めます。

まず最初に、市道中園立野線の構築について質問します。中園立野線は、県道伊集院日吉線の県道沿いの昌栄ストアーより立野団地へ延長240メートルの短い路線であります。この地域は団地で、県営住宅もあり、また保育所もあることから、歩行者や車の走行の多い地域であります。道路幅も狭い上、急カーブで乗用車も離合できないほど大変不便な路線であります。しかし、この路線は市街地へ行くには最短距離でもあり、利用者も大変多いようです。財政問題やいろいろ制約もあろうかと思いますが、市民の安全・安心を考えると早急な対応が必要と考えます。

そこで質問ですが、朝夕の通学・通勤で利用者が多く、現状を改善してほしいとの地域住民の意見が多いが、市としての見解はどうなのか伺います。

2番目に、固定資産、土地の評価について伺います。固定資産税評価は土地基本法第16条の趣旨等を踏まえて、平成6年度以降の評価がえから地価公示価格の7割を目途に、評価の均衡化、適正化を図ることとされているようです。土地の評価は全国的には、大半の地域で地価下落が続いている。固定資産税は賦課課税でもあり、その基礎となる固定資産税評価は大量一括評価です。そうした評価は、均衡化、適正化が図られていることによって初めて納税者からの信頼が得られるわけです。昨今、固定資産税評価に対する整地化の要請が強くなる一方で、客観的、平額的な

評価であることも求められています。

また、地方分権が進む中、市の基幹税の税目である固定資産税の評価に対する説明責任は一層重要になってきています。日置市にとっては貴重な財源であるが、市民にとっては大きな負担になるわけであります。ゆえに市民が納得し、安心して納税ができる体制づくりが必要と考えます。

そこで以上の観点から、次の点について伺います。

①市になって21年度は2回目の評価がえであるが、3年に1回見直しを行っているが、どのような基準で行っているのか伺います。

②固定資産評価及び税金納入時に問い合わせや、もしくは苦情などはなかったか伺います。

3番目に、全国的に大半の地域で地価下落が続いているが、日置市にとってはどうなのか。また、固定資産税への影響はないものか伺います。

3番目に、農家を保護する対策について伺います。肥料、飼料、燃料の高騰の影響が原因で、農家を取り巻く環境は以前にない大変な危機を迎えています。このままでは農家は農業を続けていくことが難しくなっているようです。食料自給率が先進国で最低水準にとどまっている日本の実情を踏まえ、地域の農産物を消費する地産地消の取り組みなど、地域に根差した自給率向上を目指しています。

また、農林水産省は食料自給率を45%に引き上げるため、農業の体質を強化する対策を打ち出しているが、穀物や原油の高騰で農業を維持していくことが困難な状況である。そんな中、国、県もいろいろと対策を講じている。各市町村でも独自の対策を打ち出している自治体もあるようです。

農家の負担を軽減することから、平成12年度から国税庁の通達で、畜舎用地等の農業施設用地の評価方法の改正も行われてい

ます。やはり、農家を守るには、所得が上がり、安定した収入で魅力的でなければ今後の農業はますます廃れるばかりであります。農家を守り、自給率の向上を図る上でも、何らかの対策を講じるべきと考えます。そこで、日置市としての対策は検討されているのか。

そこで、以上の観点から以下に述べる点について伺います。

①農業施設用地（宅地）固定資産税及び相続税における評価方法はどのような基準で行っているのか。

②畜舎、堆肥舎の課税は償却資産と見なすべきと思うがどうなのか。

③肥料、飼料、燃料の高騰の影響で、農家の経営に大きな打撃を与えている。市としての施策は考えられないのか。

以上をもって1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の市道立野線の構築についてというご質問でございます。この路線は県道伊集院日吉線から立野団地入り口までの区間で、延長が約250メートル、幅員4メートルとなっています。沿道には住宅が点在し、地域の重要な生活道路となっていますが、団地内を経由して県道仙名伊集院線に通じることから、近年通過交通量の車両が多く、朝夕混雑していると聞いております。拡幅の必要性は認識していますが、団地内の交通量に影響があるため、計画幅員及び線形については慎重に検討する必要があるというふうに思っております。

特に、平成20年3月に地域からの拡幅の要望も上がってきております。現場をいろいろと検討させてもらっておりますけど、基本的には局部改良といいますか、そういう手法の中でこれは改良をしてみた方がいいのかなど。全面的に改良するに当たっては、大変住宅もするし、地価的にも高いわけござい

ますけど、1カ所程度、大変急幅な場所がありますので、そこを改良——部分改良といいますか、局部改良ということで対応をしていきたいというふうに思っております。

2番目の固定資産の評価についてというご質問でございます。その1でございますけど、18年度に初めて日置市としての評価がえを行いました。旧町がそれぞれこの評価がえに備えて作業を進めており、平成17年度が作業の最終年度となりましたので、旧町の基準を継続した評価がえとなりました。そこで、21年度評価がえが実質的に日置市としての同一の基準で臨む評価がえとなります。今回の評価がえの主要な点は、日吉吹上地域に路線価方式を採用するとともに、路線価方式以外のその他の宅地にも宅地認定を行うこととございます。

2番目でございます。固定資産税については、行政による賦課決定となりますので、縦覧や課税証明が制度化されており、20年度の縦覧期間中に閲覧等を行った方が137人おります。この縦覧期間中や最初の納付書発送時点で、問い合わせ等が多数ありますが、制度等も含めて説明を申し上げ理解をいただいております。なお、固定資産評価審査委員会の審査申し立て制度がありますが、平成20年度にそれを適用した事例はございません。

3番目でございます。日置市においても、全体的な地価の傾向は宅地にやや下落傾向にあるとされています。固定資産評価は、次の評価がえには基本的に価格を据え置くことにしていますが、下落の幅が大きい場合は、下落修正を行える制度も設けています。日置市では、これを適用するなどの影響には至っておらず、固定資産税額への影響はありません。

また、税金については評価額を据え置いています。住宅用地等につきましては、税の負担水準の調整措置が講じられております。

住宅用地は評価額の80%を課税標準額とする。負担水準の均衡化を図るため、この水準に達していない場合は、18年度から20年度までの間、負担調整として評価額の5%を毎年引き上げる措置がとられておりますので、それに相当する税負担をしていただいております。なお、今回の固定資産評価がえにつきましては、地価公示価格、県地価調査価格、鑑定評価価格等を活用していくこととなります。

農家を保護する対策について、その1でございます。農業用地施設の用に供する土地の評価については、固定資産評価基準に規定されており、それに基づいた評価を行っております。なお、評価基準の規定は農用区域にある農用地施設の用に供する宅地の評価は付近の農地の価格に当該宅地を農地から転用する場合において、通常必要と認められる造成費に相当する額を加えて、その評価を求める方法によるとしています。

また、相続税等による評価は、相続税に係る財産評価基本通達に示されております。固定資産評価の考えと原則として同じであります。実務上、固定資産評価額に乗ずる倍率を定めて価格を求める対応をしているようでございます。なお、基本通達にただし書きの規定があり、付近の取引によって農業用施設用地として評価することが不相当であると認められる場合は、その付近にある宅地の価格に比準して評価することとされています。

2番目でございます。家屋は屋根及び周壁があり、土地に定着した構造物とされています。現状においては、畜舎、堆肥舎等においても一般家屋と権衡上、このような構造物は家屋として評価し課税をしているところでございます。

3番目でございます。本市の農業は、農家戸数3,407戸で畜産を初め、茶、果樹、野菜、花卉、たばこ等が主な作物でございま

す。

畜産経営では、配合飼料の国内価格が中国、インド等の経済発展や世界的なバイオ燃料需要の増大等により、平成18年秋以降上昇を始め、これまでに4割程度上昇しています。このような配合飼料価格の上昇は、畜産農家に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度が措置されており、現在、補てん金の交付により農家負担は軽減されていますが、今後とも配合飼料価格が高水準で推移した場合は、畜産経営における収益性はさらに悪化するものと懸念されており、農家みずからの経営努力だけでは対応できない厳しい現状にあります。

また、茶業経営でもリーフ茶消費の落ち込み、重油価格高騰に伴い平成17年度以降経営が悪化し、今年度はペットボトル原料の仕入れ値の低迷から、さらに販売価格が安い状況にあります。茶の栽培では、肥料価格が今年度7月以降10アール当たりの基準施肥料で6月までの1.5から2倍近くに上昇している状況でございます。そのほか、果樹、野菜、花卉、たばこにおいても、同様に肥料価格、燃料の高騰により経営を圧迫し厳しい状況であると認識しております。

このような状況から現在市としてどのような支援ができるのか。国、県の動向に合わせて市独自の支援策を検討しておるところでございます。

以上です。

### ○3番（下御領昭博君）

今、市長より詳しく答弁をいただいたんですが、再度、最初から順序を追って質問いたします。

市道中園立野線の構築について、まず質問します。市長の答弁では、局部改良だったらいいということですが、確かに私も局部改良でいいかと思っております。この前、路線の方、現場を見にいったところ、結局、県営住宅側の

2軒ほどが、やっぱり家がどうしてもかかるような状況です。今物すごくそこが狭まってまして、この路線については、ほとんど乗用車程度しか通らないということから、今現在も、何回も通るんですが、絶対に離合はできない、狭い地域があるんですよね。4メートルとさっき答弁の中ではおっしゃいましたけど、私は3メートルあるのかなあちゅうぐらい狭いところがございます。

そういうことから、地域の住民の方も早急に何とかしてほしいということで、前回、平成17年の10月ぐらいだったですかね、平古自治会と立野自治会の連盟で要望書が17年の10月ごろに出ていたと思うんですが、何か市長の答弁では20年度とお聞きしたんですけど、17年の10月に要望書が出てくると思います。それはさて置きまして、乗用車の車の幅というのは、大体1.7メートル程度ですので、車が離合できるには最低でも5メートルあったら離合できるんじゃないかと思っております。

それで、今現地を見たところ、上の方の2軒ほどが家に何か影響があるのかなあと。下の方については、もう今は宅地がなくて空き地になってますから、立派な、その構造利に合致した道路をつくる必要はないと思うんですよね。ただ、車が離合できさえすれば私はいいかと思うんですけど、その辺を踏まえた上で、市長の考えを、答弁をお願いします。

### ○市長（宮路高光君）

この路線につきまして、いろんな補助事業というのは大変難しいというふうに思っております。単独事業でやらなきゃならないというふうに思っておりますので、さっきも申し上げましたとおり、家屋とか、そういうものをかけてまでできるものじゃないというふうに思っておりますので、今さっきありましたとおり、曲がり角といいますか、急カーブを含めた部分的なところを改良していくことし

かできないと。

基本的に、特に立野団地、あれをいろいろと広げていきますと、恐らく今度は主要道路はあるわけなんです。あるわけなんですので、特にまた団地内を、ああいうところをしたら、また子供の大変な大きな一つの問題も起こってきますので、朝晩生活しやすいといえますか、その通過場所になる道路じゃなく、付近の方々が朝夕、生活しやすい、そういう環境を考えたときには、あの現場を見たときにおきましては、急カーブのところをカットするとか、それぐらいのものしかできないのかなあというふうに思っておりますので、また財政とまた土木とも十分しながら測量して実施をしていきたいというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

確かに家が2軒ございますので、全部通した路線というのは多分難しいと思います。だから、今の時点では、車同士が会った場合には、どっちかがバックするか、どっかへ逃げないと通行できないわけですから、全体通して部分的に、多分一番上の県営住宅に近い家だけが引かかって、後の分については改良が可能だと私は思ってるんですが、やっぱり、今市役所の裏通りの文化通り線が、20年度には完成するというところでありますが、そうすると、ますます今の立野団地からおりてくる車の量というのも私は多くなってくるんじゃないかと思うんですよね。その部分的に、家までかけられないということですので、その部分を差し置いて下の部分だけでもいいですから、カーブなりでもいいですし、とにかく車が離合できるような道路にしてほしいと私は考えてるんですが、市長の考えを再度質問いたします。

### ○市長（宮路高光君）

この道路問題で一番大きな課題となるのが、やはり地権者でございます。特に、この土地の売買につきまして、大変大きな課題でござ

いますので、特に今地区公民館、自治会長さん、自治会長さんとも十分相談しながら、どうしてもこちらの方が路線を考えておりますと、価格の問題等、いろんな問題ございますので、地権者との話し合い、地権者の同意が得られるのか。

私ども、何にもまだ今やってないことでございますので、さっきもちょっと出ましたとおり、道路をつくるには、やはり要望書は上がってきておりますけど、やはり要望書に同意書をつけていただく。それぐらいの誠意というのがなければ、ただ、それぞれ危ない、危ないということじゃ、私ども行政の方も大変多大なことがかかりますので、やはり基本的には今後やはり道路を要望等するのは、やはり地権者の同意ぐらいつけた中で、やはり私どもはそれを最優先して今後詰めていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方におかれましてもそこあたりを十分理解した上でご質疑をいただき、そういうことを含めて一緒に早く市民の皆様方の生活に便利になるようやっていきたいというふうに思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

局部改良でもいいですから車が離合できる場所を確保して、するように前向きに検討をしてください。

次の質問に移ります。固定資産税の土地の評価についてですが、先ほど市長の答弁の中で、今回が日置市として初めての評価がえになるというふうにお聞きしたんですが、評価がえというのは3年に1回の見直しをするようになってまして、来年度がちょうど、21年度が評価がえの年でありますよね。

それで、日置市としては今回が初めてということで、それはわかったんですが、この前、南日本新聞に国税庁が発表した土地の路線価を公表したわけですが、全国で約38万地点の標準宅地を公表しまして、ちなみに伊集院

の——伊集院駅東口通りで、平米当たり7万4,000円ということで新聞に載ってたわけですが、日置市としては、何箇所ぐらい土地の路線価が発表されてるのか。その辺について、わかっていたらお示してください。

**○税務課長（地頭所浩君）**

お答えいたします。路線価につきましては公開をしているわけですが、東市来について570本の路線価があります。伊集院地域につきましては1,000本——1,000本ですね——の路線価がございます。それと、標準宅地と、標準値ということで、路線価と別に標準値を設けて価格を設定しているわけですが、これが180点ぐらいございます。

以上です。

**○3番（下御領昭博君）**

今の答弁の中で、日置市で結局180点ぐらいの宅地の評価が出てるといことですかね。ちょっとその辺がもうちょっと詳しく。ちょっとはつきりしないもんですから。

**○税務課長（地頭所浩君）**

質問の方は、日置市が固定資産の評価に用いる数値という点でございますよね。そうしますと、路線価につきましては、交差点、交差点ごとに布設しておりますので、先ほど申し上げました数字になります。全域において、180ほどの宅地等について標準点を設けて価格をつけてるということでございます。

また、その評価においては、議員の方がおっしゃいました公示地価、県調査価格、それをもとにして価格をつけているという状況でございます。

**○3番（下御領昭博君）**

私も税金のことについては無知なものですからちょっと変なことを聞くかもしれませんが、私もわからない反面、市民の方もわからない方がいっぱいいらっしゃると思うんですよね。どうして、税金のことについて聞く

かと言いますと、先ほども申しましたように、これだけ景気が低迷すると、やっぱり市民としては出すお金は少しでも削りたいというのが本音だと思うんです。そういうところから、税金のことについてお聞きしたんですが、それで、私も無知ですので大変でしょうけど、私の質問にまた答えてください。（笑声）

それでは、これまで今度の評価がえが日置市としては初めてであるということですが、旧町時代の評価で結局税収を徴収してるといことですが、その結局税金の評価の仕方、旧町時代の評価の仕方というのは、結局余りそう差はなかったわけですかね、その辺の評価の仕方の基準ですかね、その件について伺います。

**○税務課長（地頭所浩君）**

評価の仕方といいますのは、評価基準というのがございます。それに従って評価をそれぞれ各町しておりますので、考え方としては変更はございません。

**○3番（下御領昭博君）**

わかりました。

次の質問に移ります。住宅用地に対する課税標準の特例というのがございますけど、住宅用地には、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によって、小規模住宅とその他の住宅用地に分けて特例措置が適用されますけど、平米、小規模住宅では200平米以下の住宅用地でありますと、課税標準額については価格の6分の1を額とするという特例措置があるわけですね。小規模住宅以外の住宅用地は、その住宅用地といいますと、例えば350平米の住宅用地に1軒の住宅の敷地があれば、200平米の分が小規模住宅用地であり、残りの150平米の分がその他の住宅用地となりますので、その課税標準額については、価格の3分の1の額が特例措置であるというわけですが、そうした広い土地については、分割課税をこれまでされてるわけ

ですかね。その件について伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

1筆につきまして、今議員の方が申し上げていただいた6分の1、3分と1と合わせて、一つのその宅地の課税標準額として課税している状況です。

○3番（下御領昭博君）

今の件については、今の考え方でよろしいわけですね。そのとおり今税金をかけてるということで、私も納得しました。

もう一つ、住宅用地に対する課税標準額の特例について伺います。土地の固定資産税というのは、家を建てると減額するという事でお聞きしていますが、その減額の率というのは大体何%ぐらいなのでしょう。更地の場合、建物が建って、更地になると土地の税金というのは上がってきますけど、更地に建物を建てた場合には減額措置がとられていると思いますけど、金額で示すことは土地の評価があちこちで違いますので、大体何%ぐらい減額されるのか、そのことについて伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

減額される住宅用地については、議員がおっしゃるように減額をしております。家が建っていない部分の宅地につきましては、その減額分がございませんので、そのままの課税標準額に税率を掛けるというような形になっております。

○議長（畠中寛弘君） どうぞ、続けてください。（「税率を聞いてるんです」と呼ぶ者あり）

○税務課長（地頭所浩君）

税——減額は……。すみません。（「議長、もう一回質問」と呼ぶ者あり）

○3番（下御領昭博君）

私が言いたいことは、現在、更地の場合だと、宅地の評価のあるところの更地のところに、例えば家を建てた場合、家を建てると、

その宅地に減額されるということがよく聞かれますよね。その減額がどの程度されるのかというのをお聞きしたいんです。

まず更地に戻すと、税金はもとに戻るわけですから、家が建った場合のその減額ですね。それが大体金額であらわすことはできませんので、何%か、何分の1かということをお示しくださいませよろしいかと思うんですけど。

○税務課長（地頭所浩君）

税額は1.4%で一緒でございます。課税標準額が仮に100というふうにとらえますと、200平米分までが6分の1でございますので、それを6で割ると、その分6分の1になると。小規模住宅用地についてはですね。6分の1に対して1.4の税率を掛けると。それに家が200平米を超える部分については住宅用地でございますので、それに残った面積の3分の2減額して、税率を掛けると。その部分が減額されてるということでございますので、ほかの部分と比べますと6分の5と3分の2減額してるというような状況になります。すみません。

○3番（下御領昭博君）

さっきの答弁ところと重複してたもんですから、ちょっと私もわからなくて、今の答弁ではっきりわかりました。

次の質問に移ります。土地では高台地の評価について伺いたいんですが、固定資産税の評価における高台地の評価、例えばゴルフ場とか、そういったところの固定資産税は一括課税でされてるのか、その件について伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

ゴルフ場、今例で申し上げていただいたゴルフ場につきましては、ゴルフ場の用に供する土地の部分、それから周りにあるそれに必要とされる用地、それからクラブハウス等がある宅地、駐車場と、そういった区分に従いまして土地の評価をしてるということでござ

います。ですから、それらをあわせ、ゴルフ場につきましては、何種類かの土地の用途区分があると。それぞれをその土地に応じて評価をします。それに対して税率を掛けて一つの部分で課税をするというようなことになります。

### ○3番（下御領昭博君）

私がなぜそんなことをお聞きしたかといいますと、何か、平成13年の3月ぐらいに総務省がゴルフ場なんかの一体課税から現地に即したコースとか、いろいろ山とかありますから、それを区分してすると、税金が——課税が見直しがきくということで、何か平成13年の3月に総務省が出してるみたいなんですね。それは、公示をする時点で、ゴルフ場が小まめに分けとけば問題はないんですが、これは余り市にとってみれば何も関係はないんですけど、その辺のゴルフ場の課税についてお聞きしただけでありまして、もし細かくゴルフ場が税金をするとなると、事前に測量して区分しないとできないというふうに私も聞いていますので、別にその件については、先ほど課長の答弁でいいかと思えます。

続きまして、林道なんか、山なんか林道を通しますよね。その林道についての道路というのは、これはどうなんですかね。市のものになってるんですかね、それとも個人の所有の土地になってるんですかね。その件についてお聞きします。なぜ、そんなことを聞くかといいますと、林道については、どうも用地買収とか聞いたことがない。作業道とか、大きい人道になると用地買収もされてると思いますけど、ほとんどが土地の提供みたいにしてるんですが、その林道の道路については、あれは個人のものなんですか、それとも市のものなんですか。その件についてお伺いします。

### ○農林水産課長（上園博文君）

合併になりまして、旧町でそれぞれ取り扱

いが異なっている状況であります。ただ、作業道、あるいは搬出道路等、こういったものにつきましては、土地の提供という形をとっておりますので、所有者はそれぞれの地権者になっております。

ただ、林道開設という面では市で買収した形での林道という形をとっておりますので、ただ、これまでの取り組みの中では、それがすべてそういった形ではないということでございます。

以上でございます。

### ○3番（下御領昭博君）

今課長から答弁いただきましてわかったんですが、なぜそのようなことを聞くかといいますと、やはり林道が開設されたら、それとか道路幅が拡幅された土地については、固定資産税の評価をする場合に反映させなければ、私は何もならないと思うんですよ。道路ができることによって、その土地の評価というのは当然上がってくると思うんです。林道でも同じことだと思うんですが、その件について市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

特に、宅地といいますか、区画整理をした田んぼが宅地になるとか、そういうものにおきましては大変価値観が大きく変わるというふうに思っております。山の地形の中におきましては、若干の差異はあるというふうに思っておりますけど、さほど大きな評価におきます差異はないのかなと。

特に、この林業行政におきますそれぞれ付加価値を高めるということが一番目的でございますので、ほかの区画整理とか、その農地から宅地になった場所とか、道路を入れて、そういう大変付加価値の高い部分になれば、その評価の仕方というのも大分違ってくると思っておりますけど、今の山に關します評価額を考えた場合におきましては、道路とい

たらある程度のいい部分がございますけれども、総体的に山とする中においては、評価というのはそんなに変わらないというふうにご認識をしていただければいいと思っております。

### ○3番（下御領昭博君）

今市長の答弁の中で、山についてはほとんど便利のいいところも悪いところも評価はそんなに変わらないと。同じであるというふうなご理解のようですけど、私なんかから考えますと、例えば、細かいことになるんですが、山の中に道路が隣接してますと、木を出すときにも、そんなにお金がかからないわけですよ。山奥だと木を出す——木代より木を出す方が高くついて、土地の評価というのは山奥だから、固定資産税をするのも嫌だからあげるよという人もいっぱいいらっしゃいます。この今のご時勢ですので、だからやっぱりその辺は、道路があるのとないのでは評価もそれぞれ違ってくるわけですから、私はやっぱり少しでも前向きに検討するべきと考えるんですが、やっぱりその辺について市長はやっぱり同じでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

私が言っているのは、そんなに、これは少しは変わりますが、山の評価というのは何十円単位、もう1円とか2円の中で評価が変わりますので、そういう差異はあるということ。宅地みたいな大きな幅の差異ということじゃなく、山にいたしまして、全体的に評価額をしたときは、そんなに差異はありませんよと。

宅地の評価と山の評価というのは平米単価にすればもう何十円の中で評価されますので、若干といえは1円、2円の差異というのは出てくるというふうには思っておりますけど、このことで大きくそのような税収とか、いろんなもので変わってくることはない、という理解をしていただければいいと思ってお

ります。

### ○3番（下御領昭博君）

はい、理解しました。

もう、時間も余りないので、次の質問に移りたいと思います。固定資産税の②の件についてお伺いします。苦情はほとんどなかったということですが、苦情がないということですので、私の方からちょっと角度を変えてお聞きしたいと思います。地籍図管理と納税台帳の整合性はとれているのか、その点についてお伺いします。

### ○税務課長（地頭所浩君）

地籍図と納税台帳との関係でございますけれども、一致をしているというふうに考えております。ただ、現況によって異なるという部分がありますので、その部分については、現況課税等しているという実態はございます。以上です。

### ○3番（下御領昭博君）

今、課長の答弁の中では一致しているという答弁でありましたが、先ほど私が林道の件を聞いたのは、個人の所有者だったら別に問題はないんですが、市の管理で結局分筆していない土地とか、今まで拡幅して分筆していない土地というのは私はあると思うんですよ。絶対ないとはいえないと思います。

課長の方では、一致していると言われたと思いますが、私は整合性を本当にとっているんだろうかと疑問に思っているんですが、その件について再度答弁をお願いします。

### ○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいましたとおり、農道、林道、地籍ですね、その後におきまして寄附採納いただいたり、そういう分については、やはり地籍図と違うといえますか、それはあります。現場によっては地籍図と、それぞれに所有する違うところも地籍訂正とか、部分的にやっているところもございますので、そのように理解していただきたいと思ってお

ます。

○3番（下御領昭博君）

やはり、先ほども申しましたように、市民の側からすると、土地が例えば100平米、台帳では100平米あるのに、実際は70平米しかないのに、100平米に対して税金がずっとなってるし、やっぱり山とか畑とかいえば、固定資産というのはずかですけど、それも数が多くなれば大変な金額になってくると思いますので、やはりこれは整合性をとって、やっぱり今度初めての日置市としての固定資産税をかけるというわけですから、その辺の整合性はきちんととっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。似たようなものですが、土地の固定資産税というのは、台帳の地目じゃなくて現況地目で課税されていると思います。私は認識しているんですが、その現況と課税台帳の整合性はとれているのか。また、これまでそういった誤りはなかったのか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

ちょっと、質問にお伺いします。基本的には、登記地目を主に考えしているところです。現況に、状況の中で現況地目でしているということでございます。そういった中で、課税の中で今議員がおっしゃるような誤りというのはございます。

以上です。

○3番（下御領昭博君）

私ちょっとはつきり聞こえなかったんですが、現況で課税しているということですかね。

○税務課長（地頭所浩君）

基本的には筆数が多いので、大きな部分でいいますと、登記地目が主になりますと。その中で、航空写真、いろいろなものを用いまして現況課税しているということでございます。その中で、今議員がおっしゃるような誤りということも発生しているということにな

ります。

○3番（下御領昭博君）

わかったような、わからんような。（笑声）私は、税金というのは、固定資産税というのは現況で来るもんだと認識しておりますので、その件については、もうこれぐらいにしておきたいと思います。

先ほども申しましたように、固定資産税の評価額の審議というのは、今先ほども申しましたが、全く私も未知なんですよね。知らないわけですよ。その私もわからないで、市民の方もわからない人が中にはいらっしゃると思います。そういうことから、評価がえの3年に1回ぐらいは、広報誌などを使って啓発活動をすべきと思うんですが、その件については市長は今後どのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、こういう土地の問題につきまして、私ども中にいろいろと苦情と申しますか、さっき苦情と申しますか、そういう問題点があったことにつきましては、たくさんいろいろと市民の方から問い合わせがあるというような現況でございます。

基本的に、この固定資産におきます縦覧期間、これは毎年やっているわけでございますけど、評価額3年に1回におきましても、事前に広報誌等を活用しながら、市民の皆様方にそういう周知というのはやっていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

していくということですので、そのようにするべきと私も考えます。

今度は、農家を保護する対策について伺います。まず1番目にですが、これは平成12年度からこれまでの単純な宅地評価がえから、この農地価格に今するようにということで、市もそのようにしてるみたいですので、もうこの件については省きまして、次の畜舎

や堆肥小屋などの償却資産についてお伺いします。

現在建物ということで課税をしているという市長の答弁でありましたが、これはどんなもんなんでしょうか。農業というのは、その堆肥小屋とか牛舎とかいうのは、あくまでも収入を得るための私は一つの手段だと考えてるわけですが、いろいろ私も資料を調べてみたんですが、そういったものについては課税しなくてもいいようなふうにも書いてあるわけです。都道府県とか、そういうところでもよいというけど、通念上はしなくてもいいと。農家の場合、堆肥小屋とか、牛舎とか、鶏舎というのは、あくまでも収入を得るための一つの手段でありますから、私は償却資産で見るべきじゃないかと考えるんですが、その件について、再度また市長の答弁をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

この償却資産の考え方ということでございますけど、私ども農業に供している分については、大部分が償却資産、機械を含め、車を含め、ビニールハウスとかありますけど、家屋と、これは償却資産はそれぞれ耐用年数と申しますか、耐用年数にある程度比例してくるというふうに思っております。

こういう家屋の堆肥舎とか、畜舎、こういうものが10年で壊れるものなのか。これが10年、20年、30年でもきちっとしているものなのか。やはりそこあたりを総体的に考えた場合につきましては、農業におきます大半は償却資産の中でとって、それぞれ減価償却をして経費に入っていきますけど、この畜舎、堆肥舎、こういう耐用年数を考えた場合には、やはり一つの家屋という位置づけの方がいいのかなというふうに思っております。

#### ○3番（下御領昭博君）

やはり建物として見なすべきと答弁されましたが、確かに建物は建物ですので、そのよ

うにされるのが当然かとは思いますが、こういったところは社会通念上、宅地とは認められないとあって、最近都道府県とか、そういうところが税金をかけてるといようなふうにもうたわれているわけですよ。

そういった、なぜそんなことを言うかといいますと、農業を経営される方は、今はすごく大変でそういった牛舎をつくるにしても、普通から考えれば、普通のほかの人の仕事から考えると、機械は償却資産で償却していくわけですから、償却資産でした方が、建物とか、そんなもんだとすると、免税点というのが、償却資産だと150万円されますけど、土地とか建物については20万円程度しかされないというのがございますので、やっぱり、今後農家を守る意味でも、やっぱり何らかの緩和をしていかなければ、今後の農業は廃れるばかりと私は思うんですが、やっぱり建物ということで課税するんであれば、何らかの市としての考えはないものか、その辺について、もう一回市長の答弁をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

この課税から考えていけばいいのか、それぞれ畜舎にいたしても、堆肥舎にいたしましても、農家経営の中におきましては、基本的には減価償却、それに供用するものに使ったものについては、それなりの償却ができます。税法上含めましてですね。そういう部分を償却する分については、ある程度投資した分については償却もできますので、これはそれで経営的な中を考えればいいのかと。

建物のこういうもんについては、またいろいろと使途が変わったいろんな問題が含まれてそういうこともありますので、やはりこの畜舎、堆肥舎、こういうきちっとした基礎があるものについてはやはり家屋という取り扱いの方が、やはり一番私はベターじゃないかあというふうに思います。

#### ○3番（下御領昭博君）

もう時間がございませんので、市長の答弁については、今後の農業をする意味で、大きな目標として今後の農業がますます活性化するように、結局魅力がなければ農業をする方はいないわけですよ。魅力があってこそ農業する人もふえてきますので、自給率の向上のためにも、やっぱり農家を守り、後継者を守るといった対策が私は大変必要だと思いますので、今後においても前向きに検討をお願いしておきます。

最後の質問になります。きのうの22番議員のところでもう答えをいただいているんですが、今検討中ということでございますけど、やはり農家自体もいろいろと研究や努力はしていると思われるんですね。けども、限界があるのではないかと考えます。県や国の動向に合わせて市独自の支援策を検討中であるとのことでしたが、農家が農業を廃止してからは私は遅いと思うんです。早急な対策が必要と思いますが、多少の補てんでも農家がやる気を持つてするような方法を工夫すべきと考えますが、農業に従事する者すべてが元気になることで食料自給率の向上にもつながるものと考察いたします。市長としてはどのような支援策をお考えなのか、最後の質問として伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、今回それぞれ出てきておる部分が、単価的な一つの補てんをするのか。また、省エネ業を含めた施設的なものに補助をするのか。基本的にこの2つに分かれるのかなというふうに思っております。そういうことを含めて、今後やはり農家にとってどれが一番恒久的なのか。単価的なものは、恐らく期間を限定していかなければならない。今後、省エネルギーに取り組む場合については、長期的といいますか、二、三年の間におきます事業の体系化というのをしなきゃならない。

そういうものは、やはり国も今そういうも

のに補正予算とか、いろんな対策をしておりますので、私ども市といたしましても、そういう総体的なのを見極めた中において、市の独自といいますか、そういう補てんをされなかった方を含め、また県、国の中で十分でない部分について、そういうものを今回、12月まで取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、27番、成田浩君の質問を許可します。

〔27番成田 浩君登壇〕

#### ○27番（成田 浩君）

台風13号がそれほど強くなく、影響も少なく過ぎ去ってくれました。台風一過、すばらしい晴天となっております。私は、さきに通告してありました3点について、最高レベルに近い形の質問をしてみたい（笑声）、こう思っております。どうかよろしく願いいたします。

日本三大砂丘の一つである吹上浜のほとんどを有する日置市であります。その代名詞にもなっている白砂青松、今そうだと言えるのかと思います。地形が変わった、なぎさが変わった、海岸が変わったと嘆き、守っていかないといけない、つくっていかないといけないと言いながらそのままに何もしないでほったらかしにしているのではないのでしょうか。

海のない町からは羨望のまなざしで見られ、よい観光資源がある、集客資源がある、収益資源があると思われ、かつての伊集院町もそう思ったんじゃないかと思っております。

（「そうだよ」と呼ぶ者あり）ありがとう。だが、今はどうなのか。緑あふれる美しい山々と豊かな恵みを運んでくる東シナ海に包まれた温暖な気候、北はいちき串木野市から、南は南さつま市まで、南北47キロ海岸線のすばらしさから日本のなぎさ100選にも選ばれております。

何もしないで、ただぼうと眺めている海もいいですが、人々が楽しく海と共存・共栄していくのはもっといいはずです。現状を踏まえて次のことを質問いたします。

吹上浜の保全と将来の展望について、1、海岸線の侵食による砂浜をどのように維持するのか、2、潮流の変化への対応について、3、ことしの海の利用状況、4、今後の利用方法、5、吹上浜の観光資源の活用についてであり、またその中でウミガメの上陸頭数なども答えてもらいたい、こう思っております。

続きまして、いにしえから受け継がれてきた史跡や文化財が今なお数多く残る本市であります。旧4町のあちこちに由緒ある建物や文化財が眠っており出番を待っております。個人では管理できなくなって朽ちてしまうもの、売買されるもの、せっかくのものがこのままでいいのかなあと思っているところがございます。

そこで文化財の保存について質問いたします。1、各地域の文化財の現状について、2、文化財保存への対策はどうなっているのか、3、今後の取り組みについてであります。維持、管理、保存していくのにも、財源が必要でありますので、市長の方に伺います。

3問目は、市民歌についてであります。日置市が誕生して3年半になろうとしておりますが、市民憲章5章のもとに市の印の市章、市の花の梅、市の木のクロマツ、それぞれ意味を持って定められてきました。時は、スポーツシーズンに入り、心と体が弾む季節となり、それぞれのイベントの始まり、または終わりに歌われて、そのムードを盛り上げるべき歌があればと思うところがございます。

昨年の6月議会で坂口議員の質問に対して、基本的には5周年の節目に披露したい。そのためには予算を計上し、1年から1年半かかる歌詞及び曲の公募などを実施していくとありましたが、日置市が合併して日置市全体の

一体化を図るための市民歌の制定はどうなっているのか。

以上、3点を市長に対して質問いたします。

**○議長（畠中實弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の吹上浜の将来の展望ということでございます。その1でございます。吹上浜の保全対策につきましては、砂浜と松林を一体的に保全する必要があることから、平成8年の台風災害を契機に、平成10年に国土交通省や林野庁、専門家による現地調査が行われ、海岸侵食については、平成8年、10年、11年、13年に国土技術政策総合研究所や鹿児島大学の海洋工学の専門家による現地調査と、ほかに国土交通省川内川工事事務所が平成11年、12年、13年に調査を行っています。これらの調査については、海岸線は長期的、または広域的に大きな変化は見られないが、まだ不明な点が多いので中長期的に海岸の変化状況を観察することが重要であると結論づけております。

鹿児島県では、海砂採取と浜崖の関連について関係市、町から調査の要望があり、10数年前から調査をしており、各種のデータを取得するようになったのは、平成10年以降からでございます。調査を実施する中で、より適切で効率的な手法を採用し、現在では吹上浜全体の状況を把握するために、航空写真撮影、現地踏査撮影、汀線測量低質分析を実施していますが、これらの調査結果については、結論づけができる状況にはないようで

ございます。今後も、浜崖を引き起こす原因究明のための調査研究を関係機関にお願いしてまいります。

2番目でございます。吹上浜海岸の潮流には、海岸に沿って流れる沿岸流と沖から浜辺に打ち寄せてきた波が行き場を失い、局所的まとまって沖の方へ戻る離岸流があります。沿岸流は海岸の状況にもよりますが、長期的にわたり砂を一方方向に運ぶので、砂浜海岸の港に堆積する原因にもなると言われております。離岸流は、打ち寄せた波が浜辺から沖の方に幅10メートルから30メートルぐらいで局所的に発生する強い引き潮であり、砂浜海岸沖合いにできる浅瀬で遊んで海岸に戻るとき、この離岸流に流されて命を落とす要因となる最も怖い潮流であります。吹上浜は、本市における最大の観光資源でありますので、離岸流の対策については、看板設置など、今後検討してまいります。

3番目でございます。ことしの海の利用状況につきましては、イベント関係で吹上地域の吹上青松ジョギング大会出場者が1,475人、吹上浜キャンプ村の利用者が1,136人、東市来地域では、国際サンドアートフェスティバルの出場組が34組170人、江口浜海浜公園海水浴場が1万4,766人の利用がありました。

今後のイベントにつきましては、東市来地域で、はだしのコンサートin江口浜、ロングボードクラシックのサーフィン大会、海童・鹿児島チャレンジのウインドサーフィン大会も開催されます。また、これらのイベントのほか、季節には、吹上の入来浜と日吉の二潟で潮干狩りや東市来の江口浜で観光地引網が楽しめるほか、吹上浜渚のあま塩館、江口浜海浜公園、吹上浜一帯の海釣りは、年間を通して利用していただいております。

4番目でございます。今後の利用方法につきましては、先ほどことしの海の利用状況の

ご質問にもお答えしたとおり、本市におきましては、海に関して多くのイベントやレジャーが楽しめるほか、広く吹上浜の観光資源を活用した関連の施設といたしまして、吹上浜キャンプ村、吹上浜渚のあま塩館、江口浜海浜公園、吹上砂丘荘、江口浜荘、江口蓬莱館などがございます。とりわけ、江口蓬莱館につきましては、年間約50万人の来場者がございますので、江口蓬莱館の来場者を温泉、薩摩焼、観光農園、史跡など、市内のほかの観光施設へ誘導し、日置市の魅力を楽しんでいただくことが大切であると考えております。

なお、ウミガメの上陸頭数につきましては、平成20年度は245頭で、昨年より143頭多く上陸しておりますが、本市におきましては、ウミガメは観光資源としての活用でなく、保護活動が中心で保護監視パトロールや伊作小学校におきます自然保護活動の一環として、ウミガメの生態調査、子ガメの放流、伊作の市街地をパレードする「かめさん祭り」の取り組みが行われているところでございます。

2番目の文化財の保存について、1番目でございます。地域別では、東市来で、国指定文化財が1、県指定文化財が3、市指定文化財が19、伊集院地域で県指定文化財が2、市指定文化財が22、日吉地域は市指定文化財が22、吹上地域は県文化財指定が8つ、市文化財指定が16あります。種類別にいきますと、史跡が29、天然記念物が3、芸能が1、無形民俗文化財が8つ、有形民族文化財が7、絵画が2、建造物が10、工芸品が2、書跡が2、古文書が9、彫刻が13、歴史資料が5、考古資料が1になります。

2番目でございます。史跡、天然記念物に関しましては、所有者や自治会などの地域の方々に管理していただいているのがほとんどでございます。日置市所有の史跡に関しましては、地元の方が管理している史跡を管理公

社などに委託している史跡があります。地域住民が行った方が地元の文化財を知る機会もふえますし、文化財愛護の精神を広める上でも好ましいと考えております。ただし、所有者の管理が困難なため、伊集院地域の平等寺跡をシルバー人材センターに、東市来の美山地域の南京皿山窯跡と美山薩摩焼窯跡を管理公社に委託して清掃をしております。踊りなどの伝統芸能に関しましては、伝統芸能の保存に活動内容や経費に応じて補助金を支給しております。

文化財の周知のために、毎月発行の広報誌に各地域の文化財を掲載しております。伝統行事については、防災無線や「お知らせ版」で周知しております。また、文化財の案内板や説明板についても整備を順次行っております。こうした対策については、各地域から文化財保護審議会の委員が選出され、年3回の定例会を開き、問題点があれば討議し対策を提案していただいております。

3番目でございます。地域住民に文化財保護の気運が高まり、自主的に清掃活動などを行うようになることが理想だと思っております。そのためには、地域住民に文化財の存在と文化財の価値を知っていただくことが第一と考えております。そうすることで地域住民がみずから文化財を守ることに繋がっていくと考えています。ただ、地域の住民の自主的な活動にお任せするにしても、必要最小限の経費は市として考えていきたいと考えております。

伝統芸能の保存につきましても、後継者不足などの問題がありますが、各地域団体が連携を図ることで存続できればと考えております。行政としてもできる限り協力をしたいと考えておりますが、補助の基準に関しても、文化財保護審議会で検討していただきたいと考えております。また、管理に関する費用と伝統芸能への補助に関しては、その規模など

の条件が異なっているため、統一した基準をつくることは難しい状況でございます。今後は、文化財ごとの条件を精査し、文化財保護審議会でも審議していただき、統一した基準を設定したいと考えております。

市民の皆様にご文化財を知っていただくためには、先ほど述べた対策を確実に実行していくことが大事ではないかと考えております。また、各地域の住民がほかの地域の文化財を知り学習する機会をつくるため、日置市出前講座などを利用して文化財の説明や史跡めぐりを行っております。昨年度は講座と史跡めぐりが16回行われ、568人が参加されました。今年度は8回行われ、139人が参加されています。こうした取り組みをふやせばと考えております。

さらに、日置市全体での文化財マップの作成など、日置市全体で文化財の周知を進めていきたいと思っております。

3番目の市民歌についてでございます。日置市市民歌につきましても、日置市発足5周年を迎える平成22年5月に向け、これからも輝かしい市の発展を願うと同時に市民の郷土愛の醸成を図るため、市民歌を制定したいと考えております。そのため、平成21年度より選定に向けた委員会設置や財政措置等を計画するとともに、日置市発足5周年記念式典開催も考慮しながら制定に向け取り組みたいと考えております。

なお、制定の方法、歌詞の募集方法等、詳細については、日置市市民歌制定委員会を設置し、その中で十分ご審議をいただき、日置市民にとって親しみやすく、わかりやすく、みんなに愛される歌とするよう制定していきたいと考えております。

以上でございます。

## ○27番（成田 浩君）

市長の答弁で私の質問がなくなるんじゃないかなあと思いましたけど、二、三質問して

いきたいと、こう思っております。

まず、順番的に、江口浜の方から吹上漁協までのそれぞれの海岸線の侵食ですが、県の方と話をしながら進めていくとありました。県の方も、砂浜再生に利用可能なしゅんせつ工事、土砂等につきましては、有効活用を図るように進めてまいりますと。これは県の林務水産部長がこの前答えているわけですが、こうして我々の要望に一応答えていっておられたわけですが、なかなか思うような形の砂浜再生ができていないと思っているところで

市の方の公共工事等でも出る土砂も利用可能なものがあると思います。例えば、河川の寄り洲の状況なんかが、そのままそちらの方に使えるんじゃないかなあと思っております。横の連絡等でうまくこの工事をやっていけば、江口浜の再生にも、あるいは明るい見通しがつくんじゃないかなあと思います。市の方の工事等の土砂を再利用するというのを市長は考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

現況といたしましては、大変昔からしますと、吹上浜一帯の海岸、大変侵食をしていると。原因的に何が原因なのか、海砂整地とか、港湾整備とか、いろんな形で言われておるようでございますけど、基本的にこの沿岸につきましては、県の方におきましても平成18年度にサンドバイパス方式という形の中で、江口漁港港内の竣工土砂を江口海岸の方に砂を移動したと、そういう実績もあるわけでございますけど、いろいろと大きな経費も要るのかなあとというふうに思っております。

今、ご指摘ございました市の公共工事、これが、砂があそこの場面に合うのかどうか。砂地にですね。砂浜、浜岸の砂と公共事業をしているシラス含めた砂が合うのかちょっとわかりませんが、これはまたいろいろと検討していかなきゃならない部分もありますし、

また基本的には、そういう移動といいますか、これに公共事業におきましても、残渣の処理に関しまして、経費もまたある程度積算していかなければならないのかなあとというふうに考えております。

そういう公共土木の砂の処理については、河川課ですか、県の河川課ともこういうものは十分打ち合わせをしてから、また進めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○27番（成田 浩君）

海の砂は、陸地からしか供給されないと、県の方の話の中にも出てきたようです。そういうことを考えて、河川の寄り洲の土砂などをもとに戻そうという話も、県の方でも出ているらしいです。前の議会でも、数人の方が私も含めて土砂の除去のこと、河川の寄り洲の除去のことを言いましたけど、そういうようなのは即使えるんじゃないかなあと思っております。どうか、お金がかかる、経費がかかるという話にもなるかもしれないけど、その辺の再生利用に使っていくのが行政の考え方じゃないかなあと思います。

これからの土木工事に関しての、そういう考え方のあれで、市長の方で知恵を出していただきたいと思いますのでどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、県河川を含めまして、特にこの海岸を含めて、県との関係が強うございます。市独自の中でできるものでもございませんので、十分、今はご指摘ございました点については、県と十分協議をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○27番（成田 浩君）

そのようにお願いしたいと思います。

続きまして、ことし日吉地域で海の事故がありました。これは市長の方も潮流の変化などを詳しく話をされ、離岸流があったとか、

何とかありますが、このごろ、潮の変化、侵食による砂の形状の変化で、遊びに来た方々が遊泳禁止の場所もわからず、また注意の呼びかけなどがなかなかうまくいってないんじゃないかなあとと思います。尊い命が亡くなる、こんな悲しいことはありませんが、看板などを立ててやっていこうという返事がありました。その看板も、しっかり目が届くところで、こういうふうになりますからと注意書きをしていかないと、一般の遊びに来る人にはわからないと思います。そこら辺のどういう形で、どういう看板をつくるか、お願いいたします。

それと、ことしの夏は非常に暑く、砂浜で遊ぶ人たちが多かった、利用者が多かったということで、先ほど数字を挙げていただきました。吹上キャンプ場も多かったとありました。このキャンプ場にしたら、私どもの日吉の天神ケ尾も名が知れわたった場所です。あの天神ケ尾のキャンプ場の後は悲鳴を上げておりまして、建物は建っておりますが、どうにかしてというような形ですが、利用できないものなののでしょうか。また、あそこは国有林で、多分買い取りじゃなくて借り上げをやっておって使用したんじゃないかと思いますが、その辺の事後調査などは、また利用方法などは検討されてないのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、日吉の何か、遊泳禁止区域の中で先般水死者が出たということで、特にあの場所が通常行けるような場所じゃない。通常の道路が、大きな道路がない中において行っておりまして、この立て看板の場所をどこに設置すればいいのか。海に入って、それはわかるわけですけど、吹上浜海岸全体がもう遊泳禁止に全体なっております。その中で、入る入り口というのがさまざま小さいところから裏道を含めましてあらゆるところがございますので、ここあたり

に看板をどう立てていくのか。これは十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、この日吉の天神のキャンプ場でございます。今ご指摘のとおり、もう閉鎖いたしまして、今のところ利用してないということでございまして、特にこれも遊泳禁止区域になった関係の中で、恐らくこのキャンプ場の廃止ということを追られたのかなというふうに私は推測もさせていただいておりますけど、特に吹上のキャンプ場にはオートキャンプ場という形の中で大変利用されておるということでありますけど、天神のキャンプ場の方をどう開発していけばいいのか。今のところ、その先の見通しがついてないというのが現状でございます。

#### ○27番（成田 浩君）

非常に残念な答えでございまして、あそこをどうにかすることも、もうできないのかなあと思っているところですが、今話の中に、県の事業でサイクリングロード、あそこの終点にして、あそこにサイクリングステーションをつくろうという話もありました。そういう事業の先行きは市の方には来ていないものなのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このサイクリングロードの中におきまして、終点という中で当初計画があられたということは聞いておりますけど、今現状の中のサイクルロードの延長というのは、県の方も考えてないということで、今の完成したところが終点ということであるようでございます。

今、ご指摘ございましたキャンプ場の活性化、いろいろと地域要望、いろんな要望の中ではあられるわけでございますけど、今の現実的なこういう海の問題を含めてどうしていけばいいのか。本当に私ども執行部といたしましても、あそこの活用というのが大変今の現況じゃ大変またいいアイデアがちょっと浮

かんでこないというのが一つの方向であるというふうに思っておりますので、議員の方から本当前向きでないという形でございますけど、何か財政的にも要らないで、管理も要らないで、何かうまい知恵があったら私の方にもいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○27番（成田 浩君）

そうですね。お互いに知恵を出し合つて、再利用ができる形をとつていけば、いけたらと思つております。もし、いけなかつた場合のことを考えてみたとき、あそこに建物が残つて、非常に松林の中に建物が残つて朽ちる。それはもう非行の巣にもなつていくんじゃないかなあ。先ほど私が言つたように、あそこは多分営林署、昔の営林署の借り上げの場所だと思ひますが、その辺の後、事後処理ちゅうか、事後経過はどうなつているのでしょうか。

○日吉支所長（松山洋一君）

あそこは、キャンプ場の施設が管理棟とか、便所とか、そのまま施設が残つていられるわけでございますけども、このキャンプ場跡地を現在、約5,000平米を約7万円ぐらいで年間借りております。キャンプ場ですね、もう使わないということになれば、これを国に返還するということになるんですけれども、返還する場合に、じゃ、現状どうするかということで、森林管理所等も担当者を交えて話したんですけども、現状に復するという条件になるんじゃないだろうかということで、この管理棟、その他キャンプ場施設を、じゃあ現状に復するには、どの程度の費用が発生するかということも、ある程度こちらも見積もりをしましたところ、350万円から400万円ぐらいの現状復帰に要する費用がかかるだろうというふうなことで、これも含めまして、今後このまま借り続けていくのか、あるいは有効な施設の利用を図るのか、あるいは現状

に復して国にお返しするのか。この辺を限られた選択肢ではありますけれども、今後なるべく早く方向性を出していきたいというふうに思つていられるところでございます。

終わります。

○27番（成田 浩君）

今、日吉の支所長の数字が出ましたが、あの数字を聞いて市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

数字といいますと、何万円かで借りて、300万円か四、五百万円で壊す。この数字という問題も必要かもしれませんが、いろいろと方向を、今までに先送りはできないと、結論はこの数字を含めた中で選択の方向をやっていきたいというふうに、結論を早目に出して、このことを終了させていきたいというふうに思つております。

○27番（成田 浩君）

はい、わかりました。あと、先ほどありましたように、今後の利用の方法とか、いろいろなことで知恵を出し合つていこうということでもございました。季節を問わず、県内外から多くの人々が訪れるマリンスポットで九州屈指のサーフィン、ウィンドサーフィンのメッカである吹上浜周辺の整備、ここで駐車場の問題、あるいは休憩所の問題、またはシャワー室、更衣室の問題等が、若いうちから上がつております。トイレはどうかこうにか昔つくつたのが使用できるということですが、トイレの要望も出ておりますが、こういう若者に対してのあそこの再編のメッカの利用の方法を今後考えていった方がPRにも役立つんじゃないかなと思ひますが、この問題、整備等をどうしてやっていくか。市がしていくのか、県がやっていくのか、いろいろあると思ひますが、うちはこれに対して市長はどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

さつきも利用の中でサーフィン等がいろいろ

ろと大会を含めまして活発に行われておるといふことで述べさせていただきました。おっしゃいますとおり基本的には駐車場の整備とか、利用されている皆様方から強い要望があるというのは事実でございます。どの場所をどうするのか、市でするのか、県がするのか、また地元をお願いするのか、いろいろな選択肢はあるというふうにご考えております。

このことにつきましても、土地の問題等、まだ大きな課題等も残っておりますので、いろいろまだ地域のといいますか、あそこを伊作校区、伊作田校区でございますので、校区の皆様方とも十分いろいろと話をしてから進めていかなければ、基本的に、やはりあそこに集まってくる。また後の清掃含めて、いろんな大きな課題も残っておりますので、十分校区の皆様方とこのことについては話をしていきたいというふうにご考えております。

#### ○27番（成田 浩君）

一番問題は駐車場じゃないかなあと思っております。遊びに来て駐車場がなくて帰られた方がありますというようなことで、あそこのNPO法人の江口浜、何でしたかね、ビーチサービス、西村代表ですけど、あの人の中にもどうにかしてもらわないといけないということで、あそこに昔東市来町がやっていた管理しよったちり捨て場、通称ごと穴といいますかね、ありますけど、ああいうところを今後利用していけないものかなあと思っております。そういうところで、また若者がやってきたら活気が出てと思っております。その駐車場なんかのことも考えていってもらいたい、こう思っております。

私は、一つこんだけいい海岸がありますから、市の方が何か北から南まで23キロあるんですよね。この日置市が所有してる。多分23キロだと思っておりますが、それをそれぞれビーチジョギングやないですけど、ビーチマラソンぐらいを考えて、人を集める方法も

あるんじゃないかなあと思っております。そういうことで、この先、いろんなアイデアを先ほどもあったように出していけばおもしろいところになっていくと思っております。

日置市創生プロジェクトの中にも吹上浜アスリートの森づくりプロジェクトというのがあります。この中に吹上浜スポーツ振興公社の設立、これがいかなるものか、またどうなるのか。総合的なスポーツ交流拠点の整備、あるいは関連施設の整備、充実、サイクリングステーションの整備、マリッジ関係施設の充実と、こういう形で乗せてあります。アスリートというのは何かなあと思ったら、アスリートとは競技者、運動選手、スポーツマンと、専門分野の話でありまして、ここはアスリートだけじゃなくて、一般市民も県外市民も来れるようなレジャー施設のつくりがいいんじゃないかなあと思っております。そういうことなどを考えて、この中で進めている事業もあると思いますが、どの事業がどれほど進んでいるか、市長、答弁をお願いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、具体的に今上げてあります事業展開というのはされておられません。基本的には、今既存にありますそれぞれの施設の有効活用ということをお今のところ基本に考えております。

特に、このスポーツを含めた合宿を含めまして、いろんな海岸線におきます利用というのはやっておるようでございますし、今ご提案ございましたこのフルマラソンですね、こういうのも一つのアイデアかというふうにご考えておりますし、吹上の方では、その吹上浜海岸をある程度利用した中でジョギング大会というのは開催されておるようでございます。それぞれ、面的な整備を含める中におきます費用の問題も発生いたすようでございますので、総合計画の中にはアスリート構想という

ことで、それぞれスポーツ施設関連を含めまして、一つのものにしながらという形でありますが、今のところは、どうしてもこの既存の施設等の活用をうまく使っていく、そういうことを主体的に考えているんな方々のおもてなしを含めて今実施をさせてもらっているところでございます。

**○27番（成田 浩君）**

なかなか思うような形で、まだ事業の期間もたくさんあるわけですが進んでいないということで、少しずつでも今言ったように進めていきたい。目標を持った計画だと思っておりますから、やっていってもらわないといけないのかなあと思っております。

私がもう一つ、この海の落日、夕日のすばらしさは類を見ないほどの美しさがあります。年の最後を飾る12月31日に、何がしかのイベントを夕日が見えるところでやっていってもらえば、また人を呼べるイベントにもなるんじゃないかあと思っております。イベントをすることで、本市を対外的にPRできることで地域の活性化につながっていくと、こう思っております。こういうことを目標に今後行政の仕事をやっていってもらいたいものですが、吹上浜のことについては、これを最後に、また次にいきたいと思いますが、市長どうでしょう、こういうアイデアを持ってPRしながら交流人口をふやしていくのも、この日吉を盛り上げていく一つのものだと思いますが、今言ったように、つまらない発想かもしれませんが、みんなで知恵を出し合えばおもしろい企画ができると思います。

またなお、日吉町は町時代から夕陽丘公園と、すばらしいスポットがあるんですよ。それも皆さん方から消えているかもしれませんが、一応合併協議会の中では載っております。そういうことを踏まえて、市長の答弁をお願いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

イベントをする中におきまして、どういうところが主体的にしていくのか。行政が引っ張ってするのか。特に、今観光協会というのが一つになりまして、私このイベント関係については、あれ観光協会の方がやっぱり主体的になって進んで、やっぱり民間といいますか、やはりみんなを取り巻く形が一番いいのかなというふうに思っております。

そういう中におきまして、今ご提案ございましたそういうもろもろにつきましても、やはり観光協会といろいろと打ち合わせをしながら、またどれだけの人為的なもの、また経費的なもの、いろんなものが発生する部分が出てくると思っておりますので、十分、そこあたりは今後精査をさせていただきたいというふうに思っております。

**○27番（成田 浩君）**

そういうことで、吹上浜のことについてはやっていってもらいたいと思います。

文化財のことについて、先に進めます。無病息災、豊年満作を願い、それぞれの地域でしっかりと守られてきた郷土芸能、いろんなことも含めて無形、有形の文化財が本市にもあるということで、先ほども数字を挙げてもらいました。そういうことの中で、やはり保存していくのが非常に難しくなっているものがたくさんあります。

今、先ほどの市長の答弁では、東市来、伊集院と保存する場所がありそうですが、私どもの日吉地域にはそういうところもありません。庁舎の2階などには遊んでいる部屋がありますので、ああいう形のところを保存場所に使っていってもらえないのかなあと思っておりますが、個人で持っている価値ある文化財もどこにどうしたらいいのかと尋ねてこられる方もありますが、そういう保存の仕方、どこに余裕があるのか、そういうことを答えていただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、この一般の方々から、この寄贈とい  
いますか、文化財におきます寄贈というのが  
年に数点は来ておるようでございます。特に、  
何を基準にして市の方で管理をしていくのか。  
こういう基準選定というのも大事であるとい  
うふうに思っております。先ほどもお話し  
申し上げましたとおり、この文化財保護審議  
会というのがございますので、基本的にはこ  
の文化財保護審議会において、これは市の方  
で保存すべきであるという判断をいただかな  
ければならないというふうに思っております。

この保存場所でございますけど、旧町それ  
ぞれのところで保存をしておるようござい  
ます。特に、庁舎の一室という一つの例もご  
ございましたので、ここあたりの活用をという  
部分を含めまして、またそれぞれ検討もさせ  
ていただきたいというふうに思っております。

#### ○27番（成田 浩君）

難しいこととは思いますが、なくなってい  
くのは、なお辛いと思います。県の三大大事  
を代表する伊集院地域の妙円寺詣り、今補助  
があり、寄附があり、地元の皆さん方の協力  
などでうまく行われております。

吹上の流鏝馬行事がありますが、補助を減  
らされて、馬の2頭なんですよ、あそこは  
2頭の馬の飼育もままならない状況と聞いて  
おります。その窮状を市長はわかっておられ  
るのか聞いておきますし、またどうされるの  
か。とにかく、馬の1頭の飼育料が月4万円  
ということで、その2頭8万円、96万円と  
年間になっておりますが、馬の飼育費にも足  
らないんじゃないかなあという話でした。祭  
りをうまくやっていくためには、どうかもう  
ちょっとどうにかならないのかなあというこ  
とでございました。

これについてのお答えと、それから今話題  
のNHK大河ドラマで非常に有名になった小  
松さんの関係するものが個人収用になってお  
りまして、散財はされないものの、保存が難

しい状態になっております。例えば28代の  
肖像画とか、おちかさんの書簡、また清浄寺  
にある園林寺の変革とかということがどうし  
ようかということであるわけですが、どうに  
かならないものか、市長の答えをお願いいた  
します。

#### ○市長（宮路高光君）

流鏝馬の馬につきましては、会長さんから、  
行くたびにいつも言われております。基本的  
に生き物でございますので、大変、この維持  
管理といいますか、難しいのかなというふう  
に思っております。今後のこの馬の問題につ  
きましては、やはり馬を飼育して、それぞれ  
年1回走らせをする。ひとつ馬の借り上げと  
いうのも一つは私は手段であるのかなあとい  
うふうにも思っております。乗り手も要るし、  
いろんな馬術のところもあります。伝統を守  
るという中において、いろいろとお互いにア  
イデアを出していかなければ、ただその馬を  
飼育する費用というのは今おっしゃいました  
とおりそれは何十万円という費用がかかる  
ということはわかっておりますので、そこあた  
りを十分、また地域の保存会の皆様方ともお  
話をさせていただきたいというふうに思っ  
ております。

先ほども申し上げましたとおり、いろん  
な由緒ある大変すばらしい文化財におきま  
して、基本的には先ほど申し上げましたと  
おり、市長がどうこうという部分ではなく、  
やはり審議会という会がございまして、こ  
こで今までも保存する、どうするという決  
定をしておりますので、基本的にはここで  
そういう決定を出していただきたいという  
ふうに思っております。

#### ○27番（成田 浩君）

審議会の方のもとでということになりま  
した。できるだけ、地元の品物は地元で保  
存していくことができるような形をとって  
くだされば、地元の人に目がつくという形  
になりま

す。

先ほど馬の話もありましたが、流鏝馬2頭でやっているのはもうここだけですから、これを大事に守っていったらいいのかなあ。それとも、先を見て、1頭にしていくなあという形にもなっていくわけですが、それはまた地元の人たちが答えを出してくれると思います。また市長に無理がいくかもしれませんが、補助の面なんかでも、できることならいい形の返事をしていってくださればなあと思っております。

自分の地域のことですが、もう一つ、日置瓦を焼くかまの現存する中では、日本で最古のものではないかなというのが朽ちて残っているんです。10年ほど前まで——12年前までは、まだ使用されていた日置瓦のかま跡でして、これはもうもったいない話だなあと思っております。瓦組合の言うところによると、先ほども言ったように、日本の最古のかまじゃないかと。こういうのが、やはり地元の財産なのに、ほったらかされて、だめになっていく、はらしもたね、あん時、という話にもなっていくんじゃないかなと思いますが、このかまの話、日置瓦の件、市長はわかっておられましたでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

いや、私ちょっと初めてお聞きして、その現場を見たことございませんので、ぜひ今回この現場も見させていただきたいというふうに思っております。

#### ○27番（成田 浩君）

やはり、こういうのは残って、観光資源になって、ルートの中に入っていけばなあと思うような形で、私はつくづくかまを見ているところでした。少し真ん中のところが落ちてはおりますけど、いけんか箇所修理をすれば利用もでくつどなあというところの話まではいきました。本当に素晴らしいものなんだなあと思っております。

文化財のことでは、もうこれで終わりますけど、本当に大事な残していかないといけない文化財がこの日置市には多過ぎて保存の方法にもいろいろ難儀をするかもしれませんけど、先ほど言ったように、その地域のやつはその地域で保存して、みんなに触れ合うのが一番いいと思いますから、それをやはり考えていってもらいたい。私が言うのは、自分たちのところの日吉は、やはり日吉の役場のところに何か保存館みたいなをつくっていかないと、散財してなくなっていったら悔いを残すのかなあと思っております。

最後に、市民歌のことですが、ちょこちょこっと準備が進んで選定委員会の方でやっていくというようなことで返事をいただきました。また、坂口さんの方からも質問があると思いますが、私はもう最後に一点だけ聞いて、この質問を終わりたいと思います。この市民歌が制定されたら、どうしてもこれには振りつけがついてくるんじゃないかなあと思っておりますが、歌だけじゃなくて振りつけのことはどう考えられておりますか。

#### ○総務課長（桜井健一君）

ご質問の方は、歌ができ上がりましたら、それに対する踊りがどうしても出てくるんじゃないかということだと思いますが、それにつきましては、特段予定は、計画はしていませんが、市内にも何人か踊りの師匠さんなんかがいらっしゃるかと思っております。その方々でいろいろと検討、自分たちで検討していただけるんじゃないかと思っておりますので、それについては特段、何もこちらの方では準備はいたしておりません。

#### ○27番（成田 浩君）

最後と言いましたけど、そういうところまで、やはり考えていかないといけないんじゃないかなあと思っております、どうしても一緒に踊りをしたいという形の方が盛り上がると思います。選定委員会の方にもその旨を伝えて、い

い市民歌といい振りつけができるような形をとっていてもらいたい。それと、できるだけ早く、5周年を待たんでもいいんじゃないかなあと考えておりますが、やはりそこにこだわるのは何かあると思いますが、そういう形で、早くこういうのをちゃんとした形で広めていった方が盛り上がり、ムードづくりにはいいんじゃないかなあと考えておりますが、最後にどういう形で早くできるのか、努力をしていくんだというような返事をもらいまして、市長からもらいまして最後の質問といたします。

#### ○市長（宮路高光君）

振りつけといいましたから何なのかなあと、ちょっと一瞬、ふつう音頭といいですか、夏の音頭とか、普通市民歌があって、何とか音頭といいですか、祭りに使ったら振りつけがつくというふうには思いますけど、市民歌であちこちでは振りつけがつくのかなあとというちょっと疑問に思いました。

そういう中におきまして、また別に音頭はまた音頭でまたいろいろと市を盛り上げていくについては、またそういうものを考えていかなきゃならないというふうには思っております。

また、今の期日のぐあいでございますけど、やはりこれはやっぱり節目というのが一番いいし、4年過ぎまして、みんながやっとういうふうにして一体感を含めた中で、この歌の歌詞につきましても、やはりある程度成熟した方が、いろいろと意味合いもわかるんじゃないかなあと考えております。それにしても、やはりいろいろと歌詞を募集したりすれば1年以上かかります、基本的に。そういうことでございますので、実行委員会は、ことし年度末ぐらいはお金が要らないものについては立ち上げをしながらいろいろと歌詞におきます募集とか、いろんなことは今からしていくし、また曲もつけていただかなければ

ならない。そういうある程度の費用もかかりますので、約1年ちょっとかかった中でいけば、5月ごろにはどうにか間に合うような形になるんじゃないかと、そういう理解をしていただきたいと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

#### ○17番（梶 康博君）

私は、さきに通告しておりましたことについて市長に伺います。

まず、有線による防災放送事業についてであります。旧町で設置し運用してきた防災放送機械は、近い将来耐用年数が到来することであるようです。本市では、平成18年度地域イントラネット事業として、約6億円を投じて、市内、約100カ所の公共施設を網羅する高速通信情報基盤を整備し、この基盤の利用度をさらに高めるために、平成20年度より市内を周波数を統一した有線による防災放送事業と合わせて、平成23年7月24日を期してテレビのデジタル放送に移行するのを踏まえ、ケーブルテレビの事業計画を発表されました。

しかしながら、事業費が多いことや有線ということで、災害時の断線など、リスクも高いこと、また市民アンケート調査の結果により同事業は中止となった経緯がありますが、近い将来防災放送機械施設は改修の必要度は変わらないものであり、その対策をどのように考えているのか伺います。無線事業及び有線事業での資金対策や運用上のメリット・デメリットといずれの場合も総費用の見込みがわかっておればお示しを願いたいと思います。

この件については、これまで関連する方々が3名ほど発言もされておりますので、おおよその内容についてはわかっておるつもりで

ありますけれども、私なりに改めて伺ってまいりたいと思います。

次に、鹿児島中央駅ビル内に新たな店舗は考えないかということで伺います。九州新幹線が一部開業して、鹿児島本線は、特急や急行電車が廃止されました。薩摩川内市以北が、第三セクターの肥薩おれんじ鉄道となって、伊集院駅を利用する客層も通勤、通学の利用者が大半を占めるようになっており、長距離旅行者が利用する数が減少した今日、周辺の小売店やタクシー等の利用客も少なくなったと言われております。平成23年には、九州新幹線も全線開通の見込みであります。本市は、新幹線は通っておりますけれども駅がございません。合併前に比べると、農産物や海産物、その加工品、また文化的行事も多く、商工会や観光協会も一体となった今、鹿児島中央駅ビルに物産販売や情報発信の場として、新たな店舗を考えないか伺います。

これで、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の有線による防災放送事業について、その1でございます。先ほど、きのうからそれぞれこのことについてはご質疑、お答えした部分であります。防災行政無線を整備するに当たっては、財政措置といたしまして、総務省所管にする防災基盤整備事業債、過疎対策事業債及び合併債の起債のみであるというふうでございます。

防災行政無線を整備するに当たっては、これらの起債事業と一般財源により事業を整備していかなければならないということでございまして、無線におきます運用もメリット・デメリットということでございますけど、最大のメリットといたしましては、各家庭に設置する個別受信機に線をつなぐ必要がないことから、断線による不通状況がないということでございます。また、各家庭への引き込み

工事や全世帯を結ぶケーブル網の整備が必要でないため、極めて短期間での整備が可能です。また、個別受信機については、AC電源がとれ、電波が受信できる場所であれば、一般家庭のお好みの場所に設置ができ、移設も容易であることが挙げられます。

一方、デメリットといたしましては、地理的な条件等電波の状況によって、音声等鮮明に受信できない場合があります。

しかし、このデメリットについては、ダイポールアンテナや簡易中継局を整備することで緩和する部分が多いと思われております。

また、日置市全体におきます不感地域を解消するため、中継局や簡易中継局の整備が必要であることなどが挙げられます。

有線の場合でございますけど、市内全域のケーブルテレビ事業の計画では、市内全域に光ケーブルを敷設して整備した場合、約29億円余り、また、同軸ケーブルで整備した場合、約20億円余りが必要になるということでご説明してまいりました。

それぞれ補助金もあるということでありました。

運用上のメリットといたしましては、防災行政無線を有線に変えて整備することで、市内全域を対象にした一斉放送や自治会単位での放送がある程度リアルタイムにできるようになること。それから、地上デジタル放送に対する対応や市内全域がブロードバンド化されるということで、情報格差の解消が図れるなどのメリットも考えられるようでございます。

デメリットといたしまして、有線化することで災害時の断線や停電対策、イニシャルコスト、ランニングコスト、また、ケーブルテレビへの加入者が少ないときの月額使用料の問題等が挙げられるようでございます。

いろいろと有線におきます分についても、各種の利用といたしますか、いろんな利用方法

というのは、今後、独居老人とか高齢者安否確認とかいろいろとそういう利用というのは可能になってくるというふうに思っております。

費用でございますけど、無線の場合については、先般も申し述べたとおり、デジタル化にするのか、アナログを使うのか。また、この無線におきます費用の対価というのが幾通りの方法もございますので、試算がそれぞれでございます。今のところ、最小限っていいですか、アナログで更新した場合におきまして光ケーブルも一部使いながら最小限にいった場合について、約12億6,000万円程度かかるということでございます。

また、さっき申し上げました、有線におきます費用については、約25億円ぐらいということに、試算になっておるようでございます。今後このことにつきます有線、無線の中でございますけど、市といたしましては、今、この防災無線の方を先に考えて整備をしていきたいというふうに考えております。

2番目のアンテナショップ店舗、考えはないかということでございますけど、現在、鹿児島中央駅には、鹿児島中央ステーション開発株式会社が管理運営する催事コーナーとして約33平米の広さのスペースがあり、テナント料として、展示物に当たっては1日1万円、物産品販売の場合は売上額の15%が必要であります。

平成16年3月に新幹線が開通により、在来線の特急が廃止され、伊集院・東市来駅等、土産等の販売が激減しておるといこともお聞きしております。

日置市内の特産品等、鹿児島中央駅で販売・PRすることは、日置市の商工観光の発展につながると考えております。

ただ、管理会社に確認したところ、ことしの12月で鹿児島中央駅舎の改装に伴い、この催事コーナーを廃止するとのことでありま

す。中央駅の改修終了後、どのような形でコーナーが設けられるか、現段階ではわかっておりませんので、また、中央駅の改修後につきまして、商工会とか観光協会等と十分意見をお聞きしながら検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時10分開議

#### ○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。これまでの市長の答弁と、先ほどの市長の答弁合わせながら、これから伺ってまいりたいと思います。

まず、地域イントラネットの利用度を高めるということ、どのようなことを考えてこれから進めていこうとされているのか。

先ほど、防災無線を先行きして考えていきたいというようなこともあったようですが、これまで、この地域イントラネットとあわせて、携帯電話の不通話地域の解消ということも盛り込まれておったわけですが、こういったこと等を考えて、このイントラネットの基盤をどのように……。——あとからも質問もあるようですので、余り踏み込めるところでもないですが、どのように考えておられるかを伺いたいと思います。

#### ○企画課長（冨迫克彦君）

ただいまのご質問でございますが、これまで企画の方としましては、そういう高速通信の関係、放送の関係、防災行政無線。この3つをあわせた形でイントラネットの光ケーブルを使っていきたいということで計画して

まいりましたけれども、防災行政無線の方と切り分けるということでございますので、当初イントラの整備時点で考えておりました携帯電話の不通話地域の解消。そのための鉄塔整備、その際にこのケーブルを使うとか、ブロードバンド未普及の地域がございますので、その会社のために使うというようなことで、これから考えてまいりたいと思っております。

**○17番（梶 康博君）**

17番。利用等については、今、企画課長の方からも伺いましたけれども、私が考えるところによると、今、このイントラネットの延長上にあるのは、議会の中継とか、先ほどもありました証明書とか、本当にこの6億円が非常に高いものになっているっちゅう事は、非常に否めないものであると思うわけであり、また、今後どうするかということについて考えるときに、このイントラネットを個人でも利用できないかという人たちも出てきているわけです。そのことについてはどのように判断されておられるのか伺いたしたいと思います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

昨日のご質問の中でも少しご説明申し上げましたけれども、実際、市内では交換局の問題でブロードバンドになってない、使えてない地域の方々。それから、交換局から遠い地域にお住まいの方々。また、そこで創業されている企業の方々。そういう方々でお困りの方々が結構いらっしゃるというふうに認識をいたしております。

したがいまして、基幹となります市のイントラネットを介しまして、そこから必要などころに線を延ばすなりして活用する方策も、今回の実証実験の中で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（梶 康博君）**

17番。ぜひ、我が土橋、中川地域だけでなく、日置市内でも私がお聞きした範囲ではかなりの人が「何でこのような事業を中止し

たのだろうか」という方々は、そのような考えを持っておられる方々がいらっしゃいます。

やはり、こういう方々に対するこたえる意味では、ぜひ実用化されることを望みたいと思いますので、取り組みをしっかりとさせていただきたいと思います。

先ほど市長の答弁の中で、無線事業で防災事業をした場合に12億6,000万円、また有線の場合はおよそ25億円と。そして、有線の場合はすべてが起債と。それから、有線の場合は補助事業もあるというようなことでありますけれども、この25億円の中で補助金がどの程度見込めるのか。

今回、私の地域では北京オリンピックを見たいということで、デジタルに共同アンテナを移したわけですがけれども、地上デジタルでは衛星は見られないということで、それで八十二、三戸の中で約160万円ほど経費がかかりました。衛星放送を受信するには、さらに300万円から400万円程度の費用がかかるということでございまして、市内の共同アンテナの世帯が約三千五、六百戸と伺っておりますけれども、その方々は両方工事をするとなると、かなりの億単位の、2億円、3億円のお金が動いていくと思います。また、これまで共同アンテナでなかった方々においてはUHFのアンテナはお持ちでしょうけれども、また、衛星放送の受信装置を、アンテナをつけるとすると大体二、三万円かかる勘定になると思います。

そういうものを計算をしますと、あちこちすると10億円前後のお金が市民の中から動いていくんじゃないかということも考えるわけで、今、市が事業をしようという考えの中での起債と補助金について伺いたしたいと思います。

**○企画課長（富迫克彦君）**

それでは、私の方から有線で整備をした場合の補助金のことについてということで、ご説明を

させていただきます。

今回、先ほど市長が申しましたように、大体概算25億円前後を想定しておりましたけれども、この内訳としては、市街地部分には総務省の情報通信基盤整備交付金を、また、市街地外の農山漁村地域については農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト交付金というようなものがございましたので——いずれも3分の1の補助なんです——こちらを活用して進めていければということで考えていたところでございます。

それから市内の協調組合さんの整備について、デジタル化するために160万円程度必要になったというお話でございました。私どもが今、把握している中では大体が160万円ぐらいから200万円程度でデジタル化についての対応はされてるようでございます。衛星アナログ放送が、今のデジタルにただ施設を変えただけで見れないということで、この組合さんもいろいろ問題をお持ちのようございました。

中には戸別にパラボナのアンテナを各家庭ごとにつけるという対応をされたところもあるようです。と申しますのは、この衛星アナログっていうのが、2011年7月をもってすべてもう衛星デジタルになるものですから、一時の間衛星アナログをごらんいただくという前提になるものですから、そういった対応をされてるというふうにお聞きしてるところでございます。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。有線でやった場合は3分の2ほどが単純にいつて補助対象になるというふうにご考え……。それぞれの項目で違うということですか。総務省と農林省で3分の1ずつということは、都合したら場合は3分の2ほどというわけにはいかないわけですね。わかりました。失礼しました。

まず、25億円の有線については、補助対

象がある程度はあるということであるようです。そういうことを考えると、これまで有線については一たん死んだような話になってる私のこの話ですので、大変お考えになるのも難しい面もあるということは、私も重々わかっている中で、こう掘り返しておるところで、大変恐縮な面のあるわけですけれども、市民のお金が動くということについては、市ができるだけ国・県の補助の中で事業を進めた場合と、どのように差があるのかということも、やはり認識をした中で今後私は判断を、市民の皆さんがすべきことではないかなあと考えるわけであります。

そういった意味では無線事業の場合、単費事業であり、有線の場合は如何に未来があるかということで、私が自分たちの地域のことをお話しするとおかしいと思われかもしれませんが、私たちの地域は昭和30年代の初頭に有線ラジオが導入されました。それ以来、約50年間自治会長さんは自宅から行政それぞれの組織からの回覧等について放送されております。それは50年経った今も、これからも必要度は変わらないと思うわけです。

今日の時代、それでは将来を見据えたときということになると、やはり、この有線事業による光ファイバーを利用する用度を見据えたことが大事じゃないかなと思うわけです。

先ほど市長が答弁されました、無線を先行きすることも経費的には安くつくものであるかと思えますけれども、このことを考えたときに、市長の考えは、やはりこれまでの意見と変わらないものか——ここで即答できるっていうものでもないかもしれませんが——お聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

詳細については企画課長の方もお話申し上げたとおりであります。

この防災無線につきましては、今までそれぞれ既得権っていいですか、そういう中で各

市それぞれやっておったことを補修していくという形の中で経費が必要とすると。今回、光ケーブルを含めた中に、新しく新規にやっっていかなければならない問題。私ども最初いろいろとこのことについて考えをしたわけでございまして、初期投資に通じましては、その持ち出しというのはそんなに補助事業といろんな活用して、そんなに変わらない部分があるのかなと思ったりしますが、やはり、今後のこの維持管理、要は1年を含めたこのケーブルテレビをした場合に維持管理という問題。これが一番大きな経費につくのかなど。それだけ個人の皆さま方の負担がどうくるのか。個人の負担がある程度みんなが加入するいろんな形ができれば、その維持管理を含めた維持費というのが少なくするわけなんですけど、やはり、市がこの維持管理までいろいろと費用をみていくというのは、大変今のところは難しいと。

そういう初期投資だけでなく、これからの維持管理を考えたときが一番この有線ということで大きなネックになってしまったということでございましたので、今のところ、無線におきましても、やはり四、五年、五、六年以上かかって修理を——早くしなければならぬ地域からやりますので——短期的に財政投資をしなく済むんじゃないかなど。

やはり、私どもの今、市におきます財政状況、借入金を含めた、この削減をしていかなきゃならない。こういう時期の中において、そういう決断をしなければならなかったということでございますので、議員がおっしゃいますとおり、今後50年後の中の活用といろんな問題を考えれば、そういうひとつのみんなが自分のお金を出さなくても済む分もあるというふうな認識しております。

今、私どもが、さっきから出てきておりますように、この原油高騰とか現実的な今の生活を含めて、今、特に投資をしていかなきゃ

ならないのか。本当、先、今言った先を見据えた形でも投資というのは必要であるというのはわかっておりますけど、今の限られた財政の中でどうあるべきかということ判断をさせていただいた中において、市長としてはこの無線を優先さして進めさしていただきたいというふうに考えております。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。合併協議の中にも情報通信での地域間の格差を解消するためにきめ細かい情報通信網の整備を図るというようにうたわれており、その計画を進めるということは、今、市長がおっしゃったように、財政的に非常に難しいという中ではこのジレンマもあると思いますけれども、今後、このテレビの2011年を境にして市民の方々の認識も変わってくるんじゃないか、私は思うわけでございます。そのとき既に事業は発進してるわけでありますので、ここで再度、私は市長にその真意を伺うという立場に立ったわけですが、やはり市長はそういう考えが変わらないということであれば、これは時代の流れが少し遅れていくのかという気もいたしますが、それが市民の皆さんの選択であるということであれば、またそれもいいことではないかと思えますけれども、同じ投資をするなら、先行き投資も加えた付加価値のあるものを投資していくとも、無駄な投資をしない一面もあると思います。

今後、市民のみなさんお互いの判断も待ちたいと思います。

これで、有線についての質問は終わらせていただきます。

次に、鹿児島中央駅ビルにテナントを出さないかということでございますけれども、鹿児島中央駅は増床の計画もされており、市長の話では、イベントコーナーが廃止されるということですが、1日とか1週間でも問題ではなく、やはり、継続的に販売するよ

うなシステムの店を——情報発信の店を——アンテナの持たないかということ、私はちょっと財政的な部分も大変だろうと——ちょっとやそっとやないと思いますけれども——ということで市長に伺っているところでございます。そこはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

鹿児島中央ビルの中におきます催事といいますか、催しをする会場がございましたので、そこに店を出す考えがないかということをお考えまして、先ほどお話を申し上げた次第でございます。

今、お話のとおり、鹿児島中央駅の方に基本的にアンテナショップを借り上げて、そこで売り上げをして販売する。これは、一つの手段だというふうには思っております。私、この日置市の地理的な条件の中におきまして、今、日置市大変すばらしい物産館がたくさんあちこちで運営をしております。駅に出すのも一つの手段かもしれませんし、それには費用もかかります。それよりも、今のところを、このある物産館をいかにして鹿児島を含めてあらゆるところから来ていただく。そういうことで日置市におきます特産品の販売促進、こういうものを図っていけばいいのかなというふうに考えておきまして、今、ほかのところを借り上げをしてまで鹿児島中央駅の方に……。大変これはある程度高こうございます。金額的にしても、また、出品者もそれだけのリスクを負わなければならないということでございますので、今の現時点では大変テナントを借りてするというのは難しい状況であるというふうに思っております。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。長年続いておりました山形屋の物産展も19年度は中止になったようだと思うんですが、予算に計上できなかったようです。その中止になった理由というのはどのような、やはりこういった経費の問題であるの

か、出品者の問題であるのかお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

山形屋の物産展については、市の方は一切経費はもっておりません。

19年度に中止になったというのは、時期の問題がちょうど今まで例年2月か3月にやっておりましたが、向こうの都合の中で、4月か5月でしたか、という返事がまいりまして、今、出店している方々と話し合いをしたところ、19年度は一応中止にしようということになりまして、また、20年度は日程の調整がついたようでございまして、また山形屋の方では物産展をするということをお聞きしております。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。中央駅ビルへのテナントについて、非常に私も難しい面もあると思うんですけれども、地域の産物を見たときに、非常に意義のある産物がたくさんあるんじゃないかと思っておるわけですが、市長の答弁の中での、この物産館を利用した促進ということについて考えますときに、江口の蓬莱館は観光バス等も行き来して止まってくれるようでありまして、ほかの物産館にしては余り聞かない話の中でありまして、物産館については身近な周りの方々の利用を根ざした中での物産館の設置であったと考えておるわけで、今後人がたくさん出入りするようになることにおいて、我が日置市にも観光客が足を運んでくれるようなシステムの構築ということもやっぱり大事じゃないか、思うわけでございまして、その中では、こういう直場所——テナント——を出店することによって、またその意味合いもあるんじゃないかと思いましたが、市長がそのようなお考えであるということであれば、難しいということをお聞きいたしました。

私の質問は何としてもこのアンテナ店舗を

と思っておりましたけれども、大体わかりましたので、もう質問はここで終わりたいと思います。

終わります。

**○議長（畠中寛弘君）**

次に、7番、並松安文君の質問を許可します。

〔7番並松安文君登壇〕

**○7番（並松安文君）**

7番。本日で私が最後の質問者となりましたが、もうしばらくご辛抱を願いたいと思います。

私は先に通告してあります2点について質問いたします。

1点目の質問は、21番議員が先ほど総体的な質問をされ、市長の方から答弁がありましたので、私は少し細かな点を質問したいと思います。

担い手農業結婚支援事業について伺います。

今日の農業後継者の結婚問題は全国的に深刻化していますが、この問題を議論する機会がなかなかなく、今日に至っています。1つの農家から見ると嫁・婿不足はお家存亡の危機であり、市全体から見ると農業後継者不足が一番であり、その上、人口が減少し過疎化が進み寂れることとなります。

このような状態を放置するなら将来農業の崩壊、地域社会の衰退に結びつくことが明らかです。その危機を解消するために、今年度6月議会にこの事業が提案され採択されました。

そこで①の質問に入ります。

事業名は「担い手農家結婚支援事業」となっていますが、市全体ではなく、なぜ担い手農家に限定した理由をお答えいただきたいと思います。

2点目、現在、担い手農家の未婚者数は何名ぐらいいますか。

3点目、チラシ配布や広報紙で案内してい

る10月に実施予定の交流会に参加人員は何名ですか。

4点目、今回は担い手農家に限定しましたが、今後、市全体で実施する考えないか伺います。

次に、2問目の質問です。

私有地の有効活用についてであります。

本市に限らず、どこの市町村でも道路改良工事のため旧道が残ったり、工業団地または住宅分譲地、公共工事等の残土捨て場など大小問わず土地が多くあると思います。

そこで、現在私有地で利用されていない土地、旧道の残地は除きますが、工業団地、住宅分譲地、捨て場など何カ所ぐらいありますか。

2点目、飯牟礼地域にある仮称多目的広場と称する埋立地があります。この土地は10数年前から公共工事の捨て場として利用していましたが、ほぼ埋立てを終わり、今では市道と同じ高さぐらいまで埋まっています。

現状で埋立ては終了なのか伺います。

3点目、埋立地付近の市道改良についてです。

県道日吉・伊集院線沿いにありながら、県道よりも低いところにあるため、この土地がなかなか皆さんに見えません。利用価値を上げるには埋立地を上げなくてはなりません。そのためには市道の改良が必要です。市長の考えをお伺いします。

これで、1回目の質問は終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の担い手農家結婚支援事業についてご質問でございます。

その1でございます。

先ほど、局長の方からも若干説明があったというふうに思っております。基本的に私も地域、第1次産業——特に農業、林業、水

産業とは第1次産業でございますけど——主に農家がある程度の大きなウエイトをしている私どもの本市でございます。全体的に考えますと、大変こういう晩婚化となっているのは全体的であるというふうに思っておりますけど、やはり、私どもの市の産業ということはどう構築していくのか。これが、やはり行政のある程度の務めじゃないかなということにおきまして、今回は担い手農家ということに限定をさせていただきます。

今後の展開につきましては、またいろいろと幅広く実施していけばよろしゅうございますけど、この結果を十分精査していく必要があるというふうに思っております。

2番目の、この人数でございますけど、現在、担い手の未婚者数におきましては、33名というふうに把握しております。また、いろいろと担い手でない方もまだいっぱい農業で独り者いらっしゃいます。担い手農家という中では33名という言い方をしておりますけど、まだ以上、数多くいるというふうには思っております。

3番目でございますけど、10月に交流会を実施する予定でございます。9月16日現在に男性が5名、女性が8名の申し込みがあるようでございます。今後におきましても農業委員の皆様方を含め、またそれぞれの広報をやっていききたい。たくさんの皆さま方が参加していただけるように思っております。

また、将来的なことでございますけども、さっきも申し上げましたとおり、担い手農家を実施し、そういう波及がどうあるのか、こういうものを見まして、市の全体的な取り組みというのはやっていきたいというふうに思っております。

2番目の私有地の有効理由についての1番目でございます。本市における未利用地は80カ所、約130筆、面積で8万2,000平米であります。そのうち、工業団地が、清藤

工業団地が3区画2万8,499平米、亀原工業団地が1区画の8,634平米、計で3万7,133平米となっております。

そのほかでございますけど、売却可能な資産といたしまして、未利用地として宅地が34筆7,925平米、雑種地が63筆2万2,964平米、その他ということで28筆1万4,035平米、残りがさっき工業団地の方が3万7,133平米というふうになって、8万2,000平米程度ということになります。

2番目の質問でございますけど、飯牟礼におきます埋立地におきましては、県道伊集院・日吉線の道路改良を進めるために、旧伊集院町におきまして土地取得をしまして残土を埋めて埋立地をつくるということでありまして、平成9年から平成18年度までにかけて、おおよそ県といたしましての一つの仕事は完了したということで、市の方に引継ぎをしております。その後、あちこちのまだ残土が出たりしておりますので、今、埋立てを少しずつでございますけどやっているという現状でございます。

また、市道の改良ということでございますけど、特にこの県道から低いところであり、市道がトンネルを通る市道であるというふうに思っております。その両面が大変きつい形の傾斜地があるということでございまして、この市道改良ということにおきましても、この利用目的といいますか、どういうものに利用目的を選定した中におきまして、その周辺部の道路を含めた形の環境整備というのは実施しなきゃなりませんけど、今のところひとつの目的ということが、まだ実施が、方向づけがなされておられませんので、今のところ現状のまま少しずつ埋立てをしながら、もう少し今の状況じゃ、要壁等をもう少ししていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○7番（並松安文君）

7番。1点目の担い手農家だけ実施した理由のうちのは、第1次産業が多いと。そこで未婚者が多いということで大体わかりましたが、この現在、担い手未婚人数33名という人数がでておりますが、こうして私たち市全体、してまた、我々の地域とか、また、我々のこの周りを見ましても、結婚適齢期者が——一応このチラシには25歳からとなっておりますが——まだまだたくさんいるんじゃないかと思えます。

市長はこういう原因といいますか、結婚をしない人が多いということはどう考えというか、思われますか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと要因はあるというふうに思っております。それぞれ男女均等法におきまして、女性の方々も社会進出し、それぞれ自力でそれぞれ生活ができる、また、生活的に大変生活水準が向上していると。食品にいたしましても、スーパー、また、ああゆうところにおきまして、すぐ買ってきても食べられるし、洗濯もコインランドリーがありますし、何も生活するには支障のない、こういう生活水準が大変レベルアップしているのも一つの要因であるのかなと。それぞれの子供たちを、または子孫をとといいますか、そういう感覚といいますか、そういう意識というのがどうあるのか。やはり、総体的にいろいろ結婚しないという要因はあられるというふうに思っております。何がどうかという一つの原因ではこのことは論ずることはできないのかなというふうに思っております。（「難しい質問だなあ」と呼ぶ者あり）

○7番（並松安文君）

なかなか難しい質問だなという意見も出ておりますが、この10月に実施される予定のふれあい交流会。これは先日、局長初め職員

の皆さんで天文館まで行かれて、こういうチラシを配布したと。本当、努力は認めます。そのときに局長さんなんかが行かれたわけですから、その配った人の感想といいますか、反応といいますか、どういう……、今回見ましても男性5名、女性8名といまのところあるわけですが、局長としてどういう反応を感じたかお伺いします。

○農業委員会事務局長（大北節雄君）

天文館での配布の感想ということですが、確かにああいうところに行きますと、ちょうど時間帯が6時から7時の1時間帯。まあ、OL、女性が帰る時間帯を想定してチラシの配布を行ったんですが、やはりああいうところは配っても受け取ってもらえないというのが実情でございます。

ですから、今、別な方法として、まあ、いろいろな新聞とか、いろいろな広報等で取り組んでる状況でございます。

○7番（並松安文君）

反応はなかなかもてないでしょう。実は昨日からテレビの方で15秒ほど朝、宣伝といいますか、コマーシャルをやっているようです。また、それを見た人が反応があって募集をされるんじゃないかなと思います。

多くなれば、多分、皆さんも安心するんじゃないかなと思います。

ここに、私は実はことし政務調査でちょっと結婚相談所が開設してる自治体を見てきました。そこで今回、日置市の場合は初めてということで農業委員さんを相談員としてやっているわけですが、ここでは、相談員さんを14名ぐらい募集しまして、その中から会員さんも募集すると。見合いをする相手の会員さんも募って、相談員さんがその仲を見ながら1対1で会わせてお見合いをします。ということで、もうここの自治体は20何年ぐらい、30年近くやっております。そこで、毎年平均10数組づつやっているようです。そ

こで今まで300何組やっているようです。

私たちのこの鹿児島県人というのは、県民性ですか、みんなの前に出たがらないと。恥ずかしくて出ないというのがあるんですよ。この辺を今回見ても5名、8名と。また、担い手の方33名いらっしゃるわけですが、この人たちが全員参加されて来るのか。こういう男性が5名いますと、また担い手の方もまたいまして、女性の方が少ないということでアンバランスになるんじゃないかなと思います。

そこで、今回は初めてでいろいろ試行錯誤しながらやってることだと思いますが、そういう将来、今後、そういう農業委員さんだけでなく、一般の方を応募しながら相談委員さんを応募したらということなんですが、どういうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、今後におきましては、そういう一つの相談員とか、会員とかそういうふうになってくるのかなと思っております。

今回も私どもも、仲介をしていただける方にも報奨をやるというのは、さっき言うたようにみんながみんなの前では出にくいという部分がありますので、今回は農業委員の皆様方に含めまして、この仲介の方にも報奨金をやろうということは1対1を含めまして、そういう方は個別にお願いをいたしたいというふうに考えておりますので、今後、今、ご指摘ございましたことについては、ことしの結果を踏まえ、また今後の展望の中で組み入れられるような形の中で進めていけばいいというふうに思っております。

#### ○7番（並松安文君）

先ほども言いましたように、今回が最初の事業です。いろいろ試行錯誤しながらやっていくわけですが、将来的に全体的にやると。先ほど市長の回答もありましたが、やってい

きたいという回答もありましたが、皆さんこの予算が136万円程度の予算を費やして今回やるわけです。大事な財源ですので、皆さん、先ほども21番議員が質問に、今回1組の方がもう決まりまして、報奨金が、礼金をやったということですので、あと2組ぐらいは目標にといっとります。先ほど言いましたようにほかの自治体の中でもいろいろやっておると思います。2組、3組と多くなれば、我々のこの今、少子高齢化ということで少子化が進んでおりますが、そこでこの若者が日置市に定住ということがあれば、もちろん人口もふえますし、そういうことを我々は期待するわけです。

市長が今、先ほど言いましたように、今後、将来全体的にやるという考えがあるということですので、ひとつ期待して次の質問に移りたいと思います。

2問目の飯牟礼地域にある捨て場ですね。県道改良のために捨て場としてました。飯牟礼多目的広場と仮称名でなってるんですけど、これが本当もう10年ぐらい前から県の方がしまして、もうほぼ埋め立てが済んだんじゃないかなと。地域の人たちも毎日あそこを通る人たちが見ながらあのまま放っておくのかなと。何かしなければなあと思いつつながら、皆さんが意見を言ってくれます。

私も、以前質問をしたとき、まだ、あんときは埋め立てが途中でした。そのときはまだ市長も今のところは考えはないということですが、何か以前、今年ですか、去年ですか、企業が見に来たという話もききましたが、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先も答弁いたしましたとおり、県と旧町また市と契約の中におきまして、一応埋め立てに関します経費の方につきましては、今まで県でしてございまして、これは今後の埋め立て経費については、市の方でしていかなければ

ならないということでございます。

今後の活用の問題でございますけど、先も話のとおり、いろいろな条件が出てくるのかなあというふうに考えております。

その中で先般、ある会社が土地がほしいということで、工業団地を含めあちこちを見てもらいました。ああいう土地でございますので、約1万8,000平米ぐらい有効面積があるということでございますので、今後やはり地域を含め何か活用策がないのかなということで、私ども行政の方も模索をし、転売ができれば一番いいというふうに思っておりますので、そのときに、さっきも言ったように、目的がはっきりした中におきまして、市道の改良または周辺部の景観を含めた中である程度の設備をしていかなければ大変危険なといえますか、あそこの市道も雨の場合につきましては封鎖をしたりする場所でございますので、そういう目的をその土地の活用がはっきり決まった段階におきまして、市道等含めて整備をしていかなければならないというふうでございます。

今後におきましても、企業とかいろんなところに土地を見てもらいまして、いろんなところを探っていききたいというふうに思っております。

#### ○7番（並松安文君）

7番。ちょっと、失礼しました。ちょっと順番が入れかわります。

市内に、先ほど未利用地が8万2,000平米ぐらい残っていると。これは清藤の工業団地、そしてまた県営の亀原工業団地、そしてまたいろいろそういう宅地と残っているとありますが、工業団地の方は前からすると大分解消というか、埋まってきたかなあとと思います。これは、市長並びにまた職員の皆さんの努力じゃないかなと思います。

まだまだ、でもこんだけのまだ残っております。本当、先ほども言いましたように、市

道の改良で旧道が残って周りを立ち入り禁止ですか、そういうのをしたり、そこにはごみだめですね。もう、なったりして本当市民の皆さんももう困ってると思います。また、その隣の山の人たちがほしいと思うんですけど、舗装をしたところまでは利用がないというのものあるんじゃないかなと思います。地権者がほしければ、本当今、売買は、払い下げはしてると思います。これをどしどしやっていると、ああいう土地が残れば、本当ごみだめになったり、本当捨て場になったりして困ってるんじゃないかなと思います。

この8万2,000平米ですか。このようなまとめますと、大変な土地ですが、市長、これからはいろいろ工業団地等も誘致、そしてまた借地——売買ができない場合は借地等を考えていらっしゃると思いますが——そういう最近の情報としてそういう話はないのか、お願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に道路におきましても、新規を含めてちょっと余計に買わなければならなかったり、そういう部分があったりして残ってる部分がたくさんございますので、そういうところにつきましては、特に隣接する方々にお話を申し上げ、早く転売ができるような形を進めていきたいというふうに思っております。

今、工業団地の方におきましても、てまひま堂の方がまた早く着工する予定でございますし、今、運輸会社がひとつ土地を取得にきておりまして、まだ正式に決まらない状況でございます。今の、昨今の経済情勢の中でやはり大きな1万平米含めたなかぐらいの土地というのは、大変難しい分がございますけど、私どもも土地の活用の中におきまして、売買また賃借含めた中で今後ともあちこちに訪問しながら、また、いろんな情報をいただきながら、早くこの未利用地というのを解消をし

ていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（並松安文君）

工業団地の方は期待したいと思います。

飯牟礼のこの多目的広場ですか。これが、先ほど言いましたように、1万8,000平米1.8ヘクタールですね。あのような膨大な広い土地です。そこをあのままするのはもったいないから、市民農園につくったらどうかとか、いろいろ地域住民の方々が意見を出されます。本当、ありがたいことだと思います。こういう意見があるということは。

でも、1億円ぐらいの土地を市民農園ですか。高い土地なんですよ。まあ、それはもったいないと。これは市長努力でまた誘致並びにまたいろいろ売買のそういう話がありましたら、努力してもらえればいいと思います。

また、この市道の件ですが、この市道は昭和の初めにこのトンネルなんかは飯牟礼地区民が総動員しましてつくった道路です。勝手は悪いが飯牟礼の玄関口、広域農道とかなかったわけですから、飯牟礼の玄関口ということで利用されたわけですが、現在、本当、幅も狭く、車の交通量も少なくなっています。先ほど市長が言いましたように、梅雨時期になりますと、以前は通行止めにもなりました。それも今はちょっと解消されていますが、これも地域住民の方々の意見もあります。こうして地域住民がつくったトンネルだからぜひ残してもらいたいと、そういう意見もありますし、皆さんもう世の中は道路をよくしないといけないということで、部位カットをして市道を早くよくしてもらいたいという意見もあります。そこで、そういうところで考えるのは左側が高いんですね。それで危険ということで通行止めになるわけです。あの山をとって、今埋め立てのあそこを埋めて、県道近くの高さまでもっていけばという意見等もあるんですよ。地域住民の方々から。

そのようなそういう意見を私もこうして市

長にこうして質問するわけですが、市長、こうして地域住民の意見もあります。そういうことで、先ほども市長は買い手が決まって埋立てをしたら、そのとき考えようという話でしたが、ぜひ、早急にそういう対応をしていただきたいと思いますが、もう1回、ちょっと市長の意見を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございますとおり、大変高い急勾配な傾斜をもっている市道でございます。今、お話に申し上げましたとおり、目的の売買する価格を含めまして、やはりそれぞれの買い主を含めた中の意向を、やはりどうあるのか。基本的にあれだけの広い土地の中におきます、また、危険な箇所もございまして、市といたしましてもそれだけの責任ある対応はしなきゃならないわけですけど、やはり、売買してその価格の利益。利益をいただきながら、その造成費を含めて試算をしていかなきゃならない。

要は、早く買い主を見つけて有効活用を図っていくことがいいことじゃないかなというふうに思っておりますので、努力をさせていただきます。思っております。

#### ○7番（並松安文君）

私も以前、またこれを本当3回ぐらい、もう質問していますが、以前は警察署の建設はどうかと、誘致はどうかとお話しましたら、警察署の方からちょっとうちまできてもらいまして、どういう考えで質問されたのかということを受けまして、日置市は合併したんだから、吹上・東市来全体を見回すためには少しでも近い方がいいということでお話ししたら、実は伊集院の警察署が鹿児島県でも2番目に古い建物だと。今、いい場所があれば移動ですか、したいのはやまやまじゃないかなあと思います。そこも、私ももうその話は、もう今はしていませんが、そういう公共的な建物、そういういろんな事業等の企業等がそういう

お話がありましたら、ぜひ、市長の努力で早く解決できるように期待しまして、私の質問これで、早いですが終わります。

○議長（畠中寛弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時05分散会

第 4 号 ( 9 月 22 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（16番、11番、2番、18番、6番）
-------	-------------------------

本会議（9月22日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	地頭所浩君

商工観光課長	鉦之原 政 実 君	市民生活課長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	会計管理者	朴 木 義 行 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

おはようございます。今月2日に福田総理大臣は困難な国の状況を打破できないとの理由から辞任を表明されました。しかも、さまざまな阻害理由だけを述べ、会見上にいた新聞記者などに、みずからのいら立ちをなすりつけるかのような言動さえテレビに流れていました。昨年の就任会見では自信に満ちあふれていたにもかかわらず、残念であります。それを見ていた国民の反応はさまざまでしたが、なぜ、ごめんなさいが言えないのでしょうか。最初にみずからの非力をおわびするのが先であり、人としての道だと思います。

さて、我が日置市においてはどうかでしょうか。合併をして3年半が経過しましたが、困難な状況を打破できているのでしょうか。物価の上昇や景気の悪化、三位一体の改革で所得税は軽減されましたが、市民税、固定資産税、水道料金などの上昇で身近に重税感を感じる、暮らしにくくなったとの市民の声が聞かれます。社会に閉塞感があっても、日置市だけはいつかはよくなると市民に希望を与えるのが、市長、市役所の役目であります。もちろん、私たち議員も同じであります。そこで市長に質問をいたします。この3年半、活力ある日置市の建設のために取り組んだ事業の中で、特に成果を感じられたものはどの

ようなことですか。お示しをいただきたいと思えます。活性化のためには、まず、財政の健全化が先であり、資金的にも余力が必要です。とりあえずの最大目標である無駄な歳出の削減について、その効果はどうであったでしょうか。見直した事業など、その内容をお示してください。

また、同時に歳入をふやす取り組みはいかがだったでしょうか。行政投資の最大の目的は、税金という公金を投入して、循環させて、市民が活力をつけて、再び税という形で還元することにあります。ところが、その回収方法が市民税や固定資産税など、市民が負担増を実感するだけの安易な徴収の形になっていませんか。いかがですか。それに見合う市民サービスはできているのでしょうか。逆に行政サービスの低下はないでしょうか。市長や職員は公僕であり、市の発展や市民の幸福があつての存在であります。どうも、今の税負担などその構図を見ると、市民の上に役所、行政があるような気がしてなりません。市民と行政の協働は当然でありますし、特に経済問題などは自由競争の原理で働き、行政側が余り深入りすることは好ましいことではありません。しかし、経済を政治問題としてとらえ、行政は誘い水を持って誘導する責任があります。だから、住民が行政に何かやってくれるだろうと期待するのは当然のことです。市の活力ある発展のために、行政がアイデアを出し、リードできているのでしょうか。

最後に、この4年間の経験と成就できなかった施策を合併2期目となる次の世代にどうバトンタッチするのか、その思いについて質問をいたします。誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の活力ある日置市の建設について、

これからを伺うということで、1番目でございます。

日置市が発足してもう丸3年が経過し、これまで17年度は旧4町で編成されました予算を引き継ぎ、また、18年から20年度にかけて旧町からの継続事業を中心に取り組みをさせていただきました。その成果といたしましては、町づくり交付金事業や道整備交付金事業などを活用した道路整備網等、社会基盤の整備、それから、地域イントラネット基盤施設整備事業を活用した情報基盤の整備、農林水産業では、いろいろな補助事業を活用して産業基盤の整備に取り組んでまいりました。また、教育関係では、校舎改築や扇風機の設置、それから地区公民館施設の整備と、人員配置などに取り組み、県も取り組んでいる共生・協働の地域づくりに向けて踏み出せたと考えておりますが、総括いたしますと、継続事業を優先して取り組みながら、総合計画の実現に向けて可能な限り取り組めなかったこともあると考えております。

2番目でございます。市の財政状況は少子高齢化の進展に伴い、市税を初め地方交付税等の増収が見込めないことから、集中改革プラン等に基づき行財政改革を積極的に推進し、経費の節減、合理化、補助金など、歳出全般にわたり徹底した見直しと限られた財源の重点配分と経費の効率化に徹して、節度ある財政運営を行ってきました。まず、これらの歳出削減の主なものは、補助金で、267事業の見直し、人件費では定員適正化計画や早期退職特例制度な活用により47名の職員を削減しています。また、市民病院、青松園の職員の特殊勤務手当の廃止と見直し、特別職や管理職の手当の低額化を実施しました。物件費では、消耗品等の事務に必要な経費の削減に努めました。普通建設事業では、事業の厳選を行い事業費の抑制に努め、そのほか30の施設を指定管理者へ委託するなど、現

在まで約19億500万円程度の削減効果があったと思っております。歳入では、まず、市税等の徴収率の目標を設定し、歳入の確保を図りました。使用料・手数料では、保育料、水道料の改定、体育施設等の使用料等の統一化、諸収入では伊集院ドームネーミングライツ、ホームページバナー広告9件、ゴミ袋広告2件、財産収入では普通財産・里道・水路など37件、4万2,888平米の市有財産を売買しました。このほか、公用車などの物品を売り払いなど歳入で8億5,800万円程度の効果が出ていると思っております。

3番目でございます。市民の皆様の日常生活の中では、所得税と地方税の間で税源移譲が行われたため、これまで所得税として給与等から天引きされていたものが市県民税に移譲され納期ごとに納付が来るようになった例など、手元から支払われる金額はふえたという感じが強くお持ちじゃないかと思っております。それと、合併に伴う各種公共料金の見直しにより、これまでより負担がふえた地域では余計に重税感がぬぐえないのではないかと感じております。その一方、家計を支える収入が伸び悩んでいることもあり、一層そのような感じをお持ちだというふうに考えております。市民サービスという点から考えますと、旧町で単独事業として取り組まれた事業、例えば、タクシー利用券の助成などは合併後3年以内に見直すということになっておりましたので、サービスが低下したと感じておられる部分もあると思います。また、乳幼児医療費の助成など、日置市になってから充実した部分もございます。そのほか、福祉サービスなど国・県の事業により行われている事業も、基本的に制度は変わらないものがございますが、やはり市民にとっては重圧感という部分もあられるというふうに思っております。

4番目でございます。合併後、職員の逮捕

や今回の横領事件など、問題があり、市民の皆様様の信用を失墜してしまったことは否めませんが、一方では、昨年地区公民館の設置に合わせて地区振興計画策定に取り組んでまいりまして、その中で、かかわり方の大小ありますが、集落担当職員や地域づくり協力員が積極的に協力して各地区振興計画の作成がされたものと思っております。また、いろんなイベントを開催するに当たっても、職員の協力をいただきながらイベントを開催しているところでございます。

5番目でございます。この4年余りの間に、各種の統一の一元化やこれから新たに制度化していかなければならないもの、それぞれが明確になってきておりますので、これらの制度化に取り組みながら、市の一体感の助成に努め、本来の地方分権の姿であります自主財源の確保に取り組みながら、都市間競争に勝てるような日置市として発展していくことは必要じゃないかと思っております。

以上で終わります。

#### ○16番（池満 渉君）

かなり抽象的な質問というか、ちょっと範囲が大きくなったのかもしれませんが、市長にるるお示しをいただきました。市長がお感じになってるような、やっぱり重税感というものもあるだろうと、これは国・県の動きもそうですし、本市だけのことではないのかもしれないですね。

そこで、まず市長に、私この本市の活性化という言葉を使いましたけれども、いわゆる活性化という言葉そのものについて市長はどう理解、解釈をされているのか、活性化とは自分はこういうふう思うということの思いを聞かせていただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

いろんな場面の中で活性化というのが、言葉が使われるわけでございます。本市の中でおきますと、活性化という言葉の代弁として、

やはり経済的な活動といいますか、こういう経済性というのも一つの活性化という部分も使われるという思っておりますし、また、活性化、人がそれぞれ集まり、人がそれぞれいろんなものに携わり、また、その地域におきます、また団結力といいますか、にぎわいといいますか、そういうものも活性化と言われるんじゃないかなあと思っております、やはり基本的には人づくりといいますか、地域のリーダー、やはりこのリーダーをきちっとつくっていくことにおいて、それぞれ地域も、また、私ども日置市もそれぞれの立場は違うわけでございますけど、よりよい方向の中で進むというふうに考えております。

#### ○16番（池満 渉君）

経済的なことでよく言われますよね、忙しいとか、もうかったとか、何か先が見えるというような言い方を、どうしてもやっぱり人々はそういうふうに活性化の言葉をつなげがちでありますけれども、市長が同じようにというふうに言われました、やっぱり人づくり、そして物はなくても日置市に住んでいれば何か楽しいよねと、温かいよ、次が、希望が見えてくるよねというような、やっぱり市民の気持ちだろうと思えます。そこ辺が特に厳しいこの時代ではですね、だろうと思えます。今答弁を、当初の答弁を聞きましたけれども、さまざまなことですね、できなかったこともあったというふうにおっしゃいましたけれども、市長が市長選に立候補するときのマニフェストがございました。そこ辺、総体とは言いませんけれども、全体的に見て、市長の感じで、マニフェストの達成度というのについては自分ではどのような評価を持っておられるかをお聞かせをいただきたい。これは、例えば、点数をつけるとしたら100点でどれぐらいだろうと、余りにも高いことを言うと、そげんあるかいということもあるかもしれませんし、謙遜もあるかもしれ

れませんが、素直なところをお聞かせいただきたいと思います。それから、第1の総合計画について、その進捗状況と申しますか、これについても幾らかその感想をお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

17年の5月、選挙が行われまして、私もマニフェストを作成させていただきました。基本的には自然や歴史を生かしたふれあい豊かな都市づくりを目指そうという一つの目標の中に5つのそれぞれの項目に分けて、また、それぞれ期限を切りながらマニフェスト上げさせていただきました。それぞれ5つの中におきまして、できた部分、できない部分もあるようでございまして、トータルいたしまして、この3年半を振り返りますと70%程度が達成できたのかなと、あと20%程度は、30%程度はまだ達成できない部分もございまして、まだいろいろと時間をかけなければならない部分もあったのかなというふうに達成できなかった分については、また深く反省もしております。また、総合計画の中におきます基本的な部分におきましても、まだ時間もございまして、それぞれ実施計画、基本的には総合計画をその中におきまして、やはり具体的なのは実施計画でございます。この掲げである総合計画でございますけど、いろいろと議員の皆様からご質問もいただいておりますけど、それぞれ分野の中におきましても、まだ達成できない部分も多々あるようでございまして。このような情勢を含めまして、さっき議員がおっしゃいましたように、人がぬくもりを感じる、そういう町づくりを目指していかなければならないというふうに思っておりますけど、やはりそこに伴うものは、やはり財源でございます。この財源とどう突き合わせながら今後とも総合計画を達成するために努力をしていかなければならないのかなあというふうに考え

ております。

以上です。

**○16番（池満 渉君）**

期間が限られたり、財源がということでもありますけれども、最初の答弁の中でもありました取り組みなかったことと申しますか、市長が残念ながらこれまでに予定をしていたけれども取り組みなかった事業といったようなものがどのようなことなのか、そのこと二、三、すべてでなくて結構でございますので、特にこういったことには残念ながらできなかったといったようなことがあればお示しをいただきたいと思います。また、取り組んだけれども、なかなか困難だったというか、成果が思うように上がっていないというのがもしあれば、そのこともお示しをいただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にまだ取り組みなかったところについては、公認会計士を入れて、いろいろ監査をしようという一つの提案をしましたが、まだそこまでも、いろいろと考えた中でまだ入っていないという、外部監査という方ですね、こういうことはまだ取り組みをされていないことと申します。また、日置市のブランドということでもいろいろと今も取り組んでおるわけでございますけど、やはり日置市におきますいろんな作物を含めてしておりますけど、これもまだ、今途中でございまして、まだ日置市としてのブランドの整備というのあまし成果が上がってないと、また、企業誘致の関係につきまして、あるいは企業誘致することが地域におきます、雇用・産業というのは大きな一つの手段であるというふうには思っておりますけど、何社か来た部分もございまして、地域的に私のしたものは、日置市におきます企業を最優先しながら、拡張という意味に取り組ませておりますけど、外部からいろんな優秀な企業とか、そういう

ものもまだ誘致もされてないと。まだ数えれば、まだまだたくさんあるわけでございすけど、まだ半ば途中とか、そういうものもいろいろとあるというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

すべて100点満点というわけではありませんけれども、これらが成果が上がらなかったというか、取り組めなかったというのは、先ほど言われた時間がなかった、あるいは、財源もなかったということ、いろんなことがあるというふうに理解してよろしいですね。

目標といたしますか、先ほども言いましたけれども、非常に大きいわけで、私の質問の方も少し漠然としてるかもしれませんが、一つ一つ取り組んでいかないとなかなか目に見えないというふうに思います。

そこで、3つ、4つですね、お伺いをしてみたいと思います。取り組みについて。私の目から見て、どうも先に進んでないんじゃないかと、あるいは動いてないんじゃないかというふうに感じる場所がありますので、その点について見解をお聞かせいただきたいと思っております。

まず、薩摩焼の里づくりを推進し、歴史・文化を生かした町づくりを進めるということがありましたけれども、このことにはどのような取り組みをされているのでしょうか。既存のイベントなどもありますけれども、何か新しい仕掛けやら、そういった業界の方々と一緒に取り組むというようなことが必要じゃないかと思っておりますが、そこ辺の取り組みはいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

薩摩焼の里づくりということでございます。このことを今美山の方の窯元祭りが主体的にやっておるわけでございすけど、特に南州窯の西郷さんともいろいろとお話をさしていただきながら、基本的にマップを最初つくってみようやと、美山だけでなく、やはり、旧

伊集院、東市来、日吉、吹上、そういうマップづくりはさしていただいたところでございまして、今後、やはり美山も、秋に窯元祭りをするわけでございすけど、また春がいろいろと、また別な、ほかの方も集まったこういう薩摩焼といいますか、そういう取り組みもしてみようかと、そういうお話はいただいておりますけど、今のところは実現しておりません。このことも、それぞれの組合の皆様方とも十分お話をしながらやっていく必要があるというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

同じようにこの観光地で、本市には吹上温泉と湯之元温泉の2つの温泉街がございますが、いずれも風情を持った温泉街として整備を進めるというふうにあります。しかしながら、特に私どもの地元でございます湯之元温泉などは寂れる一方と申しますか、私たち自身の努力も足りないのは認めますけれども、そんな気がいたします。もちろん、民間の動きが先でありまして、その動きを誘導をして、官と民がやっぱり本来力を合わせていくべきだろうと思っておりますが、そのいわゆる官の立場としての動きはどうかということでもあります。特に湯之元については美山、あるいは、江口浜との連動、そして吹上についてはスポーツ施設、そういったものとの連動しながら整備をしていくというふうにありますけれども、そこ辺の動きはどうなんでしょうか。しかも観光協会、あるいは、商工会といったような経済団体がありますけれども、そこ辺とですね、連携ができているのか、単に補助金だけを流して、それに任しきっているというような状態はないのかという気がしますが、そこ辺はいかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

本市におきましては、ご指摘のとおり湯之元温泉、吹上温泉という大変すばらしい2つの、温泉持つ温泉町があるというふうに認識

しております。特に湯之元温泉町街でございますけど、私ども市といたしましては、今、区画整理も、湯之元地域全体でございますけど、区画整理を実施さしてもらっておるところでございます。特にハード的なのはそれが1番大きいのかなと思っておりますし、また、湯之元の方でも湯之元頑張ろう会とか、飲食店組合におきまして夏祭り等も実施しておりますし、また、灯籠祭りもございますので、観光協会、また、私ども行政も一体化した中におきまして今取り組みをしておりますけど、ご指摘のとおり、何か一つの大きな具体策というものがまだ見えないというのが現状でございます。また、吹上温泉につきましても、吹上の皆様方が、特にことしにおきます組合中心が「マルシェ日和“FUKIAGE”」という大変すばらしい催しをしまして、今まで来ておりました方々に、また吹上温泉に来てほしいという、こういう祭り等も実行しておるようでございます。市といたしましても、やはり温泉街でございます。特に宿泊という中におきまして、本市におきますスポーツ施設、このスポーツ施設の関連の中におきまして、いろんなイベント大会も行いますので、その波及効果としてそこに宿泊をしていただく、またいろいろご協力もいただいておりますけど、市の関連といたしましてはそういうものもやはり一つの大きな経済活動になるのかなと思っておりまして、今までもいろいろとおつき合いしておった部分がございますけど、合併いたしまして日置市の中において、まだなお、そういう部分が少し活用されたのかなと、特に旧伊集院町におきましては、そういう宿泊施設がなかった部分で、ああい運動施設があるところにおいて、来た方々をそれぞれの地域に宿泊をしていただく、そういう町政というの、やはり行政の中でもきちっとやっていくべきなことであるというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

なかなか目に見えた成果、あるいは社会の情勢も厳しいですから、ないのかもしれませんが、一つ一つのことをつなげていただきたいと思えます。

次に日吉地域であります、この日吉地域は農業生産基盤の整備を行い、総合的な農業の振興を図るというふうにしてあります。ここで旧日吉町時代、平成13年に県営のかんがい排水事業の採択がなされて、通称神之川増水事業がされております。総事業費22億9,000万円、本市の負担金が4億5,800万円当初計画をされておきまして、現在、幹線のパイプラインの敷設なども済んだところではありますが、この計画のですね、現在の状況についてお示しをいただきたいと思えます。

#### ○市長（宮路高光君）

この県営のかんがい排水事業につきましては、22年度を完成目標にやっておるわけでございます。それに含めまして、県営の畑地総合整備事業というのを、特に吉利地域の方で、これ基本的には基盤整備なわけでございますけど、やはりこの基盤整備を含めた、この同意といいますか、当初、もう10年過ぎておる中におきまして、この同意がうまくいってないというのも実情でございます。そういう中におきまして、当初面積をしておりました形を今縮小してでも、ある程度の基盤整備をしようというふうにして地元も取り組んでおるわけございまして、特にこの22年度完成ということでございますけど、特にこのポンプ室等のこの面積によって大分変わってまいります部分もございまして、この吉利地区におきます取り組みをどうしていくのか、原価を含め、まだ県の方、また地元と、今三者で、まだ、今話し合いを進めているところでございます。

#### ○16番（池満 渉君）

この事業計画、私は詳しくはもちろん存じ

ませんけれども、かなりの時間がたっております。当然予算の問題とかいろいろあるのは承知しておりますけれども、時間がたつにつれて受益農家などのですね、意欲という部分で、あるいは、高齢化が進んでいくといったような部分で変化はないのでしょうか。事業をかん水を終わらせていくといった後の農業振興策、そういったことなども含めてですね、その動き等お示しをいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今さっきも、答弁申し上げましたとおり、当初してからも十数年たっております、そのときの同意と、また今新たにそれぞれの皆様方に説明する中におきましては大変差が出ているというのが実情でございます。その中におきまして、当初面積をしておりました畑総におきますこの面積をどうするのか、基本的には縮小して実施していく方がやはり事業変更含めて、大変大きな、補助金返納というところまで入ってくるのかなと思っておりますので、縮小、どれだけ縮小して実施をするのか、特にかん水の、県営かん水の排水事業の中におきまして、特にこの神之川からの増水につきましては、基本的には旧日吉地域の、日置地域の方は特に田んぼのお水がないということで事業を実施しておりました。吉利地域の方におきまして、この畑総を入れた新しい営農体制をしようという一つの計画がなされておりましたので、この吉利地域におきます畑総の面積を今基本的には縮小する方向の中で進めておるとというのが、今実態でございます。

#### ○16番（池満 渉君）

農業の未来は暗いのかもかもしれませんが、しかし、考え方によっては、やっぱり安心・安全な地元の農産物とか、農業に対するこれからの食糧問題なども考えれば、期待は大きいものがあります。ぜひ、しっかりと住民の皆さんにも協力を求めて完遂をしていただきたい

いと、それが次の世代につなげられる農業の振興になるという気がいたします。

さて、もう1つですが、農業の振興を図るという意味では、本市にただ1つ鹿児島県の農業の中心機関としてあります吹上の農業開発総合センターがございます。ここの利活用というのはまず絶対であります。せっかく本市にあるわけですので、このセンターを核として農業の振興を図るとありますが、ここ辺の、吹上のセンターの利活用は本市の農業の振興にどのようになされているのか、どう吹上のセンターを生かしているのか、そこ辺をお示しをいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この県の農業センターを誘致するに当たりましては、旧日置地区といえますか、それぞれ一緒になりまして誘致した経過がございます。その中におきます本市とのかかわりというの中におきまして、特に農業大学の方が旧吹上町の、また農業開発センターの方が金峰町の方に設置をされておるという実情でございます。その中で特に農業大学の方が早く開設されまして、特に子供たちが含めまして約2年、また3年という、それぞれ専門コースが分かれて勉強しておるわけございまして、特に、実習現場の中におきまして、特に農業大学の方で生産されたそういう作物等につきまして、特に1番立地的にひまわり館があそこに、和田地区にありますけど、そのの販売所を含めた中のテナントショップといえますか、そういうもので、私ども、ひまわり館の方もよろしいわけでございますけど、やはり農業大学の製品としてアンテナショップで販売をさせて、協働ですばらしい意見交換もできてるといふふうに思っておりますし、先般も特にこの定年をされた方を鹿児島県全体でもですね、応募して、それぞれの定年後におきます農業のあり方という勉強会等もされておりますし、また本市からも何人かそこにも

受講に行ったということもございますし、また、ある地域におきましては、すばらしい講師の先生方が近くにいらっしゃいますので、地域におきましては、あそこにはいらっしゃいます講師の方を気楽にお呼びいただき勉強をさせてもらっている、そのようにして農業大学を活用しているというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

この吹上以外で農機具の運転技術とかそういったものもあったというふうにも聞きました。ぜひ力を借りてですね、やっていただきたいと思います。

さて、この農業の振興、あるいは農業だけじゃないのかもしれませんが、市長が言われました日置ブランド、確立がなかなか難しいということにおっしゃいましたけども、現時点で、例えば鹿児島県のブランドとかいいますと売上高が何億円とか何とかという決まりみたいなものがありますが、何とかこの日置市になって農産物なりを育ててきたと、こういったものは少し自慢できるよといったようなものがあれば上げてみていただきたいと思いますが。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に合併いたしましたので、1番取り組んでいかなければならなかったことがこのそれぞれの生産部会の統一というのが1番大きなテーマでございました。今、先ほども畜産部会の方が9時半から研究会、勉強会しておりましたけど、日置市一つになりまして、茶業、また、先般はイチゴ含めてですね、この日置市として一つの部会組織にしていくことがやはり私どもが振興と相伴う部分がございますので、この3年間を振り返りますと、それぞれ作物におきます統一の部会を設置していただくということを1番大きなテーマの中で今までまいりました。その中におきまして、特にいちご部会におきまして、系統販

売を含めて大変いい成績も上がっているのかなど、総体に申し上げますと、それぞれ農家におきましては、それぞれの部会におきましても年々農家戸数が減っていると。そういう中で、担い手農家をいかにして育てていくのか、ここあたりが1番大きな課題でもございまして、先般も、特にソリダコの問題につきまして永吉の方にも農協の方が選果場も新たにつくりまして、このソリダコにおきます栽培農家の確立をしていこうということもしておりますし、またアスパラを含めて、また戸数は少ないんですけど、マンゴー、このマンゴーにおきましても、農家の皆様方が新しい日置市のブランドに、宮崎のマンゴーみたいにはないわけでございますけど、このことも一つのマンゴーをつくっている農家と一緒に提携しながら、私どももやはりはさみ入れに行ったり、一つの宣伝効果になればということで実施をしているわけでございます。既存のこういうものの融合といいますか、この融合した中におきまして日置ブランドというのがどうできていくのか、まだまだ今話をしなかった作物にも、まだ多々あると思っております。新たに、また新しい品種を含めた中に何かできないのかなど、そういう中で農業改良普及所、また、さっきも申し上げました県の農業開発センターを含めましてですね、いろいろと私ども日置市にあった天候、気候を含めた中で、どんな作物がいい、その作物が経営的に安定しているのか、まだまだいろいろと模索をしていかなければならないことかなというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

マンゴーの農家で1シーズン500万円の収入を上げたというふうなところがあったという話も聞きました。もちろん原油高でですね、ちょっと今回は厳しいところあったけれども半分以上の収益を上げられたと、500万円ですからその半分以上ですね、と

というような話も聞きました。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もちろん、このマニフェストとか振興計画というのは、あくまでも予定であり大きな目標でありますけれども、本市の発展のためにはここ辺が必要だということで取り組んできたわけですので、市長の、職員の方々の今後の取り組みを期待をしたいと思います。

さて、次に財政改革の面から二、三お尋ねをいたしますが、財政改革をしながら地域の活性化をしていくというのは非常に難しいということを市長は以前も言われました。私もそう思いますけれども、あえてそれをやらしてほしいと言って立候補したわけですから、ぜひ、逃げ出すわけにはいきませんので、取り組んでいただきたいと思います。

活性化をするためには、まず財政の確立、しっかりと安定したものが需要だということでありましたけれども、そのために無駄を削り健全化のために努力してきたわけですが、全体予算の中で、いわゆる投資的な予算、特にこの分野の土木建築の関係はですね、非常にこの財政改革の影響を受けたんじゃないかという気がしております。もちろん事業そのものが終了したところもありますし、社会の流れもそういったようなことになったのかもしれませんが、私が知っている市内業者でも、倒産をしたところもありますし人員削減をしたところもあります。それから市や県の指名ですね、指名辞退をした業者もあります。もうやらないというかですね、そういったところをしたところもありますが、こういったような土木、建築、いわゆる投資的予算の削減によってこうむった影響ですね、こういった業態への影響をどのように見ておられるのか、数字などでわかればお示しをいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、この普通建設の事業費の流れでござ

いますけど、11年度は約67億円ございました。18年度は59億円、19年度は52億円、さっきございましたように、継続的な事業が終了した部分が大部分であったというふうに思っております。今後におきましてこの事業におきましては、やはり国の補助事業含めた中の動向の中で検証していくことは、その推移で進むというふうに思っております。また、特に、私どももこの入札改革の中におきまして、また20年度から新たに一つの準用といいますか、特にこの市内業者、準市内業者、市外業者、やはりこういうものをきちっと明確にしていくべきだという一つの地元のご意見もございまして、20年度から明確化させていただき、また、この受注希望方の指名競争におきますこの金額も、今まで予定価格が5,000万円未満でございましたけど、これを300万円以上という形をさせていただき、だれでも参加できるような形もさせていただきました。ご指摘のとおり、市内におきます業者の中で倒産といいますか、そういう方もいらっしゃいますし、また、それぞれ職員を削減した、そういう部分もあります。それで、そういうことがやはり私ども日置市におきます雇用の場とか、また経済活動というのも大きく減少していることは心にとめておるところでございまして、今後それぞれの役割分担といいますか、どうしても私ども公共事業をできるのは限られた予算でございまして、今後、この民活といいますか、民活も大変難しい部分があるというのは持っておりますけど、この組み合わせを今後どうして市の事業費だけでなく、また県、また国も含めた中におきまして、やはり私ども日置市の町づくりに、どうみんなが総参加の中で参与し生活できる基盤整備というのをみんなでどう構築していくのか、これがやはり地元におきます、業者におきます、大変影響が出てくるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

この業者の数ですが、現時点ですけれども、例えば、廃業した数、あるいは指名辞退をした業者の数などがわかればお示しをいただきたいと思いますが。

○市長（宮路高光君）

土木の方で5社、建築で1社、今回の20年度の指名業者からいたしますと、前年度から減になっているということでございます。

○16番（池満 渉君）

ある程度、日置市そのものが業者の数も多かったような気もしないでもないですが、しかし実際にですね、土木で5、建築で1ということで、数そのものが減っているわけですので、その影響はあらわれていると思います。

この業界にですね、今に限って言えたことじゃないですし、もう何年も前からそのようなことが言われてきたわけですが、事業内容を転換するとか、あるいは、従業員の削減をしたときにどのような取り組みをすればいいのかといったような指導ですね、市、あるいは行政としての業界に対する指導をどのように行ってこられたのか、そのことをお伺いをいたします。失業者ももう出ておりますし、再就職先、これは職安との連携もありましようが、そこ辺りどうだったのか。あるいは、今後市税などの滞納も予測をされるかもしれませんが、ここら辺の業界への取り組みはどうだったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

業界との懇話会もございまして、そのときにおきます新たな職種転換という部分で、今私ども日置市でおきます建設業界の転換の中におきましては、やはり農業部門が1番多かったような気がいたします。その農業部門におきます、基本的にはやはり私は技術指導と、その土地にいたしましても機械力、そういう

ものは持っておりますけど、やはり何よりも農業に関しては技術力の不足というのがございますので、私ども市の職員、また、農協の職員、普及所、そういうものの方々に、それぞれの転換するときの技術指導というのを連携しながら今までもやってまいりましたし、今後ともそのようなことはやっていくし、また、それぞれの懇話会におきましても、また新たな別の業種の転換が今日本の経済活動を含めた中で何が1番多様なものであるのか、そういうものも考えていかなければならないことでございますけど、大方がこの農業部門、先般も1人畜産農と申しますか、そういう牛を飼いたいという方がおりまして、今十数等、建築の方が飼っておりまして、基本的にはやはりこれも技術指導です。建物、そういうものは持っておりますけど、畜産にしても技術指導をどうしていくの、構築していくのか、やはり私ども行政に課された、大きな転換におきましては、この技術指導の提供というのが1番大きなもの。また、農協関係におきまして、ある程度の資金というものもあるというふうに思っておりますけど、この両面の中で手助けをして今後ともいきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

基本的には業者本人、個人の責任かもしれませんが、やっぱり市民が不況に立ったときにはしっかりと同じ目線に立って行政がフォローをして、対応していく、同じ気持ちで心配をしていくということが大事だろうと思います。そのことが不況感の収入が減る中で、重税感を感じたりする市民へのやはり市民サービスだろうと思います。金を使えとか、公共工事をたくさん出せとまでは言いませんけれども、一緒になって心配していくということが、市民へのサービスだろうと思います。

さて、間もなく衆議院選挙が、総選挙があ

るんじゃないかという話もありますけれども、不在者投票の場所とか、あるいは市内の投票場の場所、それから、市民が加入をします交通災害共済などの申し込み、1円保険とか言ったやつですね、ああいったようなもの市役所の受付窓口、投票場などがですね、例えば2階にあるとか、不便なところにあるとかといったような実態はないでしょうか。そこ辺はいかがですか。そういったものを、市民の方々が来やすい帰りやすいようなところに少し工夫をして、役場は、職員は難儀をするかもしれませんが、変えてやると、そういったことが市民へのサービスだろうと思いますが、そこ辺の不便なところはないでしょうか、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、この4つの支所、本所を含めた構造的なものを考え、今ご指摘ございました交通の1円にしても、総務課の方が事業課になって、総務課が2階にある部分がございます。そういう部分の中におきましてですね、大変2階まで上がってくる不便さがあるのかなと、投票の、不在者投票におきましてもですね、そういうところがある。先般、吹上の支所の方におきましてはですね、不在者投票におきまして1階の部分の方に変更させていただいたり、このことについては、また内部の中で、今ご指摘ございましたこの場所の問題がございますので、今後十分そこあたりが、やはり市民が来られる1階の中で済まされる形がどれからできるのか、十分検討さして対処していきたいというふうに思っております。

**○16番（池満 渉君）**

ぜひ、市民の目線に立った行政運営をお願いしたいと。2階にあってもエレベーターがあるんじゃないかと言われてもですね、またエレベーター使えば電気ですし環境の問題もありますので、ぜひ、そこ辺を心配りを願

いをいたします。

財政が厳しい厳しいという中で市民からの要望はたくさんありますけれども、市民も我慢をしなければならないところも逆にございます。manifestoの総合計画にもありますが、中で、どこに住んでいても不便を感じない社会基盤づくりということで、平成17年度から市内外の移動を円滑に進めるバス路線の整備があります。バス路線の廃止の問題などがありました。存続に向けた努力もなされましたけれども、その後の取り組みはいかがでしょうか。この市内に、合併前です、4地域に、コミュニティバスなども走っておりますけれども、東市来、私たちの地元では、今隔日で1日置きにコースを変えて走っておりますが、市民の中からは運賃を倍にしてもいいから、毎日走らせてほしいとか、というような要望もございます。あるいは、どうしてもバスが来ないところであれば、デマンドタクシーなり、何かこう、方法はないんだろうかというようなこともありましたけれども、その後の検討結果などはいかがでしょう。

**○市長（宮路高光君）**

この交通体系におきまして、新しい日置市になりまして、特にこの鹿児島交通、林田バスの、この2バスにおきます撤退といいますが、大変大きな、市民にとっても打撃を受けましたし、私ども市におきましても大きな打撃を受けたのは実情でございます。県と、いろいろと団体とも手を合わしながら、この対応をしまいりましたけど、まだまだこの路線バスにおきます撤退というのは、今から以上も進んでいくのかなというふうに思っております。そういう状況の中におきまして、旧市におきますそれぞれコミュニティバスの運用ということで実施をして、予算計上も今までの現状を維持しながら進めさしてもらっております。また、それぞれの中におきまして、地域におきます検討委員会という交通の検討

委員会も今立ち上げておりました、いろいろアンケート調査とか担当の方で集計中でございます。特に今後、やはりこのタクシー業者の皆様方としても、今後、このバスが走れない部分を含めてどうカバーするのか、特にこのデマンドタクシーと申し上げますか、このバスとのこういう組み合わせというのが今後必要であるというふうに思っております、このことにつきましては国土交通省の方もそれぞれ事業化も図りながら、まだ地域におきます状況等も意見徴収をしておりますので、本市におきましても地域公共交通会議というのを、また新たに立ち上げをして、それぞれの交通機関、既存しているコミュニティをお願いしている機関、また、タクシー業者、そういう方々にもお願いして、ご指摘ございましたとおり改正の問題含めまして、この料金体系の見直しといいますか、こういうものもしていかなきゃならないというふうに思っております。もう少し、まだちょっと時間を必要と、最終的に結論まではもう少し時間が必要というふうに思っておりますので、またそこあたりのご理解というのもいただきながら、なるべく早くこの確立をして、さっきご指摘ございました市民の方々がどこでも利便性を感じる町づくりというのは基本でございます。それぞれのところで回数的なもんがあつて、何回が利便性なのか、ちょっと私もそこあたりは財政も伴うことでございますので、少なくとも最小限の中で、どう日置市の交通体系を構築していくかが、まだ大きな課題でございますので、そこあたりのご理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○16番（池満 渉君）

時間がかかるかもしれませんが、私たち議員も住民の方々からいけんちゅんなど、その後はどうなんでしょうかということを盛んに聞かれます。その結果をですね、

取り組み状況なども報告をしないとなりませんので、やるかやらないか、そこ辺、今は検討中でありましてか何とかというところをですね、ぜひしっかりと方針を定めて、またご報告もいただきたいと思っております。

さて、市民へのサービスということで、どこまで金を使えば、変な言い方ですが、いいのかということ、どこまで我慢をお願いをすればいいのかということで、この境が大変厳しい、難しいところではありますが、本市の地理的な中心地であります日吉地域ですね、この日吉地域は市民病院を核として医療、福祉、介護、こういったところの日置市の中心となるような整備を進めたいということではありますが、今、市民病院の改築の話も出ております。進んでおりますけれども、ここ辺具体的にですね、市民病院を、さあ、改築した、日置市の中で日吉地域に行けば、そういった拠点だなあというふうな感じを受ける、あるいは市民が認識をするような取り組みがなされているんでしょうか、いかがですか。そこ辺、今後についてはどのようなお考えをお持ちですか。

#### ○市長（宮路高光君）

総合計画の中におきましては市民病院核ということでありましたけど、基本的には今私どもが考えているのは、旧日吉地域におきます医療体系というのを、やはりある程度の最低限の中で確保していく、これが最少条件じゃないかなと思っております。ほかの地域におきましてはですね、大きな一つの病院を含めてですね、いろんな核、民間がそれぞれ核とした、それぞれ病院を、また、それぞれの福祉施設もございます。新たに市がそれだけ投資してつくっていくということも、旧それぞれの地域におきます実情もございますので、今のところ日吉地域におきましては、日吉地域の皆様方が施設も病院も利用できるそういうものにとめていくことが、やはり最小限の

住民サービスであるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

日吉の地域に最低限の目標として医療関係の充実を図るといったようなのが当面の目標というようなことですね。ただ、マニフェストなどには、市の中心地としての利便性や地理的条件を生かしてというようなことも書いてございました。しかも青松園とか、いろいろそういったような施設もございまして、幾らか日吉地域をそこ辺での中心地にやっつけられるのかなあという期待もしておりますが、今後も時間をかけてですね、検討をしていただきたいと思います。

さて、結局金がない、予算がない、何がないということになりますけれども、先ほども言いましたが、やっぱり職員の意識、私たちの議員の意識、市民の意識がしっかりとしていかなければいけないわけでありまして。金があれば知恵を出せ、知恵があれば汗を出せ、汗も出なければ去れというような、何かことわざをだれかが言ったような気がいたしますが、市民の民意はどこにあるのかと、何を言いたいのか、何が目的かということをしつかりですね、酌み取って、100点満点のことはできなくても、その目的に沿うような手段をしつかり考えるべきだろうと思います。これからはアイデア行政でありますので、ぜひ、市長のそこ辺の思いをですね、職員の方々に伝えていただきたいと思います、しみ込ませていただきたいと思います。市長1人が100歩上がった考えをするよりも、職員が、全員がですね、一歩ずつ上がるというような思いを、ぜひ、浸透させていただきたいと思っておりますが、いつも聞くような気がしますが、そこ辺の市長の思いを職員の方々にどのような形でお伝えになりますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回ですね、地区の振興計画を作成するに

当たりましてですね、それぞれの担当を配置もさせていただきました。その中での携わり方といいますか、若干の温度差はあったというふうには思っておりますけど、やはりこの地域のそれぞれの要望といいますか、やはり今回、この地域づくりの計画書をつくる中にわたって、私は職員にも、全員じゃなかったわけでございますけど、ある程度のリーダー的な方々の携わりの中で、やはり市民の声といいますか、そういうものもある程度わかれたというふうに思っております。今後におきましても、この計画書をもとにしながら、それぞれが実態を把握しながら、いつもご指摘ございましており市民の目線といいますか、そういうもので物差しを持って、やはりできるものとできないものはもうある程度はつきりしますので、やはりこういう説明責任といいますか、そういうものを十分していただくよう職員の方には指導を今後ともしていきたいというふうに思っております。

#### ○16番（池満 渉君）

やっぱり行政が、職員が市民をリードするというような意識が大事だろうと思います。同じ市民でありますけれども、その中でも、私たちが引っ張っていくんだというようなですね、リードする気概が必要だと思っておりますので、ぜひ期待をしたいと思っております。

さて、最後の質問といたしますけれども、今、マニフェストやらいろんな目標を市長にもその成果やら聞いてきました。結果的に期間が足りない、あるいは金もないというようなことでありまして、市民と職員が協力をして、一致団結をしてですね、そして知恵を出していくというようなことが結果となるような気がいたしますけれども、物はなくても、やっぱり日置市に住んでいけば楽しい、さっきも言いましたように、希望が、何か希望が持てるよといったような市にするためにですね、この3年半、特に、今は4年目のまだ中

ごろですけれども、大体当初予算で年間の予定とか組まれておりますので、4年間の総括をすればですね、そこ辺の反省、あるいは、やれなかったことなどを合併2期目になる次の世代に、市長が市長選に出られるかどうかそこはわかりませんし、まだ市内でも二、三そういったような話も聞きます。だれが市長になるのかわかりませんが、別として、次の世代にどのような形でバトンタッチをされるのか、その市長の思いを確認をして質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

その3年間振り返ってみますと、やはり4つの町が合併したわけでございますので、基本的に歴史的な、また、いろんな物事のやり方が違って来た、あった。この3年半の中におきまして、やはり1番この日置市という一つの土台といいますか、やはりこの土台がきちっとした中でなければ日置市がどう方向に行くのかわからない。この土台づくりがこの3年半であったのかなあと、まだこの土台も、まだまだちょっと整理をしない部分が、至らない部分がございますけど、大方、市民の皆様方を含めまして、日置市という言葉が素直に今出てきておる時期じゃないかなあと思ってる。やれ旧何とか何とかという部分もございまして、やっこの4年間の中で日置市という言葉が素直にみんないつでも出てきたというふうに思っております。そういうことを含めて、今この4年後におきましては、この基礎ができた部分をどうこれに絵を描いていくのか、やはりそれぞれの立場がありますので、みんなが市民に戻って一つの絵を描いて一つの方向、また、ご指摘ございましたとおり、日置市に住んでよかったと言われるデザインをみんなで描いていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

**○議長（畠中實弘君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

**○11番（漆島政人君）**

私はさきに通告してました件について質問させていただきます。

今までの一般質問の中で私は何回も申し上げてきましたが、合併後の最重要課題は健全な財政運営を維持していくための財政基盤の立て直しだと認識しています。そこで、日置市では現在さきに示された行革大綱や財政計画に基づき、歳出予算を毎年10億円規模で縮小しています。このことはだれもがご承知のとおり、日置市の適正な予算規模とされる200億円前後まで縮減していかないと健全な財政運営の見通しが立たないことが予測されるためです。しかし、毎年10億円近い歳出削減を図っていくことは、公共事業はもとより人件費や補助金の大幅なカットや、細かい部分については光熱費の節約に至るまで徹底した改革への取り組みが必要です。また、その一方で住民サービスの低下や人員削減による職員の過労なども覚悟していかなければなりません。住民や職員に多少の痛みは伴っても、この改革を断行していかなければ日置市の将来どころか、新たな政策ビジョンも描けないのではないのでしょうか。

そこで、その改革を進める上で大事なことは、すべてカットしていただくだけではなく、住民生活にとって必要とされるものは取り入れていく、このことが必要だと思います。ただし、その取捨選択の判断が住民ニーズと一致

することが基本であり、仮にその目線が違えば、今後の改革に対する住民の協力や職員の改革への取り組み姿勢にも影響が出てくると思われます。

そこで、今回質問いたします地区公民館での証明書の発行サービスは合併後新たに取り入れられた事業ですが、平成19年度の利用実績を見ますと利用回数はほとんどの地区で10回以下です。また、今後上がる見通しもないようです。その要因として考えられるのが、証明書等の発行はそんなに頻繁に必要とするものではありません。また、四、五分余計に時間がかかっても、交付日や証明書の中身が中途半端な地区公民館に行くより、支所や本庁まで行って確実に用を足す方が堅実であると思われる方が多いからではないでしょうか。したがって、この事業は住民ニーズとは一致していないと思われます。証明書の発行は現在役所の窓口だけではなく、電話予約やネットでの申請も可能です。

そこでお尋ねしますが、住民への補助金カットや使用料金の値上げなど厳しい行革に取り組んでいる中で、利用率の低い、また、多額の経費を伴う証明書の発行サービスをいつまで継続していくのか、その必要性についてお尋ねいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地区公民館で実施してる証明書発行サービスの必要性を問うということでございまして、昨年度からスタートしました地区公民館や郵便局での証明書発行につきましては、地区公民館が毎週火曜日と木曜日の午前中、郵便局が平日の9時から4時までという時間の中でサービスを提供していますが、その実績として、昨年6月からことしの3月までの10カ月間で延べ245人が利用しました。そのうち、地区館が117人、郵便局が128人となっております。証明書の内訳

として、住民票が117件、印鑑証明が135件、税務関係の証明が43件となっております。ご指摘のとおり、このサービスを中止を考えないかというご質問であるというふうに思っております。先般の議員の中には、まだ充実してくれという方もいらっしゃいます。今議員がおっしゃいますとおり、その地域におきまして、利用してない、ゼロというところもございます。基本的に、このサービスをしようという中におきまして、どこでもだれでも、この車持っていない方を含めてできたらという安心という部分もあるというふうには思っておりますけど、やはり、財政効率からいけば、もう少し利用がなければ難しい、大変、今ご指摘ございました市民とのニーズ等のずれがあるというご指摘はそのとおりだというふうに思っております。

ただ、仕事の、今地区館に人を配置しております。館長、主事、指導員、主事補、3名それぞれおるわけでございまして、この証明書を発行するだけの仕事だけではないというふうに思っております。今後、やはりその一部として、その市民が来たときに発行すればいいのか、経費的にプリンターといろんなものを置いておりますので、その経費というのはかかるというふうには思っております。それぞれの地区におきます方々とも、今後、教育委員会含めましてですね、このことに使われてないところの回数を含め、また、毎週してくれというところも含めですね、ほんとに二者選択の必要性が迫られているというふうには思っておりますので、してないところの状況等も十分また私どもをも意見交換させていただき、このことについての結論はもう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○11番（漆島政人君）

今、市長にご答弁いただいたわけですけど、

その人件費については証明書発行にウエイトを置くのか、またほかの業務にウエイトを置くのか、それは考え方ですけど、それを住民がですね、どういった目で見ることが1番のポイントだと思います。

そこで、今現在日置市ではですね、行革に取り組んでるわけです。私個人の見解として、必要性、緊急性、効率性の観点から、事業見直しをするべきものがまだいっぱい残ってると思います。そういった中で、あえて、今回この証明書の発行のことをですね、まあ、私は今回で3回目の質問になるわけですけど、なぜこのことを質問するかと、その理由につきましては、やはり合併を、住民の方に合併を進めた1番の理由は財政的なことでした。その一方で新たな事業として取り入れたものが経費のわりに利用実績がほとんどない、21番議員の中でも、1%にもないっちゃうことやったですけど、それがですね、住民とのかかわりの多い地区公民館で長期間実施されてるとなるとですね、我々議員としても、合併の必要性、合併をした理由ですね、それとあと行革にやらなきゃならないその理由、その必要性ですね、これについて、やっぱり住民の方に説明ができなくなるわけですけど、そういうことで、こういう、このことについて何回も質問してるわけですが、市長はこの、私が今申し上げたこれに対してどういった認識をお持ちか。まず、このことについて、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の行政改革を含め、合併したことにおきます、やはりそれぞれの経費の削減というのが大きな問題であるというふうに思っております。その反面、合併して逆にどういうものが身近な行政ができるのか、そういうことも含めましてですね、今回、地区館制度の中におきまして、人も配置したというふうに思っております。今ご指摘のとおり、この証明

だけを考えればですね、大変回数的なものも少ないわけでございますけど、やはり今後、この地区館といいますか、先般も申し上げましたとおり、今後のコミュニティ活動含めてですね、そこにおける役割という職員の役割というのが、やはり私は今後必要であると総体の中では思っております。また、証明書だけでなく、やはり地区におきますいろんな課題、解決を主体的にやっていくのは、この地区館がやはり位置づけをしていく必要があるというふうに思っておりますので、その中の一部として、今この証明発行しておりますので、そこあたりの、これをもうやめたからどれだけのまた経費が浮くのか、そこ当たりの課題も検証もしなきゃなりませんけど、やはり地区館に人を配置して、まだほかのサービスといいますか、地区民にとってよかったと言える内容といいますか、そういうものを、まだスタートしてまだ1年ちょっとでございますので、今後やはり十分、この地区館におきます活動といいますか、こういうものを充実していくことにおいて、やはり地区民の皆様方のご理解というのが得られるんじゃないかなあというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

その地区公民館の役割、その中で働く人の職員の役割、それについてはですね、また後で質問いたしますけど、まず先にですね、事業をスタートする前の昨年3月議会で、利用実績がほとんど見込めないのではないかと、なぜ膨大な財源を投入して証明書が、発行業務までするのかという質問をいたしました。それに対して市長の答弁は、1年ぐらいやってみないと問題や課題が見えてこないんだと、そういう答弁でした。その後、去年の12月議会で、やはり利用実績がほとんどないために、いつまで続けるのかというふうに質問しました。それに対しては、どうするかは1年間の利用実績を見てから判断すると、そうい

うふうに答弁でした。そこで今回、1年以上経過した今回の答弁ではですね、その住民の方との意見交換、そういうのも必要だろうと、それと経費といってもそこで働く人たちは、そこに、人件費はその証明書発行だけに必要とするものではないんだと、そういう答弁になったわけですけど、そこでですね、ちょっとお尋ねします。その意見交換をして、今後結論を出すまでは、ちょっと長期間時間がかかると言われる、長期間時間がかかるんだというようなこと言われましたけど、住民の方とですね、意見交換をして、その方向性ですね、その方向性については、今の話では来年度の予算編成までに結論が出るようなニュアンスじゃなかったわけですけど、実際いつごろその判断をされるのか。それと当初ですね、事業導入をされたときは、住民の方の意見も何も聞かずに即判断されて導入をされました。それが今になって、その住民の方の意見を聞いてから今後決めていくんだというようなですね、方針が変わったわけですけど、なぜそういう考え方に、当初の考えと今の考え方がそういうふうに変ってきたのか。その理由をお尋ねします。

それともう1つ、今後住民の方と話し合いする中で、住民の方がさらに交付日をふやしてくれとか、また、このまま続けてくれと言われたらこのまま続けていくお考えなのか、この3つについてお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

当初、何も住民の方の話を聞かないでしたわけではございません。やはり、地区いろんな中に回る中において、やはりこういうものもあったらいいなあという一つのそういうご意見は、全部じゃないですけど、やはり地区でそういう発行を証明していただければいいというご意見もいただいております。今ご指摘のとおりですね、利用しているところ、してないところございます。また、さっき言

ったようにふやしてくれというところもあるというふうに思っております。今ご指摘のとおり、いつまでということは、ちょっと今の現時点は約束はできませんけど、やはり地区民の中におきましても、これ要らんといいところがあるかもしれません。どうしても残してくれというところもあるかもしれません。これをそれぞれの中でどう統一するのか、もうみんな廃止するのか、したいというところを存続していけばいいのかどうか、さっきも言いましたように、職員におきます人は、私は、やはりいろんな全体的な仕事もございまして、これを配置を変更する考えは持っておりません。この証明書発行について、もう地区は要らないというところがあればですね、それはやむを得ない部分があるのかもしれない。そこあたりの判断というのを、もう少し地区の方を含めた中で話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

財政的にゆとりがあれば、そりゃあ、もう何でもこたえていけばいいわけです。それができないために厳しい行革に取り組んでるわけですよ。

そこでですね、平成19年度の実績を見ると、証明書を発行してる地区公民館が21ですかね、この中で1人も利用されなかった地区が5カ所です。5人以下しか利用されなかったところが10カ所です。市長はよく、住民目線に立って行革を進めていく、また、徹底した事業見直しを図って1円の無駄も省いていくとよくお話されますが、こういった事業見直しをしていかなければですね、私は行革に対する基本理念とか改革基準というものがですね、あいまいになっていくような気がしますけど、そのことについて市長はどう考えか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、年間の利用回数で

すね、やはりこういうのも、やはり1番それぞれ住民ニーズの動向の中では大事であるというふうに思っております。今ご指摘ございましたとおり、ゼロ回というところも多いようでございますので、ここらあたりの意見収集をし一つの基準をつくるのか、今後におきまして、これ以下のところはもう来年以降はもうしませんとか、いろんな、そういう一つの基準をつくって、今後いかなければいけないのかなあと思っておりますし、この証明書発行につきましては基本的に地域のニーズを含めた中で、今、郵便局の方との利用はそれなりに業務の展開する中で必要とされているというのは思っておりますので、地区館でなくても郵便局の方にどう転換できるのか、今おっしゃいましたとおり、それなりのやっばり経費は必要とは、移転するときには必要というのはわかっております。そこの中の備品を含め、今購入した部分もでございますし、またその維持費といいますか、そういうものも今後このゼロ回数を含めたところ含めましてですね、試算をしながら地域の皆様方と話し、一つの方針を出していきたいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

補助金についてはですね、毎年1割カットだ、5%カットだと、そういうふうにはですね、一つの基準を設けてされていくわけです。でも、なかなかこういう事業になるとですね、意見を聞く、いろいろ状況を見てから判断していくということですけど、私個人の見解ですが、平成18年度に約4億3,000万円かけて、地区公民館など97の公共施設を光で結んだネットワークを整備されました、まあ、整備しました。それにより、今回の証明書発行や議会中継が地区公民館でサービスが受けられるようになったわけですけど、その後ですね、さらにこのネットワークを利用してケーブルテレビ事業まで導入していく計画

がありました。これについては、ご承知のとおり、いろいろ問題点が多いことで中止されましたわけですけど、そこでですね、やはり、ケーブルテレビ事業がですね、振り出しに戻った今、やっぱり利用率が低いからといってこのサービスまで中止すれば、年間の多額の維持管理費も含めてですね、何のためにこのネットワークを整備したのかと、このことが必ず問われてくると思います。だから、そういうこともあって、なかなかですね、やめられないというのものではないかと思えます。しかし、人件費の問題、またこの事業より、やっぱり優先順位の高い事業がほかにもいっぱいあるわけですよ。例えば、現在伊集院中学校、あと市民病院、これがもう市民病院も建てかえのですね、建てかえにもう入ってます。そして、その後はですね、伊集院小学校、伊作小、これの建てかえ、また、下水道、水道、し尿処理施設の改修工事など、これはもうすぐそこに控えてるわけですよ。また、職員の削減と同時に事業も減らしていかなければ必ず業務にも支障が出てくると思います。やはり廃止するべき事業と残していく事業をですね、この見極めを的確にやっばりできないと、やはり私は財政の立て直しどころか、やはり市長がよく言われる住民との協働共生ですね、このこういった地域づくりも私は成り立たないと思えますが、やはりこのことを考えても、できるだけ早いうちに検討していくとかそういう考えはないのか、再度お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

地域ネットの中におきまして、公共施設の整備の中でケーブル、光ファイバーを引いたわけでございます。今その活用というものでも、今それぞれこの引いた中において、どういう手法の中で安い経費の中でできるのか、これもちょっと模索中でございます。基本的に今ご指摘のとおり、それぞれカットしてい

かなきゃならない部分も十分認識をしておりますし、また、どうしても目の前にありますいろんな施設整備というのもしていかなきゃなりません。やはりその反面、また地域に、またどういう夢を与えていく必要もあるのか、やはり基本的には財政というのも大事でございますけど、やはり市民にとって、地域づくりにとって、それぞれの夢も持てるような形をしていかなきゃならない。この光ファイバーがその夢だけであるとは言いませんけど、やはり地域づくりを含めた中で、私は基本的に、この地区館といいますか、この今後の仕事のあり方というのは、やはりきちとここを中心的にやっていくべきだというふうに思っております。ご指摘のとおり、その削る分についていつ判断するかということでございますけど、このことについて、この証明については、1年の中で、このできなかった、しようがなかった、こういうものも検証しなきゃならない。私どものPRができなかったのか、さっき言ったように、ほかのところに行ったのかどうか。やはり、そういう住民の検証というのも、きちとさした中において、これを廃止するのか、存続するのか、結論づけをさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○11番（漆島政人君）

行革というものはですね、やはりスピードというものが常に伴わなければ、もう先ほど、何かいろんな、先ほど同僚議員からも質問がありますけど、この証明書の発行であっても1年見てからやると、しかしですね、もう既に1年3カ月たってるわけですよ。それでも、さらにこれから、なぜ利用が少ないのか、そういうのも検証していくと、そういう考え方でですね、本当に真の改革が行革ができていくのかなあと、そういう気がいたします。それと、あと、今市長は住民の方に夢を与えていくために光ケーブルをですね、やっぱそう

いうのも必要だったんだと、しかし、住民の方からいけば、そういう夢より現実のですね、やはり住民負担を少なくしてくれと、そして、本当に必要とするものをサービスしてくれというのが私は本音だと思います。

そこでですね、ちょっともう最後の質問になりますけど、先ほどから市長は、その証明書の発行は、今地区公民館を地域づくりの拠点としてると、その中で地域づくりの一環としてこの証明書発行もあるんだと、そういうような趣旨のですね、答弁をされたわけです。そこで、これからの地域づくりのあり方、また、その中で住民サービスとなるですね、証明書の発行はどうあるべきか、これ、私の個人的な見解ですけど、地区公民館を地域づくりの拠点とするのは、合併前はですね、そのことは理にかなってたかもしれません。しかし、合併した後はやはり支所を核とした地域づくりをしていかなければ、やはり、地域の振興は難しいんじゃないかと。その理由としてですね、このままいくと、今のままでいくと、周辺部は高齢化、また人口減というのはもう急速に進展していくわけですね。その中で若い人たちは、多分中心部へ移動していくことが予測されるわけです。そうすると、今でも1番問題となっている役員の確保、これはまず先に難しくなってくると思います。それと、旧吹上においては前からあったわけですけど、地区公民館が扱う活動として、自治会やその地域の中央公民館の活動とだぶってるのも物すごく多いわけです。そういったことを考えればですね、これからはやはり、地区公民館の活動のあり方というのは縮小していく方向にいかないといろんな面で行き詰ってくるのが、私は出てくると思います。まず、それが1点ですね。

それともう1点は、先ほど市長の方からも言われましたけど、今年度から地区別に進行計画を策定しています。今後その事業内容に

よって予算が配分されていくわけですが、地区振興計画といっても、私の目線でいけばですね、要望書のつづりです。要望書の、要望の内容に応じてですね、どこを先にどうしていくか、そういった考え方で多分配分されていくと思いますが、私はこのようなやり方をしていけば、地域全体の一体性、協調性、また、主体性というのは失われていくと思います。これからはやっぱり各自治会のいろいろな問題はですね、支所に相談して、あと地域全体のことはそれぞれの自治会、地域の自治会長会、また、地域審議会、それに支所が一緒になって、協議して、検討して、方向性を出していく。そういった仕組みにしていかないとですね、それぞれの地域の振興や地域が抱えている課題というのは、私は図れないと思います。

それともう1点、これは地域づくりの基本的なことですが、やはり地域づくりは、館や組織を整備したり、また、地域づくりのですね、指導員の先生方を配置することによってよくなるというものじゃない、やはり、やっぱり、そこに住んでる人たちの住民の方の意識をどう変えていくか、そのリーダーをどう育成していくのか、そこがやはり1番のポイントだと思います。

そういったことを考えればですね、やはり、この証明書発行もですね、地域づくりとは切り離して考えるべきだと思いますが、このことについてどうお考えか。

それともう1点、今後のお年寄りとか、交通弱者に対する、こういった窓口サービスは、やはり証明書の発行部類をですね、また拡大して、そして本人か家族が受け取る、そういった条件つきにしてですね、宅配サービスに切りかえていくような時代に私はあるのではないかと思います。このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議員のおっしゃることもわかるわけですが、基本的には、議員の方は支所単位でそれぞれ地域づくり、町づくりをとという考えであられるというふうに思っておりますが、私は、やはりきめ細かい形ですね、やはり町づくりをすべきであるということで、今回この地区館制度というのを導入させていただきました。現場において、各支所におきましても、それぞれ農村地域があったり、商店街地域があったりですね、さまざまでございます。その差異が物すごい広い中であるものだから、支所の中では恐らく完結できないというふうに認識をしておりますし、やはり今後の、やはり日置市としての町づくりの基本方針というのは、やはりこの地区館を中心とした中でいくべきであると、そこあたりが議員とちょっと若干考え方の原点が違うようがあります。その中におきまして、やはり、この証明の問題につきましてもですね、やはりその一環として今仕事しておりますし、今宅配とか、いろんな手法というのはあるというふうに思っております。

また、ご指摘ございました今までの公民館講座と自主講座、ただ、私今後地区館というのがですね、ただ、先般申し上げましたけど、ただ、教育委員会の中におきます今までの地区館の制度のあり方というのは、ちょっと難しいと、やはりトータルの、コミュニティといいますか、やはり人づくりという中で、指導員がいいとじゃなくて、地域にリーダーをどうつくっていくのか、やはり、お互いそれが大きな課題だろうというふうに思っておりますので、今後においては地区館というんじゃなく、このコミュニティといいますか、トータルのその地域におきます、ほんとに子供からお年寄りまで、学習だけじゃなく、いろんな面をやはり総括していかなきゃならない。特に自治会という小さな単位でありますけど、もう自治会単位じゃどうしてもそうい

う集落機能というのが果たせない部分がございますので、それを少し大きなエリアの中において、旧小学校区程度の中においた一つの、これが地区館が自治会組織になるかわかりませんが、やはりそういう気持ちの中ですね、今後やはり全体的なコミュニティという一つのことを含めた中で整備をしていくべきであるというふうに思っております。ご指摘ございました証明の中におきましては、郵送がいいのか、いろんな問題が、まだ、いろいろと私どもの方も検討もさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

次に、2番、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

**○2番（上園哲生君）**

一般質問の議題が大変びろろな議題なものですから食事の後にと願っておりましたけれども、大変恐縮ですけれども、さきの質問通告に従いまして、し尿処理の現状と今後について質問をいたします。

人間が生きていく上で食べること、そして、よく消化し排泄することは途切れることなき営みであります。その排泄物をきちっと管理し処分することは、現在では環境上、衛生上強く求められ、基礎自治体の大事な責務になっております。かつて、まだ、海洋投棄が許されている頃、モジャコ漁に出漁した漁業者たちが、卵が産みつけられた流れ藻とともに海面に白い浮遊物がいっぱい浮かんでおり、何だろうと手に取ってみると、し尿とともに投棄された生理用品であったという報告を受けたことがあります。その海洋投棄が昨年1月で禁止されました。平成8年12月第8次廃棄物処理施設整備計画でし尿の海洋投棄処分をなくす閣議決定以来、その対策に十分な時間があつたと思われるにもかかわらず、結果的には南さつま衛生センターでの処理が

かなわず、日吉地域分では市民の個人負担で一時保管所の貯留タンクまで運ばれ、その容量が小さいため伊集院の衛生処理場の液肥タンクを改修して使い、使用者のタンクから伊集院のタンクまでの運搬費、さらに串木野衛生処理センターまでの運搬費、そして、いちき串木野市・日置市衛生処理組合負担金等など、合わせて7,541万2,000円を当初予算に計上し執行中であります。期限は当分の間という約束になっておりますが、始良西部衛生処理組合に委託している伊集院地域分と同様に考えると、5年間、すなわち、平成24年3月までの猶予期限になります。その伊集院地域分は加治木の処理場までの運搬費2,481万7,000円、組合負担金等合わせて7,814万7,000円であります。

昨年はそのほかにも搬入量をコントロールするために浄化槽汚泥を伊集院の衛生処理場の600キロタンクに一時保管しておりますので、重い汚泥が下の方にたまるため、まぜてから持って来てくれという要請にこたえ、拡販装置を予算計上いたしました。当初の考えのとおり、海洋投棄禁止に対応できる体制が南さつま衛生センターにおいてできてたら、もっと経費軽減につながっていたのでは、もっと効果的な投資につながっていたのではと思わずにはおられません。今度は約束の期限までにきちとした恒久性のある対応ができることを願ってやみませんが、私は厳しい現状認識を持っております。もともと南さつま市では、南さつま衛生センターを万之瀬川河川改修の保証対象施設としてとらえ、河川改修計画がまずありきと聞いております。さらに、今9月議会に建設事業費97億5,100万円による新規の加世田地区の公共下水道整備計画が示され、そのための住民説明会が始まったと聞いております。いろいろな考え方のシチュエーションの中で、初期投資の実質的負担軽減、あるいは、運用維持費等をいろいろ

ろな角度からシミュレーションをすることが必要ではないかと思っております。

そこで、まず、最初の質問です。日置市のし尿処理はほかにもさまざまな対応をしております。個人対応で処理場まで運搬をし、その後、東市来地域ではいちき串木野・日置市衛生処理組合に6,603万5,000円、吹上地域では南さつま衛生処理センターに2,356万6,000円と永吉地区の農業集落排水の汚水処理費合わせて5,180万8,000円の負担金を払っております。そして、公共下水道の汚泥処理はすべて受益者の下水道使用料で賄っております。できるだけ公平な負担をとらしているでしょうけれども、ここまでさまざまだと、市民の負担の整合性をどのように考えられるのか、まず伺います。

次に、協議の対象になっている南薩地区衛生管理組合の2つのし尿処理施設について伺います。

枕崎市、南さつま市の坊津町、南九州市の知覧町のし尿日量57.6キロリットルを処理している枕崎衛生センターは老朽化が激しいと聞いておりますが、現状はどうなっているのでしょうか。最悪の事態には、現在坊津町を除く、南さつま市、日置市吹上町、南九州市川辺町のし尿日量113.1キロリットルを処理している南さつま衛生センターにも当然影響が出ると思われませんが、組合議会において、耐用年数等も含めて、その対応をどう認識され審議されておられるのか、伺います。

市長の見解、認識について、わかりやすい答弁を期待いたしまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のし尿処理手法について、その1でございます。平成19年1月から海洋投棄が

禁止されてからの流れは、議員が言われたとおりでございます。先月、構成市の市長会が開催され、今後の方向性の説明がなされたところでございます。内容的には以前からの内容と大きく変更はしておりませんが、万之瀬川河川改修に伴う計画であります。8月に県との協議がなされ、今後の日程計画が示されたものでございます。まずは、建設方式を新設でなくリニューアル方式で実施をしていくと。し尿処理構想策定、また、組合間の調整を経て、住民説明会を平成21年10月から実施をすると、その間に環境調査・施設の基本設計、そういうものもやりながら並行していくということでございまして、特に県との万之瀬川河川改修を最優先して実施をしていくという報告でございました。この市長会を済んだ後に、また組合議会の全協を開いていただきまして、議会の皆様方にも説明をしたということでございますけど、基本的に私どもも早くこの万之瀬川流域にはございます周辺部の皆様方と、松田地域ですかね、そこと話をしてくれという要望、管理者の方にしていただきましたけど、まだ、それが基本的になされてないというのが実情でございます。そのような状況の中で、日置市として、伊集院地域の方、始良西部の方をお願いしておりますけど、24年3月で5年間という一つの契約を結んでおります。その中で、基本的に今の計画でいきますと、恐らく24年度以降になってくるというふうに思っております。この間にやはり一つの方向性といいますか、まだ今の現時点でリニューアル方式でやろうという形で管理者の方が思っているんですけど、これを地元が組み入れてくれるのか、くれないのか、これが一つの原点に入っていきますので、基本的に今後におきましても、私ども市長といたしましても、管理者の方に早く地元の説明会を開いていただくようお願いをしなければならないというふうに思っ

おります。その間、日吉地域については、いちき串木野市・日置市衛生管理組合の方にもいろいろと説明を申し上げ、今後とも、この地域におきます処理につきましては、両組合の方をお願いをしていかなければならないとっておりますので、随時その状況につきまして、市長の方も出向いて行って話をしてお願いをしていきたいというふうに思っております。また、ご指摘のとおり、市民の負担の調整ということでございますけど、それぞれ事業の内容や当初からの取り組み状況などが違うことにより、事業により個人負担が発生している事業、発生してない事業、それぞれでございます。特に、私ども日置市におきますし尿というのは大変複雑化しておるというのが現状でございます。合併の当時これが統一できればよかったわけでございますけど、合併後におきまして、今のところ、それぞれの処理施設の方をお願いをしていかなければならない立場であるということでございますので、ご理解をしていただきたいというふうに思っております。

また、2番目のご指摘ございました枕崎のし尿処理場でございますけど、これも老朽化しているということでございます。特に、この今4市ですね、話し合いをしているわけでございますけど、枕崎の処理の方につきましても、どう延命化といいますか、修理をしながら、少しでも延命化を図っていくような方策をとっていかなければ済まないという状況でございます。早く一つの方向性の中で、負担金等もきちとした方向性ができればよろしいわけでございますけど、管理者の私の方も南薩の、南薩地区衛生組合の方をお願いしている部分でございますので、今後とも、このことの十分理解を深めながら、こちらの事情もわかっただきながら進めていくようお願いを続けていきたいというふうに思っております。

## ○2番（上園哲生君）

ただいま市長の答弁をいただいたわけですが、現在のありように対して、市長は大変複雑化という表現を使われました。やはり私はですね、率直に言うと、要綱のとり方が、最初の要綱のとり方、分析に問題があったのではなかろうかと、結果的には、何かしらどたばたとした形で処理を迫られてしまったという思いが強くあるわけです。そういうことですね、何かこう、後手後手に回ってしまった結果、こういうことになったというような市長の率直な思いはございませんでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおりですね、このし尿処理につきましては、構成市長のあり方がそれぞれ違っております。旧地域、伊集院、日吉を含め、前、郡山、松元、この4つの中で、この処理施設をつくろうという計画もございましたけど、この合併という中におきまして、このことも頓挫されました。ご指摘のとおり、日置市一つの中で円滑に処理ができれば1番よろしいわけでございます。これをほなら基本的に単独でつくろうという形になれば、また、お互い莫大な費用もかかってくるというふうに思っておりますし、また、それぞれ近隣と広域的にやってきた経緯もございます。大変、私自身自身としても、ひとつこのことについては、さっきも申し上げましたようにそれぞれのところをお願いしている部分でございますので、大変心も痛みながら進めさせてもらっておりますけど、ご指摘のとおり、このことについては1日も怠ることもなく排出されてくるものでございますので、やはり、事前にもう少し私どもの方もまだ早い手を打っていかなければならないというふうに思っております。また、それぞれ限られた期限がございまして、ほかの、私ども日置市だけで動ける問題でもなく、また、枕崎市、南九

州市、南さつま市もございますけど、やはり関係の機関の市の皆様方とも十分このことについては連携をしながら今後とも進めさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（畠中寛弘君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（畠中寛弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○2番（上園哲生君）**

食事も終わりました、ちょっとびろうな表現にもなるかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思えます。

先ほどの市長の答弁をお聞きしておりましたら、やはり、不愉快施設といいますかですね、我々のし尿を処理していただくところという、そういう特例の配慮のあるような言い方で、お願いに行かれるというような答弁がありましたけれども、確かにそういう部分はあるかもしれません。私は市長の答弁を聞きながら、大変びろうな表現ですけども、我がもんも臭かどんから人がたつもつと臭かであなえ、という言葉思い出しました。そのもつと臭いものを他市へお願いをしないと、だから、あんまりいろんなことを言えないというようなニュアンスにもとれたんですけども、やはりこの問題はですね、先ほど市長の答弁にもありましたように、いざとなったら待ったなしの施設であります。枕崎のその処理センターの老朽化のことにつきましても、とりあえずは延命措置をとというような答弁もございましたけれども、枕崎はご承知のとおり合併もしておりませんし、ですから、ほかの他市のように合併特例債が使われるわけでもない。ましてや、そういうところで、そういう延命の修理費用を、ほかからも負担金は

徴収はするでしょうけれども、そういうのをやりながら、延命をやりながら、そして、新たなリニューアルの建設を待つと、待って負担をすると、これもまた気の毒な話だなあと、いう思いがいたしました。

先ほど、大変失礼な言い方ですけども、やはり今のありように対して後手後手に回って、ちょっとどたばたもやり過ぎたんじゃないかと私は申し上げましたけれども、実は合併前に、この当時は加世田の、加世田市ですけども、そこに、海洋投棄が禁止されるまでに何とか対応してほしいと、当時の伊集院町の町長であられた宮路市長、それから吹上町の町長であられた横山副市長、そして、当時の日吉町の町長さん方がお願いに行ったときに、どういう返答されたか、それはわかったと、その海洋投棄が禁止されるまでには対応すると、そういう返事があったんじゃないですか。そういう返事を待って、そして、最終的にはそこに何らのそういう対応が見られずにこういう状況に至った経緯があるんじゃないですか。まず、そのことをお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、旧、特に日吉、伊集院という2町におきまして、海洋投棄があるという、始まるということで、処理をしていかなきゃならない、そういう経緯の中で、旧加世田の方に行きましてお願いをしました。そのときに、すぐ受け入れるとかという返答はいただくことはできませんでした。やはり組合組織でございますので、組合含めまして、地域もあるから、検討をさしてくれという程度でございまして、それぐらいの程度の中で、今まで、経緯、至ってるということでございます。その南薩といいますか、枕崎と一緒にこういうふうに総体的になったのはその後でございまして、合併を前後する中におきましては、とりあえず、旧伊集院町、旧日吉、この分を今現ございますセンターの方で処理を

お願いしたいということでございましたけど、その後、組合の組織再編を行う中におきまして、合併も行われまして、いろんな諸条件が変わってきた中におきまして、今検討しているのが4つの市の処理ということでございます。さっきも申し上げましたとおり、今お示しをさせていただいておる期限というのは、私どもが、いちき串木野市、また西部の方をお願いしている期限とは、ちょっとほど遠い数字を今お示しをさせていただいておりますので、なるべく具体的に話をしていかなければ、今ご指摘ございましたとおり、今ありますセンターの方をリニューアルするということでありまして、やはりそこが、地元が同意を得られるのかどうか、そういうことも一つの大きな問題にもなっておりますし、もし、なかったときに、この4市の中でどうするのか、新たなところをまたそれぞれ選定して一つの施設をつくるのかどうか、まだそこが見えないといえますか、まだ、旧松田地域におきまず説明会してないもんですから、そこが1回していただかなければ、どうしても今先に進まない。今、議員がおっしゃいますとおり、基本的には後手後手の中の、今し尿処理の計画であるというような気持ちも私自身自身もしておりますので、ここあたりを早く一つ一つ解決をしていただくよう管理者の方にもお願いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○2番（上園哲生君）

先ほどまでの答弁の中でもちょっと出てまいりましたけれども、南さつま市はこのリニューアルに対しまして万之瀬川の改修工事とリンクをさせてますよね。そして、県の方が8月に、先月市の方に説明会をしたという答弁がございましてけれども、この県の河川改修のその事業の計画について、市長の方はどのように把握されておられるんですか。これはどのくらいのあれで、目に見えてくる計画

なんでしょう。

#### ○市長（宮路高光君）

この万之瀬川の改修の中におきまして、このセンターあります前後の方は、もうそれぞれ用地買収も終わっております、センターの部分が用地買収も終わっていないということでございます。県の方の河川課の方にお聞きしますと、特に昨年の北薩、さつま町含めた、この激特を含めた中におきまして、この県の河川におきます予算配分がそちらの方に投資されて、その中で、この万之瀬川の改修というのがおくと、こういう一片どおりの、私どもは説明を受けておるところでございまして、川野市長におきまして、このことを、早く万之瀬川の改修をしてくれという、県の方にも要望はやっておるということでございまして、そういう経過の中で、8月に河川改修におきます説明会を市の方にし、また、地元の方にも近いうち説明会をされるという、そういう河川改修については、私どもが周知している情報については、以上のような状況でございます。

#### ○2番（上園哲生君）

今、市長の答弁聞いてますとですね、ちょっとタイムスケジュールが全然見えないわけですよね。ただ、我々のところは、その始良郡の西部衛生処理場のタイムリミットがあると、本当にそこまでの期限の間に始良西部との約束を守れるような状況をつくれるのかどうか。どこかとか、きちっとした、やはり判断をしなきゃならないと思っておりますけれども、そこら辺をどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、今の計画におきますと平成25年度から計画をするということでございます。これはもう、前提条件は地域の了解が得たというのが一つの前提でございまして。私どもにいたしましては、

24年という期限でございますので、大変ここにはずれがあるというふうには私自身も認識しております。特に今回の場合、私も日置市の方はそれぞれのところをお願いしておりますし、また、枕崎の方はその施設をリニューアルしなきゃならない。それぞれお互いに経費が要ることでございます。そういうことを含めまして、早くその一つの結論づけをですね、そのさっきも申し上げましたように、リニューアルするということで、それぞれ日置市、また、枕崎市、南九州市、それをそこに持ってこれるのかどうか、やはり、この1点がですね、やはり地元の、やはり理解といいますか、これが得られなければ、まだ、最初からまた原点に戻っているような対策というのをしていかなきゃならないと、ここあたりの部分を早く整備をしてほしいということですね、いつも絶えず管理者の方には話を伝えておるわけでございますけど、今のところ返ってくる返答は、さっきも述べたような返答だけであったということでございます。

#### ○2番（上園哲生君）

今、市長の答弁をお聞きしながらですね、余りにも他力本願というか、自分らの方で何らの主体性な動きがとれないと、そして結果としてですね、間に合わない可能性の方が強いような気がしましてですね、そうしますと、これまでいろいろ好意で図ってくださった始良西部衛生処理場のところ、あるいは、もともと東市来は構成員でありました、その串木野衛生センター、そこら辺のいろんな波及も及ぶような気がするんですよ。ですから、やはり、そういう先ほどの1回目の質問のときに、いろんなシチュエーションの中で、いろいろなシミュレーションをやっぱり用意しとくべきじゃないかと、そして同時に、それはやっぱりタイムスケジュールを持っていないんじゃないかというような思い

を込めて質問したわけなんですけれども、やはり2度、再びやっぱり後手後手のどたばた劇は演じてほしくないと思っておりますので、そこらのところ、もう一遍答弁お願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市本市でし尿施設の現場をつくるというのも一つの選択かもしれません。それには場所の選定を含め、また、大きな投資もかかります。そこも含めた中におきましてですね、執行といたしましても、いろんな選択肢というのは持っているわけでございますけど、まだ、それぞれの、いちき串木野市にいたしましても、まだ改修した時間的なものもございまして、今その方向性というのが大変、どの方向性をとっていけばいいのか、大変難しい時期でもあるというふうに思っております。要するに、この南さつま市の方にある設置の方に対しまして、その場所が、もうそこでは、もう全部ほかのものを受け入れないという一つの方法が出るのかどうか。やはり、ここあたりをちょっときちっと見きわめた中でいかなければ、私どもの方もほかの場所の選定、また南九州市、また枕崎との、また、一緒になった行動計画というのは難しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、いつも、市長会、また組合の方におきましても、早く説明会に行ってくれということをお願いしておりますけど、やはり河川改修等の問題をいつも上げておきまして先に進まないというのが状況でございます。議員がおっしゃるように、大変私自身もいら立たしい部分を心の中には持つておるわけでございますけど、まだ、今のところの時点で、この方向性というのを両方考えた中でつかみにくいという状況でございますので、もう少し時間をいただきながら、また、そこあたりのご理解をしていただきながら、このし尿処理の対応を進めさせていただきたいというふうに思っております。

## ○2番（上園哲生君）

やはりですね、物理的にもですね、工事の時間でありませうとか、あるいは、その前の設計の時間でありませうとか、場合によっては環境生活実態調査ですか、ああいうものを見直しとかですね、やっぱり時間がかかる要素が多いですから、ですから、やはり、我々は我々の立場のやっぱりタイムスケジュールがあるわけですから、そこを踏まえながら、少しでも負担の小さい、そして、今の時代のあった環境衛生にきちっと対応した処理施設をなるように見守っていきたいと思います。

それではちょっと関連をしまして、そのどの施設にしましても、最終的に出てくるのは処理をした後の汚泥の問題が出てくるわけですから、今公共下水道で出てくる汚泥、これは民間事業に委託をして、大変いい肥料として、いいさばき方はなされてると聞いておりますけれども、まず、そこらからちょっとお聞きをしたいと思います。

## ○市長（宮路高光君）

この汚泥の発生の処理の方法でございますけど、公共下水道の場合につきましては産業廃棄物、そのし尿施設について一般廃棄物という、こういう両面の取り扱いがございまして、今、県の方に問題になっておりますこの産廃の施設、鹿児島県にはこの産業廃棄物の処理の施設がないということで、日置市におきましてもほかのところに処理をお願いすると、基本的には、今それぞれ肥料をつくっているところに公共下水の方は処理をお願いをしているということでございます。今後におきましても、この汚泥の問題につきまして、大きな問題を抱えてくるというふうに思っておりますけど、今どうかそのように肥料といいますか、そういうものにできる会社があるうちはよろしいわけでございますけど、やはりこの一般廃棄物にしても、公共にいたしましても、この処理施設というのは、やはり

必要なものであるというふうに思っております。

## ○2番（上園哲生君）

私どもも、私は今環境福祉の委員会に所属をしてるものですから、所管として、串木野の処理センター、1番ここらではできて新しい処理施設じゃないかと思っておりますけれども、そこの視察に参りましたときに、匂いがしない、まずそこの施設に入りましたときにですね、ああ、最新型の機器が入ってるんだなあ、そして、最終的なところでそういう肥料が、温故知新という名前つけておりましたけれども、これを市民に配付をして、今もう市民の方々がその配付を、市民に無料で配付してるものですから、それをいわゆる、待っているというような状況の処理をしてるという説明がありました。この南さつまの衛生処理場の場合も吹上の民間業者にその委託をしていると。もし、リニューアルなんかをして量が多くなってきますと、やはりそこらの問題もやっぱり出てくるかと思うんですけれども、先ほど市長の方からもちょっと触れられましたけれども、やっぱり今後そういう汚泥再生といいますかですね、いわゆるリサイクルですね、そういうところ、今、始良郡の西部衛生処理場のやつは焼却をして、そして全部埋め立てをしてるというような状況を聞いておりますので、ここらの汚泥の再生処理といいますかですね、そこらについて、ちょっとまた具体的にお聞きをしたいと思います。

## ○市長（宮路高光君）

基本的に今までのこの処理施設の構造というのがですね、やはり一般のくみ取りを中心とした処理施設であったと、今、合併浄化槽という一つの施設が入ってきた中におきまして、大変、この汚泥を含めた中の処理、今回リニューアルにいたしましても、やはり汚泥を中心とした処理施設といいますか、そういうものを中心とした機械設備になってい

かなければ、今ご指摘ございましたとおり、まだ汚泥、最後に残る汚泥が多くなってくるということでございますので、まだ、今の南さつま市にありますこのセンターにおきましても、一般といいますか、汚泥を中心とした処理施設じゃございませんので、こういうのも一つ考慮に入れた設計をしていただき、なるべく汚泥が少なくなるような、そういう処理方法の中で、処理をしていただきたいとそのように考えております。

## ○2番（上園哲生君）

先日の14番議員のご質問の中に、大変環境問題に関心のあられる大変詳しい議員でありますけれども、そのときに、公共下水道とそれから合併浄化槽のことで議論になったかと思っておりますけれども、確かに公共下水道は合併浄化槽以上にきれいに処理ができるということは、これはだれでもがみんな認めるところであります。ですから、その住宅地が密集したところで少しでも財政的に許せるものなら、やっぱり公共下水道で処理をしていくのがいいのかなあというふうに私は思っております。その中で今度は、合併浄化槽は、私の居住地でもそうですけれども、やっぱり住宅が点在をして、そういうところに公共下水道を引いても、やはり配管のコスト等やら何やら考えたときには、やっぱりそれぞれの家庭で合併浄化槽等で処理をしてほしいと、処理をするというのが1番望ましいのかなあと思っておりますけれども、ただ、田舎の合併浄化槽になりますと、大体合併浄化槽の点検でありましたり、あるいは、年に1回の汚水の取り上げにしましても、大体やはりそういう作業がしやすいところに、どっちかっちゃうと、家の前の方につくってありますよね。ところが、そのトイレ自体は大体家の奥にありまして、結構田舎の場合、その間をつなぐ配管が長い。合併浄化槽もそれから単独浄化槽も浄化槽は生き物であると指導を受けてます。で

すから、嫌気にしろ好気にしろ、その微生物がきちっと活動してくれるような状況をつくらなきゃなりません。そうしますと、家が大きい、それに合わせて浄化槽つくられて、なおかつ、そこまでちょっと距離があつたりしますと、私ども、今私は、私のことで大変恐縮ですけれども、温泉場に住んでますけれども、やはり月に2回は自分のところのふろでちょっと流してくれというような、やっぱり指導を受けます。そうじゃないと、今度は、何て言ったらいいですか、排泄物がうまく微生物のところまで行き届かないというようなことで、大変浄化槽の管理という問題に対して、厳しくというよりは、そういう指導を受けてるんですけれども、そこらの浄化槽法に基づいた教育といいますか、そこら辺のことをちょっとお聞きをしたいと思えます。

## ○市長（宮路高光君）

基本的には、この浄化槽におきます管理につきましては、民間の方をお願いしてるわけございまして、基本的には年1回、それぞれ点検、清掃をするというふうになっております。日置市の中におきましてもですね、それぞれ業者といいますか、まだ、異なっておるといいますか、特にいちき串木野市におきます、中におきましては直営でやっているものがございまして、民間委託をされてない部分がございます。日吉、伊集院の場合は民間がやって、それぞれ点検を行っておる。吹上の場合につきましても民間の方がやっておるということでございまして、ここあたりの共通的なですね、点検のあり方というのが、私ども日置市の中でも、若干統一されてないというのでございます。今後、やはり、この点検におきますそれぞれの合併浄化槽の効率といいますか、能力といいますか、やはりこのことも、やはりしていかなきゃなりませんけど、やはりそれぞれ個人にいたしますと、2年に1回とか、3年に1回になったりしか

ねないと、毎年するのがようございますけど、やっぱりそれにはそれぞれ自己負担というのが必要でございますので、もう少しそこあたりがある程度徹底できるようにですね、関係機関といろいろと話をしていかなければ、徹底した指導というのが難しいというふうに思っております。

### ○2番（上園哲生君）

今、市長の答弁があったとおりでと思います。今年度も国・県の3分の1ずつの補助金を対象に大体合計で240基ぐらいの予算計上しております。やはり、その合併浄化槽しか使えない地域が多うございます。ですから、できる限りやっぱり、そういう、それしか方法がないところ優先するような形で、また、そういう指導とともに設置をしていただけたらと思います。

それでは最後になりますけれども、やはり、1番気になるのは枕崎の衛生処理センターです。ここがいつどういう状況になるか、それによって、いろんなところに影響が出てくるかと思えます。昔だったらですね、大変な状況になれば、そら海の中にうっすればよかと、魚が喜んで食うだというような言われ方をする時代もありましたけれども、先ほどからの話のとおり、それは決して許されない時代になっておりますので、やはり一緒に南薩地区衛生処理組合の構成員の市であれば、自分のところに関係はないよということじゃなくて、よくやっぱりそこらの置かれた状況、立場というものにも配慮してあげることも大事じゃないかと思えます。そしてあわせて、少しでも早く、そのリニューアルでいくのであれば、そういう方向性を見出していきたい。もし、そういうのでは難しいとなったときには、少しでも早くそういう新たな展開での考え方、シミュレーションを示していきたい。そういうことで、最後に市長の覚悟と言いますか、を、お聞きして質問を終わります。

ます。

### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、南薩地区衛生管理組合は4つの市で構成されていることとございまして、やはり、この管理組合を結成しました大きな目的というのが、このし尿処理施設を一緒にどうかしていかなきゃならない、初期の目的がありました。やはり、特に、この南九州市、日置市、枕崎市、この3つの市におきましては、共通する一つの大きな課題持っておりますので、ここあたりをやはりきちっとした横の連携も今後十分さしていただきながら、早く処理施設ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

### ○議長（畠中實弘君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

### ○18番（坂口ルリ子さん）

眠気の差す時間になってまいりましたが、どうぞお眠りになってください。なるだけ眠らないように大きな声で一般質問いたします。

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則をふまえ、市民の要求に基づいて、次の6点を質問いたします。

まず1番目、福田首相の突然の辞任について、地方自治のこれから、特に財政福祉政策のかかわりが大きいときです。各新聞でも政治の行き詰まりと言われております。市長の見解、認識を伺います。

2番目、後期高齢者医療制度について、うば捨て山制度とも言われ、全国の医師会、全国で35県の医師会が反対をしております。住民も年金を受け取るたびに金額が少なくなり、悲しい思いをしております。また、社会保険の子供の扶養になっていた後期高齢者も10月から625万人ですね、扶養から抜けて、この年金を納めるように医療制度がなっ

てくるわけです。6月の議会で、私の質問に日置市市長は、とつてもこの制度はメリットが日置市にとってはあると言われました。私は、市長はこの制度について賛成の立場なのか疑ったわけですが、全国的にも、自民党、公明党以外の野党は参議院でこの法案を廃止せよという法案を出し、参議院ではそれが通って、今、衆議院に諮っているわけですが、ご存じのように総理がやめて、今、きょうが投票日でしたが、結果はちょっと1時のニュースを見れなかったわけですが、どうなってるか、麻生さんに決まったんじゃないかと思いますが、この後期高齢者医療制度のメリットとは何か、具体的に述べてほしい。そして、日置市4地区の高齢者の数をですね、後期高齢者の数をわかってたら知らせてほしい。

3番目、市立保育所の民営化について、6月議会で一応民営化が決まりました。なぜ9月議会でもこんなの取り上げるか、そういう理由などを申し上げたいと思います。子供によりよい保育を願う多くの国民があちこちで戦いを起こしております。これは児童福祉法によると子供の教育は自治体が責任を持ってやるべきのを民間へ、払い下げっていうんですかね、民間任せにしてしまったわけです。政府が国と自治体による保育の実施と水準の確保など、公の責任をなくし、企業任せの安上がりの保育を進める制度改革を急いでいることにあります。父母、保育関係者から、強い不安と怒りが広がっています。日置市でも、子供によりよい保育をと、父母たちが公立保育園を残してほしいと運動を始めています。先日は保護者に説明する、保護者と語る会、これから、24日から二十五、六は、地域住民との語る会が計画されているようです。この語る会が民営化を押しつけるような方向になっているのかもしれないと思うわけですが、本当に公立という保育園がなぜ必要なのか、親も自治体も議員も本当は公でやってほしい

と思うけれども、この公の保育園をつぶして民間にするという要求は財界の要求でございます。これは2兆円産業と言われております。どこも民間にして、やはり民間が引き受けたからには、損をするわけにいきません。やはり、もうけの対象にされていって、こんなにして、児童福祉法もかなぐり捨てて民間にやってしまうわけであります。私は、公的保育が世界の流れ、本当に公と私があって、小学校でも公立、私立、大学でも国立、私立、いろいろあるわけですが、今日置市でも保育園が20あって、民間が17で公立が3、この3つの貴重な公立の3園を残してほしいと、私もお母さん方と一緒にそういう方向で考えている1人でございます。それについて答弁を願います。

4番目、父子家庭への生活支援について、離婚の急増などで背景になって、ひとり親家庭がふえています。母子家庭、日置市に448、対する支援政策は充実しているようですが、父子家庭には不十分だと思いますので、市独自の支援は考えないか質問いたします。

5番目、市民歌制定について、27番議員も質問して、重なるところもあるかもしれませんが、前も、私はこれは2回目の質問です。5年目の節目、何の節目で5なのか、4じゃないかのか、2じゃないかのかと思うわけですが、そこも、なぜかというんですね、こんな歌などは早くできた方が市の一体感が生まれるというわけです。先日、私たちは錦江町に学校統合の参考に勉強に行きましたら、学校統合する前にも錦江中の校歌ができていたわけですね。子供たちが3校一緒になって、すぐ校歌が、同じ校歌が歌えるということは、あ、生徒の一体感が生まれるんだと思うんです。だから、こんなのは早い方がいいと思うのです。27番議員が振りつけというようなことを言ってちょっと誤解を招きましたが、

ついでに日置音頭というのもですね、あわせて制定してほしいと思います。日置市民歌と日置音頭ですね、音頭ができたらすぐ踊りや振りつけられる方がいると思います。学校開校と、今後、学校統合でもあった場合は歌も早めにと、ちなみに申し上げます。

次、全国学力テストについて、結果がことは早く9月に出たようです。どういう結果が出たか、あちこちこれで、特に大阪の知事がですね、全国学力テストの結果を発表せよと、各市の教育委員会に何か要求して、もめて、大阪なんか、何かこのことでもめているようですが、日置市ではこんなことはないと思いますけれども、全国学力テストを私は肯定するものではありません。全国学力テストに使われた税金は60億円です。この金を別に教育に使ったらと思う立場、43年前、私も学力テスト反対運動をした1人の教師として、これが2年目復活し、またずっと続くのか。必ずおかしかったからやめたのであって、それをまた40年たって復活させた裏には、また何かあるわけです。何かって言ったら、やはり教育産業なんですね。学校にですね、学校のことをよく調べて、今度は家庭科でこんなのができもんのが、理科で今度は理科の実験が出てきもんどが、これを準備しましたから買ってくださって業者がやってくるんですよ、学校にね。そしたら、先生たちは忙しいから、その教材の、こう、そろえたセットを買えば、ほんとに便利なんですよ。お金はかかりますけどね。だから教育産業に振り回される。それから、力がなかったら塾に行きなさいと言って塾が栄える。私は、昔はこんな塾もなくとも、一応、学力はつきますよね。だから、やはりこの裏には何かあるっちゅうことを考えないと、子供たちは不幸に陥るんじゃないかと思っております。日置市の全国学力テストについて教育長に質問して、第1問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の福田首相の突然の辞任についてというご質問でございます。正直いたしまして、私もびっくりしたというのが感想でございます。今後、きょう総裁がまた決まるようでございますので、やはりこういう経済的な、また、ことが、大変行き詰っておるような気がいたしますので、早く国の方でこういうものを解決していただきたいというふうに思っております。

2番目で、後期高齢者医療制度についてでございますけど、1番大きなメリットといたしまして、私は、これは県下全域で一つの制度をつくったと、このことが1番大きなメリットだったのかなというふうに思っております。6月議会の中でも答弁いたしまして、それぞれの保険料の算出の基礎がございまして、特に国民健康保険におきましては、均等割、平等割、所得割、資産割、4つの方式を使っておりますけど、今回のこの後期高齢者医療制度におきましては、均等割と所得割という形でこの保険料の算定をされておるようでございます。それぞれの各層があるわけなんですけど、その層を含めましても、日置市にいらっしゃいます、ランダムにちょっと試算した結果におきますと、日置市の方々は前の国民健康保険より、今回の後期高齢者医療制度になった方が安くなった方が多いというふうに思っております。また、各地域ごとの後期高齢者でございますけど、東市来地域の方が2,592名、伊集院地域が2,690名、日吉地域が1,112名。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

ちょっとゆっくり。

#### ○市長（宮路高光君）

はい。よろしいですか。吹上地域が2,165人、計の8,659人でございます。次に、3番目の市立保育園の民営化について

て、このことにつきましては、5番議員の方にも説明したとおりでございまして、8月20日、29日、9月1日にそれぞれのところで説明会をさしていただきました。その中でいろいろとご意見があったのは事実でございまして、特にさっきも申し上げましたとおり、付与したお金は今後どういうものを使うのか、また、民営化しても廃園になる恐れがあるんじゃないかなど、そういうことの見解があり、保護者の皆様方は、基本的には公立を残してほしいという意見がありました。このことにつきまして、今までも、議会の中でも、それぞれ説明申し上げましたとおり、民営化のあり方検討委員会、また、議会の中におきましても、それぞれ陳情書を採択にした、そういう経緯もございまして、私はそういう経緯を踏まえまして、今回それぞれ年次別に民営化ということで説明をさしていただき、ご意見の中でも、一緒にすると大変いろいろと問題があるということで、この22年、24年、26年という年度を区切って民営化をさしていただきたいというふうに思っております。

3番目の。

○18番（坂口ルリ子さん）

4番目。

○市長（宮路高光君）

この保育に関する経団連の提言、地方分権委員会の勧告によりますと、利用者による直接契約や保育における児童の保育以外の、保育ニーズ以外の対応については、児童福祉法を初めとする児童福祉関係法令の改正等の論議を必要とするものでありますので、今後の国・県の動向に注視していきたいと考えておりますが、保育要件の緩和等の制度改正が現実的なものとなり保育所に入所を必要とする児童が増加することとなる場合は、本市に児童の保育を実施する義務があることから、既存の認可保育所の定員増等、待機児童が生

じることのないよう保育施策を進めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。児童福祉法第2条については、児童の福祉を図る責任を負うのは保護者だけでなく、行政も同様であるという趣旨の条文であると認識しております。また、児童福祉法第24条について、行政が保育に欠ける児童に対しての保育を実施すること、保育所の入所に当たって公正な選考を行うこと、保育の実施及び保育の実施に当たって適正な手続きをとることを規定した条文であると認識してるところでございます。

この4番目の父子家庭の生活支援についてというご質問、ひとり親家庭については、児童扶養手当受給者によって、平成19年8月で415人の受給者、平成20年8月で434人となっています。また、父子家庭については、平成19年8月で27人、平成20年8月で35人と増加の傾向にあります。母子家庭の支援策は児童扶養手当法に基づく児童扶養手当や、母子寡婦資金の貸付、母子家庭自立支援高等技術訓練促進費、医療費の助成、保育料の減免等がありますが、所得状況、課税状況によって受けられない場合もあります。父子家庭への支援については、医療費の助成、保育料の軽減事項に該当した場合に軽減があり、父子家庭に対する医療費助成が、平成19年度実績で延べ391件82万7,330円、保育料は現在4人が軽減を受けております。父子家庭は母子家庭に比べ収入的に恵まれているという見解もあり、これまで両者を区分した施策がとられていたところでございますが、昨今の非正規雇用の増加など、労働事情の変化により、厳しい生活を強いられている父子家庭もあることは否めないところでもあり、本市独自の支援策については、今後の研究課題とさしていただきたいと思っております。

5番目の市民歌制定のスケジュールについ

て、議員がおっしゃいますとおり、できるだけ早いということで、2年でも3年でもいいんじゃないかなということでございますけど、私といたしましては、やはり節目のときに、一つみんなが総意の中でしていく方がいいんじゃないかなということ、5年目に市民歌を制定したいというふうに考えております。そういうことで、実際平成22年度になりますので、21年度中において、日置市市民歌の選定委員会等を設立したいと思っております。また、それぞれ市民音頭というのもございますけど、この市民歌が済んだ後において、それぞれの、まだ皆様方のご意見を聞いて、取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

全国学力テストの結果についてお答えをいたします。全国の学力調査は小学校6年生と中学校3年生が対象となっております。教科は国語と算数の2教科ですけれども、それぞれ主として知識に関する領域と、これをAといいます。主として活用に関する問題B、問題の領域があります。本市の全国学力調査の結果は小中学校とも4領域すべて県平均の正答率を上回る結果でございました。また、全国の平均正答率と比較してみますと、2教科4領域の中で、小学校とも1領域のみにおいて、わずかに下回っただけで、残りの3領域は、同じか、それ以上の結果でございました。

なお、これらの日置市全体の結果を9月末までに、昨年と同様、市のホームページにおいて公表する予定でございます。

この結果をもとに、教育委員会では、管理職研修会を初めとした各種研修会、学校訪問や校内研修会等において、個に応じた指導のあり方や、朝の活動・業間の時間を利用した繰り返し指導、家庭学習のあり方、教育課程

の作成等において、指導・助言を行う際の資料として生かしていきたいと思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

1番の福田首相のあれに市長の見解はびっくりしたと、それも日本人全部びっくりしたわけですが、市長らしいびっくりの仕方はなかったかと、もっと違ったコメントを本当は欲しかったですね。残念だあちゅうか、余りにも無責任だとか、ね、そんな市長、コメントが欲しかったですけれども、そこ辺の街頭でアナウンサーがマイクを向けた、一般のそこ辺の通行人と何ら変わらないと思って、ちょっと残念でした。本当に2代続けて、安倍と2人も続いて投げ出すような、こんな国、行き詰っているわけです。本当に私たちの日本国民の暮らしは格差が開いて、若者に希望が持てない世の中で、こんなじゃですね、ほんとにどうなるかと、みんな行く先を不安に思うわけです。だから、こんな国がおかしなことをするときほど、自治体の首長の長、首長ですか、首長は自分の町の住民のために守ってやるというような考えを持ってほしいと思うんですが、もう少しコメントを詳しくच्छゅうとおかしいですけれども、あんまり、びっくりした一言では私は納得できませんのでお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

それが私の気持ちでございまして、基本的に、1番日置市を含めましてですね、1番やはりこの景気を含めた雇用の安定とか、社会保障の問題とか、いろんな問題が、やはり市民に大きくのしかかっているのは事実でございます。やはり早くそのような方向性というのを、国がやはりきちっとした形をお示しをしていただき、私どもも、やはり国の準則の中でいろいろと仕事していかなくやならないことでございますので、早く総裁が決まる中におきまして、やはりきちっとした政策等を、やはり市民国民のためになる施策をつくって

いただきたいというふうに思っております。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

私がこれを議会に出すとき、こんなのが一般質問になるのというような人も、1人声があったんですが、大事なことで、その5万何千人かを預かってる市長としては、さきの漆島議員のあれじゃないですけども、私あれを聞きながら、市長はちょっと危機感がないなあということを感じたりもしました。もう少しですね、住民の暮らし、底辺を見て、国や県ばかり、こうして見ないで、住民の暮らしが大変だ、お年寄りが大変だということ認識してほしいと思います。

次の2番目の方へ行きます。2番目は後期高齢者の問題ですが、メリットが県全域で制度になったのでよかったというのと、安くなった人が、保険料が安くなった人が多いって、ただ多いじゃ困るんですよ。安くなった人が何人ぐらいで、どれぐらい安くなったのかですね、この反対に高くなった人もいるわけですから、怒りを持っている人もいるわけです。そこをもう少し具体的に、安くなった人はどれぐらい安くなったのか、きのうの、これ赤旗の新聞なんですけど、ある奥さんがどうしても納得できないって市に行ったら、7分の1に下がったと、3万5,000円どひこが、五千幾らになったというようなことがありましたので、その人は障害を持っていたんですね、障害者控除の方がちょっとおかしくなっていて、そんなのがあったと。どしこ電話をかけてもだめだった、ちょうどロビーで、あ、品川区でした、東京の——品川の区会議員の女の人と会って、その女性議員が看護婦さんで、病院で顔なじみだったから、その区議員に相談して2人で行ったらそんなになったと。だから、間違っただけ多く取られているような人もいるだろうというようなこともありますので、上がった人の例ですね、最高何倍になったのかですね、もう少し具体的に、安くなっ

た人がどれぐらいで、パーセントでもいいですよ。大体何割ぐらい、高くなった人はどれぐらい。その中で相談もあって、間違いがあって、また安くなったちゅう人もいたら、それも知らせてください。

**○健康保険課長（脇 忠男君）**

どれだけ高くなった人がいるかということなんですけれども、八千何人いらっしゃいまして、国民健康保険と1人1人ですね、比べないと、それだけの金額ちゅうのは出てこないということでございます。ただ、県の方で、これは20年の5月に、例えば、基礎年金が64万円、64万692円の世帯の方をとか、あるいは、夫婦世帯の形でそういう方で比べてるんですけども、それについては、7割、8割、金額にここにちょっと出てきておりますけれども、1万9,000円ぐらいから、そういう段階的に、たくさん係数があるんですけども、そういう形で、大部分の方については安くなってるという状況でございます。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

わからん。安くなった人と高くなった人、安くなった人が多いから高くなった人は少ないだろうと思いますが、多い少ないじゃなくて、大体どれぐらいかっていうのを求めたんですけれども、やっぱり無理だれば、もうあきらめますが。

市長、この制度に、市長はもともと賛成ですか、反対ですか。後期高齢者医療制度。

**○市長（宮路高光君）**

さきも申し上げましたとおり、私はこの県全体でこの運営をするというのは、私はいいことだったというふうに思っております。年金の天引きとか、この年齢を区分したとか、やっぱり、少しはひっかかる部分はございますけど、今まで国保の中の、この老人保健の中で運営をしておる、これは私ども日置市でしたら、大変行き詰った状態ではございました。

これが今回このようにして鹿児島県全体です、一つ、75歳以上の方をしていただいたことはありがたいこととございましたけど、今後含めた中におきましてですね、やはり改善していかなければならない部分は多々あるというふうに思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

びっくりしました。日置市にとってメリットがあるから、この制度はありがたいと思うという言葉がちょっと出てきたんですが、これは2年ごとに見直すわけですから、どんどん上がっていくということを感じないお年寄りもいっぱいいます。今75歳という年齢は戦時中に一生懸命防空壕掘りをしたりですね、難儀をしたお年寄り、戦後の復興を一生懸命頑張った人たちが多いわけですが、75になって、こんなね、うば捨て山的なことにあおうとは思わなかったちゅう人もいます。本当は75歳になっておめでとうと、医療費はただにしますと、こういうのがね、国の思いやりだと思えますよ。ただ金がないから金がないからって言いますが、金の使い道が間違っている。日本の国はですね、アメリカの思いやり予算、軍事費に5兆円も使い、今アメリカのリーマン破綻問題もありますが、日本も銀行が10年ぐらい前破綻し、40兆円というお金を銀行から、私たちの税金から銀行に、銀行助けてやったわけじゃないですか。その40兆円返してほしいというようなことも思います。それから政党助成金ですね、共産党だけ受けとっておりますが、1人赤ちゃんから250円のコーヒー代と言って、三百何億円の政党助成金を取っているわけです。そういうこと。

それから、医師がなぜこれに医師会が反対するかといいますと、一人の診療が6,000円を超えると医者を持ち出しになると。そして、この人はもう少し治療しないと癌が疑いがあるがなあといっても、医者は自分の持ち

出しだったら本当に徹底してその人の命を延命することもできない例もあるから医師会が反対しているわけですよね。

こんな制度を見直じゃだめ。もう廃止しかない。そして、昨日、おととい、舛添厚生大臣が見直すか、廃止するか方針を何かちよっと言ったようですが、しっかり聞かなかったんですけれども、それはまた今度の衆議院の選挙目当てかなと思ったり、私は疑ってかかっているんですけれども、全国的な流れでここ何カ月か、1年以内に行われた選挙で後期高齢者問題でほとんど自民党が負けているんですね。だから、この制度にいかに怒りが大きいかということ、市長ももう少し考えてほしいと思うわけです。

それでは、次の保育園のことへいきます。

6月議会で決まったのに、またなぜ9月議会でこんなのを持ち出すかといいますと、ここで1つ質問をします。

鹿児島県内に私立保育園と公立保育園の割合がどれぐらいになったのか。そして、今、公立幼稚園が民間委託に出されようとして、こんなふうにごちゃごちゃ討論やら勉強会をしている市町村が幾らぐらいあるのか、わかっていたら知らせてください。

#### ○福祉課長（豊辻重弘君）

県内の施設の設置状況でございますが、本年4月1日現在で公立が94園、私立が357園、あわせて451園という状況でございます。

それと、平成14年以降に民営化された施設は、現在まで37園ございます。

あと、平成21年度に民営化ということでご協議をされているまちにつきましては、2市ほどあるというふうに認識しております。

それと、22年度も本市を含めて5市ほどあるというふうに聞いております。

以上でございます。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

まだ公立が94でしたっけ、残っているのかと。本当に貴重な存在だと思うわけですが、財界が幼稚園・保育園をほしがっている理由は、園児を使っていろんな講座を持ち込んだり、いろんなあれを売りつけたりするので2兆円産業といわれるように、もうけの対象にされて、ひょっとしたら給食まで——あれ、メラミンでしたっけ、牛乳でしたっけ——何かあんな危険なものまで、事故米まで持ち込まれるような対象とした民間が公立は信用できると。まあ、できるか、できないかそこはあれですけど、私立よりは公立の方が子供の育ちのために必要だと思うんです。「三つ子の魂百まで」といいますよね。3歳までに子供がもうけの対象にならない、心のこもる保育をされてるということは、その子の一生にとって相当プラスになると思います。

私立が悪いというわけじゃありません。今、残っている公立を残してくれと。私立は段々子供が減って公立に行っている子供がほしいということで賛成の人たちもいるようですけども、公立——これが、幼稚園と今度は保育園が幼保一元化って言うんですか、これで認定こども園というのがあちこちで生まれつつあります。鹿児島県下では蒲生の認定こども園っていうの見に行きましたが、私はおとし、東京の千代田区の認定こども園、これを見にいきましたが、ビルの中に子供を閉じ込めていて、運動場もあるのかな、何もないのかなというような感じのところで、それである人が言いました。「ペットショップ化する」と。事故がないようにお利口にお利口に部屋に入れて、子供本来の育て方じゃないということを感じて帰ってきました。

こんな認定こども園、それから民営化の保育園になることは、決して子供のためにはならないと思います。

お母さんたちはまたアンケートを取りました。公立で残してほしいという親が88.4%、

そして民間でもいいというのは、たった3.8%。そんなふうにしてお母さんたちの大きな希望は公立を残してくれということなんです。

だから、財界の要求に負けて児童福祉法をかなぐり捨て、私も児童福祉法っちゅうのは全部読んだことはなかったんですが、今度は全部読んでみました。こんな施設もあって、こんな条件があって子供は守られているのかと思った矢先、こんなことから民間へ移っていく保育園が悲しいということのを思いました。

公的保育は世界の流れなんです。これを鹿児島県にあるこの94がいつまでもつのか。恐らく、金がないから、金がないからで、金の犠牲に幼児保育やら学校の教育、あとで学力テストのときもちょっと言いますが、こんなものにも60億円使ってる。そういうことで、やはり金の使い道の方向を変えないと日本の子供は不幸です。お母さん、お父さんも子育てに安心ができないようなことも。それから生活の程度によって金のある人は塾に行ったり、幼稚園の中でピアノを習ったり、何を習ったり、何を習ったりと色々なことが、その保育園に入ってきますのでSOSだと思います。

それで、平成ことは20年ですが、あんどきこんな意見を言って全部民営化になって、あとで「しもた」と思うようなことがないように、公的保育を残してほしい。まだ、22年、24年、26年ありますから、24年、26年の人はまだ4年ぐらいあるから、公立で残すように頑張ろうというお母さんたちが勉強会を始めております。私もその人たちの応援をしたいと思ってこんな質問をしております。

ぜひ、市も、また市長が変わるかわかりませんが、首長の市長の考えが大きく響きます。首長が考えを変えて、孫が保育園に行くころじゃないですか。そういうことを考えます。

後戻りできないんですよね。もう、議長。  
一つ大事なことを忘れてた。

○議長（畠中實弘君）

はい、持ち時間ですから。

○18番（坂口ルリ子さん）

時間があればいいでしょう。

○議長（畠中實弘君）

自分の時間の範囲内で。

○18番（坂口ルリ子さん）

時間の中で。市長に一つ後期高齢者のところで、市長は後期高齢者の県の審議委員ですよ。そこに出て行かれたときにどんな審議が行われているのか。何かさっさと終わっちゃって、本当に真剣にみんなが審議しているのかなあと思うようなことがあるということをおもいましたので、宮路市長はその会に出て行って、市民の願いを後期高齢者の中でどんなふうに言ってらっしゃるのか——ちょっとは聞きましたけれども——その中身をちょっと話してください。

○市長（宮路高光君）

今、始まったばかりの議会でございます。基本的には予算とか条例とかそういう審議を議会と同じようにしております、その中でも一般質問という項目がございます、何人かの議員がそれぞれ質問はしており、議員がおっしゃったようなことも、その場でも意見は出ております。今後におきましても、いろいろとまたこのことにつきまして、私も一人の議員として入ってるわけでございますので、また角度を変えた中において鹿児島県の広域連合としてどうあるべきかということは、内容的な分についてはまだ論議をしていかなければならないというふうには思っております。また、それぞれあったことについて、——先般ありました議会の中じゃ議長選とかそういう簡易なものでございましたので——今後いろいろと議会があった後については、また全協の中で市長報告という形でもさせていただきます。

きたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時20分とします。（発言する者あり）  
まだありますよ。

午後2時09分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（坂口ルリ子さん）

残りの5分を有効に使います。

後期高齢者審議会が行われるたびに、その報告を市長がするというのを高く評価しますので、報告してほしいと思います。

それから、公立保育園も94も残っている、日置市でも公立保育園が1園でも2園でも残るように、世界の流れでするので希望し、市長の勇気ある決断を期待します。

父子家庭のことは、もう省きますが、お母さんと暮らしてても、お父さんと暮らしてても生活が苦しい家があります。苦しいところがあるわけですので、それぞれ独自で自治体で補助をしている野田市とかいろいろありますので、日置市もそのうちに検討課題ということでしたので、終わります。

市民歌のこと。市民歌と音頭を一緒に募集したら経済的にもいいんじゃないかと思しますので、一緒にしたらということをお再質問しますが、そこをお答えください。

○市長（宮路高光君）

一緒にすれば一番効率的かわかりませんが、検討委員会の中でその問題も一応掲げて、どうしていくか検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

最後に学力テストのことについて教育長に伺います。

学力的に県並みだと。全国よりちょっとと。

この点数が少しよかったから、悪かったから  
とって、それをいちいち神経立ててどう  
こうする必要もないと思いますが、教育長はこ  
の結果でどこの学校はというようなことは、  
比較したり、何か先生たちにハッパをかけたり、  
そんなことはないだろうと思いますが、  
そこをちょっと心配しますが、そこをお聞か  
せください。

**○教育長（田代宗夫君）**

ハッパをかけるとか、どうかという問題  
ではなくして、それぞれの学校のデータを見  
ますと、この学校はこういう状況だなとい  
うのはだれだってわかるわけですので、その学  
校のどういうところが落ち込んでいるのか具  
体的に内容を見たりしながら、その学校のあ  
り方については、先ほど申し上げましたよう  
に、いろんな機会をとらえてお話をしたりし  
ていきたいと思えます。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

余りペーパーテストなんかで、学力が、点  
数が何かっていえば、子供たちは友情が育た  
なくなるんですよ。「あの人が今度は転校し  
た」「あの人は病気になった」「今度は私が  
5をもらえるわ」とそんな子供たちもふえる  
わけです。

だから、フィンランドの教育を見ますと、  
フィンランドの教育の本を読まれたと思いま  
すが、あそこは世界一学力の高い国です。あ  
そこを見ますと、少人数学級——24人か  
25人——20人ぐらいの学級でわからない  
子どもにわかる子供が教えあうと。こういう、  
そしてまた、先生たちの質も高いと。これは  
私はインプットしておりますが、やはり全国  
学力テストしたから高くなるというのはおか  
しいと思うんですよ。私は名古屋の犬山市は  
やめております。私もこんな問題が起こった  
ときに、いつも出てくる法政大学の尾木先生、  
教育評論家の三上満ちゅう先生なんか、学  
力テストなんか必要ないという評論を出して

おられます。だから、学力テストなんかやめ  
て、子供を伸び伸びと育てないといじめがあ  
ったり、登校拒否が起こったりする原因もそ  
んなところにあるわけです。だから、私も  
30何年教員をしてきましたが、これが復活  
してきたことが悲しいんです。だから、こん  
なことはやめて教育長先生はこれを60億円  
も使ってずっと続けることを賛成なのか、反  
対なのか、質問します。

**○教育長（田代宗夫君）**

結論から申し上げますと、私は賛成でござ  
います。

その理由は、このテストの内容がこれまで  
私どもがやってきた内容と少し異なっている  
というよりは、先ほど申し上げましたように、  
基礎的な知識を求める問題、それから活用を  
求めるBという問題。それから、世界の国々  
と比較したり、あるいは科学的な視点に立っ  
た問題が作成されていると思っております。

そういう視点から考えたときに、そしてま  
た、私どものこの日置市の子供たちが現在、  
全国と比べてどういう状況にあるか、どうい  
う内容が劣っているのかそういうのを調べる  
ことは絶対に大事なことだと思っております  
ので、私は賛成です。

**○議長（畠中實弘君）**

坂口議員、残り30秒です。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

60億円もかけた学力テストに賛成と言わ  
れるので、これを反対したら教育長の首が飛  
ぶかなと。結局、「あんまりようないね」っ  
ちゅうたら教育長は別な人にすげかえられる  
だろうと。今、国いうこと、県のいうこと、  
いろんなのを聞いた方が利口な教育長だと思  
うんですけども、やはり現場におかしい雰  
囲気が起こらないように、変な競争を仰ぐよ  
うなことが起こらないようにしないと、私は  
43年前「学テ反対」で鉢巻きまでは巻かな  
かったですけど「反対」と「反対」とデモを

した一員ですので、そこ辺をご理解ください。  
終わります。

○議長（畠中實弘君） 次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は先に通告してありました2点について質問いたします。

まず、1問目は資源ごみの持ち去りについて伺います。

このことは6月議会でも質問し、条例を制定したいと答弁いただいたわけですが、その後の取り組みがどうなっているのか伺います。

また、持ち去っている人が、住民の感情を逆なでするように搬出した人の目の前で持ち去り、注意すると「何の規則もないではないか」と開き直る状況に住民は嫌気がさして「私たちは泥棒のために協力してるのか」「もう、分別・搬出などしたくない」「市は何をしているのか」「なんとかならないのか」とたくさんの方から言われます。市当局にもこのような問い合わせはあると思います。どのように考えておられるのでしょうか。

条例制定の準備をしているとしても、当面の現状を打開する施策はないものか伺います。

次に、日置市補助金等交付規則について伺います。

日置市は市町村合併によって平成17年5月に誕生しました。地方自治体は条例や規則、要綱などを定めていろいろな問題を運営していますが、市町村合併という特別な状況に際して、これらがどのように扱われてきたかは重要であります。多くの場合、そのまま引き継がれております。

しかし、設問の規則について疑問がありますので伺います。

まず、この規則をどのように考え、遵守をしておられるのか。

それと、合併前の旧3町、解散前の日置地

区消防組合の規則によってなされた処分、手続き、その他の行為はそれぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなすと書いてあります。この規則は旧町で定めてあった補助事業に対する総括的な規則をまとめた形になっていますが、旧吹上町は個別の規則や要綱で対応していて総括的なものがなかったために含まれてはおりません。

しかし、新市になっても公金の管理はしなければなりません。旧吹上町で処分されたものはどうなっているのでしょうか。日置市行財政改革に取り組む中で、補助金カット問題は住民の関心が非常に高まっています。補助金の執行について明確な答弁を求めます。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、資源ごみの持ち去りについてという、その1でございます。

持ち去り禁止条例制定については、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の見直しを行い、持ち去り禁止に向けて現在検討しているところでございます。

今後の日程といたしまして9月末に企画調整会議を開催し、10月に環境保全審議会を開催、11月から12月にかけてパブリックコメントの実施、12月から1月に検察庁との打ち合わせを行い、2月の全協の方で説明して、3月の議会に上程をする予定であります。

2番目でございます。持ち去りの現状に、住民は搬出意欲を失いつつある。早急な対策はないかということでございます。

現在の状況を改善する有効な対策は、今のところ見当たらないのが実情でございます。今、指導員の皆様方もお願いしておったり、また、環境担当職員が中心に今後もその間見守り活動を実施をしていきたいと、さように考えております。

2番目の、日置市補助金等交付規則についてというご質問でございます。

日置市補助金等交付規則は、市の補助金に係る理念、手続き等の根本原理を定めたもので、国でいうところの補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、県でいうところの鹿児島県補助金等交付規則にあたります。

内容は、補助金の交付を受けるための申請から請求までに必要な書類等について規定しており、この規則の規定に基づき、各事業ごとに補助金交付要綱を定めているところでございます。

一方、補助金交付要綱においては、補助の対象となる者や事業、補助対象の対象となる経費、補助金の限度額、規則に規定されている書類の様式、提出の時期等を個々具体的に定めており、国・県においても各省庁、各課において同様の要綱をそれぞれの法律・規則に基づいて定められているところでございます。

以上のようなことから、この規則は補助金の交付手続きが適正かつ画一的に行われるために必要な基本的事項について定めたものであるといえます。

なお、補助金交付要綱においての、この規則に反する内容は当然規定できないこととなります。

合併前の東市来町単独補助金交付要綱、伊集院町補助金等交付規則、日吉町補助金交付規則と解散前の日置地区消防組合費補助金交付規則については、その内容が日置市補助金等交付規則とほぼ同様の規定により構成されており、合併前のそれぞれの規則・要綱をもとに個々の補助金交付要綱を制定しております。

しかしながら、合併前の吹上町には、これに当たる規則・要綱がなく、個々の事業に係る規則または要綱において他の3町の合併前の規則に規定されている事項及び要綱に規定

されている事項の双方を一体的に規定していただきましたので、日置市補助金等交付規則には含まれなかったものでございます。

ただ、このような規定はなくても、補助金を交付した者として監督責任があると思われるので今後も指導・助言は行っていきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（花木千鶴さん）

では、1番目の方から伺ってまいりたいと思います。

条例制定に向けて市長は3月議会に向けてのタイムスケジュールっていうんですか、お話がありました。1月には検察庁との話があるということでしたが、私は先ほど「泥棒に……」って住民が言っているというように、やはり、この規定の中にはこういった条例の場合には所有権の問題であったりとか、場所の問題であったり、それとか、罰則規定を盛り込んだりする場合は条文法の問題とかっていろいろあるかと思うんですが、それらについても話し合いをなさるかと思うんですが、罰則規定については、市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろと、このことについては、いろいろな人ともお話ししていかなきゃなりませんけど、罰金の問題とか、金額になるのかそこらあたりの問題が一番大きなウエイトになるのかなと思っております。さっき申し上げましたとおり、やはり刑事的な責任の中で、どう罰則ということがございますので、さっき申し上げましたとおり、これは検察庁とかいろいろな関係の方々にも十分ご指導いただいてつくっていかねばならないということで、今のところまだそういういろんな具体的などころまでは詰めておりませんので、今後、いろんな審議会等もございますので、そこあたりも提案しながら、また、さっき申し上げまし

たとおり、いろんな方々のご指導をいただき、その罰則規定の中には、いろんな手法の中で盛り込んでいきたいと思っています。

○6番（花木千鶴さん）

6番。先進例でいいますと、担当課の方も調べておられると思うんですが、世田谷とか松山とかもう既に罰則規定を盛り込んだというのがございます。

しかし、全国の自治体でも本市のような状況があって条例をつくりたいということで事を進めていても、やはり、条文法の罰則規定の問題、そして裁判の中で判例としては賛成であったり、反対であったりという問題で割れておりますので、その辺のところ罰則規定を盛り込むまでにはなっていない、慎重になっているところが多いかと思うんですね。

それで、それらが検討されるときに条文法が整っていないからだというのがありますが、市長は環境自治体のメンバーで、早期からのメンバーでいらっしゃいますが、環境自治体の首長会の中でこのような問題、話題になっていないのかどうかその辺をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この持ち去りといいますか、こういうものについては話題は上がっております。

今、おっしゃいましたとおり、どこもこの所有権の問題の中におきましてどう解釈をするのか。大変裁判等が行われたところもあるようでございますけど、まだまだ明確な一つの方策というのは見出されていないようでございます。

環境自治体のメンバーの中におきましても、制定しているところと、今後どうにかしなきゃならないなというところまで、今の現状でございます。

○6番（花木千鶴さん）

6番。話題にはなっているということでございますが、地方の方から、やっぱり国に働

きかけていく。これは、首長さん方だけの問題ではなくて、市民・国民一緒になって抱えている問題なわけですので、ぜひ、せっかく自治体会議のメンバーで10年ぐらいいらっしゃる市長ですので、リーダーシップを取って条文法を変えていくっていう、それぐらいのはまりをもっていただかないと大変なんじゃないかなと思いますので、ぜひ、それぐらいの尽力をいただきたいなあと思うところで

す。まあ、罰則規定を盛り込んだからといってすべてが解決ができるわけではないでしょうけれども、いろんな問題を解決していくためには、基本的な、先ほどから出ています、所有権の問題や規則違反をどうするのか、そこら辺まで検討しなければならないのはもう十分にみんなわかっていることですので、ぜひとも3月に出されるものは実効性のある条例であることを期待して、次の質問にも移りたいと思います。

前回も伺ったわけですが、あれから3カ月ほど経っています。収集の現状はどうなっているのか。収集量はどれぐらいなのか。前回数字的なことは伺っておりますので、多い・少ない、それとも、新聞・古紙類なんかに加えて何が多くなっている、地域で変化がある、そのような変化があるところがあれば教えていただけませんか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えいたします。

前は2カ月分でしたけれども、今回は8月分まででございます。

可燃ごみの方は19年度まではふえておりましたけれども、20年度になりましてからは、減少している状態でございます。もちろん、粗大ごみ、資源ごみも減少しております。この8月までですと、対象となる東市来・伊集院地区分を比較してみますと、昨年度の資源ごみのダンボール関係、紙関係は38.8%

と入っているのが実情でございます。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

やっぱり、随分減っているということで、私も先ほど質問の中でも言ったわけですが、本当に毎月、毎月っていうんでしょうか、私のところにくる問い合わせも「もう嫌になる」という声が出てくるわけで、住民の感覚からいきますと出していない方も多くなってきているような感じがいたします。

それで、前回の答弁で原因は抜き取りだけではないだろうが減っているんだと。そして、単純に年間で考えるとそろそろあわせて四、五百万円は減資になるんじゃないかと試算しておられたわけです。

ところで、その有価物の収集委託は確か地域ごとに収集業務は業者に頼んでいたんじゃないかなったでしょうか。品目ごとだったでしょうか。その収集委託の状況と、そして料金がどれぐらいか、わかりやすく答えていただけませんか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

先ほどの質問の中で苦情件数はどうかということでございましたが、ことしの4月から最近までですけれども、苦情件数が72件と。その内伊集院地域が64件、東市来地域が4件、日吉地域はゼロ、吹上地域が4件という数字が上がっております。ほとんどが、この苦情については、伊集院地域が苦情の範囲であるということでございます。

それから、運搬料のことでありますけど、運搬料は昨年度が4地域あわせまして約9,291万3,000円と。平成20年度が9,091万7,000円ということで20年度は728万3,000円程度安くなった入札結果でございます。

以上でございます。

○6番（花木千鶴さん）

料金のことは今出てきたんですが、委託業者の地域ごとになるのか、品目ごとになるのかというところだったんです。お答えられますか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

委託先ですけれども、東市来地域につきましては可燃ごみをかじや産業、資源・不燃ごみを日置地区再生資源組合の方に、それから伊集院地域が可燃ごみを北校区をシルバー人材センターの方に、それから妙円寺地区の可燃という資源プラ、そういうものを吉村興業、それから、あとの可燃ごみを伊集院大田、そういうところを日置クリーンさんの方に、それから資源ごみと有害不燃を日置資源の方にお願ひしております。それから日吉地域の方は加治屋さんの方にお願ひしとります。吹上地域は公社の方にお願ひしてるのが実態でございます。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

6番。伊集院地域については地域によって集めている、委託してもらっているところが違うという状況があるようで、複雑になっているようではありますが、大体資源等についても特に伊集院地域がいろんな形になっているようではありますね。

ただ、私がこの質問をしたのは、古紙類だけ、有価物の特定のものだけ業者に頼んでいけば、その人たちは集めに行って品物がないということになるわけですね。住民は集めて出したが、持っていかれる。税金で払った業者は集めに来るが品物はない。税金で払った収集料は一体何なのかってということになるわけ。そういうことを考えて住民の人たちはおっしゃるわけです。「どうなっているのか」ってということですね。

その辺のところを市長、今、担当課が答えておられるんですが、非常に今の形態でいき

ますと、いろんな方、今、地域によって頼んでいたりもするわけですが、住民の立場に立ってみますとやりきれない思いがすると思うんです。市長はどんなふうにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

今の委託の方法というのが、それぞれ区域の担当の中でやっておりまして、これを数量計算の中で今のところちょっとしてない関係の中でございますので、ここあたりが大きな今後に残された課題ではあるというふうに思っております。

今、議員がおっしゃいますとおり、市民の皆様方にそれぞれ選別していただいたそれを持ち去りをされて、大変税金を投入をされていかれたところはポツンポツンという状況の中で収集していかなきゃならない。そういうのが今の実態であるというふうに思っております。

これをなるべく早く解決するために、市の方もこの条例を制定して少しでもそういう今、持ち去りをしている方々に対して少しでもそういう意識をもっていただきたいと、そのように考えております。

**○6番（花木千鶴さん）**

6番。先ほど言われますように、私はこの質問をしたのは6月でありましたが、条例ができるのは3月。約1年近くこの状態が続くわけです。それは私もジレンマと言いましたが、市長のお立場にしても簡単にいかないもどかしさもあるだろうとは思いますが、やっぱり当面何かできないかということで、一番できることはもう市民に出していただかないことだと思うんです。全部を出さないかという、また問題になってくる。そうするとPTAで集めておられる方々、そして伊集院地域では朝日ヶ丘の皆さんですか——地元で、自治会で集めようとする人たち——そういった形でできるところは、そんな形ででもやってもらう。地域で工夫もしてもらう。そういうこともやっていただいているんじゃない

いだろうか。それはただ、どうにかしていただきって言うよりは幾つかの案を持って地域と相談していくと住民も何らかの形で協力しようと思うんじゃないでしょうか。

以前、環境自治体会議で分別を徹底させるために市長や助役を初め、すべての職員が地域のステーションに立って徹底した指導を続けたという指宿市の取り組みの報告を聞いたことがあります。うちの町でも全員出て行って指導しろと言っているわけではありませんけれども、行政の熱意が住民に伝わってこそ、市民の頑張りも生まれてくるんじゃないかなあという意味で申し上げているわけです。

ごみのことを毎回言うが、「小さなこと」と思われるかもしれませんが、市民にとっては日常生活レベルで毎日向き合っている問題ですので、こんな問題を解決しないで環境問題を市民と協働で進めて行きたいってよくおっしゃるけれども、できっこないと私は思うわけです。

自治体の首長として、環境自治体としての現状打開策と将来を見据えた施策を非常に期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

規則の方に移りますけれども、本市の規則は、先ほど市長が言われた、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、通常「適化法」と呼ばれているその適化法に準じてつくられているように思いますが、この中でも本市の規則で——法の中でも規則でも——「補助金等が国民市民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意して」とわざわざ書かれてそうやっております。交付を受けるときには決められた基準や書類によって申請をして決定を受けるという手順が書いてあります。そして、決定を受けたあとはこう書いてあるんです。「補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならい」

とありますが、先日、私ども議会の方に監査委員の方から市の外郭団体の監査をされた。ほとんどが補助金を出している団体ですけれども、会計処理ができていなくてほとんどのところが監査できなかったと報告されたんですね。その点について市長はどのようにお考えですか。

#### ○総務課長（桜井健一君）

監査委員の方から報告があった分につきましては、最初は外郭団体の分の農林水産課所管の分を一応見ていただいたときに、9つの団体を見ていただきまして、その中の1つの団体が、帳簿がよく整理されていなかったってということで、総括してああいうような表現で報告をいただいたというふうに理解しております。

そのことについて、特別委員会の中でもそういう旨で報告してありまして、ほかの団体につきましては各団体の中で平成19年度は監査を受けておりまして、その団体の中で監査をちゃんと実施しているところがございます。

そのところについては適正に執行されているというふうに、私どもの方は理解をいたしております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。確かに今、課長言われたように、特別委員会での質疑の中でそのような答弁を——今のような答弁を——課長、なさいました。

議会の方では全協の中で監査委員が議会にも居ますよね。そこからもいろんな団体を監査したが適正な処理とはいえない状態で、ずさんな管理なんだというようなことが、まず、全協の中でも監査委員から語られました。後日、今度は監査委員2名が議長室の方にも来て、監査の状況がどうだったと。もちろん、議会の監査の状況にも報告があったそうであ

りますが、そのように管理がずさんであるんだという報告があったと聞いているわけですね。そして、そのことは、議会運営委員会でも報告されたとあります。そして、書面で私たちはいただいた、先ほどの文書、あるんですね。

監査というのは、行政の執行状況などを監査する立場にあられる方が指摘しているわけですね。それを、おおむねうまくいってるんだという、今の課長の報告は、私たちはどっちを信じればいいのかと。監査の意見を信じるのが私たちの立場でありますので、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、どうですか、課長。

#### ○総務課長（桜井健一君）

その間の経過を若干申し上げますと、私どもの方が監査委員の方々にお願いいたしまして、外郭団体の部分の監査も今まで1回も見ていただいてない分を、今回の不祥事がありましたので、今後見ていただきたいということをお願いを申し上げました。

ただ、私どももはっきり申し上げなかったところがあるんですが、平成19年度までは各団体、一応監査を済ましておりますので、20年度以降の部分私どもも今までの経緯を反省しまして、20年度以降ちゃんとした帳簿をつくって監査委員の方々に見ていただくという趣旨で、そういうお願いをしたところでございますが、監査委員としましては当然決算が済んだ部分も見さしていただきたいということございましたので、そういうところも見ていただいた結果がああいうところで、監査報告という形で出てきたところでございます。

19年度の部分も今整理できるところについては、ちゃんと整理をしていただいて、今、農林水産関係と総務関係を現在、外郭団体を見ていただいておりますが、そのほかの部分についても19年度以降も19年度から見て

いただくということですので、帳簿の整理等ちゃんと監査委員に提示できるように、今、各課の方をお願いしているところがございますので、監査委員の方から指摘をいただきますのは、基帳簿になる出し入れがちゃんとはっきりできる、そういう帳簿をつくっていただきたいと。

これは私どもの方は各課の方ではほとんどのところが預金通帳をその帳簿がわりに使いまして、出し入れがはっきりわかるように、そして、領収書等を整備しまして、それがちゃんと説明できるようにっていうことで、各外郭団体の方ではそういうような取り扱いを主にしております。そのようなところを改めてちゃんと帳簿をつくって、それに出し入れをちゃんと記載するよと言いうことで、20年度はもちろんそういうふうにするように指導しておりますけれども、19年度そういうような形で監査がありますので、ちゃんとそれに提出できるようにってことで、各課の方をお願いをしているところがございます。

ですから、そこの行き違いのところがありまして、監査委員の方の報告と、私どもの方の今のとらえ方って言うのが、19年度の分についてはそういうなとらえ方の違いがあったんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。19年度の分についても一度指導をするということでしたよね。で、19年度というのはもう終わっていて、そして、整理がきちとなされたものを監査できる状態になってないといけないんじゃないでしょうか。

だから、19年度の分からも一度というのは、やっぱり適正な処理がなされていなかったと見ていいんじゃないですかね。どうですか。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

今回、監査委員の方々に監査をお願いしま

したのは、先ほどありますように、職員の不祥事が出ました関係で、私どもはこういったことは二度と起こらないように、じゃあ、どのようにしようかということで、一応対策を立てて、今、実行をしているわけでございます。

監査委員の方々にしましては、19年度決算に基づいて19年度も見ていただいということでございますけれども、これまで、今、申し上げております、外郭団体っていうのは、市で定めている提議はございません。

これはどういうものを見ていただいたかといいますと、今、職員が現金出納をもっているものすべてを対象にしております。したがって、市の補助金をもらっている団体ということには限っておりません。すべてをそのようにして、今、私どもは、各部長は毎月監査をして議会の方へも報告をするようにやっておりますが、ただ、今、話題になっております監査委員の方々の意見は、いわゆる、まだ取り組みをしていなかった前の19年度を見ていただいたもんですから、今、総務課長が申し上げるように金銭出納簿等はきちとなないものもあると。それらにつきましては、結構年間で2、3回しか出し入れのないもの等もございまして、そういったものは出納簿をつくらずに、預金通帳と証票書類がそろっておればよいという形で運営を今までしてございましたので、監査委員の方々から見れば結局はやっぱり金銭出納簿も全部あるべきじゃないかというような指摘をいただいて、今後はそのようにするように、今、指示をあるところがございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。今、部長の方から説明してもらって、その中で事務を請け負っている外郭団体のものということですが、その団体の中でももちろん補助金を出していない団体もあるでしょうが、多くの場合補助金を出してる団体だと

も思うんですね。

それから、こないだの不祥事があったからということで、いろいろこれまで簡易な帳簿のつけ方で通していたけれども、これからちゃんとしなないといけないんだということで、これまでの管理がやはりこのままではいけない状態だったということの意味してるんだと思うんですね。それはそうですね、部長。そういうことで受けとめてよろしいですか。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

そのとおりでございます。

ですから、先ほども申し上げましたように、これまでの経理のあり方、それらを反省をしまして、帳簿でありますとか、あるいは伝票処理も全部指示をいたしました。それから、もちろん伝票処理ですので課長決済を受けること。それから、通帳と印鑑については、通帳は担当者、印鑑については必ず課長が保持するようと言うようなことで現在、進めているところでございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。それでは、監査委員の意見を受けて、そしてまた、こないだの不祥事を受けてきちんとやっていく、対処をとっていくんだというお覚悟なんだろうと思いますが、先日の一般質問でのが、地区館問題として21番議員から少し触れられました。吹上地域の補助金問題についてっていうのがございましたよね。私も次の質問の吹上地域がこれに含まれていない問題。新市のこの規則をつくるときに、そのことをちょっと伺いたいと思います。

合併前に吹上町では地区館9カ所、内1カ所は2地区に分けて10カ所とし、500万円ずつ計5,000万円交付したという補助金の問題です。

合併前の12月に決め、1月から手続きをして、3月に補助金を渡したそうです。その1カ所で、今回地区館長による不正が発覚い

たしました。まさに、合併前に処分——この規則下でいくと「処分」っていうんですね——だけど、紛らわしいので「交付」と言いかえさせていただきたいと思いますが、合併前に交付されたものについて、旧3町はこの日置市の規則に充てるとなっているわけですが、吹上が入っていません。ここに係ってくるわけなんですね。

この補助金の要綱は交付を終えたので合併と同時になくなったので、この要綱はもうありません。というのが総務の担当の人の話だったんですね。して、5,000万円という多額の補助金なんですよ。で、管理状況、事務の出納上のチェック、そういうのはまったくわからないわけです。

そこで、まず、先ほど市長は答弁の中で、管理していかなければならないものとおっしゃったんですね。だけれども、この規則を見ても3町は入っているが、合併前の処分について吹上町のは出てこないわけです。

では、もう一つ。要綱があったのでそれは合併のときには、こういった総括するものがないときには、その形で引き継いで要綱が出てきてるんですね。ほかの吹上町の単独の要綱もそのようになっています。でも、なぜこれは上がってこないのか。500万円ずつ、5,000万円という基金ももっているわけですよ。それは、なぜ引き継がないのか。そして、引き継ぐとすれば当然にこの規則の中に盛り込まなければならなかったはずだと思うんですね。そこを説明してください。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

補助金交付取得の中の附則の関係でございますが、先ほど市長の方も申し上げましたように、旧東市来・伊集院・日吉につきましては、いわゆる補助金の規則を一般的な全体の共通する事項を一つの規則として補助金交付規則をつくっておきまして、旧吹上町の場合

は各それぞれの補助金の交付要綱の中に、交付規則の中にそれぞれ共通するものもありますけれども、それぞれでつくってありました。そういった補助金交付規則の形式が違っておりました。今回、日置市の補助金交付規則ができた。これはいわゆる東市来・伊集院・日吉の形と同じで全体の共通する関係を一つの法規則にまとめたものでございまして、その附則関係を前の決定の事項はそれぞれ引き継ぐんだという内容のものが、この附則の内容でございます。

これは、一つの法制上、つまり条例・規則要綱等をつくる際の構成上の一つの手法でございまして、結果的には何ら吹上の補助金関係がまったくこの交付規則に乗らないということではございません。取り扱い上はまったく同じでございます。

ただ、今、問題になっておりますその伝承関係の補助金につきましては、その補助金の交付要綱はもちろん目的はそういった伝承関係ですけれども、補助金の目的はそれぞれの地域がその補助金を受けて基金に積み立てる、というのが目的でございまして、いわゆる吹上町ではそれぞれ補助金を交付し、それぞれの地域では基金を設置いたしましたので、その補助金交付の目的はそこで達したというような解釈でございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。基金にするのが目的なので、基金に積んだら終わりだという意にとられるわけですよね。私もそのように担当の方と話をしたときにも聞いたわけですが、そのときに個別の要綱を合併のとき引き継ぐときに「基金にするのが目的だったから基金に積んでもらったらそれで終わりですよ」と言われたんですね。で、今、言われたのが、部長のそのことだと思っておりますが、そうしますと基金に積んで終わりだったこの要綱の中には、罰則規定までは書いてありませんが、申請をしたと

きの条件に合わなかったときには引き上げるってということが書いてあるわけですね。そんなのは、結局積んでしまったあとは、もう終わりなんだということですか。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

一応手続きとしましては、先ほど申し上げたようなことではございますが、当然、先ほども市長も答弁申し上げましたように、補助金を交付したのものとして、やはり監督責任というものはありますので、これからも、やはりそのことの使い方等については、もちろん地区公民館の運営の中でありまして、指導・助言は続けていかなければならないということではございます。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。それでは、それを指導していくときの基準はこの規則によるわけですね。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

当然この交付規則に基づく補助金ということで、ほかの補助金と同じような指導・助言はしていかなければならないと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。この補助金のことを聞いたときにびっくりしたんですけれども、大体補助金っていうのは単年度で扱うものが多くって、翌年度の監査で終わりとかっていうのがあると思うんですが、この規則のほかに、こんな複数年にわたって基金を積んでおくとかつというような補助金というのはほかにありますか。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

複数年度にわたる基金であります。複数年度にわたって使うというのは、元来、補助金の本質からいまして、補助金というのは運営資金の一部に充てるのがほとんどでございまして、この補助金以外にはないと思っております。

#### ○6番（花木千鶴さん）

6番。もう1点伺うんですけれども、先ほ

ども総務部長が地区館にわたしてあるものだから、管理していかなければならないもんだとおっしゃったんですね。で、要綱の中にも出てくると思うんです。旧吹上町の要綱も読ませていただきました。地区館に交付したことになっております。地区館なんですか。

**○総務課長（桜井健一君）**

これは各地区館——伊作地区が2つに分かれますけれども——全部で10の地区館の方にお渡ししたということになっております。

**○6番（花木千鶴さん）**

6番。地区館というのは、そもそも条例公民館といわれて、行政の管轄じゃないんですか。

**○総務課長（桜井健一君）**

おっしゃるとおりで、条例公民館のことです。ごめんなさい。（発言する者あり）

この中で交付してるのは、自治地区公民館ということで交付をいたしております。

**○6番（花木千鶴さん）**

21番議員も言われたり、きょうも漆島さんも言われたりもしましたけれども、この地区館問題とか、地域の自治組織の問題とか、今、何とおっしゃったんですか。自治地区公民館ですか。私たちのところは今年度4月から地区館をきちんと行政組織と地域組織に分けなさいということで、校区公民館組織っていうのをつくるように指導がありました。そして、この地域の問題を見るときに、私は真っ先に地区館と出てくるものですから、地区館というのは行政の組織である。そして、もう一つの方の行政用語でいくと地縁団体っていうんですか。一体どっちに配ってあるのかさっぱりわからないわけです。そこら辺のところは地縁団体なんですか。もう1回はっきりお答えください。

**○総務課長（桜井健一君）**

お答えします。

地縁団体ではなくて、いわゆる条例上の地

区公民館に近い考え方でございますので、どちらかっていうと——どちらかという言い方おかしいですが——はっきり分けますと、やはり条例公民館の部類の方に入ってくるわけ方でございます。

**○6番（花木千鶴さん）**

非常にわかりにくいですよ。この辺のところははっきりしていただかないと、この間から地区館問題で議員も質問していますけれども、地区館なのか、それとも校区の自治組織なのか。

って、私が今、聞いたときに地区館って聞いたら「条例公民館」だと言い、そして、じゃあ、地縁団体なのかって言ったらそうじゃなくて「行政組織に近い形」だと言う。一体、吹上のこの地区館管理はどうなってるんですか。はっきりしてください。

**○副市長（横山宏志君）**

ちょっと、私の方から説明をさせていただきます。

先ほど総務課長がお答えしました自治地区公民館という言い方というのが、これはあるかどうかわかりませんが、地区公民館と、今、言っております公民館の中には行政が設置をします条例の地区公民館というのと、通常の自治的な団体であります自治会をもって範囲とするそういう地区公民館という部分の2面があるというふうにご理解をいただきたい、いうふうに思います。

そういうことですから、条例地区公民館の方にこの地域文化の伝承行事等の継承基金は旧吹上町時代には交付をしてないと。あくまでも自治的な地区公民館の団体に向けて従来ありました伝統行事、あるいは伝統文化そういうものを継承するための基金としてお使いくださいという形で交付をしたと。そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

### ○6番（花木千鶴さん）

6番、それでは、行政のところじゃなくって、地域の自治組織の部類だということですね。そして、今回はその方が条例公民館の館長と同じ方だったということがありました。私も、いろいろ調べてみますと、地域の地縁団体といえども公的な団体にかわりはないという位置づけがなされております。まあ、認可団体であるのかどうかは調べてはおりませんが、そういうふうに位置づけられております。

これを先ほどの規則で考えてみますと、ここは補助交付団体なわけですよ。で、いろんな不祥事が発生したそのときに、もう半年経ってるわけですね、わかってから。それを地域の住民の方々の補助団体の意向を汲んでしばらく様子を見ようと、半年間続くと言う、行政のこの管理姿勢っていうのは、この規則から考えるとあり得るんですかね。そこをお答えください。

### ○副市長（横山宏志君）

そのように思われるというのも、一つのまた考えであるというふうには思いますが、先ほど申し上げましたように、自主的な部分の地区公民館で、そちらの方でまた基金の管理の要綱もそれぞれごとに地区公民館でつくっております。その中で基金を管理してもらっているという観点の中で、やはり自治的なその団体の方々がまずは第一次的に解決をされるということが第一だろうということで、地域の住民の方とも連携をとって、そういう意向も聞きながら行政的な対応をしてきたと、そういうことでございます。

### ○6番（花木千鶴さん）

それはまあ、形としてはそのように交付してあって、管理をされてるっていうのはわかるわけですね。こないだから、説明も受けています。

ただ、この規則と照らし合わせてみたとき

に、ほかの地域と比べてやっぱりおかしいんじゃないかと、ほかの地域が思うような、交付そのものじゃないですよ、それはもう交付してから合併されたわけですので……、ただ、管理というところではおかしいのじゃないかと思っいろいろ調べてみますと、それはやっぱり複数年積み込むような基金の補助がどうなのかとかって思われても仕方がないと思うんですね。ただ、そうであった場合でもきちっとした管理がなされている、そして、このような不祥事が発生したときに、きちんと対処できる体制が整っていればよかったかもしれないですけども、今回、いろいろと説明にいらっしゃいましたけれども、校区公民館であるのであれば、教育長も管轄する、社会教育分野にもあられるんじゃないですか。そういうのも見えてこないし、そして、市長と副市長が対応するとおっしゃいますけれども、今の答弁の中で市長は何にもおっしゃらない、市長はこの件について、今、やりとりを聞いてどのようにお考えですか。

### ○市長（宮路高光君）

今、先ほど副市長の方から話がありましたとおり、ちょっとわかりにくい、条例公民館、地区の自治公民館、この公民館の中でそれぞれ今も新しい、合併した後においても条例公民館と公民館の中に自治組織の役割分担というのを今も継続してあります。

ご指摘ございましたこの補助金につきましても、自治公民館の方に配付した中におきまして監督管理といいますか、基本的には17年度に交付して、18年、19年の実績といいますか、これはきちっと支所の方でいただいております。これも見さしてもらいましたけど、このようにして基金でございましたけど、補助金出しておったことにまだ残金が残っておる部分もございましたので、それぞれ10地区からそれぞれの年度によって実績等の報告も今いただいております。

でございます。

今後におきましても、やはりこれが全部使い終わるまで、やはりそれぞれの実績報告というのは必要であるというふうに思っております。

**○議長（畠中寛弘君）**

花木議員。残り時間があと3分ちょっとになりました。そろそろ締めにかかってください。

**○6番（花木千鶴さん）**

6番。この補助金、16、17年の3月、5,000万円配付されたということですが、市長は管理もなさってるということですがけれども、今、幾らぐらい残っているか、総額でわかりますか。

**○吹上支所長（樋渡健郎君）**

一応、19年度までの決算の報告をいただいております。その中で各地区ごとの残額を申し上げます。

**○6番（花木千鶴さん）**

総額でいいんですよ。

**○吹上支所長（樋渡健郎君）**

総額はちょっとしてありませんので、伊作の北が454万5,648円、伊作の南が337万7,121円、花田地区が105万6,414円、野首地区が804円、藤元地区が224万7,643円、平鹿倉地区が364万4,134円、和田地区が63万2,784円、永吉地区が450万78円、坊野地区が67万8,685円、吹上地区が全額残ってるということでございます。

**○6番（花木千鶴さん）**

同じ基金、3年ぐらい経って500万円がいろんな使われ方があって多分そのときの要綱の中できちんと申請したときの形で使われて、これだけ残っているものでありましょう。まだ、たくさんの額が残っているわけですよ。で、今後も使い切るまで管理していくと、今、市長おっしゃいましたので、要綱を見て

も、この館の説明を聞いても先ほど言ったように、地区館なのか、地縁団体に配ったものなのか、だれが一体管理しているのか、さっぱりわからなくて、本当にいろんな話が出たりしているわけです。今でも本当は、私はこの質問を通してはっきりよくわかりません。手続き上これでよかったのかどうかというのは。だけれども、ここで答弁いただいて管理していく形が規則にのっとっていくということでございますので、そのようにしていられることと思います。

で、吹上地域以外でも地域の伝統文化の継承に少ない補助金で厳しい規則の基で頑張っている人たちはたくさんいるわけです。ですから、きちっと管理していただかなければほかの人たちも本当にやりきれないだろうと思います。

最後に、補助金は、元来補助事業の成果報告を受けてから条件に適した事業であった場合に、事業者から請求を受けて、その報告書をきちんと見て、内容に合致しているかどうか交付する。これが原則になってるはずなんですね。ですから、補助金はあとからもらえるものって言うのが本来の姿であります。事業者の中には、事業費を自分たちで工面しながら事業を行っているところもたくさんあります。そして、報告書を出してあとからもらうわけです。ただ、前払いを概算払い請求という形で申請しているところもあります。いずれにしても、補助金が市税やその他の貴重な財源で賄われていることに十分留意しなければならないと法律にはうたってあるわけです。

それから考えてみたときに、今回のこの吹上の問題を通して、市長は、私たちや市民、自治会関係者に対して説明がきちんとできていなかったと思うし、管理の体制もできていなかったと思うわけです。そして、この規則がきちんと遵守されているという形では、先

ほどの監査報告の状況からいってもなっていないわけです。

やっぱり、市民の負託を受けてやる執行については、規則をきちっと守っていただいて、いろんな場合でもきちんと説明が果たせるような執行をやっていただきたいと期待して、私の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月30日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時25分散会

第 5 号 ( 9 月 3 0 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 7 1 号 日置市土地開発公社の設立について（総務企画常任副委員長報告）
日程第 2	議案第 7 2 号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第 7 4 号 日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 4	議案第 7 8 号 日置市伊集院森林公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 5	議案第 7 9 号 日置市体育施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 6	議案第 8 1 号 平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）（各常任委員長報告）
日程第 7	議案第 8 2 号 平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 8	議案第 8 3 号 平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 9	議案第 8 4 号 平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 8 9 号 平成 2 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 9 0 号 平成 2 0 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 9 3 号 平成 2 0 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 3	議案第 9 4 号 平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 1 4	議案第 8 5 号 平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 5	議案第 8 6 号 平成 2 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 6	議案第 9 1 号 平成 2 0 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 7	議案第 9 2 号 平成 2 0 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 8	議案第 9 5 号 平成 2 0 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 9	議案第 8 7 号 平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）（総務企画常任副委員長報告）

- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任副委員長報告）
- 日程第 2 1 認定第 1 号 平成 1 9 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 平成 1 9 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 3 号 平成 1 9 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 4 号 平成 1 9 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 1 9 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 6 号 平成 1 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 7 号 平成 1 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 8 号 平成 1 9 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 認定第 9 号 平成 1 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 1 4 号 平成 1 9 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 1 5 号 平成 1 9 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 6 請願第 4 号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 3 7 陳情第 1 号 日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情書（総務企画常任副委員長報告）
- 日程第 3 8 陳情第 4 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書（総務企画常任副委員長報告）
- 日程第 3 9 意見書案第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 日程第 4 0 意見書案第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第 4 1 陳情第 7 号 「吹上町地域文化伝統行事等継承基金に係る各校区公民館の収支決算に関する書類」の適切な処理について
- 日程第 4 2 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 4 3 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 4 議員派遣の件について
- 日程第 4 5 所管事務調査結果報告について
- 日程第 4 6 行政視察結果報告について

本会議（9月30日）（火曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑛や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	27番	成田浩君
28番	鳩野哲盛君	29番	宇田栄君
30番	畠中實弘君		

欠席議員 1名

26番 佐藤彰矩君

---

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	地 頭 所 浩 君
商 工 観 光 課 長	鉦 之 原 政 実 君	市 民 生 活 課 長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健 康 保 険 課 長	脇 忠 男 君
介 護 保 険 課 長	満 留 雅 彦 君	農 林 水 産 課 長	上 園 博 文 君
土 木 建 設 課 長	樹 治 美 君	都 市 計 画 課 長	久 保 啓 昭 君
下 水 道 課 長	宇 田 和 久 君	水 道 課 長	岡 元 義 実 君
教 育 総 務 課 長	山 之 内 修 君	学 校 教 育 課 長	肥 田 正 和 君
社 会 教 育 課 長	馬 場 静 雄 君	会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	石 塚 澄 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 北 節 雄 君
代 表 監 査 委 員	南 一 秀 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

佐藤彰矩議員から、親族の葬儀のため、欠席届が提出されていますので、お知らせします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第71号日置市土地開発公社の設立について

○議長（畠中實弘君）

日程第1、議案第71号日置市土地開発公社の設立についてを議題とします。

本案について、総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長 靄園秋男君登壇〕

○総務企画常任副委員長（靄園秋男君）

皆さん、おはようございます。委員長が欠席のため、かわりに報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案71号について、報告申し上げます。

本案は、去る9月8日、本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9日に委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

鹿児島県市町村土地開発公社が、平成21年3月31日をもって解散することに伴い、日置市土地開発公社を設立するために定款を定めようとするものであります。また、公社の設立については、鹿児島県知事の認可が必要となり、議会の議決後、県の市町村課を通じて、県への手続、本社との調整することになるということでありまして。

質疑の主なものを申し上げます。

いつごろを予定しているのか。役員の理事幹事はだれがどのようにして決めるのか。附則の最初の役員の任期について説明を願うの問いに、本社が解散するまでに設立する必要がある。附則については、設立時期が3月中

になった場合、2年と数日になる。そのことをここで定めることにしていると答弁。

県の開発公社がなくなるということだが、今までやってきた事業が引き継ぐということでもいいのかの問いに、日置市工業団地や住宅団地など公社で保有する財産があるので、単独の開発公社を立ち上げて分譲を促進していきたいと答弁。

資産で額が500万円になっている。しかし、本社には1,160万円あったが、以前の一般質問で全額返ってくるということであった。額が違うのはなぜかの問いに、本社に出資している額は、解散手続が終了した際、精算が終了すると同時に市に返還される。公社の設立時には間に合わないとなる。今回、議案が承認されれば、12月議会で500万円の出資のことについて補正予算をお願いすることになる。今回500万円の基本財産で定款を定めたところであると答弁。

通常、公益事業などの場合は、減価償却をしたものを留保資産として赤字分の損失補てんをしているわけであるが、すべて一緒にしてやっていくということなのか。損失補てんを整理するというわけではないのかの問いに、土地開発公社の支社においては、現金会計と土地の保有資産ということで資本収入の二つに分けられている。現金は、そのまま引き継ぎ、財産資産についてもこれまで減価償却のとり方の違いもあったので、平成19年度決算の中で特別損失として計上し、全体的な調整をしながら引き継ぎに向けて準備をしているところである。平成20年度の決算を終えて、それをそのまま引き継ぐ、寄附という形になると答弁でございます。

以上のほか多くの質疑がありましたが、担当課長の説明、答弁で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中寛弘君）

これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第71号について、討論を行います。討論はありませんか。——討論がありますので発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。

○6番（花木千鶴さん）

私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。

この議案は、市単独の土地開発公社の設立に関するものでありますが、薩摩川内市は、土地の先行取得を今後必要ないものということで単独の公社を持っておりましたが、近く廃止するというのを聞いております。

全国でもバブル期のような土地需要は期待できず、地価の上昇が望めないという状況の中で、土地開発公社の存続する大きなメリットは薄らぎ、土地の先行取得に係る公社の役割は終わりつつあり、あちこちで公社の廃止がなされております。議会においても、何回となく、いわゆる塩づけといわれる遊休地が問題になっております。県の大きな枠の中での公社であったときは、それなりのメリットもあったわけではありますが、役員も実態も市が行っているに等しい中で、一般会計から独立した形で存続することの意義の議論が十分なされなければならないのに、そのことが委員会報告から伝わってきませんでした。市の財政の重要な問題であるのに、議決という形の中で議会が完了もできず、今回の吹上地区の団地造成工事のような結果と責任が、市が負わされるというような形になるという矛盾があるわけがあります。

夕張市など財政破綻になっていく原因の一

つに、こうした公社の存在が気づかないうちに大きな問題を見過ごさせてきたという現実があります。これから新しい財政指標において、将来負担比率などで対象となるわけですが、十分な財政的な議論がなされなければなりません。しかし、議会自身が十分に参加できない、公社にすることで、今後の開発予定の市の有無、そして先行取得の有無、そして今後のこの財政的なものに関する全体的なチェックの体制についてが十分に議論されていなかったと思われます。よって、現時点において、賛成することができませんので、反対といたします。

○議長（畠中寛弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○29番（宇田 栄君）

私は、ただいま委員長報告の原案のとおり賛成するものですが、議案第70号により、鹿児島県土地開発公社の解散が行われます。そういう中で、日置市の土地開発公社の設立をするものに至ったものでありますけれども、委員長の報告の中にあつたように、日置市内には、公社で所有している工業団地の残地、そして住宅団地の残地等も管理するためにも、公社の設立は必要と考えております。

そういう意味でも、ぜひ日置市で開発公社を設立して、この問題を解決するのが妥当と考え、私は委員長の報告のとおり原案に賛成するものであります。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第71号は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

お座りください。起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第72号市道の路線の認定について

△日程第3 議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について

△日程第4 議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第2、議案第72号市道の路線の認定についてから、日程第4、議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正についての3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております議案72号、第74号及び第78号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、一括してご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月9日委員会を開催し、所管部長、課長などの説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第72号市道の路線の認定についてであります。

鹿児島県住宅供給公社からの寄附採納に伴う、妙円寺2丁目地内、路線番号496号から506号の11路線、延長1,921.9メートル、同じく3丁目地内、路線番号507号から527号の21路線、延長3,454.7メー

トル及び東市来町養母北山地内の県道改良整備に伴い、県道廃止による県よりの移管に伴う路線番号1286号の1路線、延長124メートルを認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案されたものであります。

まず、所管部長、課長の説明を受け、出席議員全員による東市来地域、北山、伊集院地域、妙円寺団地の現地確認調査を実施いたしました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

住宅供給公社より市道にしなさいということかとの問いに、公社よりしなさいということはない。あくまでも市への財産の移管になる。移管を受けた後、市道として認定することになる。市道として完了を行うことにより、住民も安心して生活ができるのではないかとの答弁。

次に、市道への認定基準があるか、今回の分はすべて書類がそろっているか。また、要請、要望のあったところで、認定できない分があるかとの問いに、妙円寺団地はすべて書類がそろっている。ほかに要望があって認定できなかった分はないとの答弁。

次に、現在、他のところから市道への編入希望はないかとの問いに、吹上地域、本町の開発公社が造成した分が手続中であるとの答弁。

そのほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号市道の路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定について、ご報告申し上げます。

この物産館は、旧日吉町時代、農畜産物の流通、展示、販売等を行うとともに、農業及

び観光に関する情報の提供、並びに都市農村交流などに関する紹介を行い、農業農村としての活性化を図る目的で、旧日吉町が、日吉町日置2865番地7の県道伊集院日吉線沿いに設置した施設で、合併後も市が引き続き運営してきた施設であります。

日置市日吉農業農村ふれあい施設条例の中に、深固院休憩棟施設とともに規定されています。この売店施設について、今回指定管理者制度を導入するため、新たに指定管理者が行う業務、施設及び設備の利用許可、利用許可の取り消し、入館者の制限、施設等の返還、利用料、損害賠償、委任等条例制定しようとするものであります。

この条例の制定に伴い、現在の日吉農業農村ふれあい施設条例は廃止となり、売店等を除く深固院の休憩棟の施設は、日置市農村センター条例の中に加え、一部を改正しての運用になります。また、この条例は、平成21年4月1日からの施行とするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

4月からの運用になると思うが、選定はいつごろか。公募になるのか。また現在の従業員の雇用はどうなるかとの問いに、今回は公募ではない。チェスト館、蓬莱館と同じで、これまで実施してきた特産品協会にお願いすることになると思う。雇用については、指定管理者に移行しても雇用が変わることがないと思うとの答弁。

次に、県道敷地の購入はどうなっているか。全部買うのか、面積はどの問いに、現在市から県の方へ行政財産の占有許可を申し出ている。ことし12月まで借りている。今後、県より価格の決定がなされ、市に打診がされると思う。敷地面積は366.78平方メートルで、全部購入の予定であるとの答弁。

次に、利用料金のことだが、農産加工室の料金が1回につき100円となっている。他

の施設は出来高でなっているが、なぜ違うのかとの問いに、加工施設は、非常に簡易な施設であり、釜が一つ、ガスコンロがある程度の施設である。その関係で、1回の料金設定となっているとの答弁。

そのほか質疑が出ましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号日置市農産物直売所城の下物産館条例の制定につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正について、ご報告申し上げます。

提案理由といたしまして、平成元年から整備をしている伊集院森林公園の休園日及び使用料管理の簡素化や他の類似施設の料金是正のため、または休園日等を見直すことにより、管理委託料を縮減し、行財政改革に寄与するため見直すものであります。

主な改正内容は、使用時間の変更で、公園施設が現行の午前8時30分から午後5時までを終日に、炭焼き施設及びミステリーハウスを午前8時30分から午後5時までに、キャンプ施設を現行の午前10時から翌日午前10時までを終日にするものであります。

休園日の変更で、現行の11月1日から12月28日までは、水曜日が休園日であるのを利用実績にあわせて、月曜日も休園日としようとするものであります。

また、現行の使用料は施設と設備が一緒のものを市内の類似施設の吹上キャンプ村と設備等使用料を統一するものであります。この条例の施行期日は、平成21年4月1日からであるが、休園日と使用時間は、交付の日からとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

この森林公園が市民に与える癒しの場所に

なるか、施設を充実して利用促進につなげるのかとの問いに、施設を改修しただけでは、人はふえないと思う。実質青少年の体験が一番と思う。木工体験や夏休みの体験などを含めた利用を施設の改修とあわせて進めたいとの答弁。

次に、施設的环境はすばらしい場所にある。しかし、議員も職員も知らない人が多い。施設の老朽化が進み、現在の子供たちがキャンプをしようと思わない施設である。工夫することにより、近辺からのたくさんの来園者がふえるのではないかと問いに、炭焼き体験もできる釜もある。少人数ではあったが、子供たちは非常に楽しくやっていた。このような体験を小・中学生にPRすべきだったと反省している。年度内にこのようなプランをつくり、学校などに紹介していきたいとの答弁。

次に、公園からの周囲の景観がよくない。雑木等の整理はできないか。また、しいたけの菌打ち、昆虫採集、植物採集など青少年の研修でも、教育委員会とタイアップして、わざわざ県立の施設を利用しないでも、宿泊研修等できるのではないかと問いに、展望台を生かすには、そのような整備が必要である。ご指摘のあったことは、魅力的な内容である。職員なりスタッフをそろえて対応していきたいとの答弁。

そのほか質疑が出ましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号日置市伊集院森林公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第72号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第74号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

78号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第79号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第5、議案第79号日置市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題になっております議案79号日置市体育施設条例の一部改正について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、去る9月8日の本会議において、本委員会に付託され、9月10日、委員全員出席のもと委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案の理由として、日置市東市来総合運動公園に、テニスコートを設置することに伴い、条例の一部を改正するために提案するものがあります。

日置市体育施設条例（平成17年日置市条例第94号）のテニスコートの項を、日置市東市来総合運動公園、1時間につき児童・生徒1コートにつき、使用料100円、照明料260円、上記以外のもの、使用料200円、照明料260円に改め、附則でこの条例は、平成20年10月1日から施行するというものであります。

質疑を申し上げます。

同等の施設で、吹上テニスコートは、この条例の中ではどこになるのか。また、児童・生徒、中学校や市内にある高校生が利用するときは、減免措置があるかとの問いに、この体育施設条例の一部改正については、市内の一本化を図るため、平成19年12月議会で議決され、4月広報で市民にお知らせしてい

る。伊集院・吹上テニスコートは、都市公園法に基づく条例であり、この体育施設条例とは別になっている。一覧表にするのがふさわしいが、法律の関係で一本化できない。

減免措置の児童・生徒は、小・中学校、高校生までを指し、幼児は無料である。減免は、市長が特に認めるもの、教育長が特に認めるものというのがある。内規を定め、スポーツ少年団や小・中学校の行事は免除している。高校生は、市教育委員会が主催、共催する大会以外は免除していない。地区公民館、体協、自治会行事などは、これまでどおり免除しているとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑は終了、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号日置市体育施設条例一部改正は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第79号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第81号平成20年度  
日置市一般会計補正予算（第  
2号）

○議長（畠中實弘君）

日程第6、議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長 靄園秋男君登壇〕

○総務企画常任副委員長（靄園秋男君）

総務常任委員会の報告を申し上げます。

ただいま議題となっております議案第81号総務企画常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本委員会所管に係る部分に付託され、9日に委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,520万2,000円を追加し、総額で226億4,994万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金が、住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補てん特例交付金などの制度改正により、3,137万円を増額、地方交付税の普通交付税は、地方再生対策費の新設により、5億7,883万1,000円を増額補正して、81億6,883万1,000円とするものであります。

債務負担行為では、公有地管理（土地）財務諸表作成業務であります。平成21年度までの業務で、その主な内容は、市有地3,000筆の路線評価、固定資産税を評価した土地台帳を作成するため、システム経費でございます。

本委員会にかかわる歳入の主なものは、確定した普通交付税81億6,883万1,000円は、前年度に対し、5.1%の増額でありま

す。財産貸付収入は、吹上地域の旧藤元小学校の貸し付けであります。土地売り払い収入の藤元工業団地2件は、西酒造とウエストコーポ分であります。繰越金は、前年度の実質収支が6億2,380万7,000円、そのうち2分の1が3億1,000万円を決算剰余金として基金に積み立てました。差し引き3億1,180万7,000円を繰越金として確定したところであります。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源であります。

歳出の主なものを申し上げます。

議会費の費用弁償は、大垣市制90周年記念式典出席に伴う補正であります。一般管理費の給料、共済費の減額につきましては、特別職、一般職の懲戒処分による補正であります。

また、一般職時間外勤務手当は、会計検査や各課において、緊急に時間外勤務が必要になった場合、主管課長の決済を受け、一般管理費から執行するものであります。

財政管理費は、扶養者数変更に伴う補正であります。

財産管理費の委託料は、債務負担行為でありました公有地管理財務諸表作成業務の委託に伴うものであります。

企画費は、南原市の文化交流協約書締結に伴う費用であります。

広報費の工事請負費は、江口蓬萊館ネットワークカメラ工事の補正であります。

情報管理費の委託料は、地域情報化推進事業で、永吉地区及び中川地区のブロードバンド環境を整備するために、本市の光ケーブルと無線を組み合わせて実証実験を行うものであります。この事業は新規事業であります。

税務総務費の給料、職員手当及び共済費は、休職・懲戒処分による減額補正であります。

賦課徴収費の委託料は、平成21年度は、固定資産評価がえのため、日吉・吹上地域の

画地条件計測の委託を、また、同じく平成21年度から、個人住民税の公的年金から特別徴収開始に伴い、機器の整備をするものであります。

商工観光費の委託料は、江口浜荘あり方検討委員会に設置に伴い、同施設の経営分析を検討委員会の資料として作成するものであります。

観光費は、パンフレットの増刷であります。

観光施設管理費の施設維持修繕料は、吹上地域のキャンプ場の修繕であります。

常備消防費は、扶養者変更によるものであります。

非常備消防費の使用料及び賃借料は、消防団幹部研修出席のため、高速道路使用料の増額であります。

消防施設費の負担金補助及び交付金は、伊集院地域の火下部の消防車庫移設であります。

災害対策費の修繕料は、落雷による修繕であります。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

財政管財関係では、街灯設置による電気料の補正で、夜になると、暗くて危険ということを知り、明るさは3基で十分かとの問いに、今回35台分の駐車場を確保するが、駅のホーム側を利用することになる。ホームの灯りがあるので大丈夫だと思うと答弁。

バナー広告の契約の内容はどうなっているかの問いに、要綱を作成している。市内を優先する。ホームページに掲載してある。風俗、ギャンブル、消費者金融は対象外としている。募集をする際に対象外となるものを示していると答弁でございます。

総務課関係では、一般職員時間外勤務手当について、計算根拠はどうなっているかの問いに、4人で時間単価2,000円とし60時間である。また、本来は各課ごとに措置すべきものであるが、会計検査については

予測がつかないので、総務課で予算化する。必要な場合は、各課の課長決済を上げて執行すると答弁でございます。

税務課関係では、賦課徴収費の業務委託はいつごろになるかの問いに、画地条件計測業務委託については、年内に評価替え業務を終了しなければならない。予算が可決されたら、即委託したいと思っていると答弁。

審査サーバーの設置目的はどの問いに、年金保険者から電子化されたデータが送られてくる。その情報を受け取るためのものであると答弁。

懲戒免職で職員が1人減となったが、あとの対応はどうなっているのかの問いに、組織として検討したが、課内で助け合って対応することになった。それでどうしても難しい場合は、本庁・支所間も対応するという事で増員はしていない。増員するとしても、他の部署を減らさなければいけないと答弁でございます。

企画課関係では、地域情報化について、このことは意見交換会等の中の意見を踏まえて、こうした考え方に至ったのかの問いに、市長が一般質問などで検討委員会などを実施して見直しをしたいと答弁したことを踏まえ、6月に委員会を開催した。永吉・中川地区の簡易交換局を改修しようとする、8,000万円以上の経費がかかるというNTTの積算が出たことである。それを先行して実施した場合、スピードなどの問題が発生した場合、再度構築しなければいけない。市の光と無線を組み合わせようとした使い方ができるということを知りたいという意味である。無線のやり方で満足いただけるのであれば、2つの地区全域をした場合に、どれだけ経費がかかるか。無線と有線の選択を検証し、次の計画づくりに取り組んでいきたい。そうした意味では、検討委員会の意見も踏まえて、こういう形になっていると答弁。

NTTに交換局の改修をしてほしいとNTT側に要望する。その結果、こういう状況であったということをお知らせする。その上で、新たな実験をすべきではないか。できるだけお金がかからないように実験の前にいろんな地域の情報を集め、その上で具体的に進めるべきであると思うがとの問いに、それは200世帯を超えないという見込みがあるからである。そうしたことから、今回実証実験を行い、地域の方にもごらんいただきたいと思っていると答弁。

パソコンデータの消去については、経費的な面で筆耕賃金の方がいいと思うが、セキュリティについて、専門的な知識を持った人がするのか。個人情報流出は、パソコンデータが完全に消去されていないということがあるの問いに、人選は行っていない。筆耕賃金で行ったとしても、消去されたことを確認しながら事故がないように万全を期したいと思うと答弁。

韓国南原市の交流事業について、内容はどうなっているかの問いに、南原市の市長、議長の日程の関係で、11月1日に来日して、2日に帰国したいということであった。1日に協約式を歓迎レセプションを行う予定であると答弁でございます。

商工観光課関係では、江口浜荘のあり方検討委員会について、開催の時期と答申はいつになるのか、市長の検討委員会の諮問はどのようになるのかの問いに、この予算が可決されたら、設置要綱を策定する。この要綱を策定する時期に委員の構成が決まると思う。12月まで年内に1回しかできないのではないかと考えている。年が明けて1回実施することになる。平成21年度に都合3回程度、全部で5回の会を予定している。最終5回目については、来年9月をめどに答申をいただく予定にしていると答弁。

こうしたあり方検討委員会は、江口浜荘の

指定管理者に移行する前にするべきだと思っている。また、経営がうまくいかないシンクタンクやコンサルタントに依頼する。そういう考えではなく、やはり自分たちの町の企業経営である職員が、プロジェクトを組んでこの事業をどうしていくべきか、職員が検討していただくべきだと思うが、そういった発想はないのかの問いに、これまで審議会を二つほど開催している。平成9年から平成11年にかけて、江口浜荘の長期検討委員会を職員でつくっている。また、平成11年から13年まで、外部の方に委員になっていただいている。

結論的な議論としては、本来は、民間の活力により実現するのが望ましいが、民間活力による成果が期待できない状況では、公的施設でその役割を担うことが必要である。これらことから、さらに江口浜荘の改革及び施設改善に努めながら、もうしばらく現在運営体制で継続するべきであるという結論に達していると答弁でございます。

消防施設費関係では、防火水槽と消火栓について充足率はどうなっているか。今後も予定があるのかの問いに、ある程度住宅のあるところは、充足率を達成していると思う。ただ、山などがあるので、そういう点では、水利不足のことがあるのかと思う。現在、要望が出ているのが、伊集院地域と東市来地域のそれぞれ1件である。水利基準は、最低の基準である。それからいくと、充足はしているということになっている。地域によっては、不足しているところもある。そういったところを年次的に整備していきたいと答弁でございます。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に入り、反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、議案第81号の総務企画常任委員会所管に係る予算については、原案のとおり賛成多数で可決すべきも

のと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（畠中寛弘君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

#### ○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）の環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に分割付託された議案であります。

9月9日に、委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管課ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

衛生費国庫負担金及び県負担金の老人保健事業費国庫負担金と県負担金のそれぞれ536万6,000円の減額補正は、特定健診及び健康増進事業への移行に伴うものであります。

民生費国庫補助金の社会福祉費国庫補助金「生活保護適正実施等推進事業費国庫補助金」4万2,000円は、補助対象事業費の増に伴う増額補正で、児童措置費国庫補助金、「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、あづま保育園の補助基準額変更に伴う交付金で、49万3,000円の増額補正であります。

民生費県補助金の社会福祉費県補助金「障害者自立支援総合対策事業費県補助金」は、相談支援充実・強化事業新規採択による148万円の増額補正であります。

老人保健医療特別会計繰入金は、平成

19年度老人保健医療費交付額決定に伴う2,029万7,000円の増額補正であります。

介護保険特別会計繰入金は、平成19年度確定に伴う3,526万6,000円の増額補正で、特別会計から返すものであります。

雑入の老人保健審査一部負担金「大腸がん検診容器代」7,000円の増額補正は、検診できなかった方で、容器の返却ができなかった方から、容器代を徴収するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出では、戸籍住民基本台帳費の職員手当と一般職住居手当は、職員の居住地変更に伴う18万3,000円の減額補正で、賃金「筆耕賃金」は、産休・育休代替による40万4,000円の増額補正であります。

社会福祉費総務費の職員手当等共済費も、居住地変更と扶養者数変更に伴う42万7,000円と6,000円の増額補正であります。

需用費「印刷製本費」の45万2,000円の増額補正は、障害者自立支援法の定着を図るためのパンフレットと返信用封筒作成のものであります。

役務費29万6,000円は、返信用切手代、委託料71万8,000円は、ホームページ作成費、使用料及び賃貸料1万4,000円は、プロバイダー使用料の増額補正であります。

福祉センター費と健康交流施設費の需用費、修繕料110万円の増額補正は、平成5年度に設置されたふれあい健康センターテニスコート人工芝補修等の費用であります。

役務費手数料10万円の増額補正は、温泉法改正に伴う日吉老人福祉センターと健康づくり複合施設「ゆすいん」の可燃性天然ガス濃度確認の費用であります。

介護予防サービス事業費の旅費は、新予防

給付ケアプラン作成のための訪問を包括支援センターのケアマネージャー8名で対応しているが、公用車は2台しかないため、自家用車使用にかかわる在勤地内旅費の実績見込みによる8万円の増額補正であります。

児童措置費の負担金補助及び交付金の218万4,000円の増額補正は、障害児保育事業費で、あづま保育園、妙円寺保育園、扇尾保育園、伊作田保育園の各1名の対象児童数増に伴うものと、保育所地域活動事業費の対象園で、中央保育園がふえ7園となったものであります。

環境衛生費の需用費「施設維持修繕料」53万円は、市営山中墓地の水道漏水に伴い、延長60メートル、水栓3カ所の修繕費であります。

医薬材料費9万5,000円の増額は、ハチ防除用薬剤購入費であります。薬剤は、市民から申し込みがあれば、無償で提供されるものですが、ことしは、ハチの異常発生により、例年より申し込みが多いとのことであります。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

社会福祉総務費で、相談支援充実強化事業に伴うパンフレット作成及びホームページ作成委託等は、どのような事業か。また、施設の運営状況はどうかの問いに、障害者自立支援法の定着を図るための事業である。具体的には、障害者等及び障害者の家族からの相談に応じ、必要な情報などの提供や便宜を供用することや、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした事業であります。ただ、情報が知られていない面があるので、今回周知を図ろうとしているもので、施設の運営については、現在、市内で4事業所をお願いしているが、経営は厳しいだろうと認識していると答弁。

目的の一つに、一般就労へ移行することも

ある。働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援が必要だが、本市の取り組みはどうかの問いに、積極的に機会をつくるべきと思う。本市においても、シルバー人材センターと調整中であると答弁。

相談業務を4事業所に依頼しているとのことだが、利用は少ないとのことだった。1カ所に整理した方がよいのではないかと問いに、相談件数が少ないことから、他市の調査を行った。本市では、相談事業について単価契約をしているが、通年契約することで実績が上がっているようなので、調査、内容を参考に現在検討中であると答弁。

児童措置費で、地域子育て支援センター費の事業内容、効果、利用状況はどうかの問いに、目的は、子育て家庭に対する育児相談等についての相談指導、情報提供などの育児支援である。出会いの場、語らいの場、活動の場としての開催している。実施園はあづま保育園、美山保育園、吉利保育園、厳浄寺保育園の4園である。平成19年度の利用状況は、相談業務は3カ所で909件、サークルにおいては、保護者6,092人、子供7,794人の利用となっていると答弁。

保育所地域活動事業についての事業の内容と学童保育との違いは何かの問いに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民が活用して、児童の福祉向上を図るもので、世代間交流、育児講座、小学生低学年受け入れなどである。低学年受け入れについては、学童保育と同じような放課後あずかり事業であると答弁。

生活保護総務費で、全国的には不正受給の報道があったり、市内でも受給者がパチンコをしたりと聞く。情報把握と生活保護者に対する民生委員の指導は可能かと問いに、パチンコについては、電話等で通報があり、特定者の場合はすぐに本人に会いに行き指導している。民生委員からの指導は難しい。職員

が行っていると答弁。

福祉センター費と健康交流施設費で、可燃性天然ガス濃度確認に関する費用とあるが、これまで届出の義務はなかったのかとの問いに、以前、東京で温泉施設の爆発事故があったことにより実施されるものである。県よりすべての温泉施設のメタンガス濃度の検査を行い、報告するよう公文があったため、実施するものであると答弁。

児童福祉総務費で、家庭相談員の費用弁償とあるが、人数、費用、勤務体系、資格、関係機関との連携についてはどうかとの問いに、市内に1人、月10万1,400円、週4日の勤務で資格は特に必要ではないが、個人のプライバシー守秘義務があるため、人格を有する方をお願いしている。また、教育委員会内に子供支援センターが開設され、毎月、教員、カウンセラーなど関係者が集まり、情報交換と検討会を行っているという答弁。

障害者自立支援事業の中に相談支援、就労支援、住宅支援、移動支援などがあるが、どのように把握して対応していくつもりかとの問いに、相談は検討中で、就労については、部会設置を考えている。構成員に授産施設、養護学校、シルバー人材センター、商工会などを考えている。住宅については、グループホームを進めていきたい。移動については、NPO法人いこいの会が、福祉運送業務の有償ボランティアを行っているという答弁。

環境衛生費の山中墓地水道布設は、すべての布設がえかとの問いに、配管がコンクリートの下にあり、漏水箇所を特定できない。現在、仮設配管しているが、正式に布設しようとするものである。延長60メートル、3カ所の水洗の予定であると答弁。

環境衛生費の医薬材料費でハチの防除用薬剤購入補正だが、昨年度との比較はどうかとの問いに、19年度の実績は、市内全域で83本だったが、20年度は現時点で

103本である。個人から依頼があれば、依頼主にスプレーの薬剤を支給している。なお、公的な施設については、職員が行っていると答弁。

介護予防サービス費で、在勤地内旅費の補正が出ているが、公用車の見通しは立っていないのかとの問いに、8人のケアプラン作成職員に対して、公用車は2台である。8人、ほぼ毎日外出するが、公用車を利用できない6人の自家用車を使用するための補正であると答弁。

8人のケアマネージャーで対象者は何人かとの問いに、現在、要支援1・2の方が950名ほどである。そのうち700名ぐらいが、介護サービスを受けている。さらに、その150名から170名は、居宅へ委託し、残りの500名から550名は、包括で行っていると答弁。150名から170名分を委託している事業所はどれぐらいかとの問いに、11事業所である。委託できる件数は、ケアマネージャー1名に対して8件が限度となっている。少ない事業所で10件、多い事業所で25件程度であると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、担当課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）、環境福祉常任委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めま

す。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

### ○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっています議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本委員会にかかわる補正予算を付託され、9月9日、委員会を開催し、所管部長、課長などの説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は、2,092万4,000円増額し、総額を11億1,087万円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、農林水産業費県補助金で、農業農村整備対策事業費県補助金は、日吉支所、中山間地域対策事業費県補助金は本庁、産地づくり対策事業費県補助金は本庁でも、いずれも県事業採択に伴う増額補正しようとするものであります。生き活き農産直売所支援整備事業費県補助金は、県の支出方法変更に伴う減額補正しようとするものであります。

歳出で主なものは、農業振興費の負担金、補助及び交付金の負担金は、生き活き農産直売所支援整備事業費県補助金で、県が協議会に直接支払いへの変更に伴う減額補正、投資的経費のもので、中山間地域対策事業費は、本庁宮下茶生産組合の乗用型茶中刈り機1台導入に伴う増額補正、産地づくり対策事業費は、本庁川路防霜施設利用組合の防霜ファン設置事業が、県事業採択に伴い、増額補正。

農地費の工事請負費で、補助事業の農業農村整備対策事業費は、日吉支所、上柿之谷地区かんがい排水事業で、県事業採択に伴う増額補正。単独事業の農道等施設整備事業費は、日吉支所、野首原地区農道舗装工事に伴う増

額補正。

林業振興費の委託料で、竹林健全化整備事業費は、本庁一括及び事業費変更に伴い、東市来支所減額、本庁増額、あわせて増額補正。

港湾建設費の工事請負費で県補助事業の、県単市町村漁港整備事業費は、吹上漁港泊地浚渫の県事業採択に伴う増額補正しようとするものであります。

次に、土木費にかかわる予算は、228万3,000円減額し、総額を34億2,160万円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、土木費国庫補助金の街路事業費国庫補助金で、まちづくり交付金の街路整備は、文化通り線の事業費変更に伴う減額補正。

土地区画整理事業費国庫補助金の土地区画整理事業費臨時交付金は、徳重地区、湯之元第一地区の補助内示に伴う減額補正、土地区画整理事業費国庫補助金は、湯之元第一地区の補助内示に伴う増額補正。まちづくり交付金（区画整理）は、湯之元第一地区の補助内示に伴う増額補正。

土木費県負担金で、土地区画整理事業費県負担金の公共施設管理者県負担金は、湯之元第一地区の内示に伴う増額補正しようとするものであります。

歳出で主なものは、道路維持費で需用費の施設維持修繕料は、本庁で路面、側溝、路肩補修等追加に伴う増額補正。原材料費は、維持補修的なもので、日吉支所の道路、のり面の維持補修用資材購入に伴う増額補正。

都市計画総務費の繰り出し金は、公共下水道事業特別会計の前年度繰越金確定に伴う減額補正。

街路事業費の工事請負費で、補助事業のまちづくり交付金事業街路整備事業費は、補償費及び公園費への組み替えに伴う減額補正。補償補てん及び賠償金の補償金でまちづくり交付金事業街路整備事業費は、文化通り線の

電柱移設に伴う増額補正。

公園費の工事請負費で補助事業のまちづくり交付金公園整備事業費は、委託料及び街路事業費からの組み替えによる増額補正。単独事業で公園管理費は、伊集院総合運動公園電気設備取り替え等にかかわる増額補正。

住宅管理費の需用費で、施設維持修繕料は、本庁、東市来、吹上各支所の公営住宅施設維持修繕料の不足に伴う増額補正。委託料その他の委託料は、公営住宅のアスベスト分析調査委託に伴う増額補正。

住宅建設費の補償補てん及び賠償金の補償金は、新宮住宅建設に伴う電柱及び電気通信線路移転補償費に伴う増額補正。

農地農業用施設災害復旧費の需用費で、施設維持修繕料の現年単独農地農業用施設災害復旧費は、6月発生の本庁、吹上支所の豪雨災害に伴う増額補正しようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、農業委員会関係では、委託料の耕作放棄地の調査は、今年度からの事業と聞くが、どのような内容か。また、何年を計画しているのか。委託先はどこかとの問いに、調査方法は、8月から農業委員に依頼して、9月30日までの期間で調査をしている。

調査内容は、まず次の三段階に分ける。1、人力、農業機械や草払い機などで直ちに耕作可能な土地になる。2、草刈り機等簡単な方法では、復元できないが、基盤整備を実施することにより、耕作可能な農地。3、農地に雑木などが繁茂して、既に山林化している農地。以上の3つに区分し、3について、農地でないと判断した場合は、耕作者に通知を行う。1、2の耕作可能な農地については、具体的に補助事業などを導入して、対策を講じていく。その流れをデータベース化して、順次解消していく。農業委員会と平行し、市と協力し、協議会を立ち上げ、具体的に検討し

ていくことになる。国は、5年後の耕作放棄地の解消を図る考えであるとの答弁。

農林水産課関係では、鳥獣害防止対策事業費の電気さくであるが、普通水稻も収穫期を迎えており、もう少し早い時期での決定はできないのかとの問いに、当初予算で県の内示があればよいのだが、6月の内示がなかった。その関係で収穫後の執行になると思う。申しわけなく思う。県にも強く要望したいとの答弁。

次に、工事費の関係で入札前に予定価格の積算は、ぎりぎり組んであると思う。業者から話があるのが、設計変更があっても担当職員が変更を行わない。工事が変わって設計書と違っているのに設計変更をしない。そのため、業者はサービス工事をすることになる。

また、設計当初と工事期間中に、資材が高騰した場合の取り扱いはどうなるかとの問いに、そのことは、副市長から厳しく言われており、関係職員には文書で通達を行った。業者と貸し借りにつながるようなことはないように通達している。物価の上昇についてのスライドは、国も鋼材等が工事費の1割が上げれば、単品スライドが発動されることになっている。都市計画課、土木建設課に確認したが、今のところ単品スライド条項の適用までは至らないとのことで協議はしているが、対策はしていないとの答弁。

次に、公共治山事業だが、伊集院大田地区ほか3となっているが、日吉は辻の園地区である。残りはどこかとの問いに、大田地区が、湯牟田地区が1筆と、東俣地区が2筆であるとの答弁。

次に、吹上漁港のしゅんせつが700立米あるが、これは持ち出しかとの問いに、ダンブで南側に移動するだけであるとの答弁。

次に、土木建設課関係では、住宅管理費のアスベスト分析調査委託は、3年ほど前に終わったのではないかと。また、対象住宅はどこ

かとの問いに、以前14カ所調査を行った。その後国の基準が厳しくなり、クレマライトという物質まで調べるようになった。以前行ったうちの7カ所が対象になり、今回補正でお願いした。資料をとるのが、本庁下神殿住宅と小諏訪原住宅であるとの答弁。

次に、土木建築業者と市との契約の中で、設計書の中に物品を指定する契約があると聞く。JIS規格であれば、同等の製品でもよいのではないかとの問いに、継続事業などで製品の形が変わって、都合の悪いときなど、前回の製品と同一はあり得る。それ以外はないと思う。あった場合は、その都度連絡してほしいとの答弁。

次に、都市計画課関係では、公共施設管理者負担県負担金が、4,000万円あるが、これに対する市の負担割合は幾らかとの問いに、県からの100%の交換金である。大里川は、県の管理であり、その負担金であるとの答弁。

次に、地下壕対策事業は、今年度で終わるか。まだほかにもあるかとの問いに、県の地下壕緊急対策事業は、19年度から21年度までの3カ年の事業である。東市来は17カ所実施予定で、今年度終了、21年度は伊集院18カ所、吹上7カ所の予定である。日吉は4カ所、今年度申請して、12月に補正で上げる予定であるとの答弁。

次に、補償補てん及び賠償金で、まちづくり交付金事業、文化通り線電柱移設の費用は、普通民間は無償だが、公共は有償なるのかとの問いに、道路敷地は無料であるが、民地から公道は取り決めて半分の負担になっている。現在、橋の工事をしている。そこを渡り、朝日が丘団地入り口、県道につながる道路の電柱で、NTT柱が6本、九電柱が2本の予定であるとの答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長などの説明で了承し、質疑を

終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会所管につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西園典子さん登壇〕

#### ○教育文化常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）の教育文化常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、教育文化常任委員会に分割付託され、9月10日、委員全員出席のもと、委員会を開き、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案された補正予算のうち、本委員会にかかわる予算は、2,979万7,000円増額し、27億3,167万3,000円にしようとするものです。

債務負担行為補正は、東市来・伊集院地域小中学校教師用パソコンリース料、小中学校イントラネット整備用機器リース料について追加するものです。

まず、教育総務課・学校教育課関係をご報告申し上げます。

歳入は、中学校費県委託金、スクールカウンセラー配置事業費の交付確定に伴う減額であります。

歳出の主なものを申し上げます。

事務局費は、燃料費高騰による燃料費増、社会科副読本に伴う報酬と印刷製本費、学校管理費の主なものを申し上げます。

特別支援員、小中学校修学旅行引率などの旅費増額。

妙円寺小学校屋体屋根防水工事費増額は、昭和60年建設のもので、再度の雨漏りに施設の保持のため、本格的な改修工事を行うものであります。

湯田小学校パソコン40台分リース料は、当初予算に漏らした追加によるもの。在勤地内旅費は、伊集院地域学校連絡業務の公用車使用になり減額。

日吉中学校校舎ガラスブロック落下防止工事委託料は、2カ所の危険箇所増額。備品購入費・東市来中学校防球ネット購入は、サッカーは、総合運動公園で練習をしていたが、指導員が2人から1人になり、校庭での他の部活との併用の危険防止に、新たに移動式のもの購入するもの。

中学校体育連盟九州全国大会出場にかかわる補助金は、選手、引率者、各1人分の補助。

幼稚園費は、東市来幼稚園の職員病休による減額などあります。

主な質疑の概要を申し上げます。

社会科副読本は何冊で単価はとの問いに、1,500部作成、1冊440円である。作成したら2回分を閲覧用として準備したいとの答弁。

学校主事の仕事は、どうなっているか、仕事に個人差があるのではないかと問いに、本年度から週3日、使送便の仕事がある。仕事は旧町ごとに差があったので、事務事項を作成し、一本化して現場に連絡したとの答弁。

妙円寺小学校屋体屋根防水工事600万円は、内容はどのようなものか、23年での雨漏りは手抜き工事ではなかったかと問いに、約970平方メートルの屋根と防水材を塗り、腐食の補修をする。防水と腐食工事を一緒にするので単価は出にくい。建物の屋根の保障は10年が一般的だが、地理的条件、材質、塩害などそれぞれの条件によって違うとの答弁。

特別支援員の充足や対応の状況はどうなっ

ているか、学校が応じ切れないような支援はどうするかとの問いに、5つの小学校、2つの中学校に配置しているが、学校の要望を聞いて対応している。小規模校では、先生方が強力し合って対応している。必要などころに配置したいが、限られた中での対応が必要である。個々にあわせ、一概にどういう方法がよいとは言えない。重度の場合は、養護施設など専門的施設による支援の検討が必要である。学校で一生懸命対応してもらっているとの答弁。

給食費の滞納状況は、滞納金額はとの問いに、伊集院地域では、18年3月から、学校の徴収に切りかえた。19年度決算は、給食費約1億500万円徴収で99.9%の収納率であり、滞納金額は7万円程度との答弁。

日吉・吹上地区の給食センターはどうなっているか。請願が出たが、住民の状況はとの問いに、現在、設計業者を集めて夏休みに調理師の代表、学校栄養士など関係者を含めて先進地視察をして意見を聞いている。厨房機器を確定しないと設計しにくいので、現在、厨房機器検討委員会を設置して、どのメーカーを確定するか検討している。住民の方の意見は特にない。平成22年2月完成なので、21年度で給食費の額の確定など話し合いが必要になるとの答弁。

次に、社会教育課関係について申し上げます。

歳入は、妙円寺児童館指定管理者使用料。電気代を今まで指定管理者の社会福祉協議会に一括支払っていましたが、交流センターができてメーターが一本化され、地区公民館で使っている分の電気代6月から3月までの10カ月分であります。

歳出の主なものを申し上げます。

市補導センターの協議会設立に伴う開催及び補導などの謝金。これは、街頭巡回指導や環境浄化活動や相談事業、広報啓発や研修活

動を行って、運営委員は、PTA、子供会、少年育成団体、小中高校、その他関係団体などの代表者14名であります。

地区公民館修繕料の皆田地区公民館自動火災報知機設備取り付け修繕、高山地区公民館防災カーペット取り付け修繕は、消防署からの指導により改修するものであります。

委託料は、妙円寺地区公民館の7月以降の清掃業務で、交流センターのホールを週1回3時間3月までの分であります。

負担金補助及び交付金は、田の湯公民館建設補助金がコミュニティー助成事業の採択により不要となったものと、桑木野公民館新築の実績によるもの。

文化振興費、伊集院文化会館のつりもの設備改修費。昭和53年開館して、その間保守点検はしていたが、スイッチ関係でストップがかからなくなり、非常に危険であり、安全確保のため改修するものであります。

文化財印刷製本費は、日置市全域の文化財マップを作成するもので、合併までの9町分の在庫が少なくなつて、今回市の一本化したものをつくるというものであります。

主な質疑を申し上げます。

伊集院文化会館の1,600万円のつりもの設備営繕だが、具体的にはどうなのかとの問いに、30年経過して、これまで本格的な改修がされておらず、外装、内装、設備が老朽化している。現状では、開館運営に支障を来している。今回は、設備を制御するシステムの改修である。制御操作ができる機器が2回ストップした。このシステムは、30年前のもので、全面的に取りかえる必要があるとの答弁。

東市来文化交流センターのピアノの購入について、1,500万円のピアノがあるが、新たに購入したのか。そのピアノはだれでも使えないのか。どのようにすれば使えるのかとの問いに、新しいピアノは、中央公民館の

多目的ホールで使う。これまでのピアノは、申請して使用料を払えば、だれでも使える。19年度のピアノ利用は、26回、20年度は8月末で10回であるとの答弁。

妙円寺地区公民館清掃委託業務は、どのような清掃をするのか。地区公民館で清掃をしているほかの公民館との整合性はとれるのかとの問いに、この清掃費は交流センターの分で、地区公民館とは状況が違う。他の地区公民館は、運営費補助の中で管理費を見ているが、ここは清掃作業費を見ていないので、補正を組んだとの答弁。

次に、市民スポーツ課関係の主なものを申し上げます。

保健体育総務費、備品購入は、AEDの5台購入の執行残であります。

配置先は、湯之元球場、こけけドーム、伊集院総合運動公園、日吉運動公園、吹上運動公園であります。

体育施設報償費は、東市来総合運動公園テニスコート落成記念大会に伴うものであります。テニスコート完成は、9月24日、11月上旬に記念大会開催予定であります。

施設維持修繕料の日吉運動公園のグランドゴルフ場は、歩道の傾斜滑りどめで、面積67平方メートル。日吉研修棟浄化槽漏水補修は、101人槽、ばっき質の沈殿槽補修であります。

補償金は、海洋センターが4月から指定管理に移行しておりますが、3月までに販売したパスポート、回数券の施設使用料の指定管理者への返納金であります。パスポートは、3カ月58人分、12万7,360円、6カ月28人、11万2,636円、1年分114人、86万4,115円。合計200人、122万411円であります。

主な質疑の概要を申し上げます。

浄化槽漏水は、今まで聞いたことがないが、あり得るのか、近隣に影響はないかとの問い

に、3層目が漏水していると思う。高台にあるが、影響はないと思う。状況は工事をしてみないとわからないとの答弁です。

指定管理者の海洋センターは、燃料費高騰で経営状況はどうかとの問いに、冬場はボイラーを使うが、経営努力しており、現時点では委託料の増額要請は考えていないとの責任者の話で、企業努力で対応してもらっている。現在、総務課で、市全体の燃料費高騰による影響調査をしており、その対応によっては、他の施設同様の取り扱いが必要となってくることもあるとの答弁。

利用状況はどうかとの問いに、海洋センターの8月末の利用状況は、19年度体育館1万1,316人、プール2万5,680人、20年度体育館1万669人、プール2万5,116人、市全体の体育施設利用状況は、19年度8月末27万2,510人、20年度8月末29万2,702人、前年比で2万197人増で、7月からの使用料改定の影響は出ていないようであるとの答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）の教育文化常任委員会所管にかかわる予算につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

#### ○議長（畠中寛弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第81号について、討論を行います。討論はありませんか。——討論がありますので、発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。

#### ○11番（漆島政人君）

議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論いたします。

私、一般質問でも申し上げましたが、本市では、財政の健全化に向けて行革大綱が策定され、現在その趣旨に基づき大幅な歳出カットが進められています。それにより、旧町時代に実施されていた補助金制度の廃止や縮減、使用料金の値上げによる住民負担増、また、年々仕事量はふえていくのに、逆に職員は削減されているなど、いろいろなところでこの行革による痛みが発生しています。

そこで、こういった多くの痛みを無にしないためには、予算計上一つにしても、事業の優先順位は、住民目線にあっているのか。また事業の進め方にむだはないか。そのほか緊急性や必要性など細かい部分まで慎重に検討していくことが強く求められていると思います。しかし、今期定例会に提案された一般会計補正予算の事業内容の中身を見ますと、その考え方に沿っているとは思えない事業内容が幾つかあるようです。

まず1点目は、2款1項9目情報管理費の13節地域情報化推進事業費587万6,000円の増額補正です。予算説明資料の中では、伊集院町中川地区と吹上町永吉地区を対象に、日置市ブロードバンド環境実現に向けた光ケーブルと無線を組み合わせた実証実験に伴う増額補正とのことですが、実際は、補正前の金額として計上された412万4,500円は、ほかの委託料の執行残であり、それに今回増額提案された587万6,000円を合算した1,000万円の新規事業です。

そこで、この事業の問題点を申し上げますと、まず一つは、新規事業でありながら、なぜこういった形で予算計上されるのか。補正予算計上の原則に基づくやり方ではないんじ

やないのかと。2点目は、現在、県内をはじめ、全国各地の自治体でいろいろな形でブロードバンド化が進められています。その中には、今回実験を使用とするケースもあります。

そういった先進地等の実績データを収集し、分析すれば、経費的な面や実用性など、大方の見通しは予測できるはずなのに、なぜいきなり1,000万円もの巨額を投じ、長期間試験をする必要があるのか、不明な点が数多くあります。仮にどうしても必要であるのであれば、そういった分析結果を提示した上で、実験の必要性を求めるべきだと思います。

また、伊集院町中川と吹上町永吉の二つの交換局をADSL化によるブロードバンド整備をした場合、これに要する費用は、約8,000万円程度であり、3分の1は、県の補助を受けられるが、通信事業者の負担が見込めないため、残りの3分の2については、市で負担することになるとの説明でありました。しかし、薩摩町や曾於市、霧島市、南さつま市がブロードバンド未整備地域を整備したADSL化は、交換局の数からして、金額的にも安いし、通信事業者も負担しているようです。その違いはどこにあるのか。

また、2割以上の利用がないと、県の補助は受けられないとのことを危惧されていたようですが、実際どれだけの利用が見込めるのか、そのほか無線LAN方式とADSLとの実用性や整備費、また、ライニングコストやセキュリティリスクの比較表など総合的に把握し、それらを情報提供した上で事業をスタートすべきだと思います。

次に、2点目は、7款1項1目商工総務費の8節、13節に計上してある江口浜荘あり方検討委員会設置に関する156万3,000円です。

検討委員会を設置する理由として、施設が著しく老朽化しており、災害時に対するお客

様の安全性の確保が難しい。また、経営的にも今の施設内容では、いい方向に向けていくことは難しい。したがって、次の契約更新が難しいとする市長の意向を検討委員会に伝えた上で、今後の江口浜荘のあり方を検討していただくとの説明でした。

また、委託料の150万円については、検討委員会に資料として提出するために、江口浜荘の課題抽出や経営分析など専門業者に委託するための経費であるとのこと。私は、平成18年9月、指定管理者に委託する前に、施設が古いので宿泊施設の一番大事なことであるお客様の安全確保が難しいのではないかと。また、今の施設内容では、経営効果を上げるための適切な規模ではないということで強く反対しました。しかし、賛成多数で委託契約は締結されました。しかし、結果的に市も委託業者であるイシタケさんも多くの経費を支出しています。

そこで、申し上げますが、説明によると、イシタケの社長もこのまま継続していく意向はお持ちでないような様子のこと。であれば、今さら何のために経費をかけて検討委員会で検討する必要があるのか。単なる閉鎖を理由づけるセレモニー的な感じに私は思います。

旧東市来町時代は、職員の方で江口浜荘の方向性について検討され、調査結果を出されています。そのことをお聞きいたしましたけど、その内容は自分たちの町のことを真剣に考えておられる、そういった強い印象を受けました。やはり自分たちの町の課題は、まず職員同士で検討していく、その考え方に基づくプロジェクトを編成し、閉鎖後の江口浜荘はどうあるべきか、このことを検討してもらうために予算を使った方が生きたお金の使い方ではないかと思います。

あと、小さいことで申し上げれば、3款1項4目健康交流施設費の11節需用費の中の修繕料です。ふれあい健康センター、テニ

スコート、芝生、人工芝生の補修増額の110万円ですけど、これも私、現場をずっと見させていただきました。これは経年劣化によるその傷みではなく、サーブをする、テニスをする人がサーブを打つところだけが極端に傷んでいる、こういう場合は、ある程度面積を広げて補修するのではなく、パッチワーク的な感じで補修をしていけば、110万円も必要ではないんじゃないかと。逆に面積を広げてやっていけば、ほかのところとの後々の補修工事にもまたバランスがとれなくなるんじゃないかとそういうふうに感じます。

そして、あとをずっと見ましたけど、妙円寺の中央公園の子供たちが、ソフトボールやサッカーをやる、この運動場については、雨が上がって一日経ってもまだ水溜りが物すごくあります。まだこっちの方のテニスコートの方の維持修繕費を少なくして、またこっちの排水工事に回していく、そういう細かい配慮もこれからの補正予算については、大事なことではないかと思えます。

あと最後に、合併によって当然事業規模、予算規模も旧4町分ですので大きく膨れ上がっています。したがって、事業内容の透明性や財政規律を重視していくことは不可欠です。そのためには、補正予算の計上にしても、旧町時代の感覚はすべて排除していくべきだと思います。

しかし、今回、提案された事業費に関する補正予算内容を見ますと、補正前の金額が不明確なものもあります。また、増額補正の金額についても既定予算より3割以上もふえているものも数多くあり、既定予算はどういった計画に基づいて積算されたのか、その根拠が疑われるものもあります。合併によって予算規模が拡大した今は、補正予算も緊急性や必要性が求められる部分だけにとどめるべきだと思います。

以上のもろもろのことを理由に反対討論いたします。

#### ○議長（畠中實弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

#### ○20番（長野瑳や子さん）

私は、議案第81号平成20年度日置市一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、8,520万2,000円を追加し、総額を226億4,994万7,000円にしようとするものであり、財産管理費、情報管理費、賦課徴収費、農業振興費、道路維持費、学校管理費、文化振興費等の増額で、土地区画整理事業費をはじめとする補助事業の内示や中山間地域対策事業等の新規事業採択に伴う必要な経費、そして緊急かつやむを得ない経費等が計上されたものと考えます。

地域情報化推進事業については、今回ブロードバンド未整備地域の環境実現に向けた実証実験による増額補正であり、中川地区や永吉地区を含め、市内の他の地域でもいまだにISDNの未ブロードバンドの状況であり、整備が望まれています。通信速度ではISDNは徒歩、ADSLは車は、光ファイバーは新幹線に例えられております。工業団地のある藤元地区や上市来地区などの未整備地区においても、市民生活や、また企業等の営業面で非常に不自由だ、また、設計書なんかも送るのにも時間がかかると。それで非常に光ファイバーを利用できないかとそういう要望もお聞きして、不自由な生活をなされております。

また、今後の企業誘致やIターン、Uターンなどの定住促進を期待するのであれば、地域間競争の時代の中で活性化の手段は目前にあり、光通信網の整備は急務であります。

今回、光通信網を使い、無線という手法の実証実験を評価し、地域イントラネットの利

活用を積極的に整備すべきと考えます。だれもが認める厳しい財政状況の中で、今回の補正予算は、区画整理事業等の採択や市有地売却等の収入確保にも努力がなされ、市民のための予算づくりに意を尽くされているものと考えます。

また、各常任委員会としても、付託された案件について、慎重な審査がなされ、原案を可決すべきものと決定されております。よって、私は原案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

**○議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

なければこれで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（畠中實弘君）**

起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からとします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 議案第82号平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第83号平成20年度日置市老人保健医療特別会

計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第84号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第89号平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第11 議案第90号平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第93号平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第13 議案第94号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

**○議長（畠中實弘君）**

日程第7、議案第82号平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、日程第13、議案第94号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

7件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

**○環境福祉常任委員長（中島 昭君）**

ただいま議題となりました議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第89号、議案第90号、議案第93号、議案第94号について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された議案であります。9月9日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、議案第82号平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,275万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,923万円とするものであります。

歳入では、療養給付費負担金297万9,000円の増額補正は、過年度分交付金確定に伴うもので、療養給付費交付金3,449万5,000円の増額補正も、過年度分退職者医療療養給付費など確定に伴うものであります。保険給付準備基金繰入金1億832万6,000円の減額補正は、過年度分の確定に伴う療養給付費交付金と過年度確定に伴う繰越額及び老人保健医療費拠出金確定に伴う基金繰り入れの減額調整であります。その他の繰越金5,809万7,000円の増額補正は、過年度分確定に伴う補正であります。

歳出では、医療費適正化特別対策費、賃金は、レセプト点検効果が18年度は714万5,000円の実績があったが、19年度は480万8,000円に落ち込んだことから、レセプト点検において、点検作業に専念できるようにこれまでの点検が行っていた補助的作業を行うための補助員を増員しようとするものであります。老人保健医療費拠出金負担金145万1,000円の減額補正は、20年度拠出金確定に伴うもので、老人保健事務費拠出金負担金も20年度拠出金確定に伴う16万1,000円の増額補正であります。

質疑に入り、レセプト点検において、不正や不等請求の発見額において、19年度は、18年度に比較して実績が落ちた理由は何か、また、内容の傾向はとの問いに、後期高齢者

制度実施以前は、点検員7名、補助員6名体制があったが、現在補助員はいなくて、7名体制で点検している。点検員が点検以外の作業をするので、点検効果が落ちてしまった。はっきりした傾向はわからないとの答弁。

不正請求のある病院の実態は、またペナルティや不正の返還請求などはどうなるかとの問いに、不正請求等の額については、老人保健の請求で発見される。不正請求のあった病院等については、国の指導があった場合は、一般に公表され、不正請求額に対して、40から50%の加算がされる。市の点検で発見されたものは、国保連動会へ送り、再点検が行われ、不正とされたものは返還請求が行われ、指導等については、連合会や国が行う。市では、病院等の指導や処罰はできないとの答弁。

後期高齢者医療制度は、制度を理解するのが難しい。もう少しわかりやすく説明会や広報はできないのかとの問いに、民生委員、高齢者クラブなど機会を得て説明会を実施しているが、わかりにくい面や理解してもらうのに大変なところもあると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、担当課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第82号平成20年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第83号平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,060万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,457万2,000円とするものであります。

歳入では、医療費交付金過年度分、支払い基金医療費交付金確定に伴う2,029万7,000円の増額補正と、一般会計繰入金

事務費の支払い基金事務費交付金確定に伴う  
30万5,000円の増額であります。

歳出では、それぞれの歳入分を償還金、一般会計繰り出し金として歳出するものであります。

質疑に入り、確認のため聞くが、老人保健医療特別会計は、本年度でなくなるのかとの問いに、県の説明では残るとのことだった。医療費の過誤請求があるかもしれないので、予算はないが、3年から5年くらい会計は残ると思うと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、担当課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第83号平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第84号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,309万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億997万4,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴う2,295万8,000円の増額補正が主なものであります。

歳出では、予備費で財源調整に伴う2,281万3,000円の増額補正が主なものであります。

質疑に入り、基金について将来改築もあると思うが、改築、改修と運営にかかわる基金と考えていいのかとの問いに、基金は5,150万9,243円ある。将来の用途については、質問のとおりと考えていると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、青松園園長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第84号平成20年度日置市特別養護老

人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第89号平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ780万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴う249万3,000円の増額補正であります。歳出では、温泉法の一部改正に伴う可燃性天然ガス測定結果の確認申請に伴う証紙代1万5,000円と測定手数料5万円の増額補正、及び温泉給湯事業基金積立金として242万8,000円の増額補正であります。

質疑に入り、質疑はなく、市民福祉部長、担当課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で、議案第89号平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第90号平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ165万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289万7,000円とするものであります。

歳入歳出において、平成19年度繰越金確定に伴う165万3,000円を公衆浴場事業基金積立金として、積み立てるものであります。

質疑に入り、質疑はなく、市民福祉部長、担当課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で、議案第90号平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり

可決すべきものと決定されました。

次に、議案第93号平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,046万8,000円とするものであります。

歳入では、介護給付費負担金過年度分396万9,000円の増額補正は、19年度確定に伴う精算交付に伴うものであります。

介護給付費繰越金6,551万2,000円、地域支援事業繰越金884万6,000円及び包括的支援任意事業960万4,000円については、前年度繰越金確定に伴う増額補正であります。

歳出では、介護予防サービス給付費負担金9,200万円の増額補正は、介護予防サービス給付費で、4月から6月の実績により、7月から来年3月までの見込みによるものであります。償還金2,638万2,000円の増額補正は、前年度精算に伴う支払い基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金であります。介護予防一般高齢者施策事業、補助金及び交付金50万円の増額補正は、いきいきサロン活動補助金であります。

質疑に入り、介護予防住宅改修費の補正900万円の増額の理由は何か。また申請件数と主な内容は何かとの問いに、4月から7月までの実績が500万円だったので、月に換算すると125万円になる。8月から3月までの8カ月間を月155万円と見込むと1,240万円になる。そのため900万円の補正が必要になる。申請件数では、月平均23件で、主なものは床の段差解消や風呂場の手すりなどであると答弁。

介護給付準備基金が2億3,800万円ほどだが、基金の必要基準額や国の指導がある

のかとの問いに、3カ年ごとの事業計画を設けている。18年度から20年度に第三期である。保険料の基準額は3,980円であるが、総体の給付費が計画どおりに行われたとすると、保険料の総額をすべて給付したということになり、基金は0円になる。したがって、見込んだ保険料より、給付費は少なかったということであると答弁。

国保などは、基金が必要だが、介護保険はどうかとの問いに、基金を積み立てる決まりはない。この基金は第四期の事業計画の中に特定財源として組み入れ、給付算定を行い、保険料に生かされる。どうしても給付費が上がり、不足した場合は、県の財政安定化基金から借り受けることになっている。ただ、その償還分を次の事業計画に乗せ、保険料に反映させることになっていると答弁。

介護予防一般高齢者施策事業補助金及び交付金50万円の増額補正の内容はどの問いに、いきいきサロン活動補助金で、10人以上のサロンに3万円、10人以下に2万円の活動補助金である。現在、202自治会のうち、118自治会でサロンが立ち上がり、109団体が実施中である。市内で58%の実施率で地域別では、東市来53%、伊集院53%、日吉67%、吹上65%とのことであると答弁。

来年は、第四次の見直しとのことだが、見直しのポイントはどのようなことになるのかとの問いに、計画作成は、20年度に行う。65歳以上の被保険者の3カ年間の給付総額の見直しを行い、保険料を算出することになる。計画では、介護病院の療養型が廃止となるため、介護の老人保健施設等に移行する部分の費用がふえてくるため、今回盛り込むことになると答弁。

今後、サービス提供という意味からも、ケアマネージャーやヘルパーの確保育成が大事になる。外国人のヘルパー雇用も含め、待遇

面等どのように考えているのかとの問いに、介護報酬の引き下げで、介護離れとなっている。情報では、本年12月に厚生労働省が介護報酬を上げるとのことであるので、待遇改善が図られるのではないかと考えていると答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、担当課長等の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第93号平成20年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第94号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出26万5,000円の補正であります。内訳は、診療所建設用地となる隔離病舎と医師住宅の解体が11月から始まり、解体により医師住宅は教職員住宅の借用と日吉在宅介護支援センターの一部を改修し、患者の急変、台風、当直などに利用するものであります。

質疑に入り、全国的な医師不足である。医師確保の観点からも立派な住宅を建設して、できればここに住んでもらいたいがとの問いに、病院開設以来30年、現在の医師住宅に生活の根拠を置いて勤務された医師は1人の医師が1年間入っただけでほかにない。医師は3人いらっしゃるが、鹿児島大学の医局を通してきていただいている。ほかの自治体病院のことはよくわからないが、恐らく通勤されていると思うと答弁。

これまで医師住宅の利用がなかったとのことだが、むだにならないかとの問いに、改修する部屋は医師の当直用に利用するが、台風や患者の急変等において、緊急に利用することも多くあることと思う。医師の方からの要望もあったと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉

部長、市民病院事務長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第94号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第82号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第85号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第15 議案第86号平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第16 議案第91号平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第17 議案第92号平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第18 議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（畠中寛弘君）

日程第14、議案第85号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第18、議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっています議案第85号、議案第86号、議案第91号、議案第92号及び議案第95号の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、一括してご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月9日、委員会を開催し、所管部長、課長などの説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第85号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ18万5,000円増額し、歳入歳出予算総額を7億3,158万5,000円にしようとするものであります。

歳入で一般会計繰入金の事業費分、平成19年度繰越金確定に伴う一般会計繰入金1,221万1,000円を減額補正、繰越金の前年度繰越金を平成19年度繰越金確定額1,539万6,172円繰り入れし、既定予算に1,239万6,000円増額補正しよう

とするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

下水道未普及地の場所は、また対象戸数はとの問いに、山下団地が11件、麓東が3件、猪鹿倉10数件であるとの答弁。

次に、下水道整備費で、旅費が東京、福岡とあるが、莫大な工事費がかかる中、費用が余りかからない工法ができたのか。その勉強会に行くということかとの問いに、露出配管等を行うため、工法がその場所にあうか、打ち合わせである。その結果がよければ、事業を行いたいとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第86号平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、繰越金の平成19年度繰越金30万6,000円が確定したため、増額補正し、同額を一般会計繰入金より減額補正しようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

以前の所管事務調査のときに指摘があった配線、配管類のさびの処理は行ったかとの問いに、処置は完了したとの答弁。

以上のほか質疑がなく、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第86号平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第91号平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）に

ついてご報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出既定予算にそれぞれ16万6,000円増額し、歳入歳出総額をそれぞれ67万2,000円にしようとするものであります。

歳入では、19年度繰越金確定により、24万7,000円増額補正、一般会計繰入金を8万1,000円減額補正、本庁、久木野々地区の飲料水供給施設の滅菌用注入ポンプが、施設整備から23年経過し、老朽化のため取りかえ修繕が必要となり、歳出で総務管理費の修繕費を16万6,000円増額補正しようとするものであります。

次に、質疑で、この水道料金の年間収入は幾らか。また年間経費は幾らかとの問いに、19年度で収入が約40万円、経費は現年度分が約32万4,000円、修繕等が発生しなければ料金収入で賄えるとの答弁。

以上のほかに質疑がなく、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第92号平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算と同額とし、総額を歳入歳出それぞれ501万円にしようとするものであります。

歳入では、繰越金の前年度繰越金確定に伴う39万3,000円を増額し、一般会計よりの繰入金39万3,000円を減額補正しようとするものであります。

所管部長、課長等の説明の後、質疑を行いました。質疑がなく討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果議案第92号平成

20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

次に、議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

今回の補正は、年度初めの人事異動による人件費の調整と企業会計決算システム等の一部改修及び長里、伊作田配水池増設工事費と、市道、神之川、南神之川線の河川改修の橋梁工事に伴う配水管布設がえ工事を増額計上しようとするものであります。

まず、収益的収入は、既定予算に変更はなく、総額を7億4,715万5,000円、支出を営業費用の79万1,000円の減額分を予備費に繰り入れ、7億4,715万5,000円にしようとするものであります。

資本的収入は、既定予算に増減はなく、総額1億5,350万5,000円、支出を3,609万9,000円増額し、総額を5億7,293万4,000円にしようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

長里、伊作田配水池の規模は、また給水人口は幾らかとの問いに、給水人口で3,335人である。施設の規模は、現在は350立米である。今回660立米の増設を行い、現在、日量1,570トン程度配水を行っていて、通常はタンクが2回転程度の設計であるが、現状は五、六回程度回転しているとの答弁。

次に、水道料金の未納は幾らか。未納者への給水停止は何カ月未納で行うかとの問いに、現年度で1,200万円から1,300万円程度である。未納者には、1カ月で督促状を出す。それでも未納の場合は催告書を出す。給水停止の場合は、給水停止の警告を出す。それに応じない場合はとめている。常習的な家庭は、毎月何日までには納入するように誓約を

とる。今は過年度分の徴収に努力をしているとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第95号平成20年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第85号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第87号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)

△日程第20 議案第88号平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)

**○議長(畠中實弘君)**

日程第19、議案第87号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)及び日程第20、議案第88号平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任副委員長の報告を求めます。

[総務企画常任副委員長 轟園秋男君登壇]

**○総務企画常任副委員長(轟園秋男君)**

ただいま議題となっております議案第87号及び議案第88号について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第87号について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日、本会議において、総務企画常任委員会に付託され、9日に委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

平成19年度繰越金確定に伴い、歳入歳出それぞれ110万円を減額するものであります。

質疑に入りましたが、質疑はなく、担当課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

続きまして、議案第88号について、ご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9日に委員会を開催、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

歳入の主なものは、平成19年度繰越金確定に伴い、繰越金を補正するものであります。

次に、歳出の主なものは、温泉配管漏水修繕と外壁の修繕に係る施設維持修繕料でございます。

質疑に入りましたが、質問はなく、担当課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、2件をご報告申し上げます。(発言する者あり)可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。失礼しました。(発言する者あり)

**○議長(畠中實弘君)**

これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(畠中實弘君)**

質疑なしと認めます。

これから議案第87号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(畠中實弘君)**

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第87号は、副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(畠中實弘君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第88号は、副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

△日程第21 認定第1号平成19年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第22 認定第2号平成19年度  
日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第23 認定第3号平成19年度  
日置市老人保健医療特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第24 認定第4号平成19年度  
日置市特別養護老人ホー  
ム事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第25 認定第5号平成19年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第26 認定第6号平成19年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第27 認定第7号平成19年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に

ついて

△日程第28 認定第8号平成19年度  
日置市国民保養センター  
及び老人休養ホーム事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第29 認定第9号平成19年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第30 認定第10号平成19年  
度日置市公衆浴場事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第31 認定第11号平成19年  
度日置市飲料水供給施設  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第32 認定第12号平成19年  
度日置市住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

△日程第33 認定第13号平成19年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて

△日程第34 認定第14号平成19年  
度日置市立国民健康保険  
病院事業会計決算認定に  
ついて

△日程第35 認定第15号平成19年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（畠中實弘君）

日程第21、認定第1号平成19年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第35、認定第15号平成19年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの15件を一括議題とし、これから質疑を行います。

まず、認定第1号について、質疑はありませんか。

**○13番（田畑純二君）**

私は、平成19年度歳入歳出決算認定について、全体的、総括的に市長に質疑いたします。

私は、ちょうど1年前の9月議会で、決算認定に関して次のように質疑いたしました。すなわち平成18年度歳入歳出にかかわる成果報告書及び普通会計決算書について、質疑いたします。

まず、決算にかかわる成果報告書という場合の成果とは、予算執行の単なる実績とデータではなくて、施策の実現を目指して措置された予算執行によって成し遂げた効果であると言われております。しかしながら、本市の作成した平成18年度歳入歳出にかかわる成果報告書を読みますと、ここにあります各決算書の項目ごとに詳しく何々しました、こうしましたというまさに予算執行の単なる実績、データがほとんど述べられております。そして、肝心の予算執行によって生じた、成し遂げた効果や今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等についてはほとんど述べられておりません。これでは、各担当部課の決算の認定結果を今後予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立てて、行政執行に生かされるよう努力すべきであるという本来の意義をよく理解されているのか、疑問に思えてなりません。

そこで、市長はこの成果報告書の書き方をどう思っておれますか。また、今後の作成方法を改善すべく担当者を指導していくつもりはないか、お伺いいたします。

これに対する市長の答弁は、次のようでありました。すなわちこの決算書でございますけど、今の表現の中で総体的に結果だけのものが多いようでございます。意義とこの成果と類似することでございますので、今後それ

ぞれの結果に基づいて、今後どういう対処をしたのか。特にそれぞれの中におきまして、18年度、17年度のそれぞれの結果もありますので、それから1年間、どういうふうにして改善できたのか、そういう表現を持っていきたいというふうに考えております。このような答弁でありました。

しかしながら、それから1年経ちました平成19年度歳入歳出にかかわる成果報告書、及び普通会計決算資料を読みましても、平成18年度と同様に、何々しました、こうしましたというまさに予算執行の単なる実績、データが述べられているだけであります。そして、市長が1年前の答弁で言われましたような、それから、1年間どういうふうに改善できたのかというような表現はほとんど見当たらないのが実態であります。

市長は、ことしが1年前に質疑しました本来の意義をよく理解されていたのか、特に肝心の予算執行によって成し遂げた効果や今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等について、担当ごとに真剣に考慮されて、実際に各担当者を指導されたのか。ひょっとしたら、その場限りの一時しのぎの答弁ではなかったのかとさえ思えてきます。

市長は、今後の作成方法を改善して、この1年間、担当者をどのように指導されてきたのか、まずお伺いいたします。

以上、とりあえず。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、18年、19年、さほど変わらない部分で表現があるというふうに認識しております。

今、ご指摘ございまして、それぞれの表現の方法ということであるんじゃないかなというふうに思っておりますけど、この成果という中におきます考え方の中で、今議員の方がそれぞれの効率性といいますか、いろいろと

評価といたしますか、そういうものを主体に作成すべきじゃないかというご意見であります。

基本的には、やはりこの決算に基づきまして、それぞれ予算に、また来期におきます予算におきましては、十分このことを配慮した中で進めていかなきゃならないというふうに思っております。特にこの中におきまして、それぞれの内容分析といたしますか、内容分析もきちっとされておりますので、今後におきましてこの表現のあり方というのがどうであるのか、これは昨年も申し上げましたけど、まだ十分この表現には意は尽くしていないというふうに感じております。今後ともやはりまだいつも検討課題でございますので、いろいろとこのことは十分配慮していかなければならないというふうに考えております。

**○13番（田畑純二君）**

今、答弁をいただいたわけですけど、もう一回念のために、市長の考え方、今後のやり方、具体的に実際にそういうふうに認識されているのか、もう一回お聞きしますので、この点についてどういうふうに最近思っているのか、もう一回答弁してください。

先ほど申しましたとおり、各担当部課も決算の認定結果を今後の予算編成や行政運営の一層の健全化と適正化に役立てて、行政執行が生かされるよう努力すべきである、こういうことが本来の意義だと思います。これについて市長はどう思われるか、もう一回答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

特に、私どもも予算編成をするに当たりまして、この決算といたしますか、それぞれ前年度のそれぞれの事業効果を含めまして、どうあったのか、それに対しまして、20——次の翌年におきます予算の立て方につきまして、企画調整会議というのを年2回やっております。その企画調整会議の中で、この決算を含めた中につきましては、十分それぞれの担当

課と打ち合わせをさせていただいているところでございます。

**○13番（田畑純二君）**

はい。

**○議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○18番（坂口ルリ子さん）**

私の質問も総論的に、19年度決算案の問題点、教訓をこれからどう生かしていくかという前向きの方角で質問いたします。

提出された資料を独自に分析した結果、幾つかの注目点について、質問します。

まず、市税でございます。

決算は、市民の暮らしぶり、市の財政状況を正直にあらわせていますので、市税が19年度決算額43億4,700万円であります。これは前年度に比べて4億円もふえているのであります。

市税がふえて暮らしは悪くなる、これはちょっとおかしいわけですが、合併前の16年度の4町の合計と比べると6億5,800万円となります。資料には、税源移譲による税制改正などが主な原因だろうと思いますが、言いかえると定率減税、配偶者控除などの廃止ではないかと私は思いますが、市長はどう思われますか。さらにだとすれば、実質的な市民の暮らしを示す「税制状況調書」の数字はどうなっているのか、これは税務課長でもいいですので、お答え願います。

2番目、もう一つ注目点は、地方債、借金の残高です。346億円、前年度より確かに減っております。ところが、16年度と比べると7億5,500万円もふえています。市長は、この地方債の残高がふえてきた要因をどう思われているのか、お答え願います。

また、資料にも述べてありますが、予算額が237億円、それを上回る借金をどう思っているのか。市長、これからどうしていくか、

財政再建の方針も伺います。

最後に、財源論です。アメリカでもリーマンブラザーズの破綻、アメリカの財務省も右往左往しています。これがヨーロッパにもとんでおります。日本でも10数年前、大銀行が不良債権処理になって40兆円という税金を投入したことがあります。今、大もうけの銀行ですが、それが返されたとは聞いていません。税金の使い道を変えると、財源はあるのではないかと私は思いますが、市長は国の交付税などが減る原因は、税金の使い道の国の方向がおかしいと思われたいのでしょうか。市長の見解を伺います。

以上です。

#### ○市長（宮路高光君）

特にこの市税におきまして、18年、19年を比較いたしますと増になっておる。議員がおっしゃいましたとおり、やはり定率減税の廃止を含め、特に所得税から地方税の移譲という大きな税制改革がございましたので、それが一番大きなポイントの中で市税が増になったということであるというふうに思っております。

また、地方債の残高346億円、またこの16年度との比較もおっしゃいましたけど、このことにつきましては、特にこの継続事業を含めまして、16、17年、この時期におきます事業が、普通建設費が大変多かったと。こういう中におきまして、地方債が多くなったということをございまして、特に私ども行政改革を含めた中の日置市の財政改革の中で、一番この地方債の残高というのを、一番考えていかなきゃならない。今後におきまして、この地方債の残高をなるべく少なくやっていく必要があるというふうに思っております。繰上償還等もやりながら、また一般財源におきます中でどう償還できるのか、そこあたりも十分今後やっていきたいというふうに思っております。

特に、今地方交付税と国におきます起債等を含めた中におきまして、私ども地方団体におきます交付税の減というのが、大変大きな要因が何であるかということをございすけど、地方交付税の算定の率というのが、やはり国税の率によりまして算定されますので、基本的には日本におきます国税が収入が少なくなっている。それによって、私ども地方交付税はそれぞれ少ないと、これが一番大きな原因であるのかなというふうに思っております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

市長は、小泉の行政改革をどう思われるのかわかりませんが、小泉首相の行政改革は、ある政治評論家、品川という人が言った貧乏神だったと。小泉の構造改革は貧乏神だったと。国民にとってですよ。大企業にとっては、本当に大企業だけ栄えて、「企業栄えて民滅ぶ」という言葉がありますが、そんな方法だった。小泉の行政改革はよかったと思ってるのか、おかしかったと思ってるのか、一言で言いにくいですがけれども、そこをお答えください。

#### ○市長（宮路高光君）

大変小泉とか、そういう呼び捨てではいけないかなと思っておりますけど、基本的に私ども地方におきまして、この小泉さんがやりました改革におきまして、地方と都市の部分におきます格差、これはもう歴然としてあるというふうには認識しております。特に、規制緩和を含めた中におきます改革が、大変急ピッチに行われた関係の中におきまして、そういうしわ寄せは、大変私ども地方には大きな影響があるというふうに認識しております。

#### ○18番（坂口ルリ子さん）

国の借金も、たしか800兆円ぐらいになっているはずですが、まだこれより多いかもしれませんが、国のあり方を、国会のあり方を

変えないことには、地方は本当に難儀してるわけです。この財政の厳しさを市長はどれくらいとらえているのか。前はレッドカードか、イエローカードかってある議員が聞いたら、まだレッドじゃなくてイエローだと言われたことを、私は市長のとらえ方が甘い、夕張に次ぐんじゃないかという市民が不安を持っている人がたくさんおります。

地方自治法第1号は、市民の命と暮らしを守るのが仕事ですので、地方自治体の首長は、行政責任者として、執行者として本当に市民を守ってやるという立場をどれくらい自覚していらっしゃるのか、そこを聞いて終わりにします。

#### ○市長（宮路高光君）

多分にこの行政改革の中におきまして、今それぞれ民間にできるものは民間にし、やはりある程度の財政的な効率というのを十分考えていかなきゃならない。基本的に私ども日置市は、17市におきまして、財政力的にも大変弱い市でございます。

そういう中におきまして、やはり今後の財政運営、やはりいつも言っていますとおり、やはり収入にあったそれぞれの歳出の考え方というのを、きちっとやっていかなきゃならない。

今後におきましても、やはり行政改革に伴いましてむだといいますか、節約できるところはいかにして節約していかなきゃならないのか。また、先ほど申し上げましたとおり、民間の方にお願いして運営していくものについては、今後もどしどしそういうものはやっていって、少しでも財政的に安定的になっていくよう努めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○24番（谷口正行君）

24番。19年度の決算でありますけれど

も、監査委員の方からも意見が出されております。1年分監査委員もご苦労さまであったと思います。

一般会計から、いろんな補助金が出ております。ちょっと補助金の出し方についてどうだったのかということで伺っております。このことについては、先般6番議員が一般質問のときに、ちょっと触れられておりました。8日の本会議で、市長の要求に基づく監査ということで、監査委員より9つの補助金、外郭団体に対する監査を行ったというようなことで、監査委員の報告がなされておりました。

その結果によりますと、9つすべての団体が出納上の帳票、帳簿が不備であると。よって、適正な検証の履行に至らなかったというものであります。ちょっと私どもも唖然となったわけではありますが、よって議員も一般質問で触れられたかなと思いますけれども、そのときの執行部の答弁にありましては、確かに1団体におきましては、おかしなところもあったと。でも、すべてがそうではなかったんだというような答弁でありました。

でも、この報告を見る限りでは、全くずさんな何て言うんですか、事務処理であったというがごとの文面が書かれております。結果、監査は通らなかったということでありますが、果たして本当にどっちの方が正しいのかと、私どもは判断に迷うわけではありますが、市長はこの結果に対してどう思われますか。

#### ○市長（宮路高光君）

外部団体におきます監査におきまして、特に農林水産課関係につきまして、監査をしていただきました。特に、こういう先般の事件がございまして、私どもは今20年度におきます処理につきまして、緊急にいろいろと対策をしたわけございまして、19年度のそれぞれの執行状況を見ていただいた中におきまして、特に現金出納簿、そういうものの整備がなされてなかったという大変指摘を受け

ました。

基本的に、それぞれの団体におきまして予算的な規模も違う部分もございまして、それぞれ預金通帳の中におきまして出し入れをしている団体が多かったようでございまして、監査委員の中におきまして、現金出納簿等そういう書類等の整備をされてない部分がございますので、監査ができなかったという大変指摘を受けました。

今後におきまして、特にこの20年度におきましては、預金通帳を含め現金出納簿、こういうものも小さなそれぞれの少額の金額であっても、整備をするようという指導をしております。監査委員が指摘された部分につきましては、私どももやはり謙虚に受けとめて、整備をしていきたいというふうに思っております。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。では、市長は監査が通らなかったということを認めることになるのかなと、このように私は思います。

であれば、私は特別委員会のときにも申したわけでありましたが、監査が通らない外郭団体にこれからも補助金を出すのかと、出す必要があるのかということ、これ言えると思うんですね。だから、今後は気をつけると、今後はちゃんとしていくというようなこと、ございすけれども、でもこの文面を見る限りは、そうなるわけでございます。

だから、私はここにひとつ疑問を持っております。というのは、市長は補助金交付をする場合に、補助金交付規則にのっとっているのかということですよ。であれば、私はこれは起こるはずがないと、このように思うわけでありまして。

これは、もう市長もご存じかと思っておりますけれども、補助金の交付申請には、事業計画書、収支予算書、それからまた中間時点では事業経過報告、決算見込み、また終了時には成果

報告などもこれは出されると思います。こっただけ厳しい規則をクリアするのに、なんでこういふことが起こると、監査ができないような状況になってるのど。

そしてまた、そこに市長は、内容が適正であるのか、金額の算定に誤りがないのか、調査、審査すると。そして、初めてこういった外郭団体に対する補助金というのは、交付するわけですよ。だから、こういったことがなされているのに、なぜ監査ができないような会計状況であったのかということを見ると、これもうほんとちょっと不思議でならないと。そこに対してはどう思われますか。それとも、しっかりとした補助金交付規則ののっとってなかったのか。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

ただいまのご質問は、補助金交付の規則にのっとった執行がされているのかというような確認だろうと思いますが、それにつきましては、ただいまご質問にありました事業計画書でありますとか、あるいは予算書、決算書、そういったものは不備はなかったわけで、補助金の執行にはなんら不備はなかったわけですよ。ただ監査委員の方々が、前年度のいわゆる状況を見た中で、先ほど市長が申されましたように、そういった出納簿等などがきちとなかったということで、出納簿と証憑書類等の突き合わせができなかったということだと思っております。

ただ、そのそれぞれの団体におきましては、その団体内のいわゆる監査組織がございまして、その監査は通っているわけで、私どもが市として補助金を出している団体のものについては、そういった書類等は完結しております。

#### ○24番（谷口正行君）

わかりました。ちょっと監査のプロが見たやり方と職員の見たやり方と、ちょっとずれがあるのかなと、違いがあるのかなと、こう

思いもしますけれども、でも結果としては、この文章を見る限り、監査が通らなかったということには、これはもう間違いないと、このように思います。

であれば、やはりこれを第三者が見た場合には、どうあっても監査が通ってないじゃないかということに私はなると思うんですよね。これは公文であります。議会にも出された公文でありますから、だからこれはこのままでいいのかなとちょっと疑問を持っておりますが、そこに対してはもう私ども監査が通らなかったというのを、このまま認めてしまうわけでありますけど、どうなるんですかね。

#### ○総務企画部長（池上吉治君）

今回のその監査委員の方々からの報告におきます監査内容でございますが、これはいわゆる市の補助金対象者である団体の内容監査ではございませんで、この前も申し上げましたように、私どもの市の職員が会計を担当しているものすべてを見てもらったわけで、それは任意的に監査のいわゆる義務的な監査委員さんの仕事としてのものじゃありませんので、わざわざ監査委員の方に私どもも監査をしますが、二重、三重に見てもらうために、その分余計に監査委員の方々には、一応ご苦勞をおかけしてお願いをした監査内容でございます。もともと監査委員としてのいわゆる職務上の監査をしていただいたのとは、また別だと考えていただければと思います。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

#### ○17番（梶 康博君）

17番。1点だけお聞きしたいと思います。去年、おとしでしたか、県の方では退職者の退職金の留保金が、もう団塊の世代の退職増に伴って、底をつきつつあるということであったわけですが、ちょうど当市においても、その時期は変わらないと思うんですが、この54ページに退職手当組合の負

担金は増となったというようなことが記載されておりますけれども、退職の引当金と申しますか、留保金と申しますか、そこはどのようになっているのか、説明がいただければと思います。

#### ○総務課長（桜井健一君）

共済組合の退職の積み立ては、割り当てのことだと思いますが、その分については、私どもの方も共済と十分連絡を取り合って、事前に退職する人等についても、十分に連絡をとりあって、現在の数字もちゃんと把握しておりますし、今のところそういう、県の方からそういうのがあったというふうには、退職手当組合の方からそういう通知を、増額とかそういう通知をいただいているってことはございません。

#### ○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑は。

#### ○6番（花木千鶴さん）

1点だけ伺いたいと思います。私は特別委員会の委員に委員会から選出されておりますので、細かいことにつきましては、委員会において質疑をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど谷口議員の方からありましたことについて1点、本会議で監査委員もお見えのようでございますので、伺いたいと思いますが、先般からいろんな補助金の問題について、いろんなやりとりがなされてまいりました。そして、先ほど部長からもありましたように、監査委員がかねがね通常の監査の対象にはしていない団体についても、監査をしてこられたという経緯があって、さまざまな報告がなされております。

この間、いろんな団体における監査をされてきたわけですが、今言われております補助金等々について、どのような監査がなされていたのか。そしてまた、行政はそのことについてどのような指導がなされてきたと感じられたのか。そして、監査委員として

どのように助言や、それから指導をまた行政の方になさったのか、直接監査委員の方からその状況について報告いただきたいと思えます。

**○代表監査委員（南 一秀君）**

先ほど来ご議論があるようでございますが、そもそももとより監査といいますのは、行財政の事実を客観的に認証して、そこに公理性、適正合規性ですね、そういうものがあるのかどうかを監査して、そして率直に意見を述べると。

もちろん、見方、視点というのはそれぞれ監査委員には独任制が認知されておりますので、いろいろあろうと思えますが、ただ結果について私どもの自治法上に求められる、認知されておる監査委員は、結果については合議と、に基づく結果ということになっておりますので、そういう視点に、あるいは合規的な視点に立って今まで実施してまいっております。

ちょっと蛇足になりますが、先ほど話題になっております外郭団体、これ冒頭お断りいたしておりますように、市長の要求に基づく監査でございます。したがって、補助金とは直接関係、直接補助金が出てる団体もあろうと思えますが、トータル的に会計システムといえますか、簿記システムがどうなのかという原点に立って見させていただきました。

そういう結果、残念ながらああいふ合議に基づく結果を出さざるを得なかったというのが実情でございます。それが今までの経緯でございます。今後そういう点は原点に至って実施していく所存でございます。

あともう一点目、補助金に対する考え方。これはまた別途補助に財政援助団体といえますか、そういう項目の監査もありますので、その分野でいろいろ今までも監査させていただきましたが、今後も続けていきたいと。

ただ、あくまでも財政援助団体にしまして

も、トータル的にはその団体で、それなりの立場の方もおいでになってるわけですから、私ども自治法上認められた監査委員ができてくるというのは、補助に関する、補助金に関する項目という視点でとらえさせていただいておりますので、そういう結果になっていこうかと思っております。

**○議長（畠中實弘君）**

いいですか。ここでしばらく休憩します。次の会議を14時25分とします。

午後2時17分休憩

---

午後2時25分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号について、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

なければ、次に、認定第2号から認定第15号までの14件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。これで全15件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第15号までについては、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、本案については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条

第1項の規定により、出水賢太郎君、上園哲生君、下御領昭博君、坂口洋之君、花木千鶴さん、並松安文君、鶴園秋男君、大園貴文君、西園典子さん、池満渉君、西峯尚平君、成田浩君を指名します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時40分とします。

休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは、応接室にお集まりください。

午後2時27分休憩

---

午後2時40分開議

**○議長（畠中實弘君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に池満渉君、副委員長に花木千鶴さんが互選された旨報告がありましたので、お知らせします。

---

△日程第36 請願第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」

**○議長（畠中實弘君）**

日程第36、請願第4号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書」を議題とします。

本件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

**○産業建設常任委員長（重水富夫君）**

ただいま議題となっております請願第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択についての請願書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、9月9日に委員会を開き審査し、討論、採決をいたしました。

請願の趣旨は、地球温暖化で環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられている。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。このような中、森林整備を推進するための施策や、水源林野等公益森林整備の公的機能の役割強化、森林林業の担い手である山村再生への積極的な取り組みが重要である。

今後の林政の発展に当たっては、環境税等税制上の措置などの安定的な財源確保や、地域林業、木材産業の振興、また国の関与のもとでの森林整備制度の創設、森林林業担い手の育成と地域活性化へ十分寄与できるよう、施策実現のため政府へ意見書の送付を要請することとあります。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

これから請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから請願第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第4号は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第37 陳情第1号日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情書

△日程第38 陳情第4号家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書

○議長（畠中實弘君）

日程第37、陳情第1号日置市の一体的な地域情報化の促進を求める陳情書、日程第38、陳情第4号家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長 轟園秋男君登壇〕

○総務企画常任副委員長（轟園秋男君）

ただいま議題となっております陳情第1号及び陳情第4号について、ご説明を申し上げます。

まず初めまして、陳情第1号について報告申し上げます。

本案は、去る平成20年2月19日、大寺聡氏から提出され、平成20年第1回定例会本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託されましたが、閉会中の継続審査として本委員会で審議してきました。

平成20年第2回定例会におきましては、企画課長に出席を求め、本案に対する意見を聴取しながら審議いたしました。これまで委員から出された意見は次のとおりです。

それぞれの状況の比較を示してほしい。無線について話をしたが、衛星を使ったインターネット、次世代インターネットが始まっている。光にしても、受益者負担の数字が出ていない。委員会に情報提供していただくことにより、陳情に関しては結論を出せばいいと思う。願意については、委員会として市民の負託にこたえるためにも、採択すべきである。願意はわかるが、それに伴ういろんな問題が出てくる。採択したとき、それに伴う問題の裏づけはどうするのか。また、情報インフラの整備と活用策を早急に実現するようになっているので、いろんな問題点を解決しなければならないなどの意見が出され、平成20年第2回定例会におきましても、閉会中の継続審査としたところであります。

去る9月9日、委員会の審議で出された委員の意見は、地域情報化の必要性はあると思う。それを何時の段階でするのか、これを進めるために当たっては、条件があると思う。進める上においては経費がかかる。住民の方のニーズがどれだけあるか、その把握と住民にネット整備をすれば、これだけ経費がかかることを説明する必要がある。金額の面、費用対効果の面からも精査が必要。本当にみんながそれを求めているのか。今回、企画課が実証実験を進めようとしている中で、そうした結果が出てからでも遅くはないのではないか。それを待つからでも遅くはないと思う。企画課の考えている問題点がクリアできた時点で判断しても遅くはないと思う。流れが流れであるので、こういう時代が来るので採択した方がいいのかなあと思う。条件をつけて採択ならいい。懇話会にしても、永吉や中川の地域の人が入っていないのではないか。もう少し幅広くアンケートをとるなど、利用する、しないの調査も必要ではないか。一部の人の意見だけを聞いて懇話会を進めるのも、危険性が高いのではないか。ただ、陳情につ

いては、方向性を続ける意味では、採択でいいと思う。企画課に注文をつけたいが、附帯意見として注文をつけていただきたい。こうした意見が委員から出ました。

討論、採決に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成多数で本案は採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

続きまして、陳情第4号について審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、去る9月8日の本会議において総務企画常任委員会に付託され、9日に委員会を開催し、審議いたしました。

この陳情の趣旨は、家族従業者の自家労賃が税法上必要経費として認められていないことから、配偶者や家族従業者の自家労賃を必要経費とするよう、所得税法第56条の廃止を求めるものであります。

審議の内容は、白色と青色とすれば、どちらの信頼性が高いかということ、やはり青色である。そのかわり面倒ではあるが、経費を見てももらえるところがある。また、青色は綿密な帳簿をつけなければならない。それにより、いろんな控除をしてもらうことができるとの意見が出ました。

審議を終了し、討論、採決に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は不採択とするものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（畠中寛弘君）

これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

#### ○11番（漆島政人君）

陳情第1号日置市の一体的な地域情報化の

促進を求める陳情書を採択することに、反対の立場で討論いたします。

日置市は、地域情報化計画に基づき、平成18年度地区公民館など公共施設104カ所を光ケーブルで結ぶネットワークを構築しました。これにより、地区公民館では証明書の発行や市議会中継のサービスがスタートしました。これに要した事業費は、約4億3,000万円で、うち国庫補助は約1億4,000万円です。また、年間の維持管理費は、電柱移設等も含めれば約2,500万円程度だと認識しています。

そして、19年度には、このネットワークを利用して地デジ対応や市政案内、防災情報、インターネット接続などの提供をしていくために、各家庭へケーブルテレビを導入していく計画でしたが、経営収支の見通しや有線による防災情報のリスク面など、いろいろ指摘にはばまれ、地域情報化計画の見直しをすることになりました。

一方、先ほども申しましたけど、曾於市やさつま町、霧島市、南さつま市などでは、今まで高速インターネット回線が使えなかった地域を、ADSLによるブロードバンド整備を進めています。

ちなみに、ADSLは光に比べ通信速度や容量は若干落ちますが、投資経費や維持管理費が安いこと、また補助事業の活用ができることから、多くの自治体でこの種を採用しています。

そこで、ブロードバンド整備に関する私個人の見解を申し上げますと、現在光が主流になってブロードバンド整備が進められていますが、今後については、衛星によるブロードバンドが主流になっていくと予想されます。しかし、日置市の場合、財政状況などを考慮したときに、ADSLによるブロードバンド整備を進めていくべきであるという認識を私は当初持っていました。

仮にそうしていれば、今までに投資した4分の1程度の金額で、ほとんどの地域で高速インターネットは利用できたはずです。しかし、最初からケーブルテレビ事業ありきの考え方で一方的に進めてきたことが、結果的に多額の経費を支出しながら、ブロードバンド化が何も進んでないという今に至っていると思います。

今後、この光ネットワークを維持管理していくことは、相当な経費が必要です。また、何年か後には、設備更新もしていかなければなりません。しかし、一旦整備した以上、今さらどうすることもできないし、有効活用していくしか道はないわけですので、何らかの形で地域情報化に役立てていくべきであるということは、私自身も重々認識しています。

しかし、今の日置市が置かれている状況を考慮しますと、まず防災情報ネットワークをどうしていくのか、デジタルでやっていくのか、その方法もあるわけですが、今後の選択肢の中には、やはり光を使った情報システムというのも、当然選択肢にあると思います。まずここを機軸に、これからの光の活用策を考えていくべきだと思います。

また、現在日置市には、老朽化した校舎の建てかえや、し尿処理施設の問題、ほかに今回の補正でも計上されています突発的な施設改修など、待ったなしのものも多くあります。

それと、皆様もご承知のとおり、現在物価高、物価の上昇等で地域経済は疲弊し、住民生活はその影響が大きいのしかかっている状況です。そういった中で、多額の経費を伴うブロードバンド整備を、陳情者の願意である一体的に、また早急に活用策の実現をとする陳情内容を採用することは、難しい気がいたします。

また、仮に採択すれば、議会の一員として整備促進を図っていくなど、後々の責任もありますので、安易な同調はできません。

しかし、私自身、地域産業の振興や誘致企業の後押しをしていくためには、必要とされている方については、できるだけ早く情報化支援をしていくべきであるという認識は、強く持っています。その手法として、市が通信事業者となり、受益者負担の理解を得ながら、整備した光ケーブルを貸し出していきなり1,000万円ものお金をかけて実験するのではなく、いろんな情報収集をしたものを分析し、その方向性を早急に見出していくべきだと考えています。

以上で、本案に対する反対討論といたします。

○議長（畠中實弘君）

反対討論の発言でありました。

次に、陳情第1号を採択することに賛成討論の発言を許可します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。本件に対する副委員長の報告は採択です。陳情第1号は、副委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、陳情第1号は、副委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。本件に対する副委員長の報告は不採択です。陳情第4号は、副委員長報告のとおり不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第39 意見書案第4号国による  
公的森林整備の推進と国  
有林野事業の健全化を求  
める意見書

○議長（畠中實弘君）

日程第39、意見書案第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております意見書案第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第4号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここにご提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、地球温暖化で環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。今後の林政の発展に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るため、水源林等公益森林整備、地域林業木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分寄与するために、政府へ意見書を地方自治法第99条の規定により、提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣であります。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから意見書案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第40 意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する  
意見書

○議長（畠中實弘君）

日程第40、意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長長野瑛や子さん登壇〕

**○議会運営委員長（長野瑛や子さん）**

ただいま議題となっております意見書案第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法及び平成12年の過疎地域自立促進特別措置法と、4度にわたり制定された法律に基づき、各種の過疎対策事業が実施され、地域づくりに着実な成果を上げてまいりました。

しかしながら、現行過疎地域自立促進特別法の期限切れを平成22年3月末に控え、過疎地域の現状は高齢化、少子化の進行と、地域活力の減退、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活、生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅に瀕するなど、深刻な状況に直面し、今後なお解決すべき多くの課題が残されており、今後とも国を挙げて取り組むことが必要であります。

よって、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法の制定を強く要望するために、地方自治法第99条の規定により、政府への意見書を提出するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（畠中實弘君）**

これから意見書案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第41 陳情第7号「吹上町地域文化伝統行事等継承基金に係る各校区公民館の収支決算に関する書類」の適切な処理について

**○議長（畠中實弘君）**

日程第41、陳情第7号「吹上町地域文化伝統行事等継承基金に係る各校区公民館の収支決算に関する書類」の適切な処理についてを議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第42 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（畠中實弘君）

日程第42、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第43 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（畠中實弘君）

日程第43、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長、議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第44 議員派遣の件について

○議長（畠中實弘君）

日程第44、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第45 所管事務調査結果報告について

○議長（畠中實弘君）

日程第45、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

環境福祉常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君） 異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

---

△日程第46 行政視察結果報告について

○議長（畠中實弘君）

日程第46、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君） 異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、9月8日の招集から本日の最終本会議まで、23日間の長きにわたって平成20年度一般会計補正予算を初め、日置市土地開発公社の設立、その外各種の14案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議に当たりましては、議員各位からいろいろご意見、ご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、熟慮の上、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても、これまで以上に慎重に期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申しまして、簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

もう一言ご報告申し上げますけど、先ほど11時現在におきまして、鹿児島県の土砂災害警戒地域ということで、私ども日置市、また南さつま市の方が警戒区域に入っております。そのような状況で、今後の台風の方も心

配でございますけど、今から雨が多いうことでございまして、3時におきまして東市来に一時避難所7カ所、伊集院、日吉で各1カ所もう避難所を開設いたしました。

吹上地域の方は、雨の方はちょっと少ないということでございまして、今後、今から災害警戒本部を立ち上げまして、特に午後におきましては、一時災害地におきます避難所を開設したいと思っております。

そのような状況でございまして、大変あしたまで雨、台風につきまして、いろいろと議員の皆様方におきましてもご留意され、またいろいろとご報告もいただきたいというふうに思っております。本当にまことにありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（畠中實弘君）

これで平成20年第3回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

午後3時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 畠中實弘

日置市議会議員 大園貴文

日置市議会議員 漆島政人

日置市議会議員 中島 昭